

# 小鹿野町 立地適正化計画

小鹿野町

令和8(2026)年3月



# 小鹿野町立地適正化計画

---

## 目 次

---

<b>第1章</b>	<b>立地適正化計画の概要</b>	<b>1</b>
1-1	計画策定の背景・目的	2
1-2	立地適正化計画の位置付け	3
1-3	立地適正化計画の記載事項	4
1-4	計画の対象区域	5
1-5	計画期間	5
1-6	計画全体の構成	6
<b>第2章</b>	<b>現況分析・都市構造上の課題</b>	<b>7</b>
2-1	現況分析	8
2-2	都市構造上の課題	44
<b>第3章</b>	<b>将来的なまちづくりの方向性</b>	<b>47</b>
3-1	将来的なまちづくりの方向性の全体像	48
3-2	前提とする計画	49
3-3	本計画における小鹿野町の地域ビジョン	51
3-4	地域ビジョンの根底の考え方	52
3-5	5つの地域ごとの魅力・方向性	54
3-6	まちづくりの方針（ターゲット）	59
3-7	都市の骨格構造	66
<b>第4章</b>	<b>居住誘導区域</b>	<b>71</b>
4-1	居住誘導区域の基本的な考え方	72
4-2	居住誘導区域の設定方針	75
4-3	居住誘導区域の設定	77
4-4	居住促進区域の設定	88

<b>第5章 誘導施設・都市機能誘導区域</b>	<b>95</b>
5-1 都市機能誘導区域等を設定する拠点	96
5-2 誘導施設の基本的な考え方	97
5-3 誘導施設の設定	98
5-4 誘導施設	103
5-5 都市機能誘導区域の基本的な考え方	105
5-6 都市機能誘導区域の設定方針	106
5-7 都市機能誘導区域の設定	108
5-8 観光促進区域の設定	112
<b>第6章 防災指針</b>	<b>117</b>
6-1 防災指針とは	118
6-2 災害ハザード情報の収集、整理	120
6-3 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる分析	121
6-4 地域ごとの防災上の課題の整理	142
6-5 地域ごとの防災上の課題を踏まえた取組方針の検討	144
6-6 取組施策、スケジュール	147
<b>第7章 誘導施策</b>	<b>149</b>
7-1 誘導施策の設定の考え方	150
7-2 誘導施策の設定	150
<b>第8章 まちづくりの実現に向けて</b>	<b>171</b>
8-1 評価指標の設定	172
8-2 進行管理	177
<b>参考資料</b>	<b>179</b>
参考-1 検討体制	180
参考-2 委員名簿	181
参考-3 検討過程	182
参考-4 住民参加	183
参考-5 用語解説	186

# 第1章

## 立地適正化計画の概要



1-1	計画策定の背景・目的	2
1-2	立地適正化計画の位置付け	3
1-3	立地適正化計画の記載事項	4
1-4	計画の対象区域	5
1-5	計画期間	5
1-6	計画全体の構成	6



## 第1章 | 立地適正化計画の概要

本章では、計画の概要として、計画策定の背景・目的、計画の位置付け、計画期間、計画全体の構成等を示します。

### 1-1. 計画策定の背景・目的

#### (1) 立地適正化計画制度の背景

近年のまちづくりにおいては、全国的な人口減少や少子高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営とすることが求められています。

また、環境負荷の低減、頻発・激甚化する災害への対応など、多岐にわたる諸課題にも対応できるまちづくりが求められています。

そのような、人口が減少する中でも、各種の都市機能を中心的な拠点等に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導して、生活サービスへのアクセスを確保しながら一定のエリアにおいて人口密度を維持するといった「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方が有効とされています。国においても、平成26(2014)年8月の改正都市再生特別措置法で立地適正化計画制度を創設し、各自治体での策定・運用を通じて、持続可能なまちづくりを推進していくものとしています。

#### 《 「コンパクト・プラス・ネットワーク」に期待される効果 》

##### 【 サービス産業の生産性向上 】

サービス産業は、その立地場所における需要(人口密度)が高いほど生産性が高くなる(付加価値額が高い)。

##### 【 行政コストの縮減、地価の維持・上昇 】

コンパクトなまちでは、行政サービスが効率化されコストが縮減される。また、密度の高いまちほど地価が高く、上昇幅も大きい(下落幅が小さい)。

##### 【 健康の増進 】

都市の人口密度が高いほど、歩行機会が多い。歩く習慣は、生活習慣病の予防、医療費の削減効果もみられる。

##### 【 環境負荷の低減 】

都市の人口密度が高いほど、1人当たりの自動車交通によるCO<sub>2</sub>排出量が少なくなる。

出典:立地適正化計画の手引き【基本編】(国土交通省)

## (2) 小鹿野町立地適正化計画の目的

本町は、平成17(2005)年に旧小鹿野町と旧両神村が合併して現在の小鹿野町となり、総合振興計画等に基づくまちづくりを着実に進めてきました。

そのような中、本町においても、全国的な傾向と同様に、人口減少が進む見込みであり、少子高齢化も進行している状況です。令和27(2045)年には令和2(2020)年の半数以下の総人口になると予測されており、高齢化の進行に伴う税収負担の増加も懸念されています。更に、令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて、20代から30代の若年女性人口が半減する見込みであり、将来消滅する可能性がある自治体(消滅可能性自治体)として指摘されています。こうした状況に的確に対応するためには、効果的な取組を進めていく必要があります。

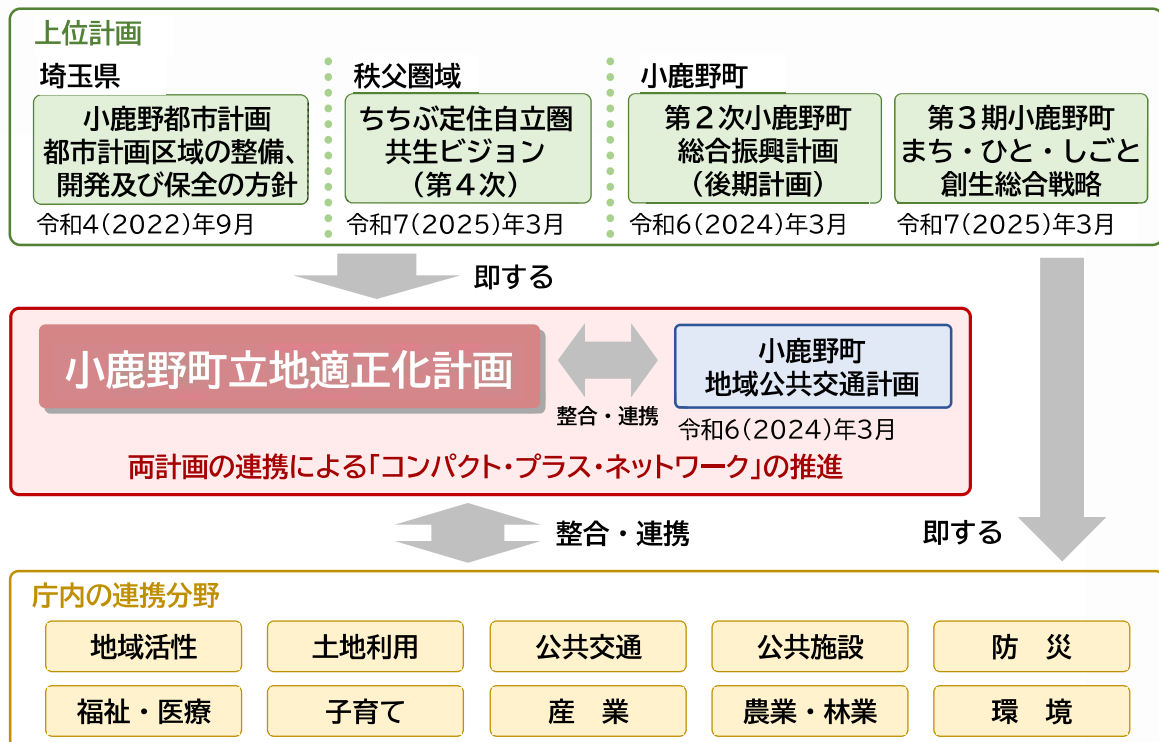
このような状況を踏まえ、立地適正化計画の策定により義務付けられる届出制度や、活用可能となる補助制度等を用いながら、国が将来望ましい姿として示す「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、利便性の高い持続可能なまちづくりを推進するため、町独自の取組方針や施策等をまとめた、「小鹿野町立地適正化計画」を策定するものです。

### 1-2. 立地適正化計画の位置付け

本計画は、埼玉県等が策定する計画や、小鹿野町の最上位計画である「第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)」等に即しています。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指し、公共交通ネットワークの形成に向けた取組等を示した「小鹿野町地域公共交通計画」とも十分な連携を図ります。

#### 《 上位・関連計画との関係性 》





## 1-3. 立地適正化計画の記載事項

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、市町村が都市計画区域内で住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために作成できるものとされています。

計画の記載事項としては、次の内容を記載することとなっています。

### 《 立地適正化計画の記載事項 》

#### I. 立地の適正化に関する基本的な方針

計画により目指すべき将来の都市像を設定します。

#### II. 居住誘導区域

人口減少の中にあっても人口密度を維持して、生活サービスやコミュニティが保たれるように住まいを維持・誘導する区域を設定します。

#### III. 都市機能誘導区域

商業・医療・福祉等の日常生活に必要な施設をまちの中心市街地の近く等に誘導して、まちをより便利にしていく区域を設定します。

#### IV. 誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、地域の特性等に応じて、まちをより便利にしていくために必要な施設を設定します。

#### V. 防災指針

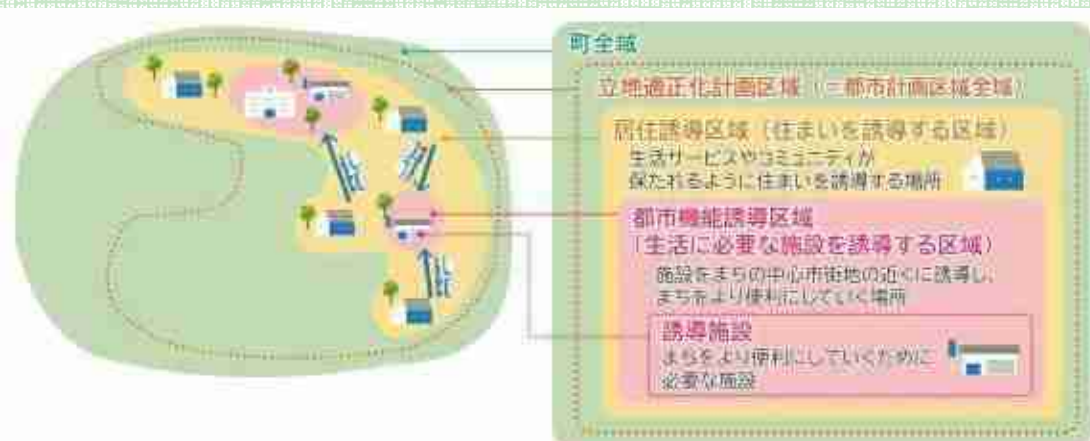
居住誘導区域等での災害リスクを分析して、防災・減災に必要と考えられる取組施策等を設定します。

#### VI. 誘導施策

誘導施設や住まいを誘導するために必要となる施策を設定します。

#### VII. 目標値の設定・評価方法

施策等の達成状況や効果を評価・分析するための目標値を設定します。



## 1-4. 計画の対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市計画区域内が基本とされています。本町においても、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定に当たっては、都市計画区域内を対象に設定を行います。

一方、都市計画区域外についても、旧両神村の中心地や広大な山間部など、本町の特徴である土地利用を有しており、本町の将来的なまちづくりを検討する上で重要な要素であるため、本計画の対象区域としては、町全域を対象とします。

### 《 計画の対象区域 》



## 1-5. 計画期間

居住や都市機能の維持・誘導は、計画的な時間軸の中で進めていくべきことから、立地適正化計画では、おおむね20年後の都市の姿を展望するものとされています。

そのため、本計画についても、計画期間は、令和8(2026)年度から令和27(2045)年度までのおおむね20年間とします。

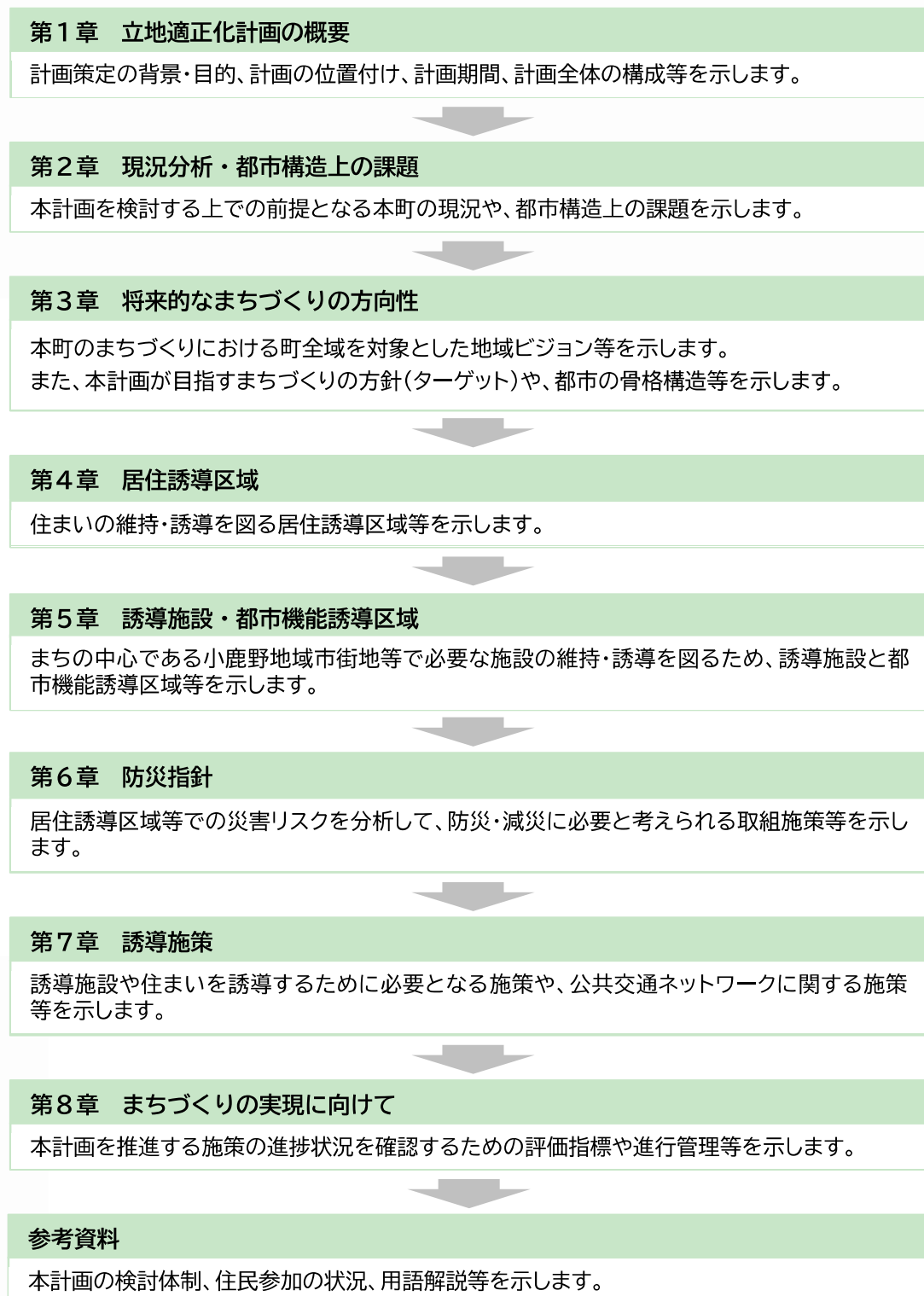
なお、立地適正化計画を作成した場合は、おおむね5年ごとに施策の実施状況について、調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画の見直しを行うものとされていることから、本計画においても、その考え方にに基づき計画期間内での運用を行います。



## 1-6. 計画全体の構成

本計画の全体の構成、各章の内容は以下のとおりです。

前項で示した立地適正化計画の記載事項を網羅した上で、町独自の内容として、全町的な視点より地域ビジョンを提示します。



## 第2章

### 現況分析・都市構造上の課題



2-1	現況分析	8
2-2	都市構造上の課題	44



## 第2章 | 現況分析・都市構造上の課題

本章では、本計画を検討する上での前提となる本町の現況や、都市構造上の課題を示します。

### 2-1. 現況分析

#### (1) 人口

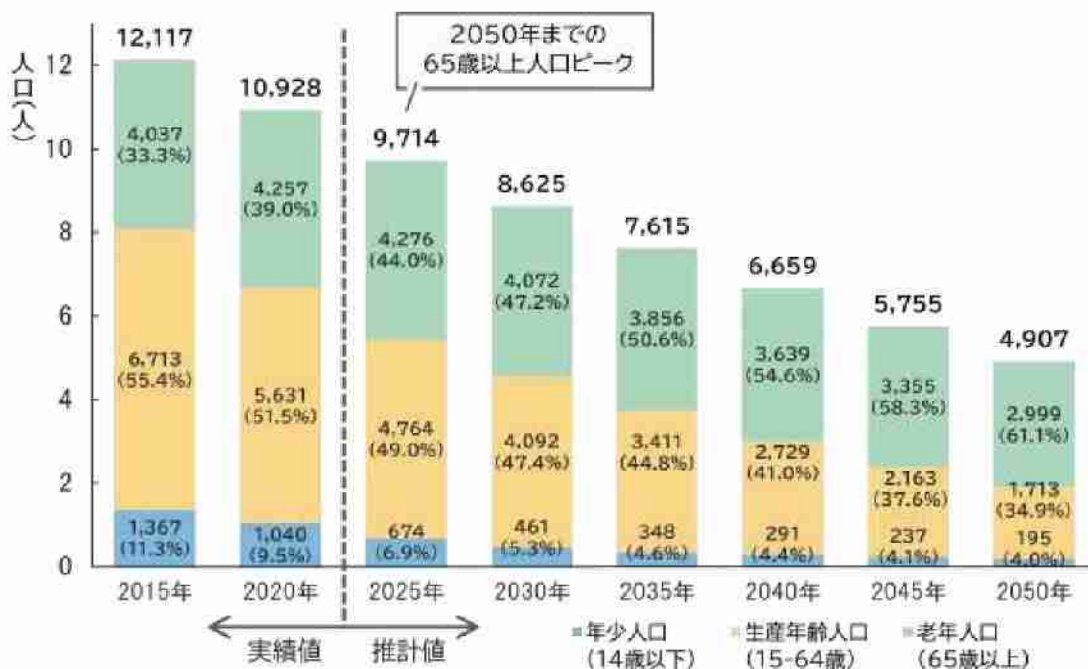
##### 1) 人口の推移

###### ①総人口

#### 本町の総人口は令和32(2050)年には現在の半数以下に減少見込み

- 本町の総人口は、減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32(2050)年には令和2(2020)年の半数以下である4,907人になることが見込まれています。
- 年齢3区分別にみると、老年人口(65歳以上)も令和7(2025)年にピークをむかえ、減少することが見込まれていますが、年少人口(14歳以下)や生産年齢人口(15~64歳)も減少することに伴い、令和32(2050)年には高齢化率が60%を超えることが見込まれています。

#### ≪ 年齢3区分別の総人口の推移 ≫



出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(2023年12月推計)

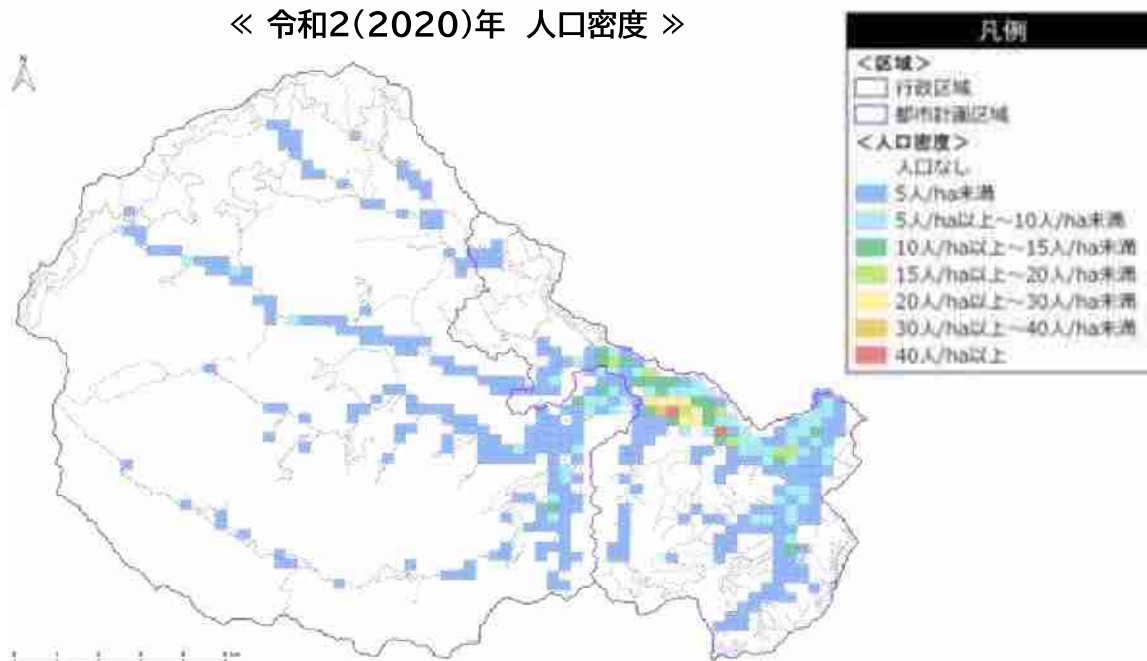
## ②人口密度

### 全町的な人口減少とともに人口密度も低下

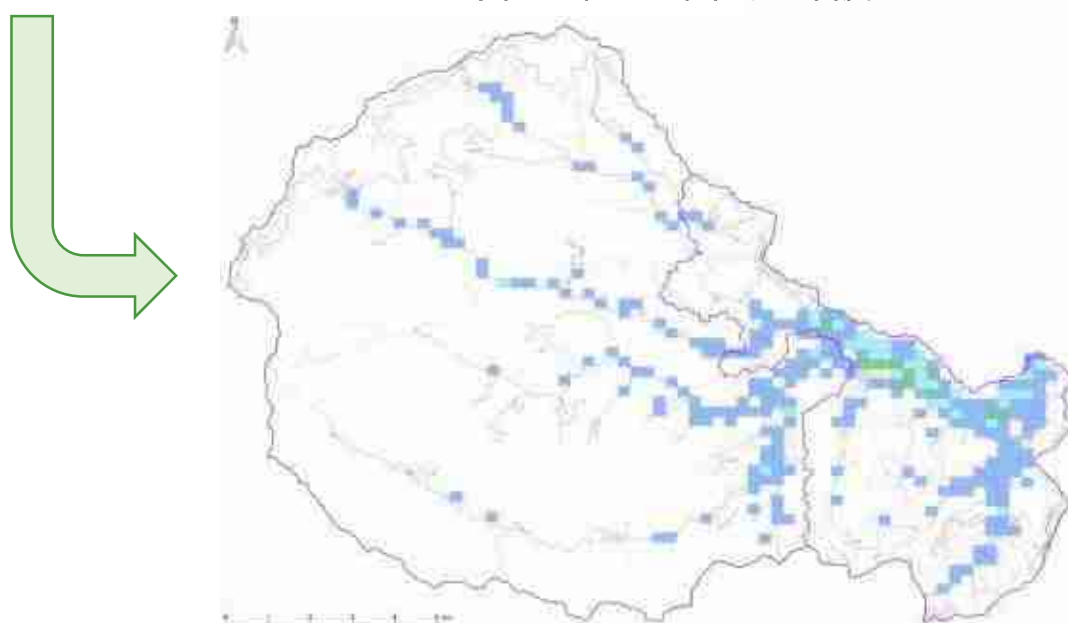
■令和2(2020)年時点では、町営住宅笠原団地や町役場周辺において人口密度が高く、20人/ha以上のエリアが複数みられます。その他のエリアの多くでは、5人/ha未満の人口密度となっています。

■25年後の令和27(2045)年には、20人/ha以上の人口密度を維持しているのは町営住宅笠原団地付近のみとなり、5人/ha未満のエリアの減少も多く見込まれています。

#### ≪ 令和2(2020)年 人口密度 ≫



#### ≪ 令和27(2045)年 人口密度 ≫



出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(2023年12月推計)

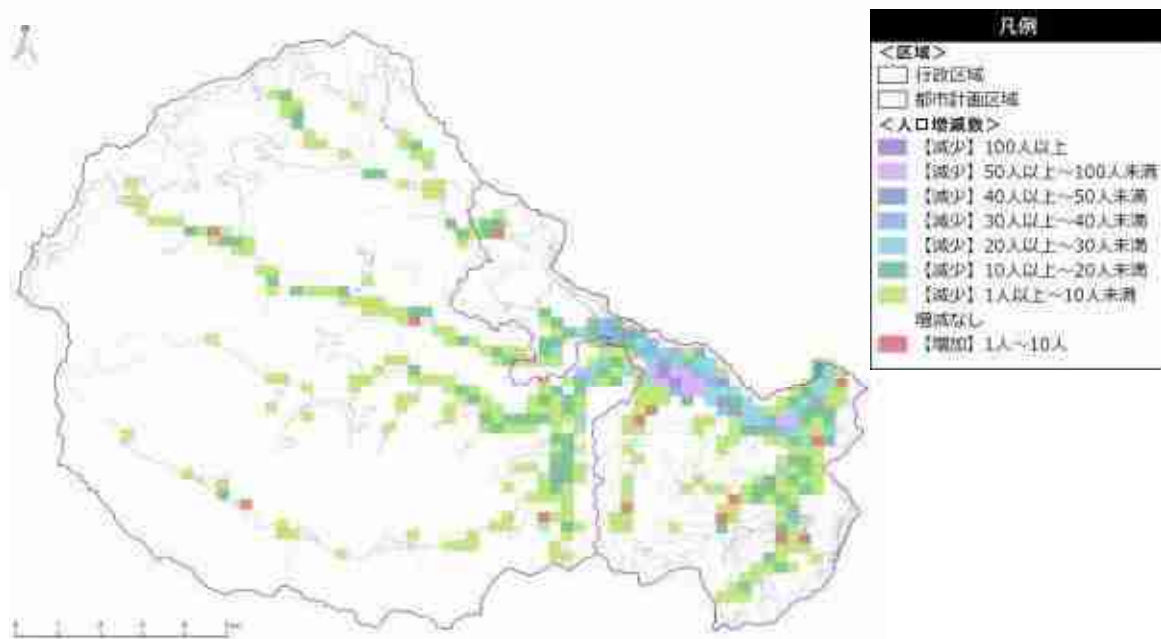
### ③人口増減

#### 人口減少率40%以上のエリアが町全域にわたり多く存在

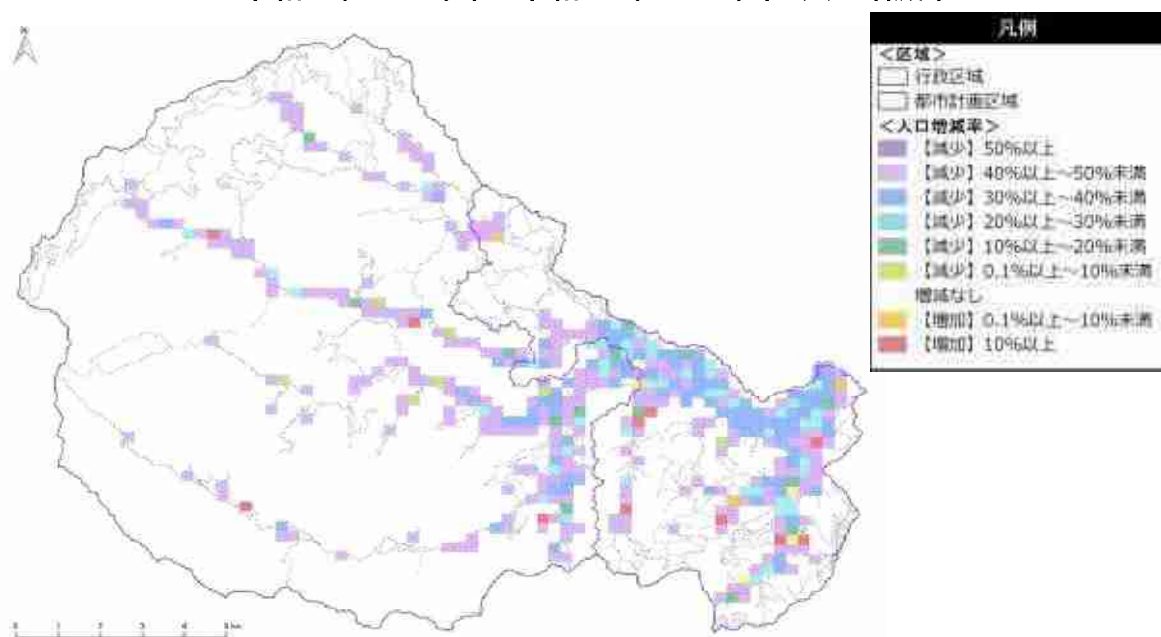
■令和2(2020)年～令和27(2045)年にかけての人口増減数をみると、町全域での減少が見込まれており、町営住宅笠原団地や町役場周辺において50人以上の減少が見込まれているエリアが多くなっています。

■令和2(2020)年～令和27(2045)年にかけての人口増減率をみると、減少率40%以上のエリアが多くなることが見込まれており、これらのエリアは町全域で見られます。

#### ≪ 令和2(2020)年～令和27(2045)年 人口増減数 ≫



#### ≪ 令和2(2020)年～令和27(2045)年 人口増減率 ≫



出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(2023年12月推計)

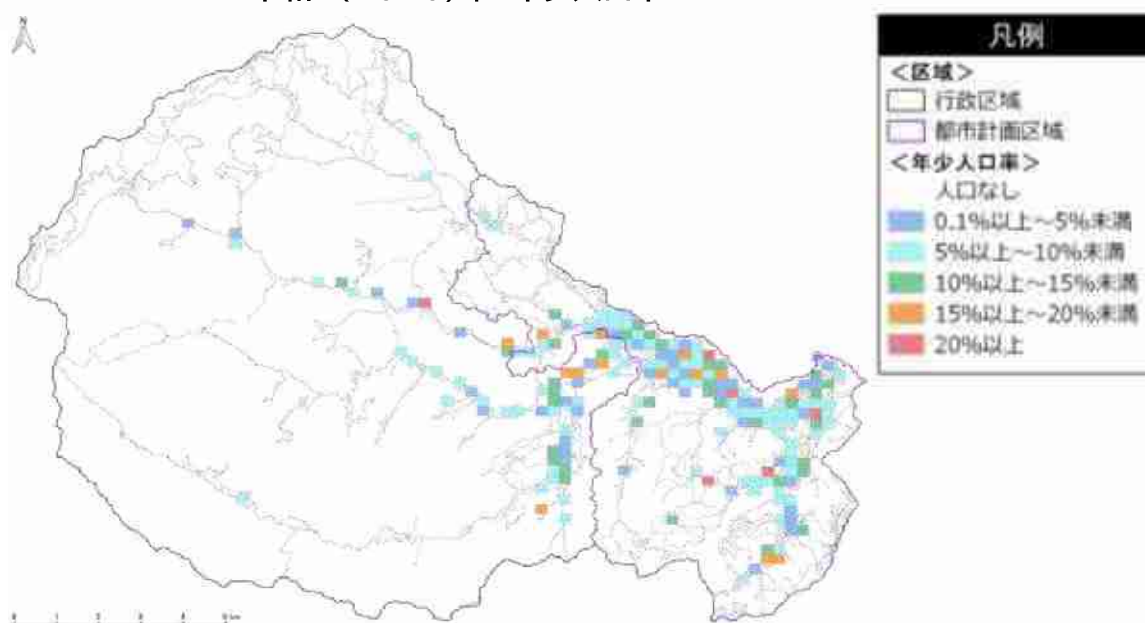
#### ④年少人口率

##### 将来的な年少人口は国道299号沿いに集中する見込み

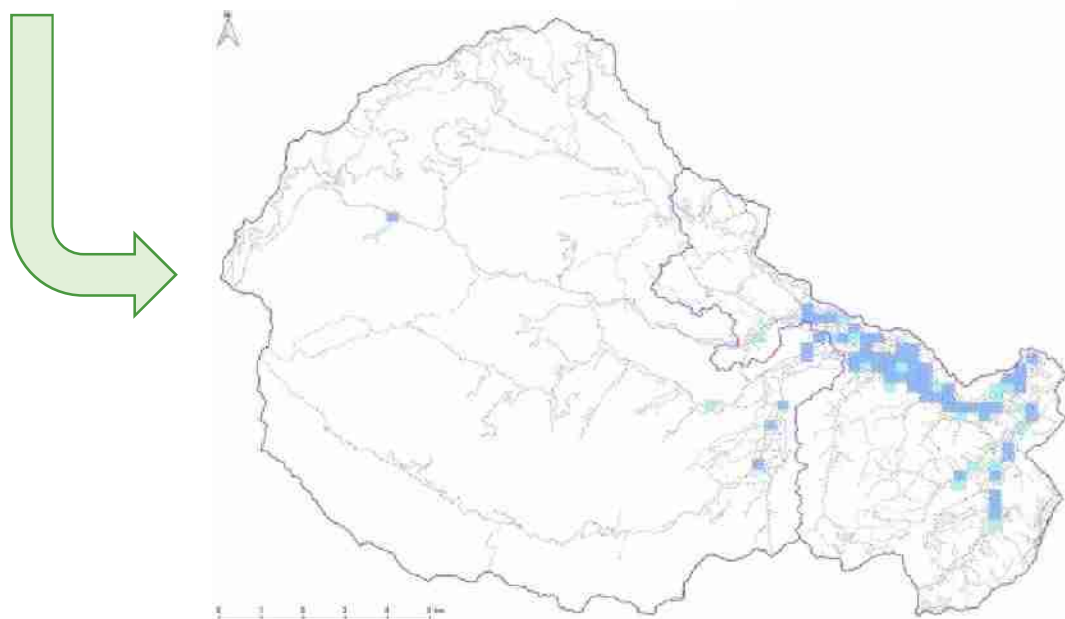
■令和2(2020)年時点では、国道299号沿いの小鹿野地区や下小鹿野地区において、15%以上のエリアが複数みられます。その他のエリアでは、5%以上~10%未満が多くみられます。

■25年後の令和27(2045)年には、全てのエリアが10%未満となり、年少人口が居住しているエリアも国道299号沿いの小鹿野地区、下小鹿野地区、飯田地区に集中することが見込まれています。

##### ≪ 令和2(2020)年 年少人口率 ≫



##### ≪ 令和27(2045)年 年少人口率 ≫



出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(2023年12月推計)

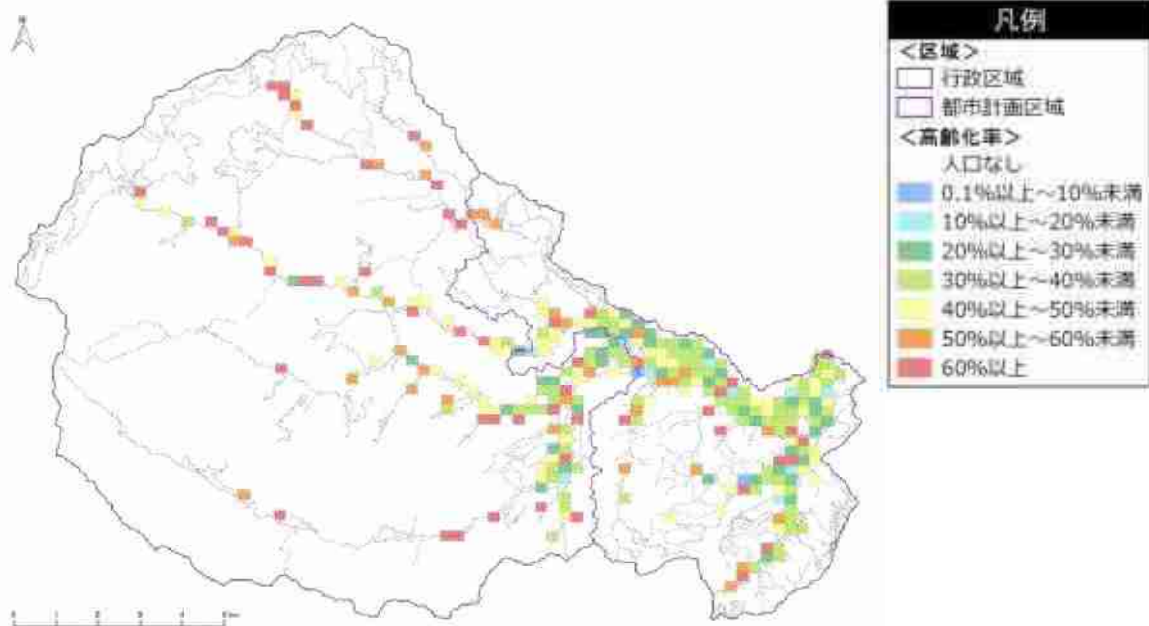


### ⑤高齡化率

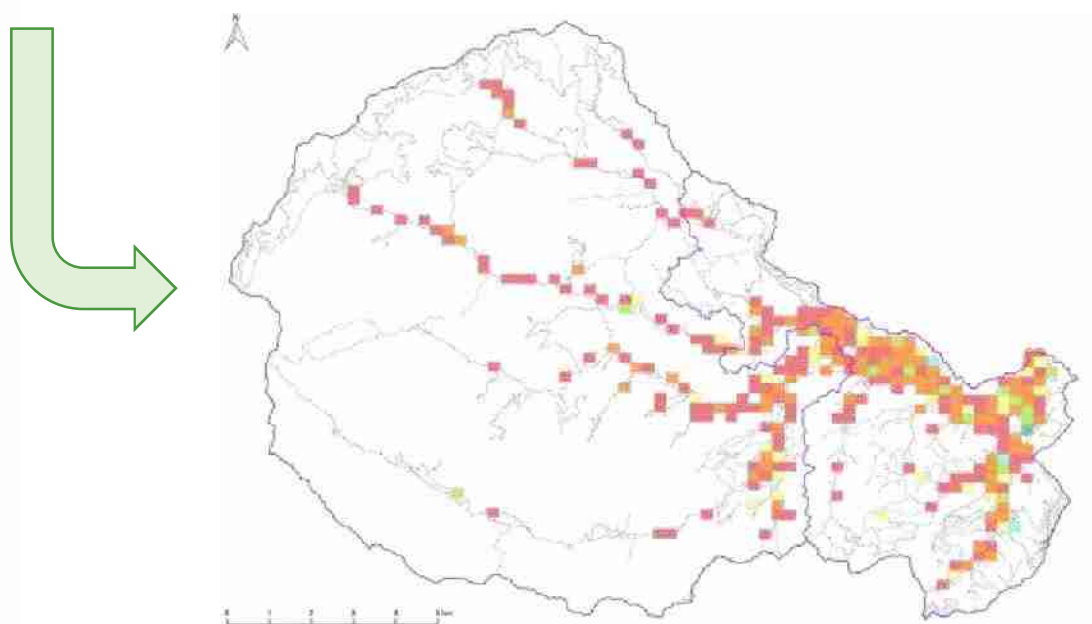
#### 将来的に更に進展する高齡化率

- 令和2(2020)年時点では、町の多くのエリアが 30%以上～40%未満となっており、都市計画区域外の国道299号や県道282号沿いにおいては、50%以上のエリアが多くみられます。
- 25年後の令和27(2045)年には、町のおおむね全域が50%以上になることが見込まれています。

#### 《 令和2(2020)年 高齡化率 》



#### 《 令和27(2045)年 高齡化率 》



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(2023年12月推計)

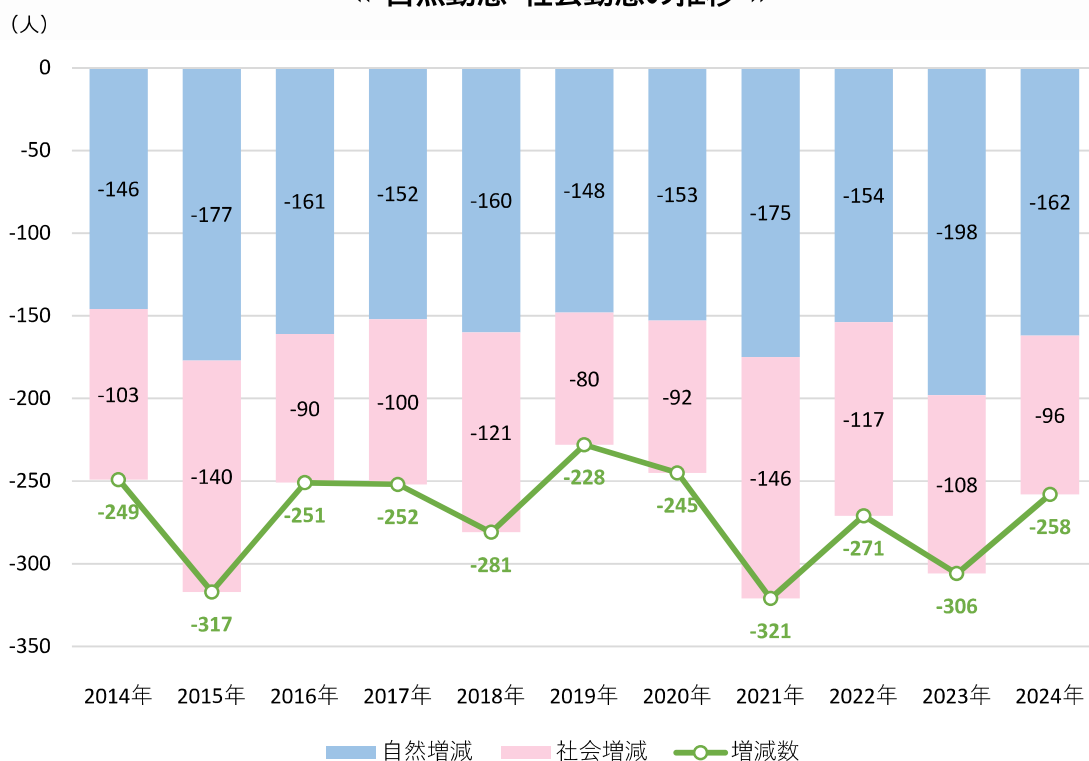
## 2) 人口動態

### ① 自然動態・社会動態

#### 過年度より継続的な社会減少と自然減少

- 平成26(2014)年～令和6(2024)年の人口動態をみると、毎年250人前後の減少で推移し、令和3(2021)年が321人と最も多くなっています。
- 減少における割合は、自然減少が約6割、社会減少が約4割で推移しています。

#### ≪ 自然動態・社会動態の推移 ≫



出典：住民基本台帳

### (2) 土地利用

#### 1) 土地利用現況

都市的な土地利用や田・畑は幹線道路沿いを主にまとまって形成

■本町は山林としての土地利用割合が最も多く、総面積の86.8%を占めています。

■住宅用地、商業用地、工業用地などの都市的土地利用は、都市計画区域の国道299号沿いを中心にみられ、その他では県道37号、43号、209号、279号などの幹線道路沿いに多くみられます。

#### ◀ 土地利用現況 ▶



出典：都市計画基礎調査(2020年)

凡例	
<b>&lt;区域&gt;</b>	
行政区域	工業用地
都市計画区域	森林商業施設用地
<b>&lt;土地利用&gt;</b>	
田	公共施設用地(幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く)
畑	公共施設用地(幼稚園、保育園)
山林	公共施設用地(病院・診療所)
水田	公共施設用地(老人ホーム)
その他の自然地	公共施設用地(幼稚園、浄水場)
住宅用地	その他の空地①(ゴルフ場(民間も含む))
商業用地	その他の空地②(太陽光発電のシステムを遊離整備している土地)
	その他の空地③(改築工事中の土地、更地、残土・資材置場)

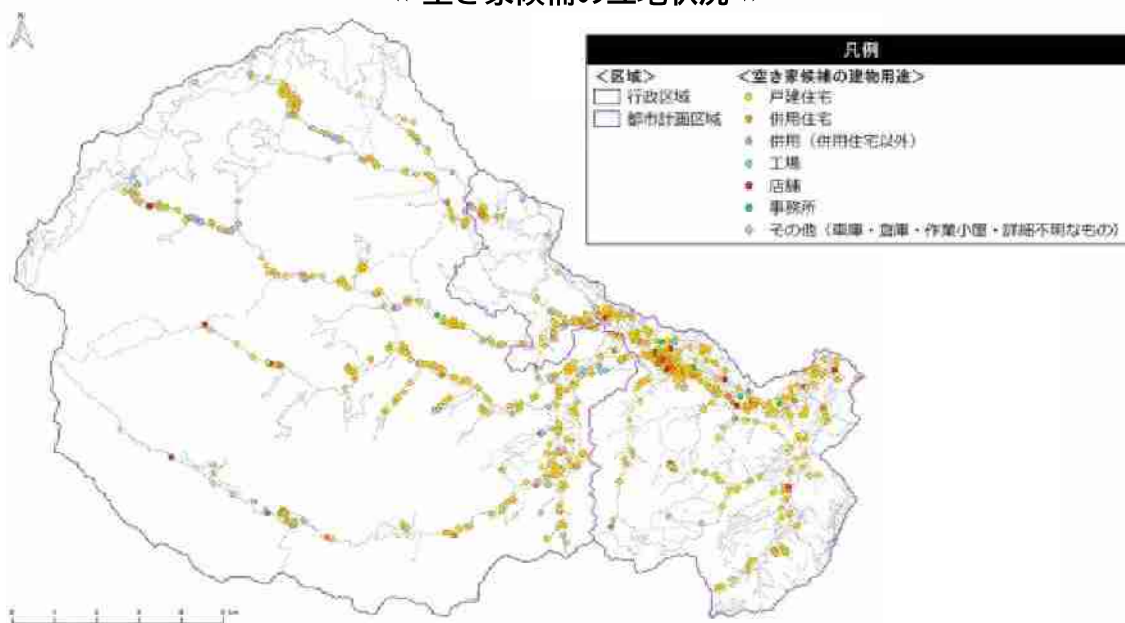
## 2) 空き家・空き地

### 全町的な空き家候補の存在と小鹿野地域市街地で多くみられる空き地

■空き家候補は962棟(令和5(2023)年10月調査時点)あり、そのうち戸建住宅が79.8%(768棟)を占めており、町役場周辺など町の中心的なエリアだけではなく、藤倉地区や河原沢地区など町西部の都市計画区域外においても多くみられます。

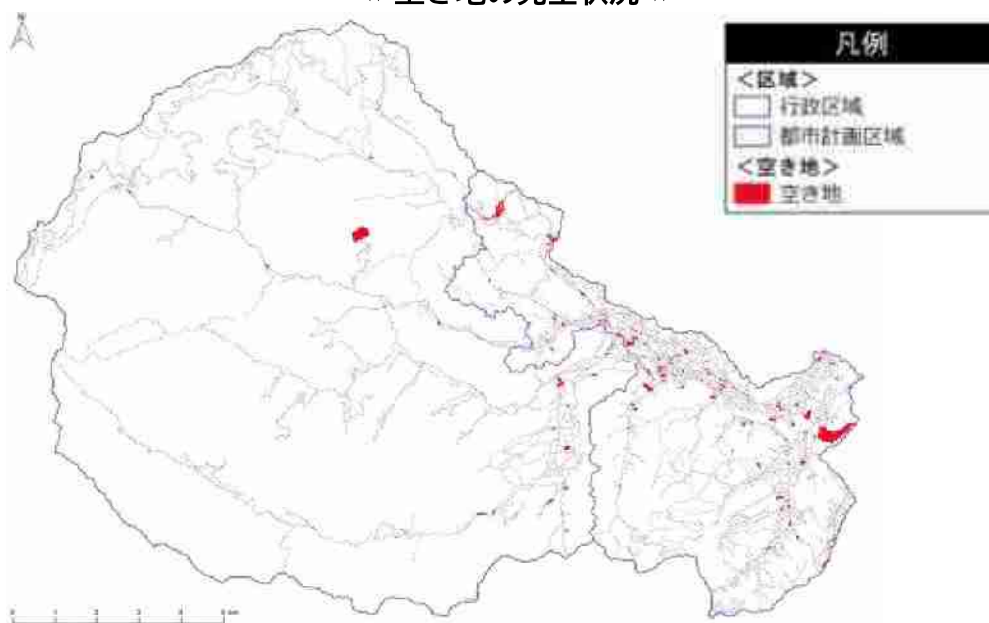
■空き地は167か所となっており、小鹿野地域市街地で多くみられます。区域別にみると、76.0%(127か所)が都市計画区域、24.0%(40か所)が都市計画区域外となっています。

#### 《 空き家候補の立地状況 》



出典:小鹿野町空き家実態調査(2024年3月)

#### 《 空き地の発生状況 》



出典:都市計画基礎調査(2020年)

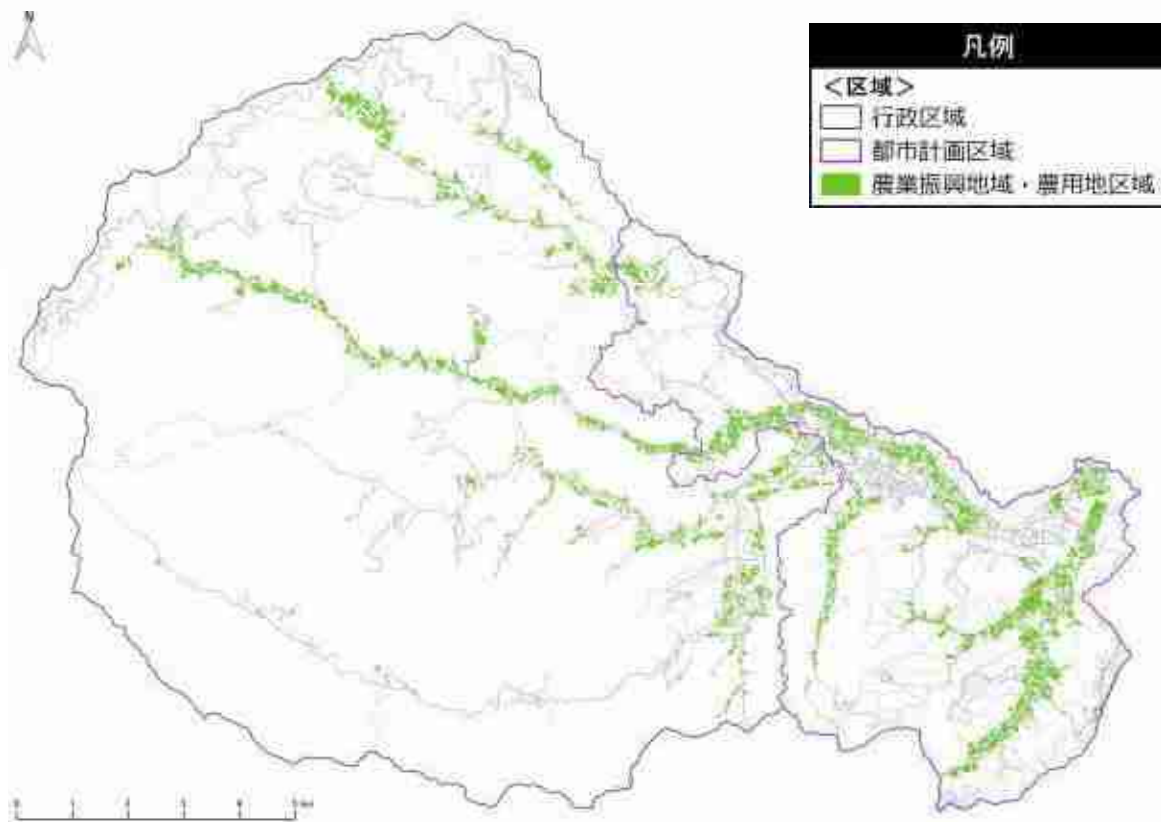


### 3) 土地利用の法規制状況

#### 町内の田・畑の多くに農業振興地域・農用地区域を指定

- 国道299号などの幹線道路沿いを中心として、町の広範囲にわたり農業振興地域・農用地区域が指定されています。

#### 《 土地利用の法規制状況 》



出典:小鹿野町資料

#### 4) 土地利用構想に係る状況

##### 小鹿野地域市街地等での主に商業・住宅を想定した土地利用の構想

- 第1次小鹿野町国土利用計画では、町のおおむね全域が自然公園地域・林間地域として位置付けられています。
- 都市的商業地域は小鹿野地区、都市的住宅地域は国道299号沿いの小鹿野地区、下小鹿野地区、飯田地区や般若地区と両神薄地区の一部で位置付けられています。
- その他に、観光レクリエーションゾーンが10か所位置付けられています。

##### ≪ 土地利用構想図(第1次小鹿野町国土利用計画) ≫



出典:第1次小鹿野町国土利用計画



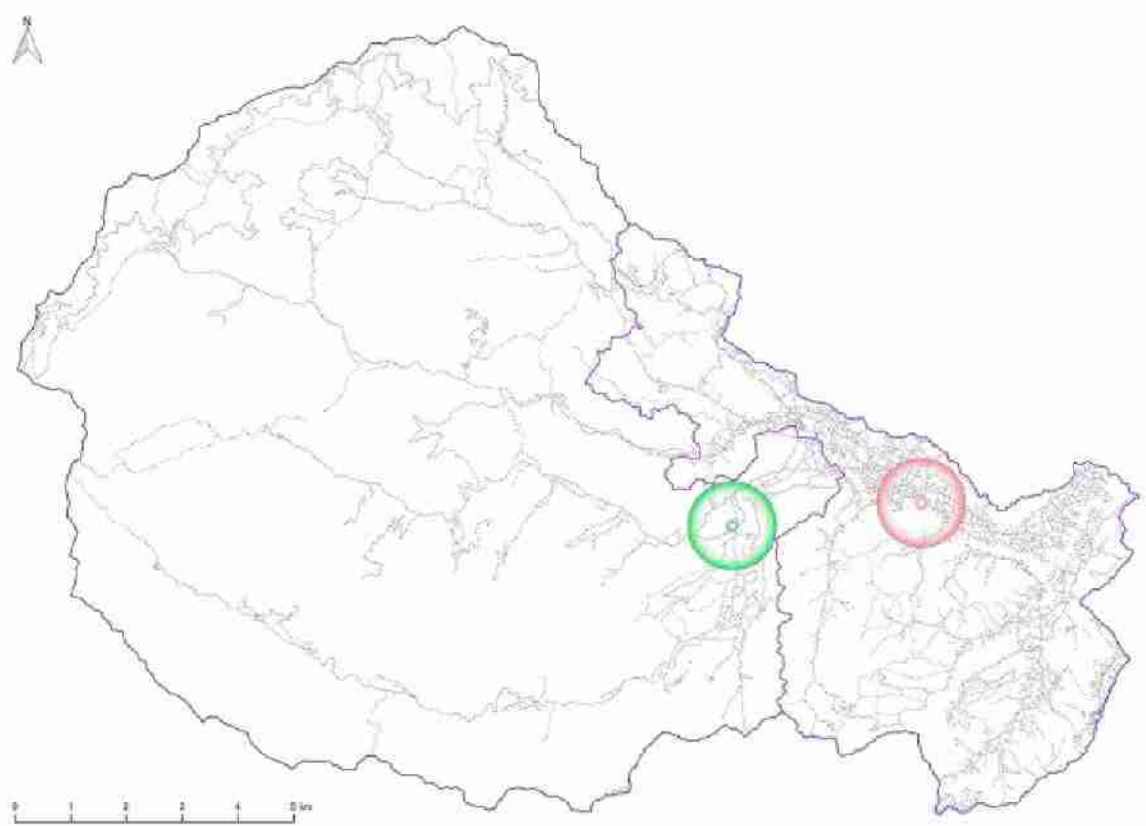
### (3) 都市機能

#### 1) 行政施設

##### 行政サービスを提供する2か所の町役場の立地

- 行政施設の立地状況は、町役場が1施設、町役場両神振興会館が1施設となっています。
- 令和2(2020)年の国勢調査を基に算出した行政施設の一般的な徒歩圏に居住している人口は、2,569人となっており、全住民の23.5%をカバーしています。

##### 《 行政施設の立地状況 》



出典:小鹿野町資料

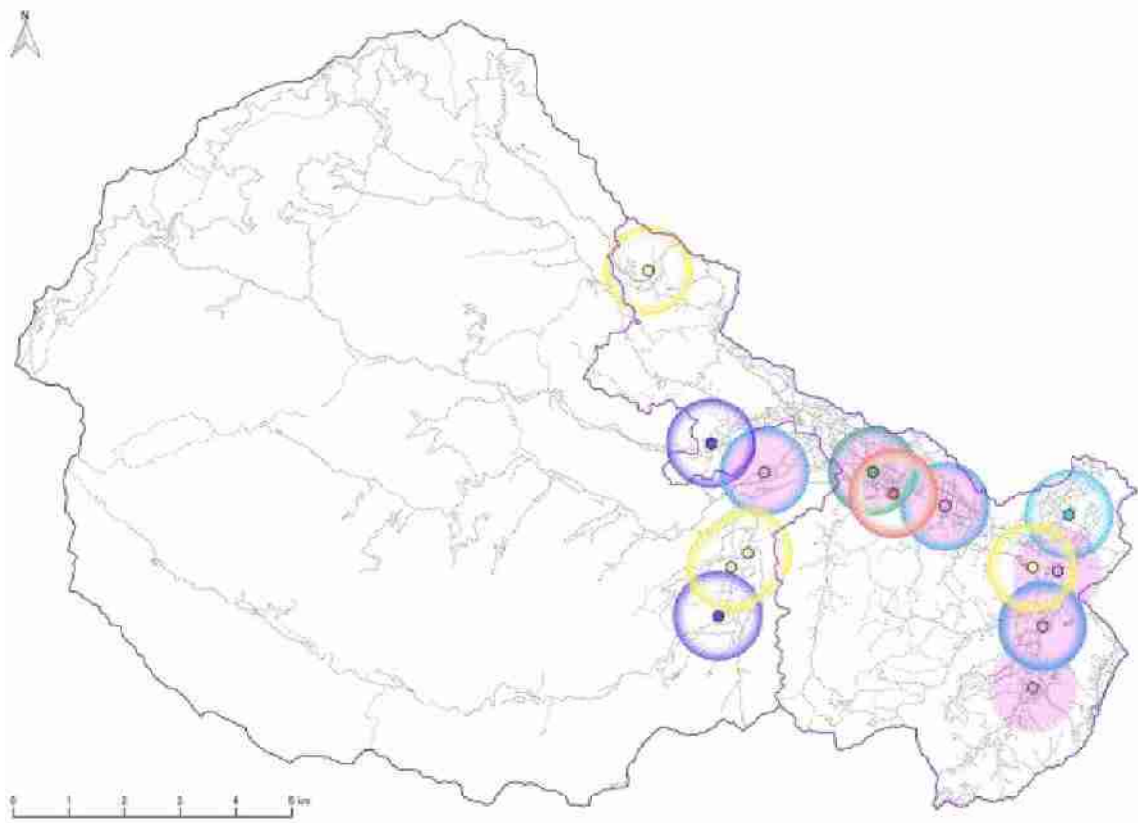
凡例		
<区域>	<行政施設>	<一般的な徒歩圏>
□ 行政区域	● 町役場	■ 町役場800m圏
□ 都市計画区域	● 町役場両神振興会館	■ 町役場両神振興会館800m圏

## 2) 高齢者福祉施設

### 都市計画区域内や両神地域中心地等での分散的な高齢者福祉施設の立地

- 高齢者福祉施設の立地状況は、地域包括支援センターが1施設、通所系施設が4施設、訪問系施設が8施設、入所系施設が10施設、小規模多機能施設が1施設、その他社会福祉施設が7施設となっています。
- 令和2(2020)年の国勢調査を基に算出した高齢者福祉施設の一般的な徒歩圏に居住している人口は、7,444人となっており、全住民の68.1%をカバーしています。

### 《 高齢者福祉施設の立地状況 》



出典：埼玉県資料、小鹿野町資料、小鹿野町公共施設等総合管理計画

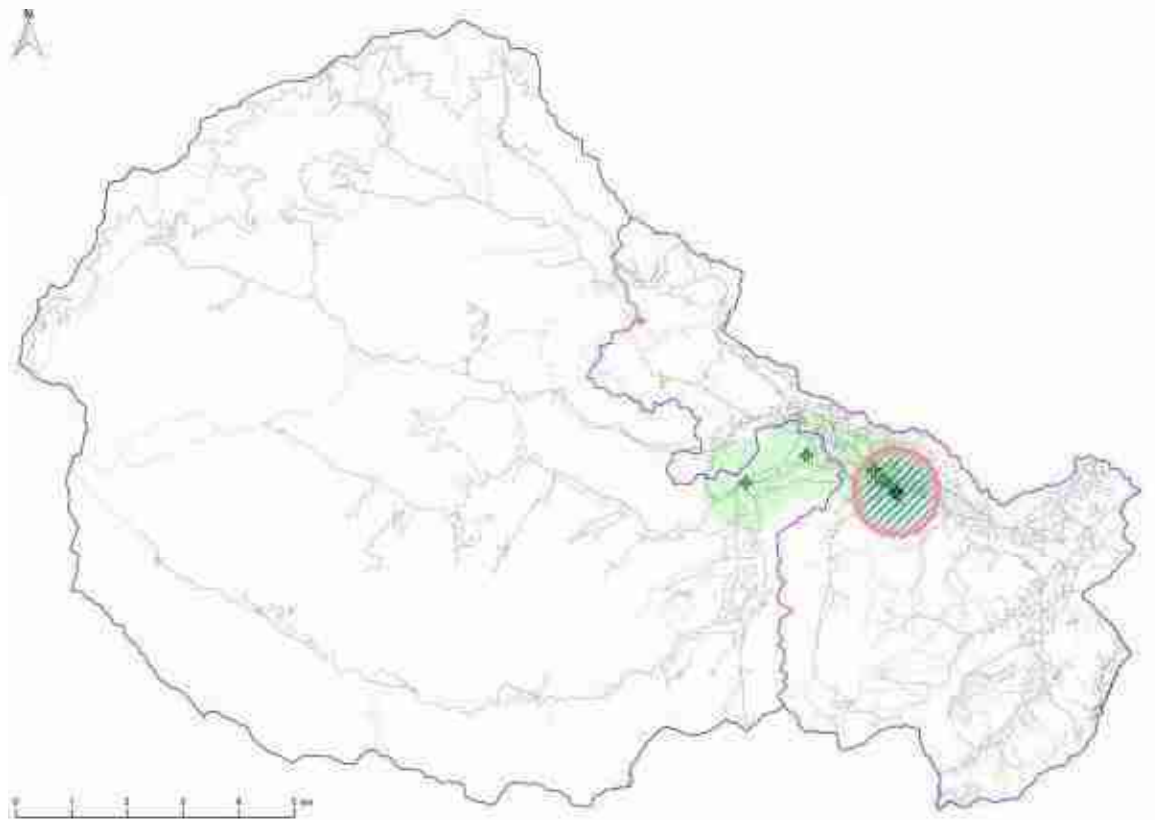
凡例		
<区域>	<高齢者福祉施設>	<一般的な徒歩圏>
行政区域	地域包括支援センター	地域包括支援センター800m圏
都市計画区域	通所系施設	通所系施設800m圏
	訪問系施設	訪問系施設800m圏
	入所系施設	入所系施設800m圏
	小規模多機能施設	小規模多機能施設800m圏
	その他社会福祉施設	その他社会福祉施設800m圏

### 3) 医療施設

#### 小鹿野地域市街地を主とした医療施設の立地

- 医療施設の立地状況は、保健福祉センターが1施設、病院が1施設、診療所(内科又は外科)が5施設となっています。
- 令和2(2020)年の国勢調査を基に算出した医療施設の一般的な徒歩圏に居住している人口は、4,033人となっており、全住民の36.9%をカバーしています。

#### 《 医療施設の立地状況 》



出典:秩父郡市医師会資料

凡例		
<b>&lt;区域&gt;</b>	<b>&lt;医療施設&gt;</b>	<b>&lt;一般的な徒歩圏&gt;</b>
□ 行政区域	+ 保健福祉センター	保健福祉センター800m圏
□ 都市計画区域	+ 病院	病院800m圏
	+ 診療所 (内科又は外科)	診療所(内科又は外科) 800m圏

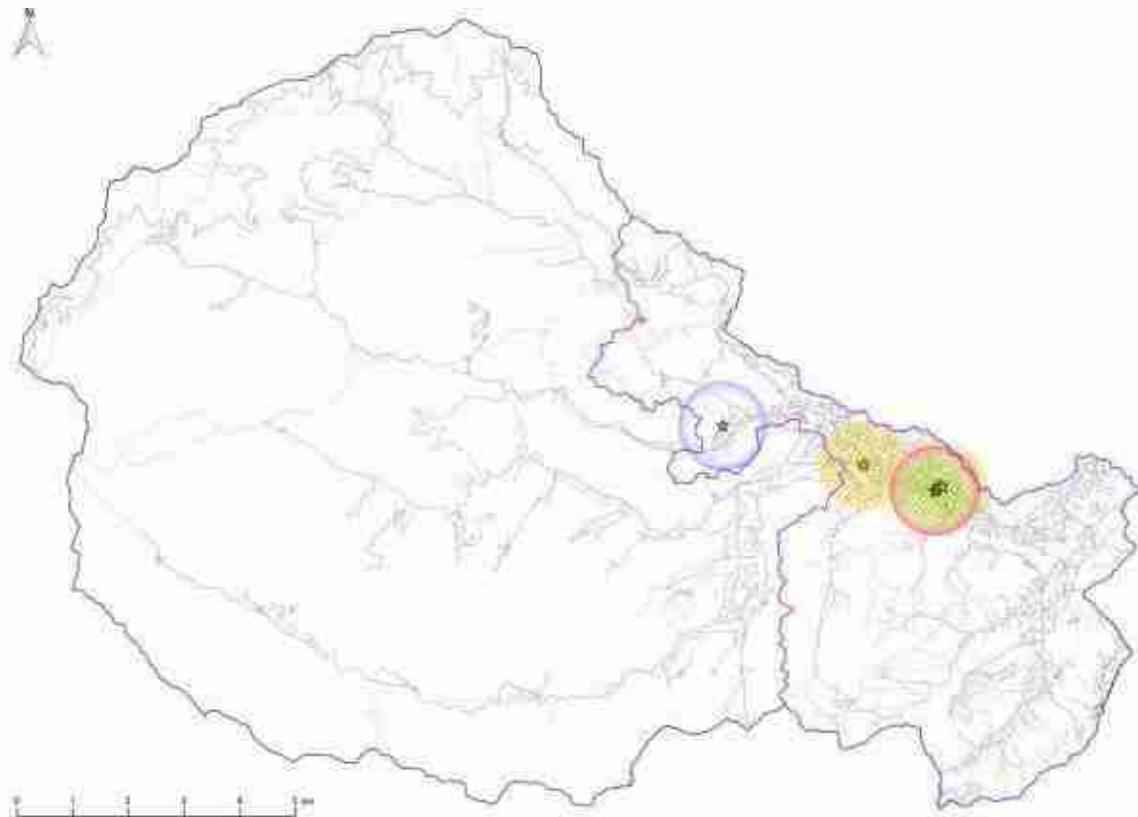
#### 4) 子育て施設

##### 小鹿野地域市街地を主とした子育て施設の立地

■子育て施設の立地状況は、子育て支援センターが1施設、保育所が1施設、認定こども園が1施設、学童保育室が3施設となっています。

■令和2(2020)年の国勢調査を基に算出した子育て施設の一般的な徒歩圏に居住している人口は、4,185人となっており、全住民の38.3%をカバーしています。

##### 《 子育て施設の立地状況 》



出典:小鹿野町資料

凡例		
<区域>	<子育て施設>	<一般的な徒歩圏>
行政区域	☆ 子育て支援センター	子育て支援センター800m圏
都市計画区域	☆ 保育所	保育所800m圏
	☆ 認定こども園	認定こども園800m圏
	☆ 学童保育室	学童保育室800m圏

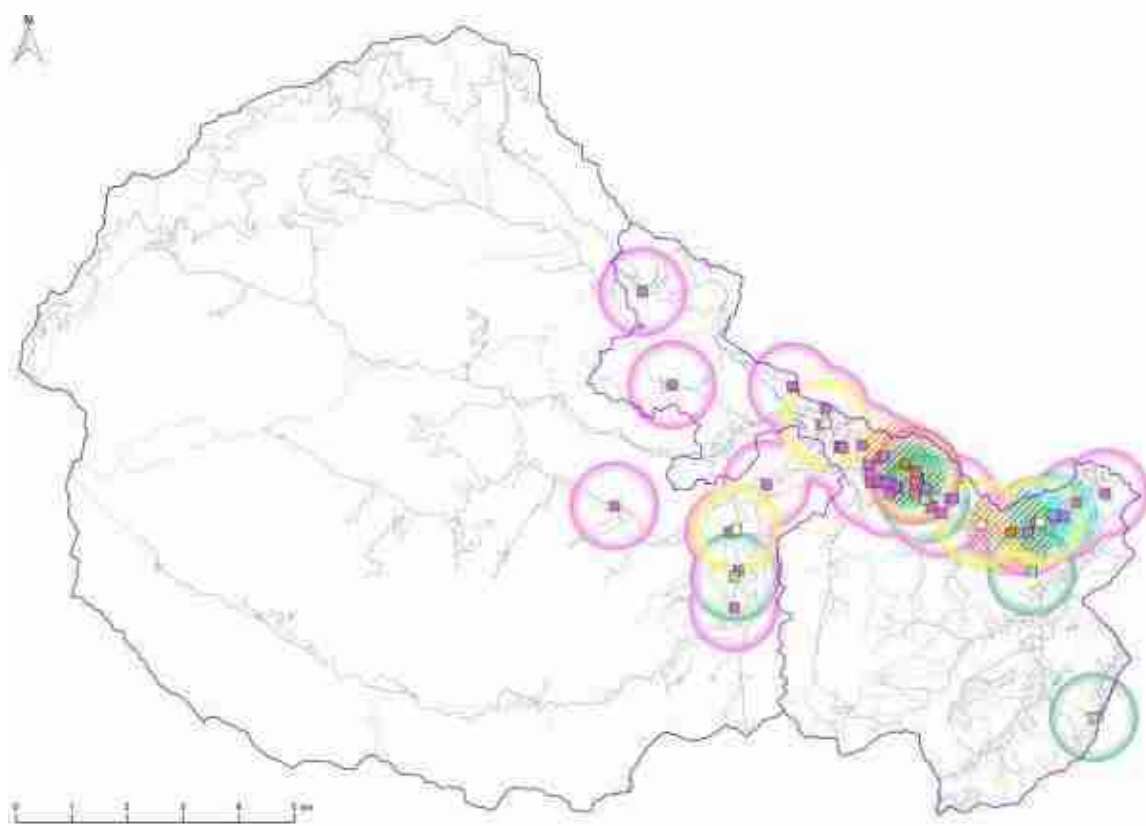
### 5) 商業施設

#### 幹線道路沿いを主としたスーパーマーケット等の商業施設の立地

■商業施設の立地状況は、スーパーマーケットが2施設、ドラッグストアが3施設、ホームセンターが2施設、コンビニエンスストアが5施設、農林産物直売所が4施設、飲食店が41施設となっています。

■令和2(2020)年の国勢調査を基に算出した商業施設の一般的な徒歩圏に居住している人口は、8,298人となっており、全住民の75.9%をカバーしています。

#### 《 商業施設の立地状況 》



出典：全国スーパーマーケット・ディスカウントショップマップ、iタウンページ、  
日本全国ドラッグストア・調剤薬局マップ、小鹿野町資料、小鹿野町テイクアウトのできる飲食店 MAP

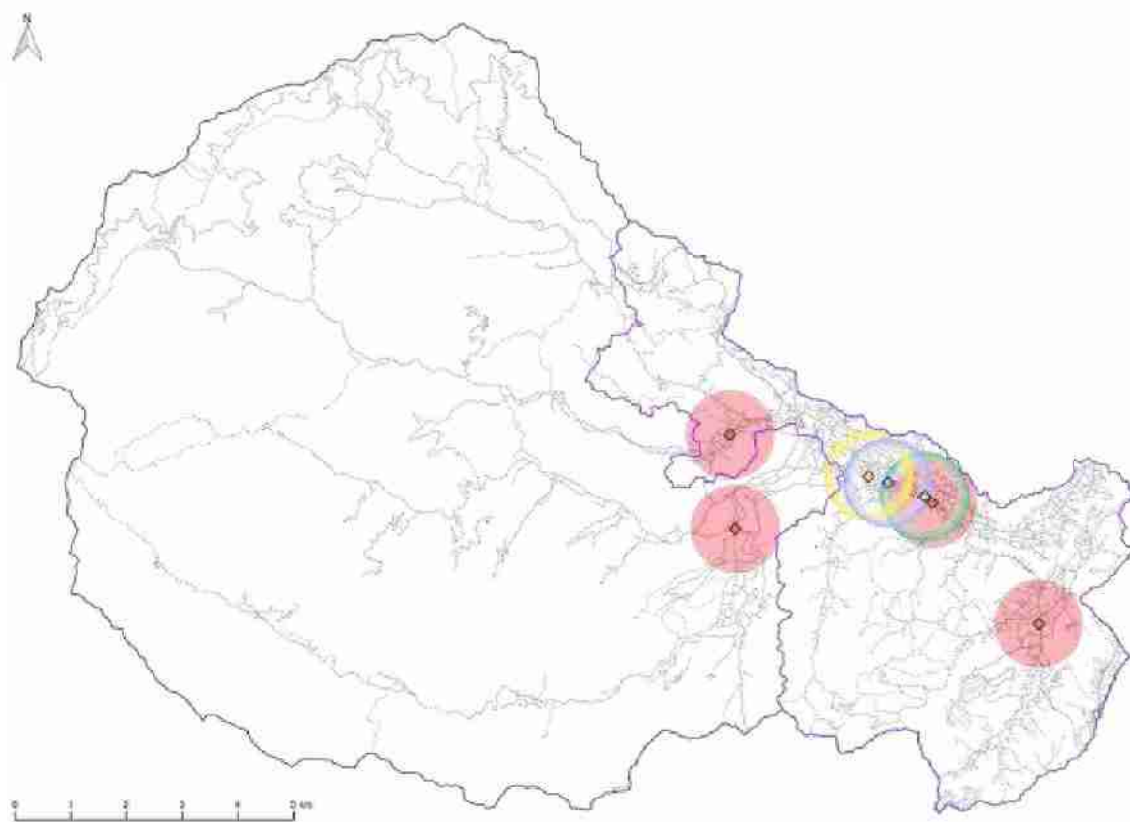
凡例		
<b>&lt; 区域 &gt;</b> □ 行政区域 □ 都市計画区域	<b>&lt; 商業施設 &gt;</b> ■ スーパーマーケット ■ ドラッグストア ■ ホームセンター ■ コンビニエンスストア ■ 農林産物直売所 ■ 飲食店	<b>&lt; 一般的な徒歩圏 &gt;</b> ■ スーパーマーケット800m圏 ■ ドラッグストア800m圏 ■ ホームセンター800m圏 ■ コンビニエンスストア800m圏 ■ 農林産物直売所800m圏 ■ 飲食店800m圏

## 6) 金融施設

### 小鹿野地域市街地でのまとまった銀行等の立地と郵便局の分散的な立地

- 金融施設の立地状況は、銀行が1施設、信用組が1施設、JA が1施設、郵便局が4施設となっています。
- 令和2(2020)年の国勢調査を基に算出した金融施設の一般的な徒歩圏に居住している人口は、5,105 人となっており、全住民の46.7%をカバーしています。

#### 《 金融施設の立地状況 》



出典：日本全国銀行・ATM マップ、金融機関コード・銀行コード検索

凡例		
<区域>	<金融施設>	<一般的な徒歩圏>
行政区域	銀行	銀行800m圏
都市計画区域	信用組合	信用組合800m圏
	JA	JA800m圏
	郵便局	郵便局800m圏

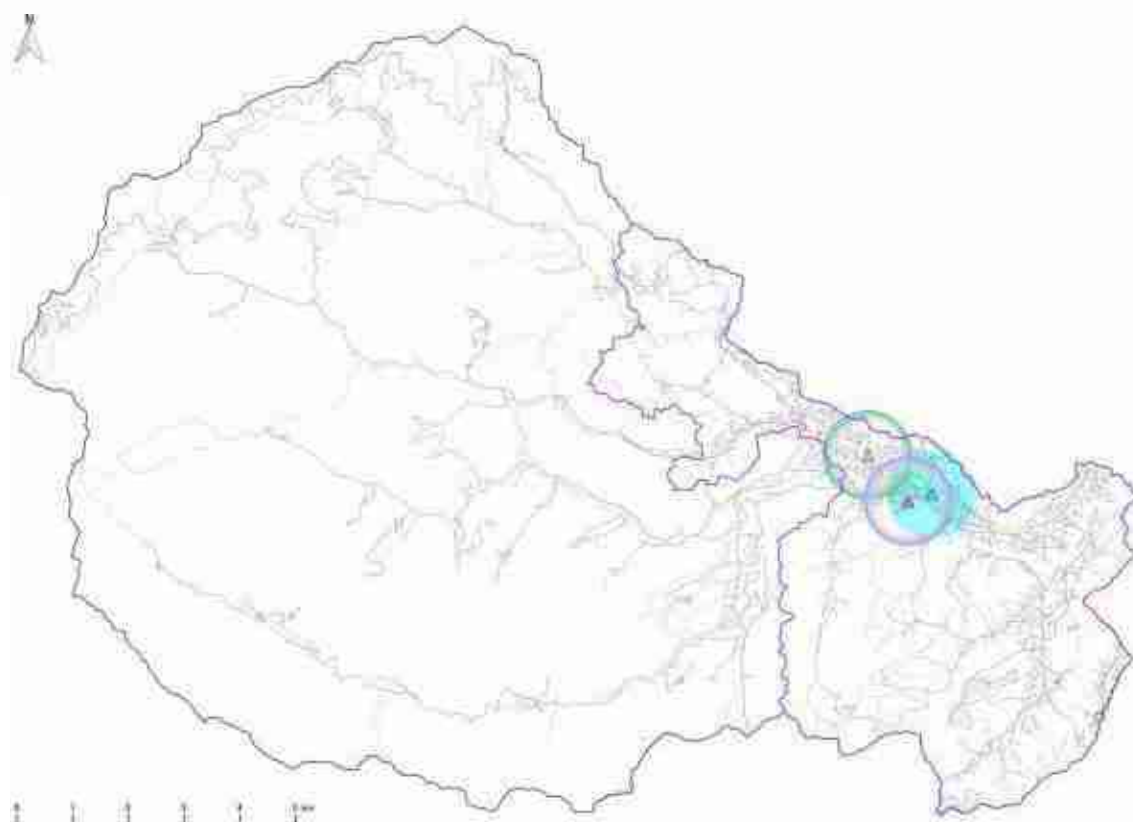


### 7) 教育施設

#### 小鹿野地域市街地での統合した小・中学校や町内唯一の高等学校の立地

- 教育施設の立地状況は、小学校が1施設、中学校が1施設、高等学校が1施設となっています。
- 令和2(2020)年の国勢調査を基に算出した教育施設の一般的な徒歩圏に居住している人口は、3,837人となっており、全住民の35.1%をカバーしています。

#### 《 教育施設の立地状況 》



出典:小鹿野町資料

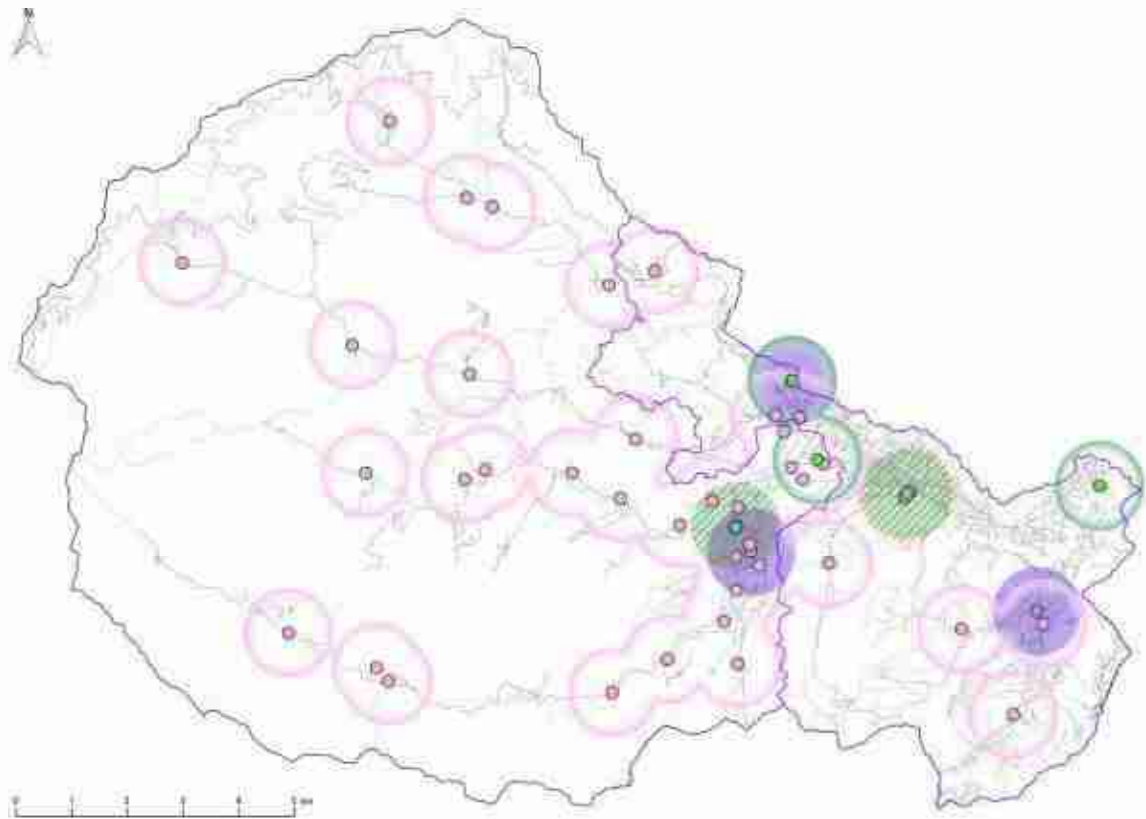
凡例		
<区域>	<教育施設>	<一般的な徒歩圏>
□ 行政区域	▲ 小学校	■ 小学校800m圏
□ 都市計画区域	▲ 中学校	■ 中学校800m圏
	▲ 高等学校	■ 高等学校800m圏

## 8) 文化施設

### 小鹿野地域市街地と両神地域中心地での公民館・図書館等の立地

- 文化施設の立地状況は、公民館が3施設、図書館が2施設、多目的活動スペースが3施設、博物館・資料館が3施設、集会施設が38施設となっています。
- 令和2(2020)年の国勢調査を基に算出した文化施設の一般的な徒歩圏に居住している人口は、7,751人となっており、全住民の70.9%をカバーしています。

#### 《 文化施設の立地状況 》



出典:小鹿野町資料、小鹿野町公共施設等総合管理計画

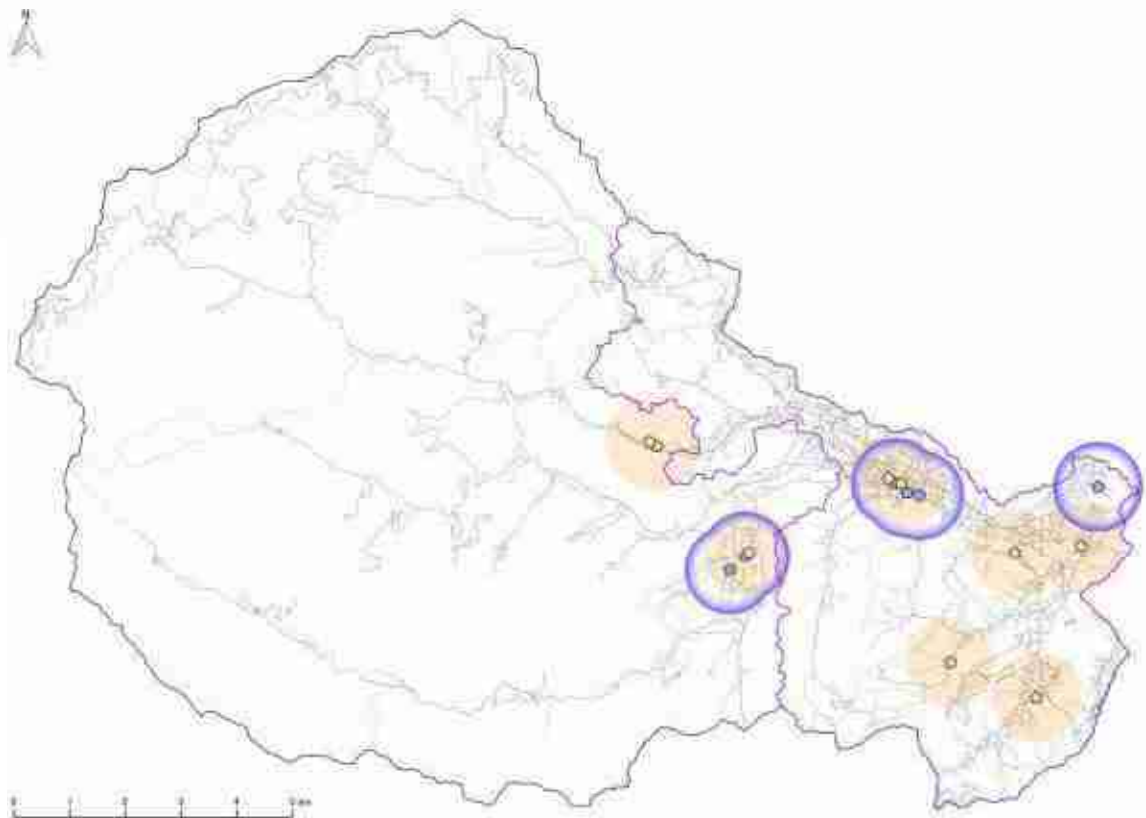
凡例		
<b>&lt;区域&gt;</b>	<b>&lt;文化施設&gt;</b>	<b>&lt;一般的な徒歩圏&gt;</b>
行政区域	公民館	公民館800m圏
都市計画区域	図書館	図書館800m圏
	多目的活動スペース	多目的活動スペース800m圏
	博物館・資料館	博物館・資料館800m圏
	集会施設	集会施設800m圏

### 9) 観光施設

#### 小鹿野地域市街地と両神地域中心地等での観光施設の立地

- 観光施設の立地状況は、観光施設が11施設、宿泊施設が9施設となっています。
- 観光施設の多くは、民間バスや町営バスの停留所の近くに立地しており、町外からの交通便利性の良いエリアに立地しています。

#### ≪ 観光施設の立地状況 ≫



出典：小鹿野町観光協会資料、小鹿野町公共施設等総合管理計画

凡例		
<区域>	<観光施設>	<一般的な徒歩圏>
行政区域	観光施設	観光施設800m圏
都市計画区域	宿泊施設	宿泊施設800m圏

## (4) 公共交通

### 1) バス路線

#### 町内の各地域を結ぶ民間・町営バス路線の運行

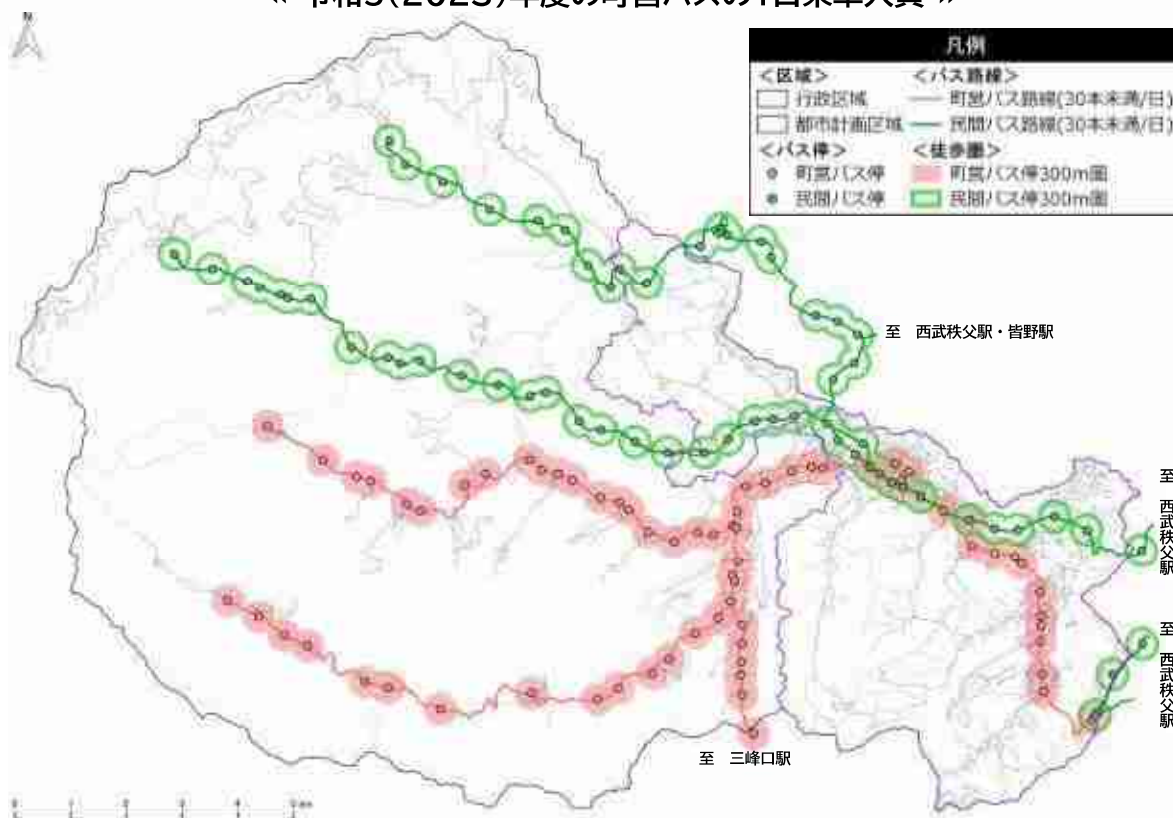
■民間バスは、藤倉地区や河原沢地区などと町外の西武秩父駅や皆野駅を結ぶ路線が運行しており、一般的に利便性があるものとされる1日の運行本数30本の基準以下となっています。なお、長留地区では西武秩父駅と秩父ミュージックパークを結ぶ路線が一部運行しています。

■町営バスは、民間バスが運行していない両神薄地区や両神小森地区をカバーし、これらの地区と西武秩父駅や三峰口駅を結ぶ路線が運行しており、運行本数は1日30本以下となっています。

■令和2(2020)年の国勢調査を基に算出したバス路線の徒歩圏に居住している人口は、7,481人となっており、全住民の68.5%をカバーしています。

■令和5(2023)年度の町営バスの1日乗車人員をみると、まつりや歌舞伎などが開催される日には増加し、300人前後(年間の1日平均の約3倍)となっています。

#### 《 令和5(2023)年度の町営バスの1日乗車人員 》



区分	日付	乗車人員	当日の町内の主なイベント
年間で最も多い	3月3日(日)	341	セツブンソウまつり
年間で2番目に多い	5月4日(祝)	335	十輪寺花まつり、大塩野八坂神社まつり、倉尾神社例大祭
年間で3番目に多い	5月3日(祝)	298	木魂神社例大祭(お天狗さま)
年間で4番目に多い	4月29日(祝)	294	二子山開山式
年間で5番目に多い	5月5日(祝)	292	小鹿野町役場新庁舎「落成祝賀歌舞伎」
年間の1日平均	-	94	-

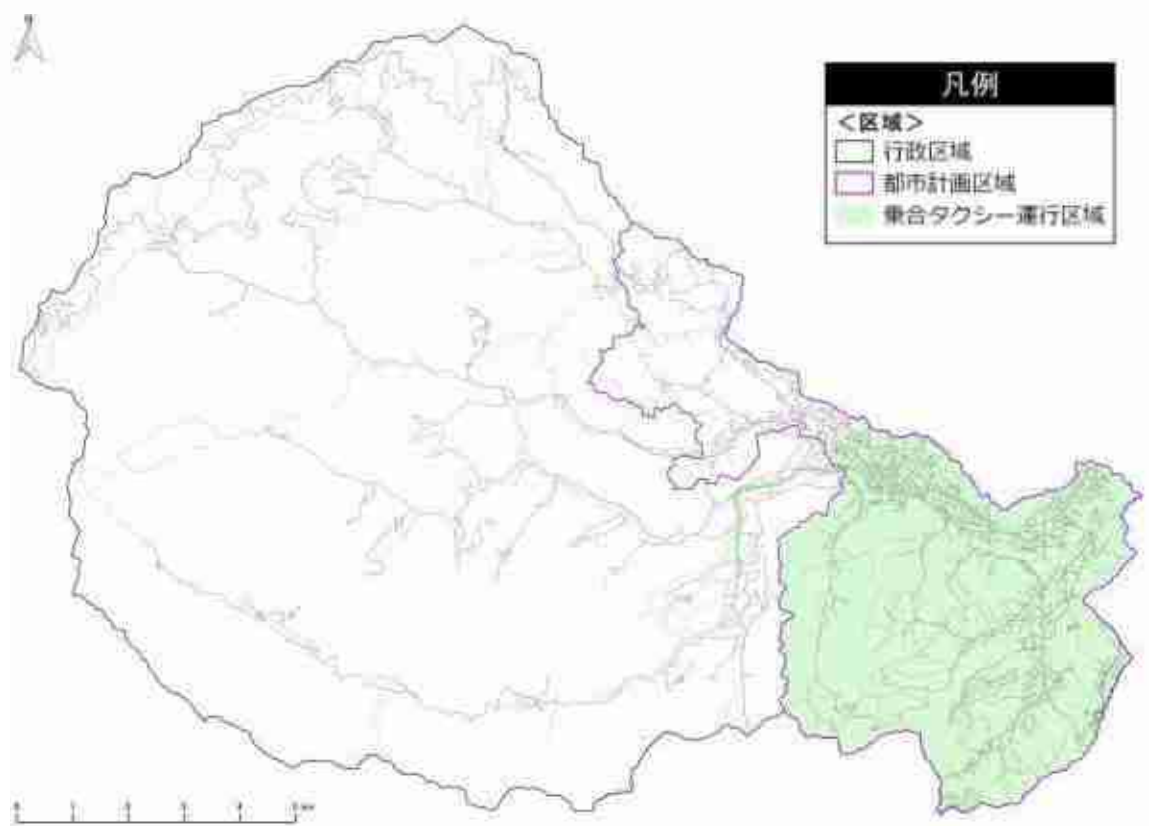
出典:西武観光バスホームページ、小鹿野町ホームページ、小鹿野町資料

### 2) 乗合タクシー

#### 公共交通機関の空白地域をカバーする乗合タクシーの運行

- 本町では、公共交通機関の空白地域における生活交通手段の確保を図るため、乗合タクシーを運行しています。
- 運行区域は、小鹿野地区、下小鹿野地区、伊豆沢地区、長留地区、般若地区、両神地区の一部(道の駅両神温泉薬師の湯、原医院、堤医院、特別養護老人ホーム花菖蒲・両神、町役場、両神振興会館)となっています。

#### 《 乗合タクシー運行区域 》



出典:小鹿野町資料

## (5) 移動・利用実態

### 1) 通勤先・通学先の状況

#### 秩父市との通勤・通学目的を主とした日常の移動

■本町の流入人口は、秩父市が1,323人と最も多く、次いで皆野町(154人)、横瀬町(103人)となっており、近隣市町からの流入が多い傾向がみられます。秩父市からの流入人口では通学者も一定数みられますが(64人)、その他市町からの流入人口の大半は通勤者となっています。

■流出人口も、秩父市が1,525人と最も多く、次いで皆野町(159人)、横瀬町(74人)となっていますが、東京都特別区部(65人)もみられます。それらの大半は通勤者ですが、通学者についても、秩父市の133人を主として、東京都特別区部35人、熊谷市30人などがみられる状況です。

#### 《 通勤・通学の流入状況 》



都市名	流入人口		
	通勤	通学	総数
秩父市	1,259	64	1,323
皆野町	152	2	154
横瀬町	103	-	103
長瀬町	45	2	47
寄居町	30	2	32
熊谷市	14	-	14
深谷市	11	-	11
本庄市	10	-	10
川越市	6	2	8
飯能市	5	-	5

凡例	
<流入人口(総数)>	
10人未満	10人以上~50人未満
50人以上~100人未満	100人以上~1,000人未満
1,000人以上	

#### 《 通勤・通学の流出状況 》



都市名	流出人口		
	通勤	通学	総数
秩父市	1,392	133	1,525
皆野町	158	1	159
横瀬町	74	-	74
深谷市	62	12	74
長瀬町	67	-	67
東京都特別区部	30	35	65
熊谷市	34	30	64
寄居町	49	6	55
本庄市	24	15	39
飯能市	14	8	22

凡例	
<流出人口(総数)>	
10人未満	10人以上~50人未満
50人以上~100人未満	100人以上~1,000人未満
1,000人以上	

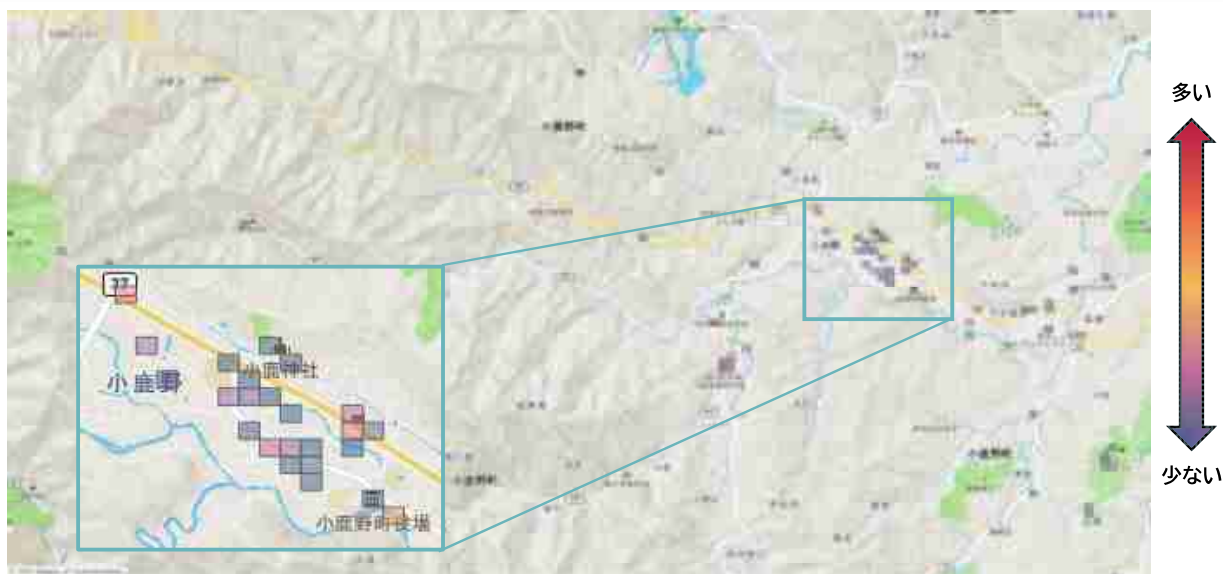
出典:国勢調査(2020年)

### 2) 観光に係る移動状況

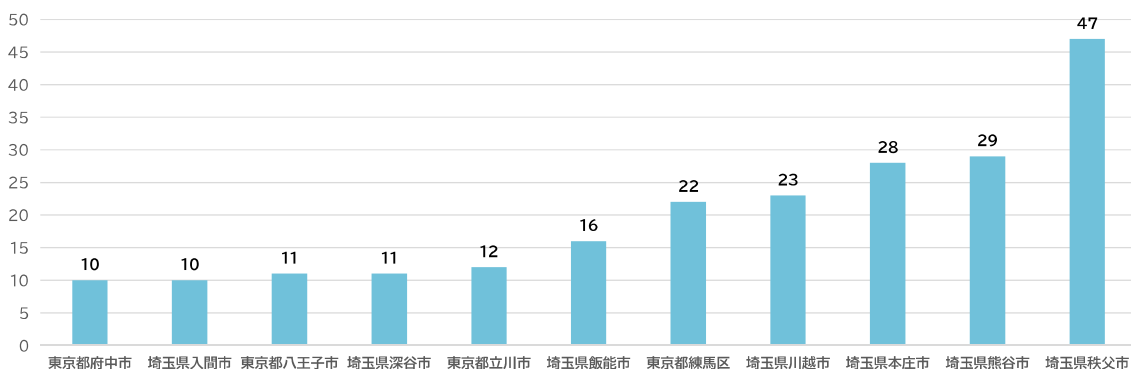
#### 小鹿野地域市街地や両神地域中心地等を目的地とした町外からの来訪者

- 携帯電話の位置情報を基にした令和6(2024)年4月1日～4月30日での人流データにおいて、来訪者が観光で訪れた場所を125mメッシュ単位で見ると、最も多いのは道の駅両神温泉薬師の湯となっており、その他にはクライミングパーク神悦館周辺、町役場周辺の飲食店、秩父ミュージックパークなどが多くなっています。
- 観光を目的とした来訪者を推定居住地別にみると、秩父市や熊谷市などが多くなっていますが、西武池袋線沿いに位置する練馬区、東京都西部に位置する立川市や八王子市など、都内からの移動も多くみられます。
- 埼玉県と東京都の他には、神奈川県(横浜市、藤沢市等)、群馬県(太田市、前橋市等)、千葉県(市川市、松戸市)、長野県(佐久市)、栃木県(宇都宮市)からの移動がみられます。

#### 《 観光を目的とした来訪者の移動状況 》



#### 《 観光を目的とした来訪者の主な推定居住地別トリップ数 》



出典:株式会社プログウォッチャー資料

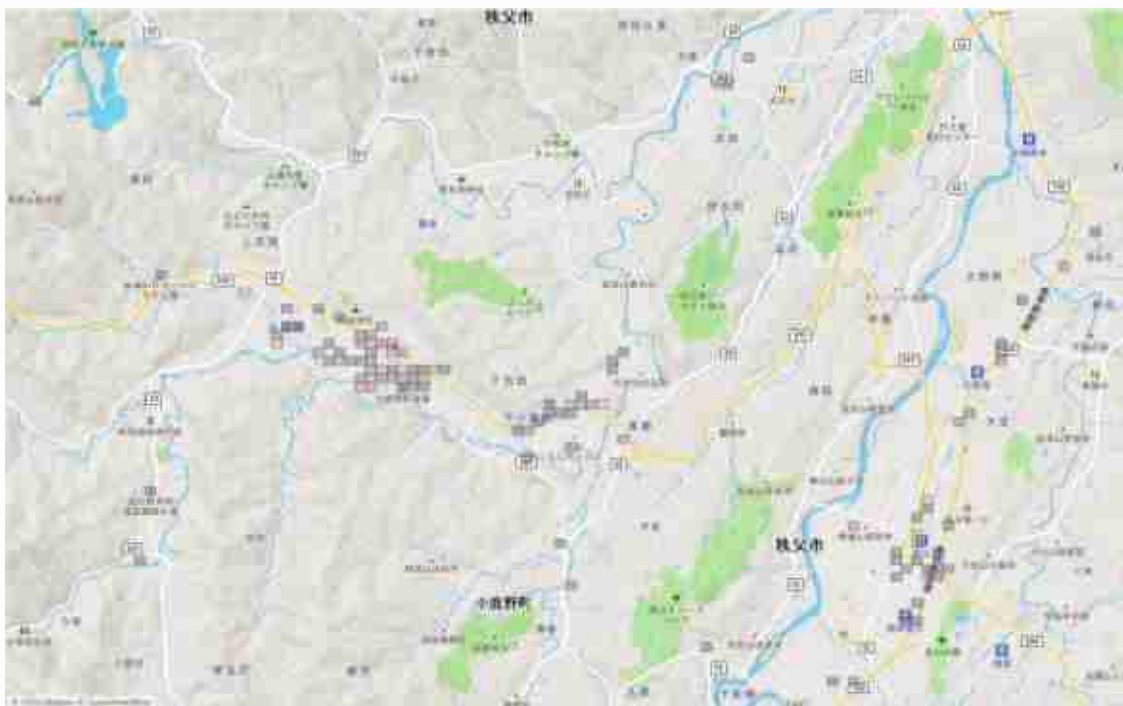
### 3) 住民の買い物等に係る移動状況

住民の日常の買い物の目的地の多くは小鹿野地域市街地や秩父駅周辺

■令和6(2024)年10月1日～10月31日での人流データにおいて、住民が買い物等の私事で訪れた場所を125mメッシュ単位でみると、小鹿野地域市街地が多くなっており、その他では下小鹿野地区の国道299号沿いでみられます。

■また、秩父駅周辺でも多くの移動がみられることから、通勤・通学に加え、日常生活においても、秩父市との結び付きが強いことがうかがえます。

#### 《 買い物等(私事)を目的とした住民の移動状況 》



出典：株式会社プログウォッチャー資料

### (6) 災害の危険性

#### 1) 洪水

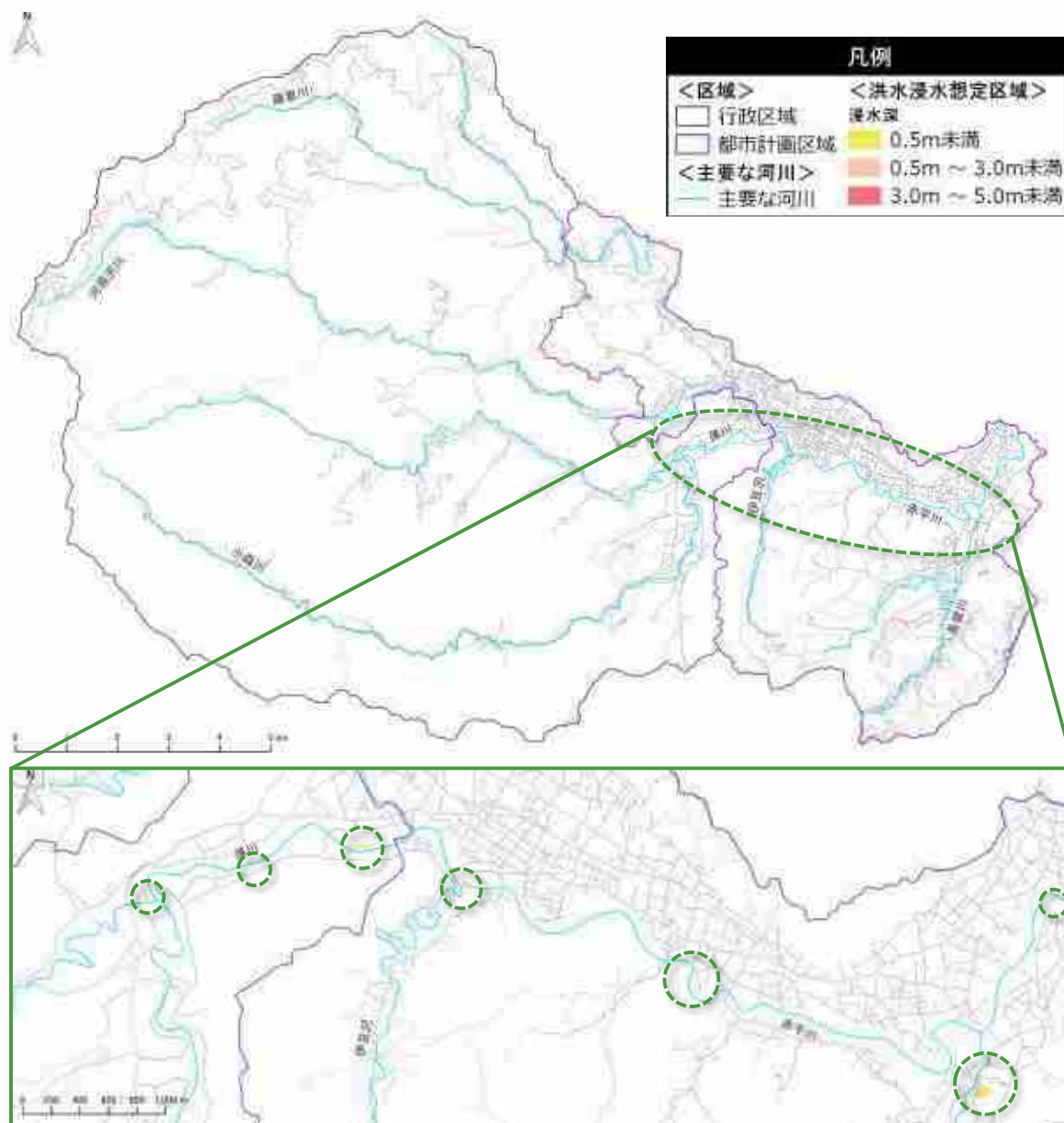
##### ①洪水浸水想定区域：浸水深（計画規模）

##### 一部の範囲で指定されている洪水浸水想定区域(計画規模)

■町東部を流れる赤平川、薄川、長留川沿いなどに洪水浸水想定区域が指定されていますが、いずれも狭い範囲に留まっています。

■浸水深をみると、長留地区の松井田集会所の南側の一部で3.0m～5.0m未満が見込まれていますが、おおむね全域が3.0m未満となっています。

#### ≪ 洪水浸水想定区域：浸水深(計画規模) ≫



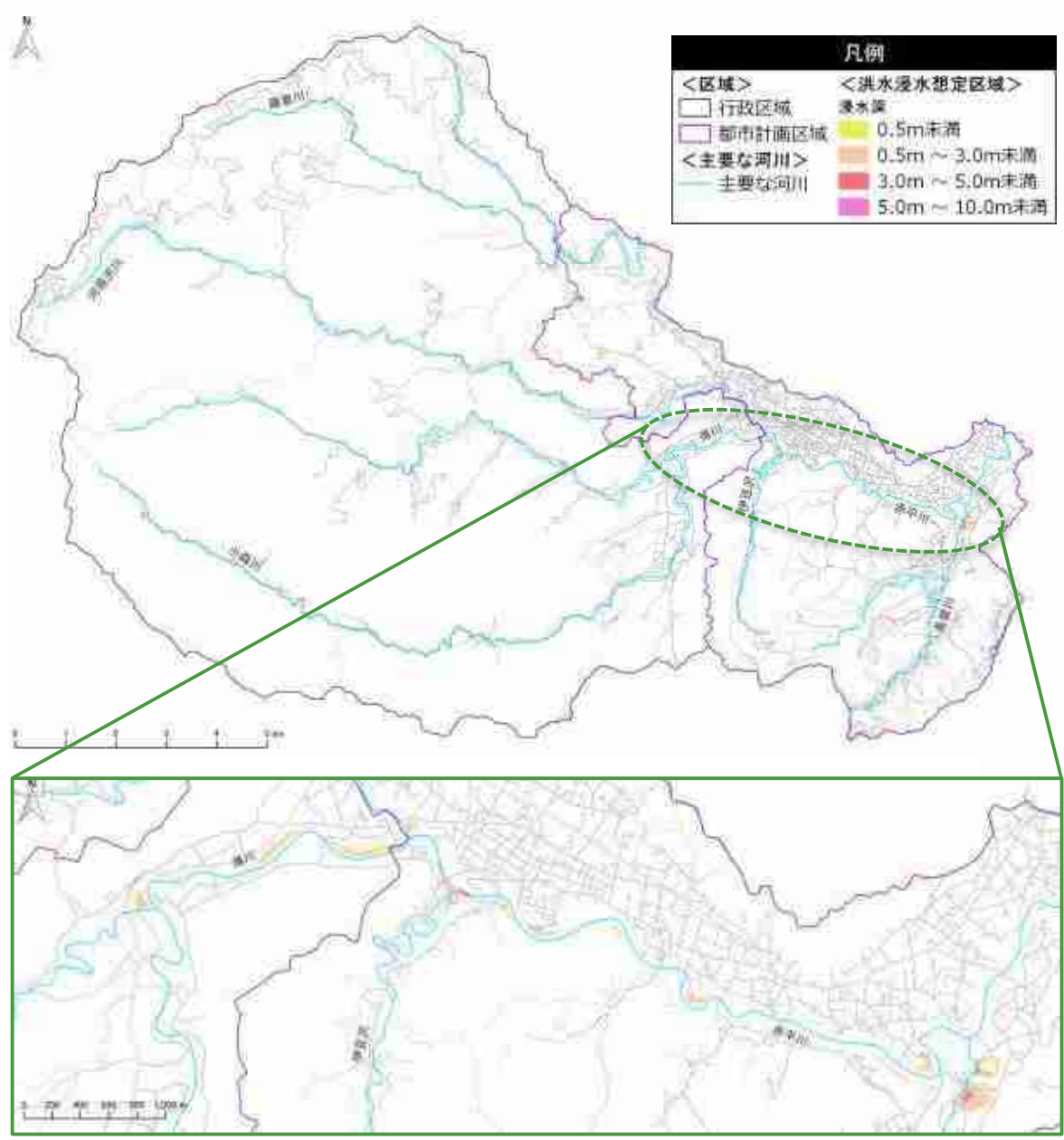
出典：埼玉県資料

### ②洪水浸水想定区域：浸水深（想定最大規模）

#### 一部の範囲で指定されている洪水浸水想定区域(想定最大規模)

- 想定最大規模においても、赤平川、薄川、長留川沿いなどが中心となって洪水浸水想定区域が指定されていますが、区域はおおむね河川沿いに留まっています。
- 浸水深をみると、長留地区の松井田集会所の南側の一部では5.0m～10.0m未満が見込まれていますが範囲は限定的となっており、その他はおおむね3.0m未満となっています。

≪ 洪水浸水想定区域：浸水深（想定最大規模） ≫



出典：埼玉県資料

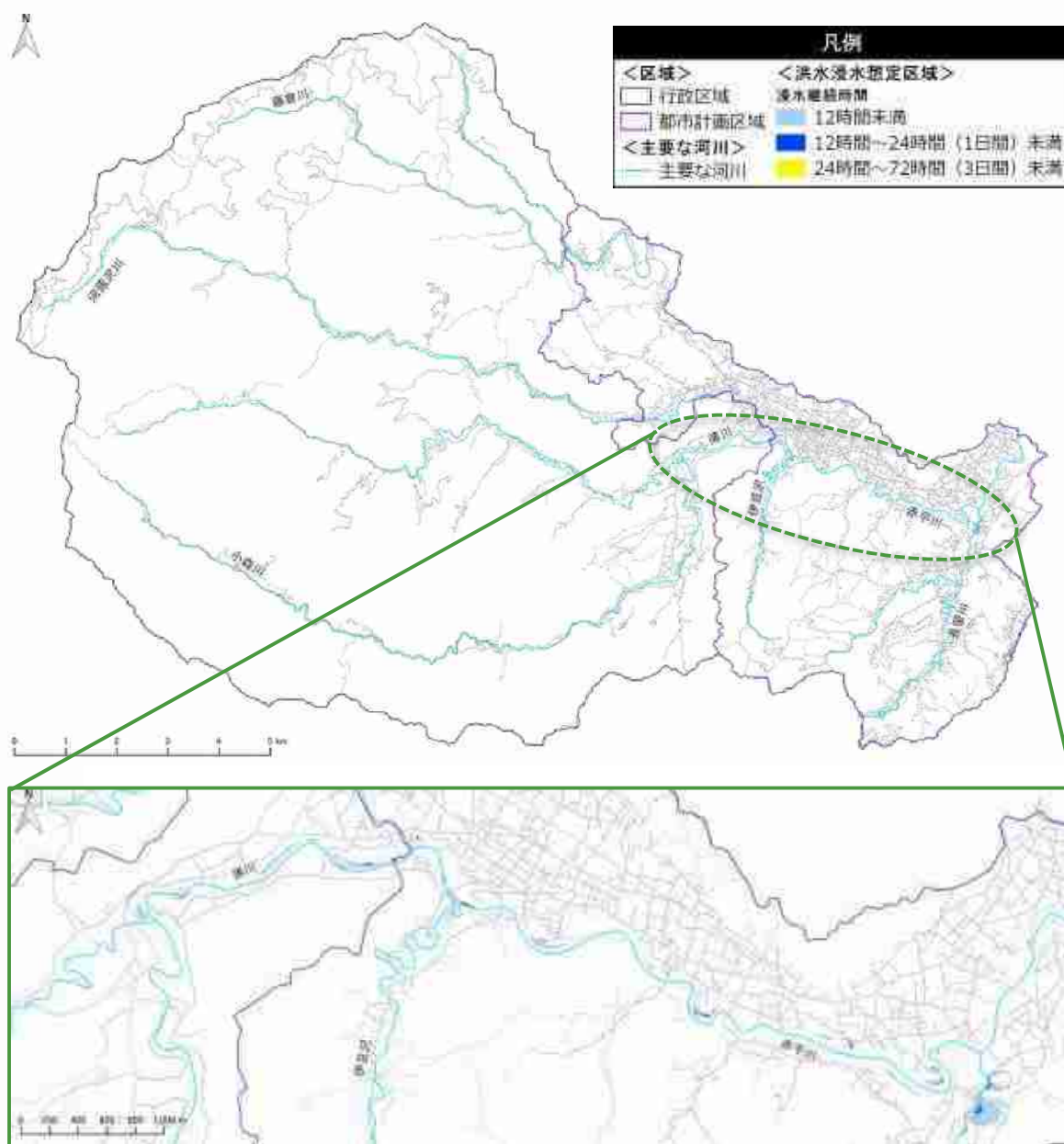


### ③洪水浸水想定区域：浸水継続時間（想定最大規模）

洪水浸水時の浸水継続時間は大半が 24 時間(1日間)未満

■赤平川沿いの一部エリアなどにおいて、24時間～72時間(3日間)未満が見込まれていますが、その他は全て24時間(1日間)未満となっています。

#### ≪ 洪水浸水想定区域：浸水継続時間(想定最大規模) ≫



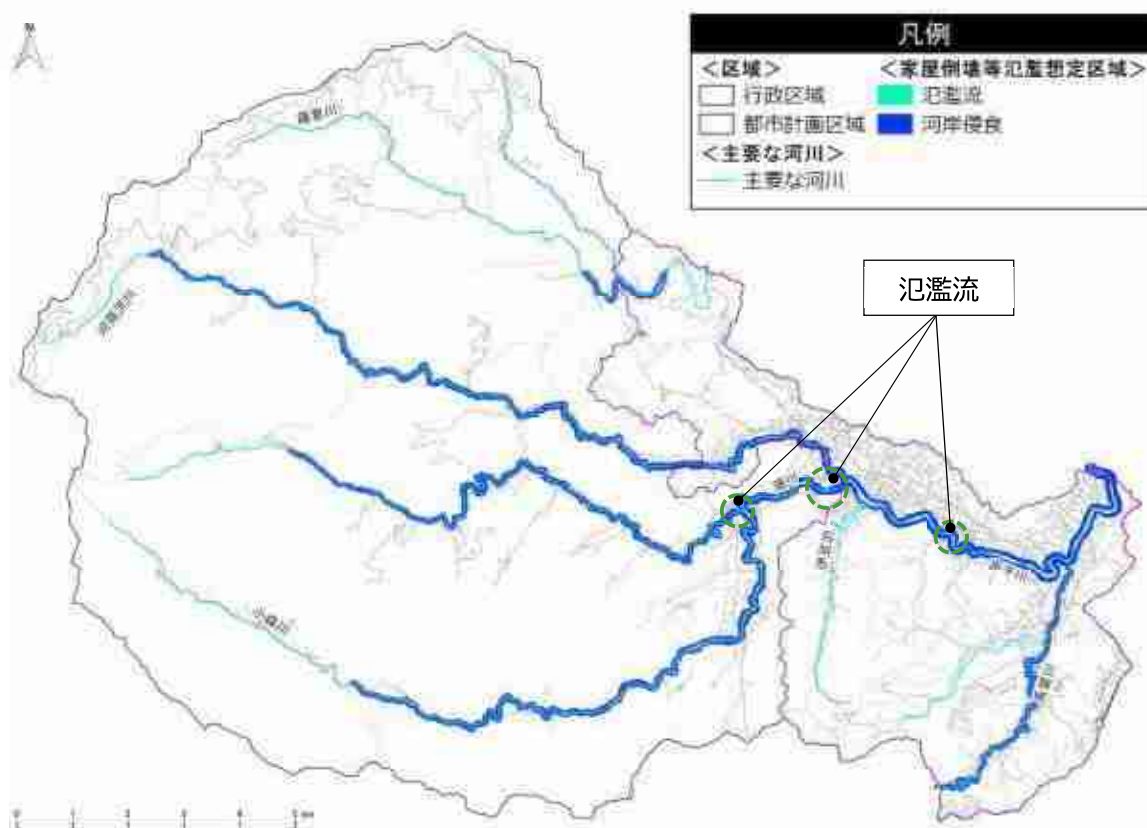
出典：埼玉県資料

#### ④家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

河川の兩岸一帯に連続して指定されている家屋倒壊等氾濫想定区域

- 家屋倒壊等氾濫想定区域のうち氾濫流は、赤平川と薄川沿いの3か所のみであり、いずれも狭い範囲となっています。
- 河岸侵食は、赤平川を中心として、長留川、吉田川、薄川沿いで長い区間にわたりみられます。

#### 《 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模) 》



出典: 埼玉県資料

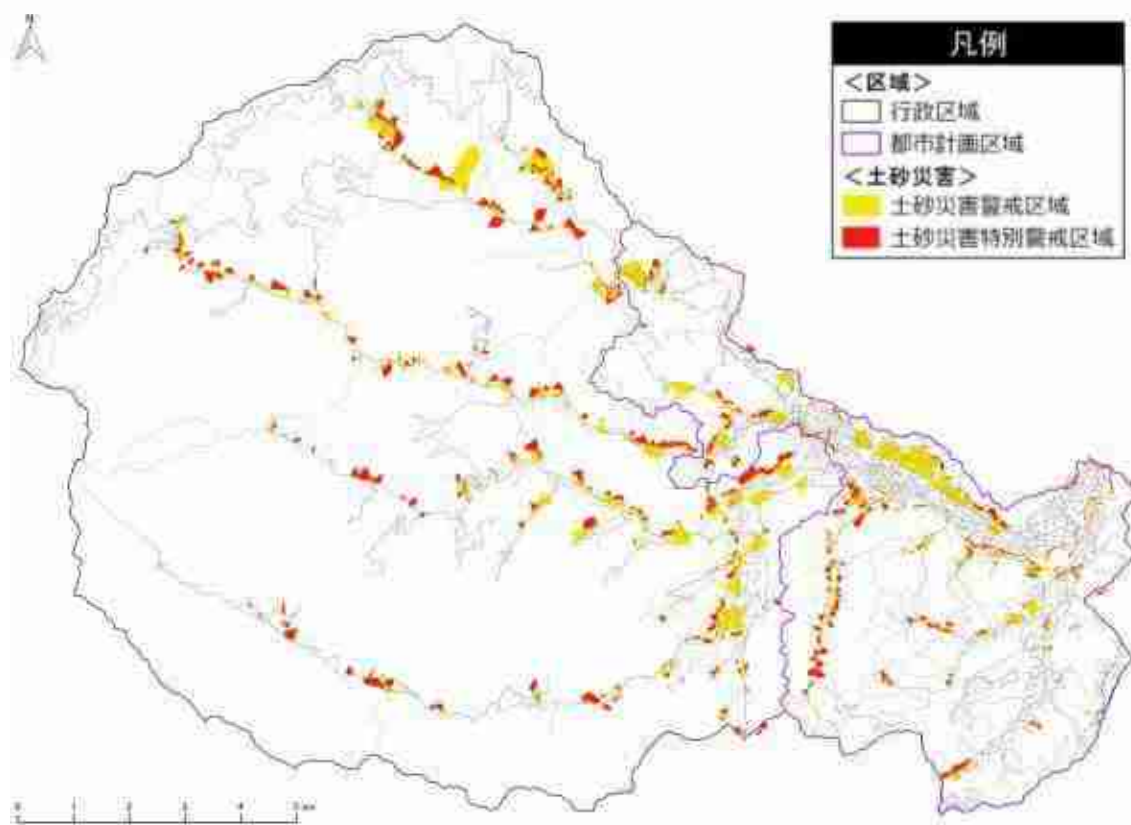
### 2) 土砂災害

#### ①土砂災害(特別)警戒区域

##### 町全域の広範囲で指定されている土砂災害(特別)警戒区域

- 本町では、土砂災害警戒区域が572か所、土砂災害特別警戒区域は526か所指定されており、町の広範囲にわたりみられます。
- 土砂災害(特別)警戒区域は、国道299号沿いの小鹿野地区、下小鹿野地区、飯田地区など、多くの住民が居住しているエリアにおいてもみられます。
- 都市計画区域外では、国道299号や県道279号、282号、367号などの幹線道路沿いで多くみられます。

#### 《 土砂災害(特別)警戒区域 》



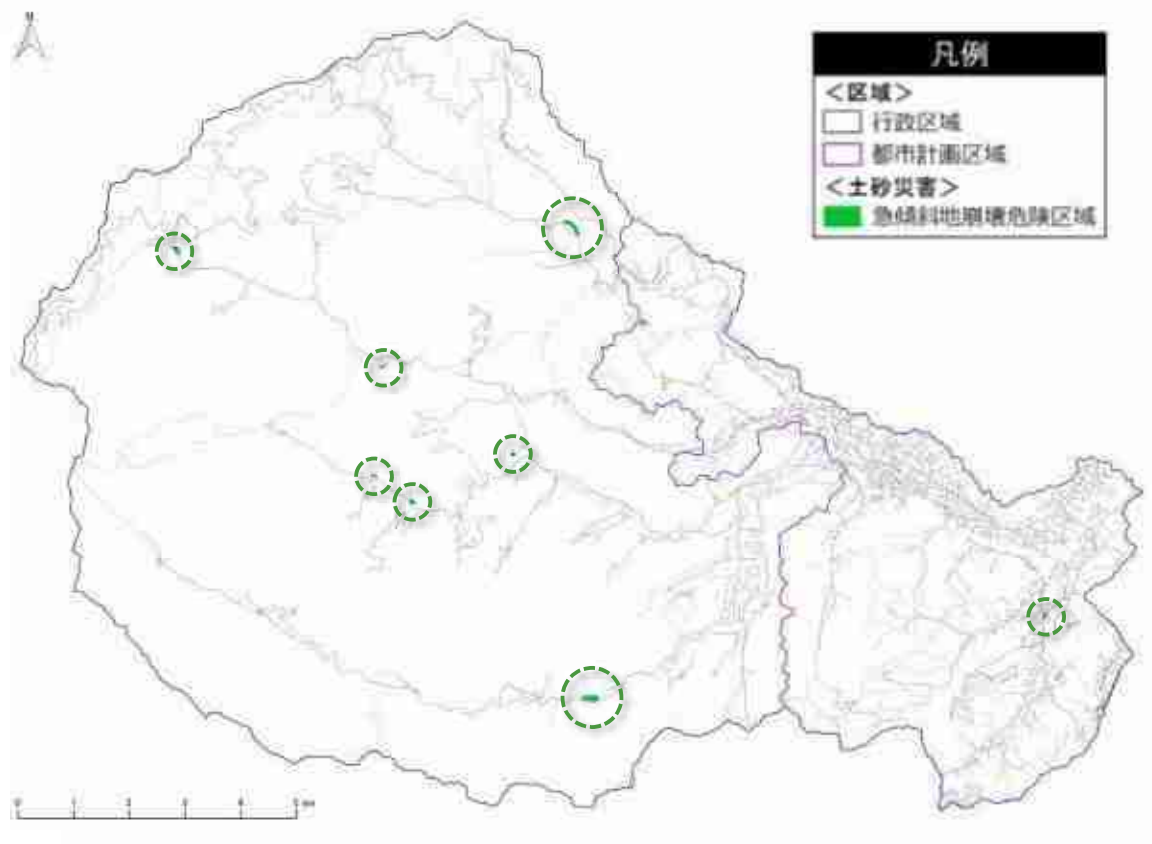
出典:小鹿野町資料

## ②急傾斜地崩壊危険区域

### 山間部等で点在して指定されている急傾斜地崩壊危険区域

- 本町では、急傾斜地崩壊危険区域が8か所指定されています。
- 両神薄出原地区の八区集会所周辺に2か所、その他では、般若地区の長若運動場周辺、藤倉地区の長泉寺周辺、河原沢地区の橋詰集会所周辺、三山地区の石神神社周辺、両神薄加明地地区の加明地集会所周辺、両神小森大西地区の旧両神小学校大谷分校周辺に各1か所となっています。

《 急傾斜地崩壊危険区域 》



出典：国土数値情報

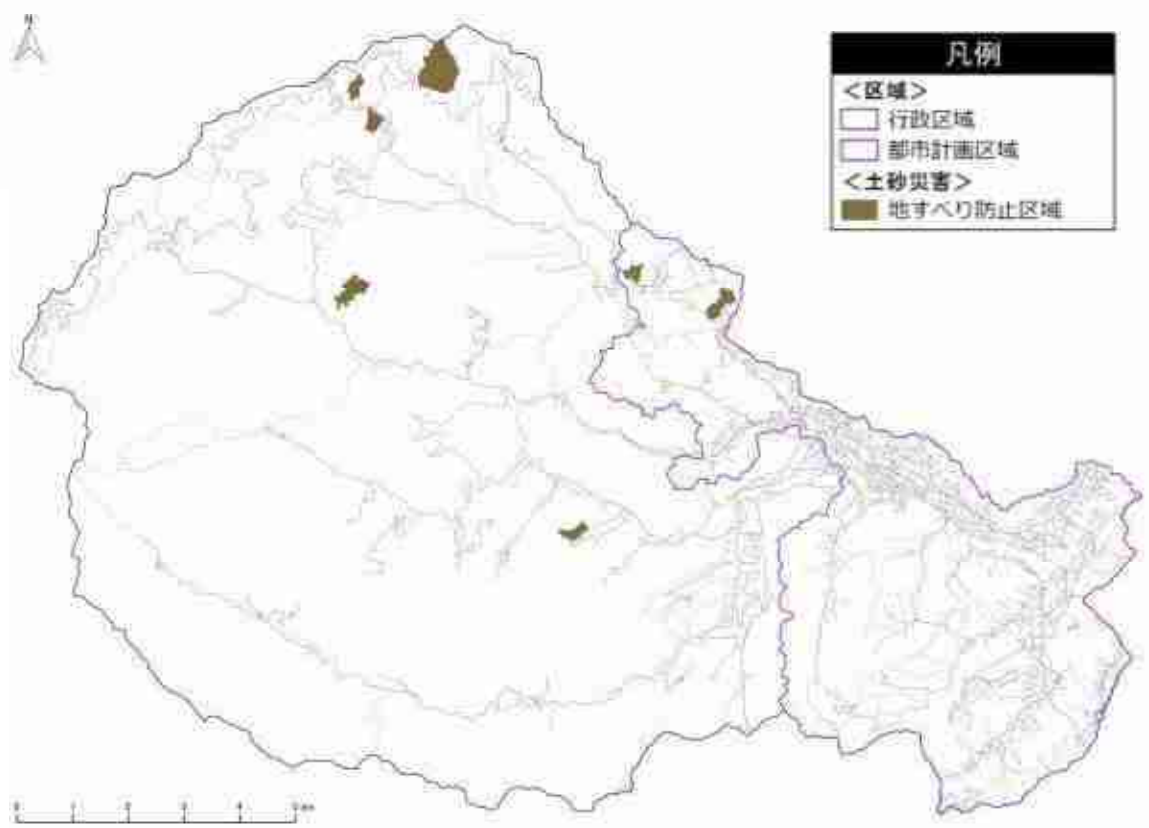


### ③地すべり防止区域

#### 山間部で点在して指定されている地すべり防止区域

- 本町では、地すべり防止区域が7か所指定されています。
- 日尾地区の子之神社や西秩父桃湖周辺に2か所、藤倉地区の北西部に3か所、河原沢地区の滝の上不動尊周辺に1か所、両神薄塩沢地区の宇賀神社周辺に1か所となっています。

#### 《 地すべり防止区域 》



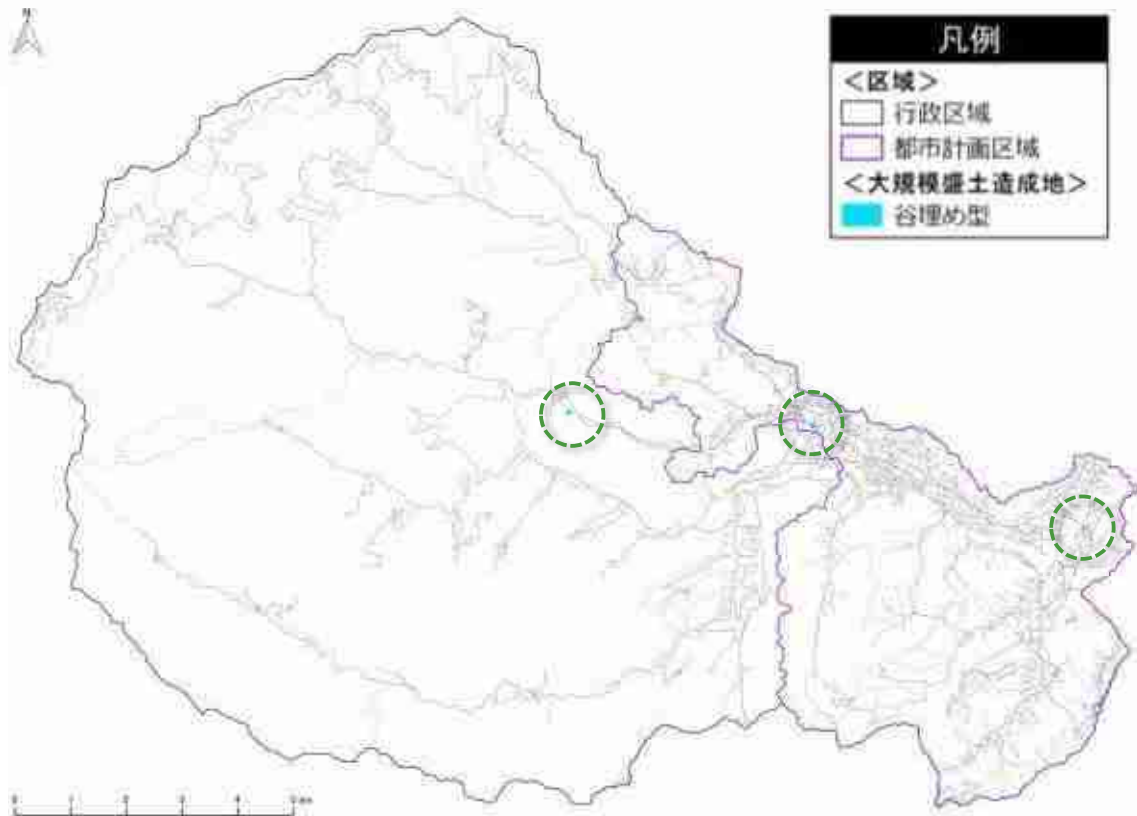
出典：国土数値情報

#### ④大規模盛土造成地

##### 一部の箇所に存在する谷埋め型の大規模盛土造成地

- 本町には、大規模盛土造成地が4か所あり、全て谷埋め型となっています。
- 長留地区の泉竜院周辺に1か所、飯田地区の小鹿野町武道場周辺に2か所、三山地区の新秩父開閉所(東京電力パワーグリッド(株))周辺に1か所となっています。

#### 《 大規模盛土造成地 》



出典:国土数値情報

谷埋め型

盛土 3,000㎡以上

懸付け型

5m以上

※大規模盛土造成地とは  
盛土造成地は、谷間や山の傾斜に土を盛るなどしてつくられています。このうち、過去の地震時の被害事例から、滑動崩落の発生が多かった盛土の面積や高さ、盛土をする前の地山の傾斜を基に、大規模盛土造成地が左図のように定義されています。  
小鹿野町では、谷埋め型のみ指定されています。  
(盛土の面積が 3,000㎡以上の宅地)  
出典:国交省「わが家の宅地安全マニュアル」

### 3) 避難所・避難場所

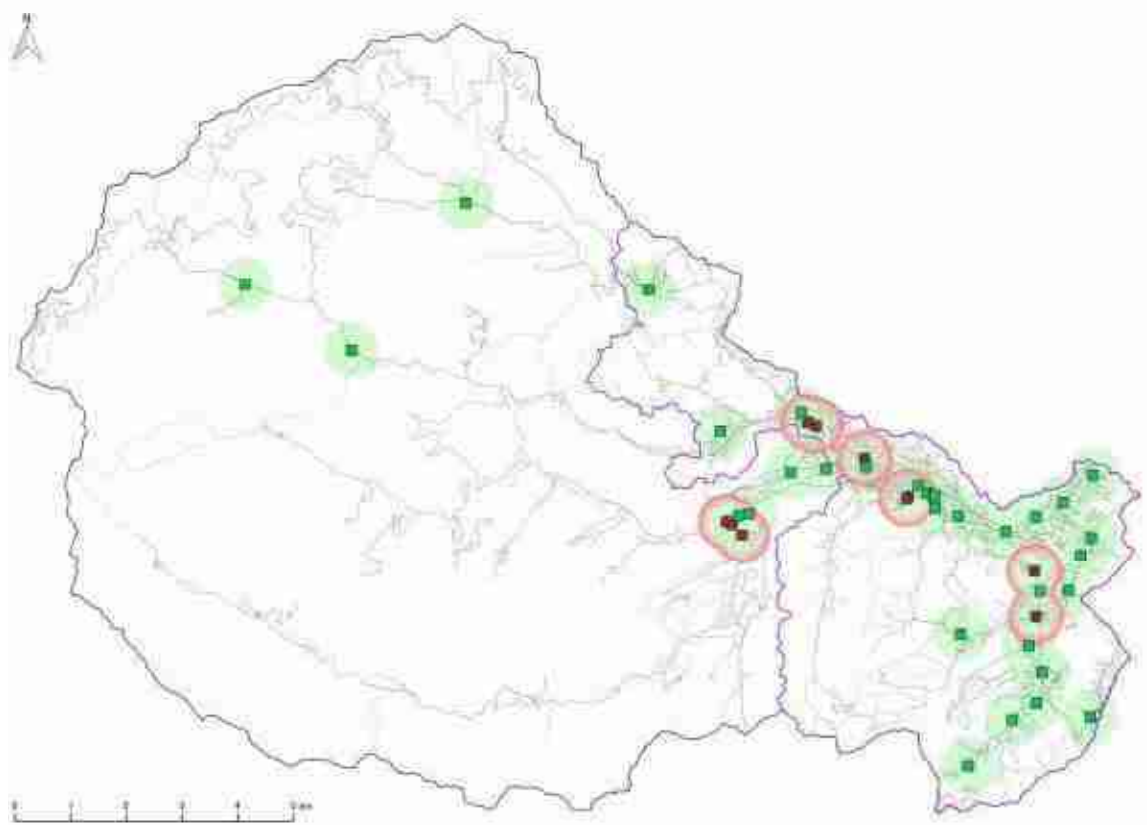
#### ① 指定避難所・指定緊急避難場所

小鹿野地域市街地や両神地域中心地を主として立地する指定緊急避難場所等

■本町では、小学校や中学校を中心として、指定避難所(被災者が一定期間滞在し、避難生活を行う場所)が10か所指定されており、小鹿野地域市街地や町役場両神振興会館の周辺に多く立地しています。

■指定緊急避難場所(災害の危険が切迫した場合、回避するために一時的に避難する場所)は、43か所(指定避難所の10か所を含む)指定されており、都市計画区域を中心に立地しています。

#### ≪ 指定避難所・指定緊急避難場所 ≫



出典:小鹿野町地域防災計画

凡例		
<区域>	<避難所・避難場所>	<高齢者徒歩圏>
行政区域	指定避難所	指定避難所500m圏
都市計画区域	指定緊急避難場所	指定緊急避難場所500m圏

## (7) 財政

### 1) 歳入

#### 人口減収に伴い自主財源は減少傾向

■平成26(2014)年～令和5(2023)年にかけて、地方税等の自主財源は減少しており、また、依存財源の減少に伴い、歳入総額は減少しています。

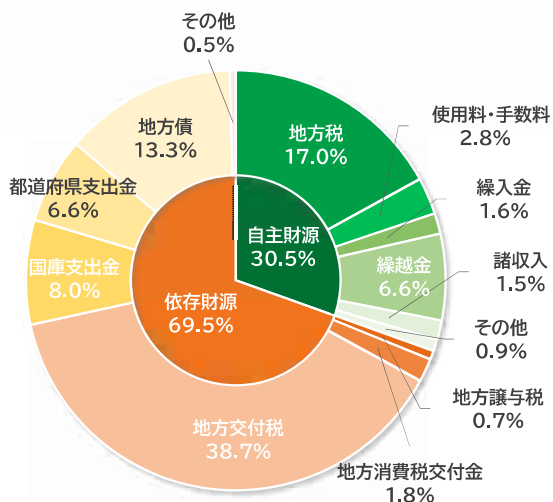
#### ≪ 平成26(2014)年の歳入状況 ≫

項目	歳入額(億円)
自主財源	23.3
地方税	13.0
使用料・手数料	2.2
繰入金	1.2
繰越金	5.1
諸収入	1.1
その他	0.7
依存財源	53.0
地方譲与税	0.5
地方消費税交付金	1.4
地方交付税	29.5
国庫支出金	6.1
都道府県支出金	5.0
地方債	10.1
その他	0.4
<b>合計</b>	<b>76.3</b>

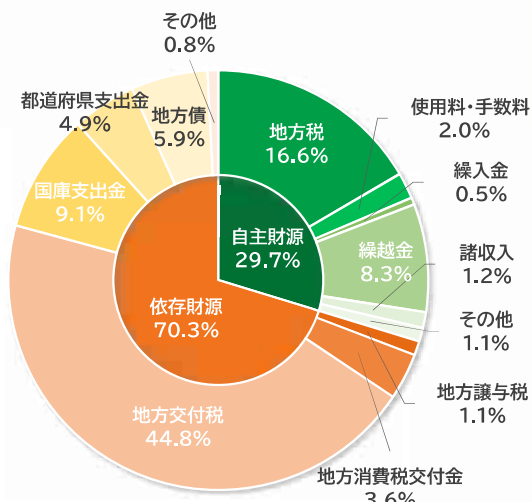
#### ≪ 令和5(2023)年の歳入状況 ≫

項目	歳入額(億円)
自主財源	22.1
地方税	12.3
使用料・手数料	1.5
繰入金	0.4
繰越金	6.2
諸収入	0.9
その他	0.8
依存財源	52.3
地方譲与税	0.8
地方消費税交付金	2.7
地方交付税	33.3
国庫支出金	6.8
都道府県支出金	3.7
地方債	4.4
その他	0.6
<b>合計</b>	<b>74.4</b>

#### ≪ 平成26(2014)年の歳入割合 ≫



#### ≪ 令和5(2023)年の歳入割合 ≫



出典：決算カード

### 2) 歳出

#### 少子高齢化の人口構成等に応じた町の歳出の構成の変化

■平成26(2014)年～令和5(2023)年にかけて、歳出総額のうち、福祉サービス等に使われる民生費が1.4億円増加しています。歳出総額としては、1.1億円減少しています。

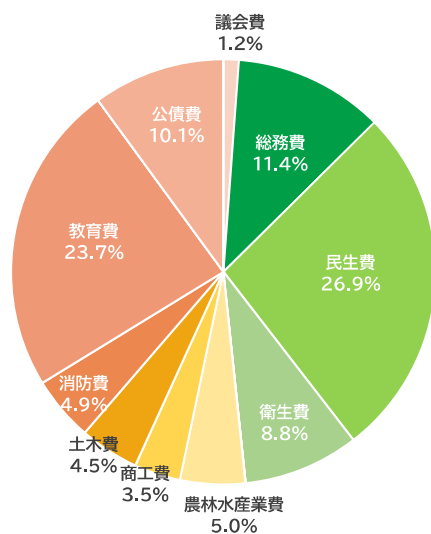
#### ≪ 平成26(2014)年の歳出状況 ≫

項目	歳出額(億円)
議会費	0.8
総務費	8.1
民生費	19.1
衛生費	6.3
労働費	0.0
農林水産業費	3.5
商工費	2.5
土木費	3.2
消防費	3.5
教育費	16.8
災害復旧費	0.0
公債費	7.1
諸支出費	0.0
<b>合計</b>	<b>70.9</b>

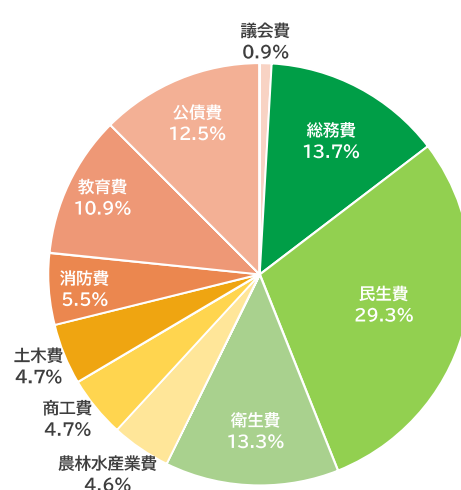
#### ≪ 令和5(2023)年の歳出状況 ≫

項目	歳出額(億円)
議会費	0.6
総務費	9.6
民生費	20.5
衛生費	9.3
労働費	0.0
農林水産業費	3.2
商工費	3.3
土木費	3.3
消防費	3.8
教育費	7.6
災害復旧費	0.0
公債費	8.7
諸支出費	0.0
<b>合計</b>	<b>69.9</b>

#### ≪ 平成26(2014)年の歳出割合 ≫



#### ≪ 令和5(2023)年の歳出割合 ≫



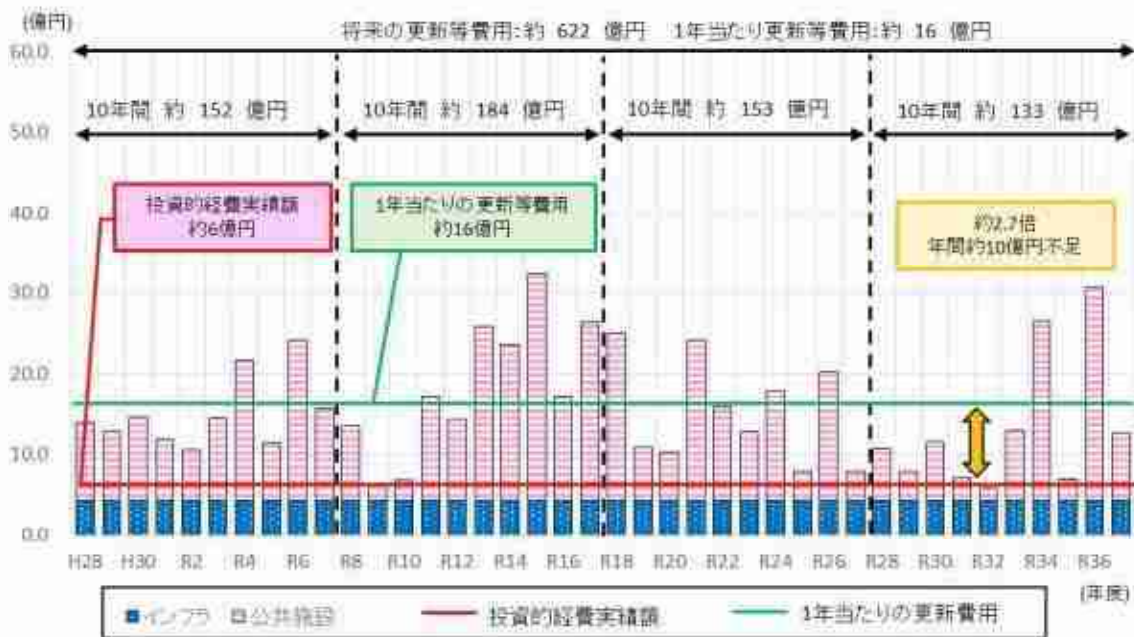
出典：決算カード

### 3) 公共施設等の将来の更新等費用の推計

#### 公共施設等の保有量に応じた継続的な更新等費用の見込み

- 平成28(2016)年度～令和37(2055)年度までの40年間に、公共施設等の更新等にかかる費用の合計は約622億円と推計され、年間約16億円となります。
- 1年当たりの更新等費用は投資的経費実績額の約6億円に比べて約2.7倍となります。

#### 《 公共施設等の将来の更新等費用の推計 》



出典:小鹿野町公共施設等総合管理計画(2021年11月改定)



### 2-2. 都市構造上の課題

現況分析を踏まえ、本町の都市構造上の課題を整理します。

#### ① 人口減少・高齢化の進行への対応

<p>本町の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和32(2050)年の総人口は、令和2(2020)年の半数以下である4,907人になる見込み</li> <li>・年少人口や生産年齢人口も減少し、令和32(2050)年には高齢化率が60%を超える見込み</li> <li>・町営住宅笠原団地周辺の人口密度が高く、その他のエリアは低い傾向であり、将来にわたり継続する見込み</li> <li>・近年は自然減少及び社会減少が継続しており、合計で毎年250人前後が減少</li> </ul>
<p>都市構造上の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人口減少に伴う商業施設等の撤退による生活利便性の低下を抑制するため、地域特性を踏まえつつ、適切な人口密度を確保することが必要</li> <li>◆高齢化の進展に対応するため、高齢者が快適に住み続けられるまちづくりの推進が必要</li> <li>◆人口減少が進む中であっても、各地域の魅力が確保され、地域コミュニティが持続的に維持・発展していくことが必要</li> <li>◆自然減少及び社会減少の抑制を図るため、子育て環境の充実や移住促進などの取組を進めることが必要</li> </ul>

#### ② 都市的土地利用を図りやすい環境整備

<p>本町の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用地や商業用地など、都市的土地利用は都市計画区域内の国道299号沿いが中心</li> <li>・空き家候補や空き地は、小鹿野地域市街地に多く存在</li> <li>・住宅や商業施設等が多く立地している小鹿野地域市街地では、長期にわたり農業振興を図る箇所である農業振興地域・農用地区域が広範囲にわたり指定</li> </ul>
<p>都市構造上の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市のスポンジ化を抑制するため、空き家や空き地の利活用を促す取組の推進が必要</li> <li>◆小鹿野地域市街地における住宅や商業施設等の立地を容易にするため、土地利用に係る法規制の見直しを検討することが必要</li> </ul>

#### ③ 小鹿野地域市街地のにぎわいの維持・向上

<p>本町の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの都市機能施設が、都市計画区域内の国道299号沿いに立地</li> <li>・都市計画区域外では、町役場両神振興会館や道の駅両神温泉薬師の湯、国民宿舎両神荘の周辺において都市機能施設が立地</li> </ul>
<p>都市構造上の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小鹿野地域市街地における既存立地施設の維持、町の魅力向上に資する都市機能施設の誘導等の取組を進めることが必要</li> <li>◆都市計画区域外においては、利用者等の施設特性を踏まえ、都市機能施設の立地のあり方や関係人口の増加につながる場づくりを検討することが必要</li> </ul>

#### ④ 多様な公共交通サービスの維持・充実

本町の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間バスの1日の運行本数は多くはないが、藤倉地区や河原沢地区などと西武秩父駅や皆野駅を結ぶ民間バス路線が運行</li><li>・町営バスも1日の運行本数は多くはないが、民間バスが運行していない両神薄地区や両神小森地区において運行しており、西武秩父駅や三峰口駅へのアクセスが可能</li><li>・都市計画区域の東側のおおむね全域で乗合タクシーが運行</li></ul>
都市構造上の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>◆更なる高齢化の進展を見据え、高齢者が利用しやすく、日常生活を支える都市機能施設へのアクセスも容易な公共交通ネットワークの確保が必要</li><li>◆人口減少に伴う公共交通の利用者の減少により、小鹿野地域市街地へアクセスするバス路線の維持が困難になることも懸念されるため、公共交通の利用促進や自動車利用から公共交通利用への転換を促す取組の推進が必要</li><li>◆公共交通の徒歩圏外や乗合タクシーが運行していない区域など、公共交通の利用が不便な地域における移動手段を検討することが必要</li></ul>

#### ⑤ 観光等による来訪者の増加

本町の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・流入人口と流出人口ともに秩父市が最も多く、買い物等で西武秩父駅周辺を利用することも多いことから、近隣市町との関係性が強い</li><li>・観光を目的とした来訪者は県内からが中心となっているが、東京都をはじめとする他県からの来訪者も多い</li></ul>
都市構造上の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>◆主に通勤者による流入人口の維持・増加を図るため、工業用地等を保全することが必要</li><li>◆県内だけではなく、東京都をはじめとする他県からの来訪者も多くいることから、観光に係る各種取組の充実を図ることが必要</li></ul>

#### ⑥ 土砂災害対策を中心とした更なる防災・減災の推進

本町の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・想定最大規模においても、洪水浸水想定区域の指定は、建物の立地が少ない河川沿いなど限定的な範囲</li><li>・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)は、町内を流れる多くの河川で長い区間にわたり指定</li><li>・土砂災害(特別)警戒区域は、町の広範囲にわたりみられ、多くの住民が居住している小鹿野地域市街地においても存在</li><li>・急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、大規模盛土造成地は、いずれも指定箇所数は少なく、建物の立地が少ないエリアが大半</li></ul>
都市構造上の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>◆自然災害の頻発・激甚化の傾向を踏まえ、災害種別に応じた防災・減災対策の更なる推進が必要</li><li>◆特に土砂災害(特別)警戒区域については、町全域の指定状況を踏まえ、居住の移転促進なども含めたリスク回避方策の検討が必要</li></ul>



### ⑦ 持続可能な都市経営の実現

<p>本町の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年間(平成26(2014)年～令和5(2023)年)で、人口減少等に伴い歳入及び歳出の総額は減少し、歳入における依存財源割合は増加</li> <li>・平成28(2016)年度～令和37(2055)年度にかけて、公共施設等の更新等の費用は年間約16億円となり、投資的経費実績額の約2.7倍になる見込み</li> <li>・公共施設や学校運営の効率化を図るため、中学校の統合に続き、令和7(2025)年に長若小学校、三田川小学校、両神小学校が小鹿野小学校に統合</li> </ul>
<p>都市構造上の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人口減少による税収の減少が見込まれるため、将来にわたり現在の水準の行政サービスが維持できるように、持続可能な都市経営の実現に向けた取組を進めることが必要</li> <li>◆公共施設等の更新等にかかる費用の抑制を図るため、町の各種計画と連携しながら、公共施設等の適切な維持・誘導や統廃合を図ることが必要</li> <li>◆廃校となる学校の校舎やグラウンド等については、可能な限り、各地域の活気の創出に寄与するような有効活用を検討することが必要</li> </ul>

## 第3章

# 将来的なまちづくりの方向性



3-1	将来的なまちづくりの方向性の全体像	48
3-2	前提とする計画	49
3-3	本計画における小鹿野町の地域ビジョン	51
3-4	地域ビジョンの根底の考え方	52
3-5	5つの地域ごとの魅力・方向性	54
3-6	まちづくりの方針(ターゲット)	59
3-7	都市の骨格構造	65



## 第3章 | 将来的なまちづくりの方向性

本章では、将来的なまちづくりの方向性として、本町のまちづくりにおける町全域を対象とした地域ビジョンや、5つの地域ごとの魅力・方向性等を示します。

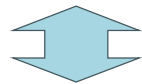
### 3-1. 将来的なまちづくりの方向性の全体像

将来的なまちづくりの方向性の全体像は以下のとおりです。特に、5つの地域ごとの魅力や方向性を尊重しながら、持続可能なまちづくりの将来像を描いていきます。

#### 3-2. 前提とする計画

第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)

→ P49~を参照



小鹿野町の最上位の計画と整合を図る

#### 小鹿野町立地適正化計画

#### 3-3. 本計画における小鹿野町の地域ビジョン

→ P51を参照

《 小鹿野町の地域ビジョン 》

小鹿野町の“ひと・まち・資源”を守り・育て、  
生活する・働く・訪れる人が幸せを感じられるまち

《 “守り・育てる” 3つの未来 》

『ひと』を守り・育てる

『まち』を守り・育てる

『資源』を守り・育てる

4つの根底とする考え方を重視して地域ビジョンを作成

5つの地域の魅力・方向性を踏まえて全町的な視点での地域ビジョンを作成

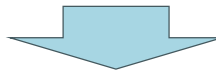
地域ビジョンを考える際の前提

#### 3-4. 地域ビジョンの根底の考え方

→ P52~を参照

#### 3-5. 5つの地域ごとの魅力・方向性

→ P54~を参照



地域ビジョンで示す「生活する・働く・訪れる」の方針として具体化

#### 3-6. まちづくりの方針(ターゲット)

→ P59~を参照

方針1. 「生活しやすい空間」の形成

方針2. 「働きやすい場」の形成

方針3. 「訪れたい空間」の形成

方針4. 「移動しやすい環境」の形成



将来目指すべき小鹿野町の都市の骨格構造を図化

#### 3-7. 都市の骨格構造

→ P66~を参照

## 3-2. 前提とする計画

### 1) 第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)

本計画で示す将来的なまちづくりの方向性については、本町の最上位の計画である「第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)」で示すまちの将来像などを前提として、それらと整合を図った内容とします。

#### 《 まちの将来像 》

### 文化の香り高く将来に躍動するまち

#### ◇人口 9,000 人を超えるまち

- ・少子高齢化対策を最重要施策と定め、若者のU・Iターンなどを進めることにより令和10年の目標として9,000人を超えるまちを目指す。(令和6年11月1日現在:10,099人)

#### ◇地域経済の活発なまち

- ・農林業は若い後継者の育成・様々なブランド化された野菜づくり、観光は「花と歌舞伎と名水の町」に加えて新たな資源の活用による更なる発展、商工業は既存事業所の発展と時代の変化に対応した若者たちが働きやすい新たな産業を興し、地域全体の経済活動が活発なまちを目指す。

#### ◇町民一人ひとりが活躍するまち

- ・町全体での子育て支援、郷土小鹿野に根ざした人づくりが行われるまち、地域ぐるみで支え合い、いつまでも生き生きと健康で暮らすことができるまちを目指す。

#### ◇住むことに誇りを持てるまち

- ・特産品や観光名所だけではなく、行政サービスや住民の人柄、伝統文化など、様々な小鹿野の良さが地域ブランドとして確立し、住んでいる人が誇りと愛着を持ち、町外から移住したくなるようなまちを目指す。



### ◀ 将来像実現に向けた重点目標と基本戦略 ▶

#### ① 将来像実現に向けた重点目標

◇働く場の創出

◇安心して産み育てられる  
まちづくり

◇いつまでも元気で、  
自分らしく暮らせるまち  
づくり

#### ② 「自治力」と「ブランド力」で切り拓くまち(まちづくりの基本戦略)

◇「自治力」～住民の自治意識の高いまち

自治力:地域(行政区)により異なる課題を解決するための住民自身で問題の解決を図る地域の力

◇「ブランド力」～強い魅力を発信するまち

ブランド力:町そのものをブランド化するためのモノ・コトを積極的に掘り起こし、磨き上げ、発信する力

### ◀ 基本目標 ▶

基本目標1 人口減少にまけない 小さくても輝き続けるまち

基本目標2 本町の自然や特性を活かした地域経済の創生

基本目標3 かがやく未来へ おがの人づくり

基本目標4 すべての世代に配慮された社会保障の充実

基本目標5 快適で安心して暮らせる環境の整備

### 3-3. 本計画における小鹿野町の地域ビジョン

町全域の将来的なまちづくりの方向性である「小鹿野町の地域ビジョン」については、次のとおりとします。

#### 《 小鹿野町の地域ビジョン 》

### 小鹿野町の“ひと・まち・資源”を守り・育て、 生活する・働く・訪れる人が幸せを感じられるまち

本町は、豊かで美しい自然環境、かつて市場町として栄えた歴史が根付く小鹿野地域市街地、地域ごとの特性と相まって自然と共生した住環境など、様々なまちの顔と小鹿野らしい魅力を有しています。

しかし、人口減少・少子高齢化は進み続け、地域の力の源である住民が減ることにより、地域の活力が失われつつあります。

そのような今だからこそ、伝統文化が受け継がれてきた誇りある固有の地域社会を有する本町において、これからも、生活し・働き・訪れる人が、日々の生活や余暇に安心と幸せを感じられ、幸福感と充実感があふれた中で、地域で自立した持続可能なまちづくりを目指す必要があります。

本町の『ひと』『まち』『資源』を未来に向けて守り、そして、育てることを大切にして、本町に関わる多くの人々の未来がより豊かで、より幸せなものとなるよう、まちづくりを進めていきます。

#### 《 “守り・育てる” 3つの未来 》

#### 『ひと』を守り・育てる

住民の皆さんが安定的な生活を送ることができ、住んでいて気持ちが良いと感じてもらえたり、観光目的での来訪者の皆さんが本町の魅力を存分に感じて、また来たいと思える環境を守り・育て、それらの自発的な町外への発信を通じて、移住者の増加につながるまちづくりを目指します。

#### 『まち』を守り・育てる

日常生活で利用する各施設が集積した小鹿野地域市街地、観光・交流施設が立地する両神地域中心地、事業所が集積した地区、地域ごとの特徴を有した居住地など、人口減少下においても現在の環境を守りつつ、空き家等も活用して新たなまちの魅力育てるまちづくりを目指します。

#### 『資源』を守り・育てる

本町の財産である、自然的・歴史的な地域資源や、農林業用地や森林等を未来に継承することにより、住まいに身近な働く場所、訪れる場所を守るとともに、資源の更なる活用によるにぎわい創出などにもつながるまちづくりを目指します。

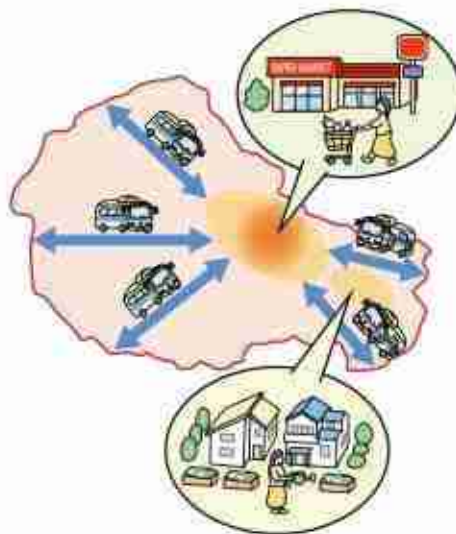
## 3-4. 地域ビジョンの根底の考え方

地域ビジョンの土台となる根本的な考え方として、次の4つを重視した計画とします。

### ① 持続可能な都市経営を重視する

将来的な更なる人口減少・少子高齢化においても暮らしやすいまちとなり、かつ、公共施設の維持管理費等により、年々ひっ迫する行政運営における財政面の負担軽減のためにも、**一定の区域にまちのコンパクト化を図り、まちづくりの面から持続性のある都市経営に貢献**することが求められます。そのため、立地適正化計画制度の誘導的手法を主として、小鹿野町地域公共交通計画と十分な連携を図りながら、「**コンパクト・プラス・ネットワーク**」のまちづくりを念頭においた考え方により計画を推進します。

ただし、全住民を強制的に集約する計画ではないなど、住民や関係者の皆さまに対して丁寧な理解促進・合意形成を図り、誤解が生まれないように計画検討及び策定後の運用を図ることに留意します。



### ② 5つの地域の特性を大切にしながら各地域での住まい方を尊重する

本町については、5つの地域ごとに特徴を有しており、多様な住まい方がみられます。

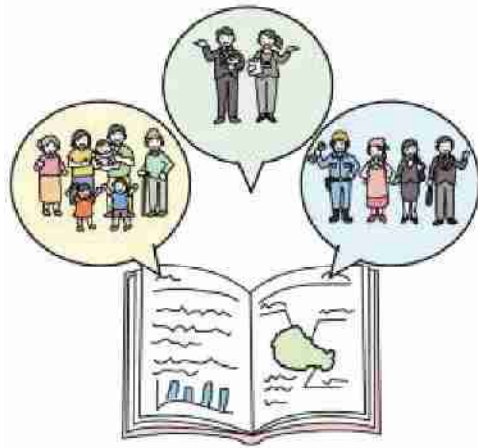
そのため、町全域を均質的に捉えて、将来的なまちのコンパクト化や居住のあり方などを検討するのではなく、**地域ごとの細かな特性や、住民の皆さんのニーズの違い等にもしっかりと着目して、5つの地域の将来的な方向性を前提としながら、その5つが合わさって町全体の地域ビジョンが形づくられることを大切に**します。

⇒後項3-5において、5つの地域ごとの魅力・方向性を示しています。



### ③ 住民・民間事業者・教育機関等の参加と協働を促す

行政が主導して計画推進を図る一方で、地域の課題は多様化・複雑化しており、行政だけで課題を解決するには限界があります。今後の各種取組を進めるに当たっては、住民一人ひとりの主体的な「自治力」による地域づくりや、民間事業者との官民連携による新たなアイデア・技術・ノウハウに基づく取組、大学・NPO法人等における地域課題の解決策の展開等が求められます。そのため、それら多様な主体が参加したいと思える意欲を醸成するための取組や、地域内の連携を高めるコミュニティ形成が促進される計画につなげていきます。



### ④ 防災・減災対策に貢献する

昨今の自然災害の頻発・激甚化に起因して、まちづくりにおいても防災・減災を重視した検討が求められています。

本町は中山間部に位置しているため、豪雨による土砂災害や、冬季の雪害などの災害リスクが高い状況です。

本計画においては、防災指針の検討を通じて、ハード・ソフト両面からの防災・減災の強化に努めるとともに、自然環境が豊富な本町として、自然が与えてくれる豊かな恵みと災害の両面を理解しながら、自然と共生したまちづくりを大切に、本計画の策定を行います。



## 3-5. 5つの地域ごとの魅力・方向性

5つの地域ごとの資源や魅力、方向性を示します。



### 小鹿野地域

#### 1) 地域資源

- 中心市街地として、スーパーマーケット、町役場、病院、保育所、小・中学校、高等学校などが立地しています。
- 伝統的な建造物が複数あり、文化的な街並みが形成されています。
- バス交通の各路線が集まる交通結節点として機能しています。



◀ 中心街の伝統的な建造物



小鹿野町役場 ▶

#### 2) 住民の地域の思い

懇談会において小鹿野地域の住民の皆さんから挙げた地域の好きな所は次の3点です。



- 1 コミュニティの繋がりがあり、治安が良い！
- 2 病院や銀行などの施設が集まっているため便利！
- 3 豊かな自然や綺麗な夜空が見れるのに災害が少ない！



#### 3) 小鹿野地域のまちづくりの方向性

### 文化的で利便性の高い街なかでの暮らし方が出来る地域

◀ “守り・育てる” 3つの未来 ▶

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 『ひと』<br>を守り・育てる | ● 日常の利便性の高さを好む新たな転入者などとともに、街なかでの良好な地域コミュニティを育てていきます。 |
| 『まち』<br>を守り・育てる | ● 中心市街地として、地域内の人口を保ちながら、日常生活で利用する各施設の立地の維持・誘導を図ります。  |
| 『資源』<br>を守り・育てる | ● 地域内の良好な空間づくりとして、伝統的な建造物や街なかから見える周辺の豊かな自然を守っていきます。  |

#### 小鹿野地域で想定する住まいや暮らし方のイメージ

様々な施設がコンパクトにまとまった便利な街なかで、良好なご近所付き合いをしながら、家族みんなが楽しく暮らしています。





## 長若地域

### 1) 地域資源

- 小鹿野地域市街地とともに秩父市も近く、買い物や通勤・通学などがしやすい地域となっています。
- 長若集学校にはコワーキングスペースをはじめとした施設があり、テレワークやワーケーションに最適な環境が整備されています。
- 上長留のしだれ桜など、豊かな自然が広がっています。



◀ 長若集学校



上長留のしだれ桜 ▶

### 2) 住民の地域の思い

懇談会において長若地域の住民の皆さんから挙がった地域の好きな所は次の3点です。

- 1 秩父市街地に近い！
- 2 ほどほどの田舎！
- 3 上長留のしだれ桜がキレイ！



### 3) 長若地域のまちづくりの方向性

#### 暮らしやすさ・働きやすさを兼ね備えた暮らし方が出来る地域

##### ◀ “守り・育てる” 3つの未来 ▶

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 『ひと』<br>を守り・育てる | ● 町外へ通学・通勤する方なども含め、多様なライフスタイルがみられる人々とのつながりを地域の中で大切にしていきます。 |
| 『まち』<br>を守り・育てる | ● 上長留のしだれ桜などの自然を感じ、快適に暮らし働けるよう、日常生活で利用する施設の立地の維持・誘導を図ります。  |
| 『資源』<br>を守り・育てる | ● 多様な働き方を支える場として、コワーキングスペースなどの利活用を促進し、地域に根ざした施設として育てていきます。 |

#### 長若地域で想定する住まいや暮らし方のイメージ

小鹿野地域の市街地や秩父市へのアクセスが良い環境の中で、多様な暮らし方や働き方を選びながら、家族みんなが快適に暮らしています。





## 倉尾地域

### 1) 地域資源

- 平成の名水百選に選ばれた毘沙門水や、神嶽(裏山)の湧流水であるふれあい水があり、町内外から多くの人々が訪れています。
- 行事が多く開催されており、運動会や輪投げ大会を通じて地域住民が集い交流できる場が形成されています。



◀ 毘沙門水



合角ダム ▶

### 2) 住民の地域の思い

懇談会において倉尾地域の住民の皆さんから挙がった地域の好きな所は次の3点です。



1 名水がある(毘沙門水・ふれあい水)!

2 地域の人がみんな顔見知りで仲が良い(運動会・輪投げ大会)!

3 合角ダム!



### 3) 倉尾地域のまちづくりの方向性

## 水や自然の豊かさを感じられる暮らし方が出来る地域

◀ “守り・育てる” 3つの未来 ▶

『ひと』  
を守り・育てる

- 地域の互助・共助の取組を通じて、支え合い活気あふれる地域づくりを育んでいきます。

『まち』  
を守り・育てる

- 良好な水資源や自然、景観、地域の人々とのつながりを大切にしたい暮らしの環境を守っていきます。

『資源』  
を守り・育てる

- 名水をはじめとした豊かな自然資源を守るとともに、転入者も含めた住民同士のつながりを育んでいきます。

### 倉尾地域で想定する住まいや暮らし方のイメージ

名水をはじめとした自然豊かな環境で、地域の行事にも参加しながら住民同士の交流を深め、家族みんなが安心して暮らしています。





## 三田川地域

### 1) 地域資源

- 尾ノ内溪谷氷柱や二子山など、多くの豊かな自然資源があり、来訪者が楽しめる空間の演出なども行われています。
- 飯田八幡神社では、毎年飯田八幡神社鉄砲祭りや歌舞伎が開催されており、伝統行事や芸能が受け継がれています。



◀ 尾ノ内溪谷氷柱



飯田八幡神社鉄砲祭り ▶

### 2) 住民の地域の思い

懇談会において三田川地域の住民の皆さんから挙がった地域の好きな所は次の3点です。

- 1 飯田八幡鉄砲まつり！
- 2 歌舞伎の指導者が多い！
- 3 尾ノ内・二子山・みどりの村・札所31番 自然が豊か！



### 3) 三田川地域のまちづくりの方向性

#### 伝統や豊かな自然を身近に感じられる暮らし方が出来る地域

◀ “守り・育てる” 3つの未来 ▶

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 『ひと』<br>を守り・育てる | ● 地域住民や転入者などが連携して、後世にわたり伝統や自然が受け継がれるよう、地域のつながりを育てていきます。 |
| 『まち』<br>を守り・育てる | ● 国道299号を地域の軸として、小鹿野地域市街地の利便性を受け取ることができる環境を確保していきます。    |
| 『資源』<br>を守り・育てる | ● 来訪者だけでなく住民も憩い、楽しめる空間をつくるため、豊かな自然を引き続き活用しながら守っていきます。   |

#### 三田川地域で想定する住まいや暮らし方のイメージ

豊かな自然を楽しめる空間や、伝統行事や芸能に関わりがあり、また、関心を持つ人々などと支え合いながら、家族みんなが心地よく暮らしています。





## 両神地域

### 1) 地域資源

- 旧両神村の中心地として、公民館や図書館などの公共施設がまとまって立地しています。
- 小鹿野地域市街地に近いエリアでは、都市計画区域外ですが日常の利便性があります。
- 道の駅両神温泉薬師の湯をはじめとした観光・交流施設が多く立地し、日本百名山の両神山の玄関口ともなっています。



◀ 両神山



丸神の滝 ▶

### 2) 住民の地域の思い

懇談会において両神地域の住民の皆さんから挙がった地域の好きな所は次の3点です。



両神山・丸神の滝！



四季折々の草花が楽しめる！



薬師・温泉・宿！



### 3) 両神地域のまちづくりの方向性

#### 観光や交流を身近に感じられる暮らし方が出来る地域

◀ “守り・育てる” 3つの未来 ▶

『ひと』  
を守り・育てる

- 小鹿野の魅力を感じて訪れた来訪者などとともに、にぎわいを身近に感じられる関係性や交流を広げていきます。

『まち』  
を守り・育てる

- 公共施設や観光・交流施設を維持しつつ、住民だけでなく来訪者にとっても楽しいと思える環境を育てていきます。

『資源』  
を守り・育てる

- 来訪者を含む人々の交流の場づくりとして、観光・交流施設や四季折々の草花を大切に、活用していきます。

#### 両神地域で想定する住まいや暮らし方のイメージ

多様な観光・自然資源が集まっている中山間地において、住民と来訪者が関わり、適度ににぎわいを感じながら、家族みんなが豊かに暮らしています。



## 3-6. まちづくりの方針（ターゲット）

本項目は、前項の「小鹿野町の地域ビジョン」や「地域ビジョンの根底の考え方」、「5つの地域ごとの魅力・方向性」を踏まえ、本計画を策定することにより、どのような都市空間・土地利用の形成を目指すのか、地域ビジョンで示した「生活する・働く・訪れる」の具体的な内容について、4つの視点に分けて示します。

### 方針1. 「生活しやすい空間」の形成

～住民の生活が快適で安全となるために～

#### 取組方針

##### 1) 小鹿野地域市街地の活性化（中心拠点の形成）

- 小鹿野地域市街地は、商業・医療・福祉・教育施設や公共施設等の都市機能が集積しており、今後もそれら立地の維持や、新たな事業者の進出が促進されるよう、中心市街地として適切な土地利用を図り、日常生活の利便性や街なかのにぎわいを確保していきます。

##### 2) 地域ごとの生活利便性やにぎわいの確保（地域拠点の形成）

- 地域ごとの中心的な場所である旧小・中学校などが立地するエリアについて、校舎や校庭などの利活用を通じてにぎわいを創出しながら、守り・育てていきます。
- 特に両神地域中心地は、各種施設や図書館などの公共施設がまとまって立地しており、今後も小鹿野地域市街地と同様に各施設の立地の維持を図りながら、周辺住民を主とした生活の利便性を確保していきます。

##### 3) 地域ごとの特性に応じた住環境の形成

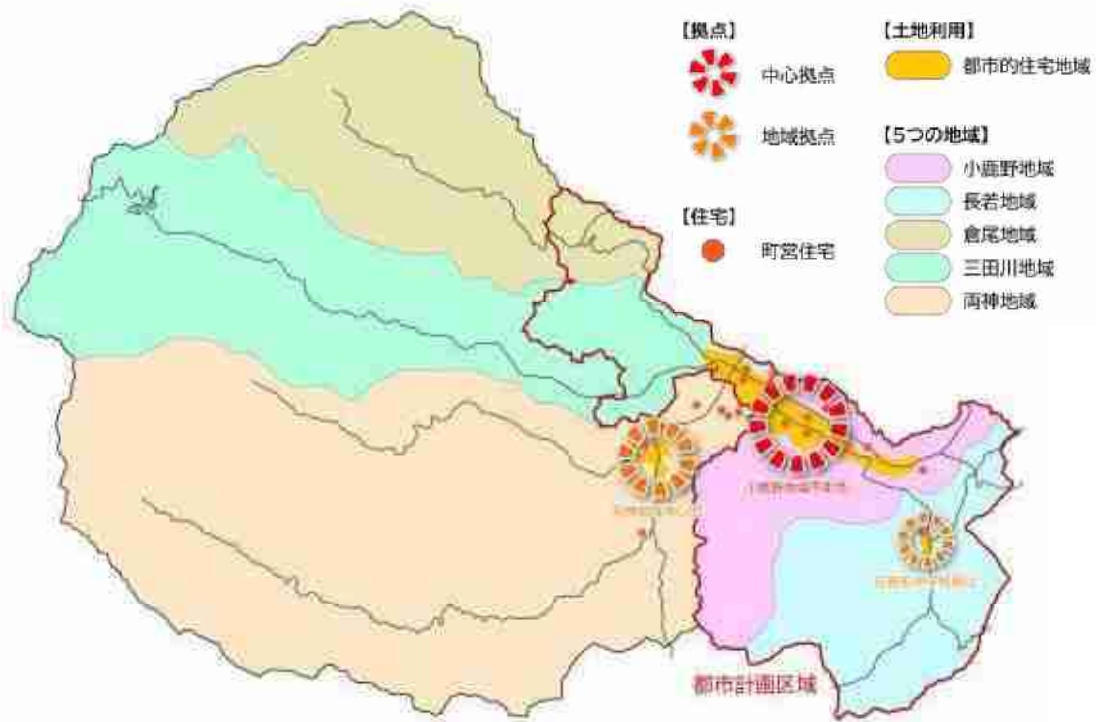
- 5つの地域ごとの特性に応じた個性ある住環境の維持・保全を図ります。
- 町営住宅については住民ニーズに対応した効率的な整備・管理を推進します。
- 公的未利用地等を活用して、若者・子育て世帯等をターゲットとした良質な住宅の提供を図ります。
- 点在する空き家・空き地は、移住・定住の受け皿として、民間事業者等と連携した利活用を促進します。

##### 4) 災害リスクを考慮した土地利用・施設誘導

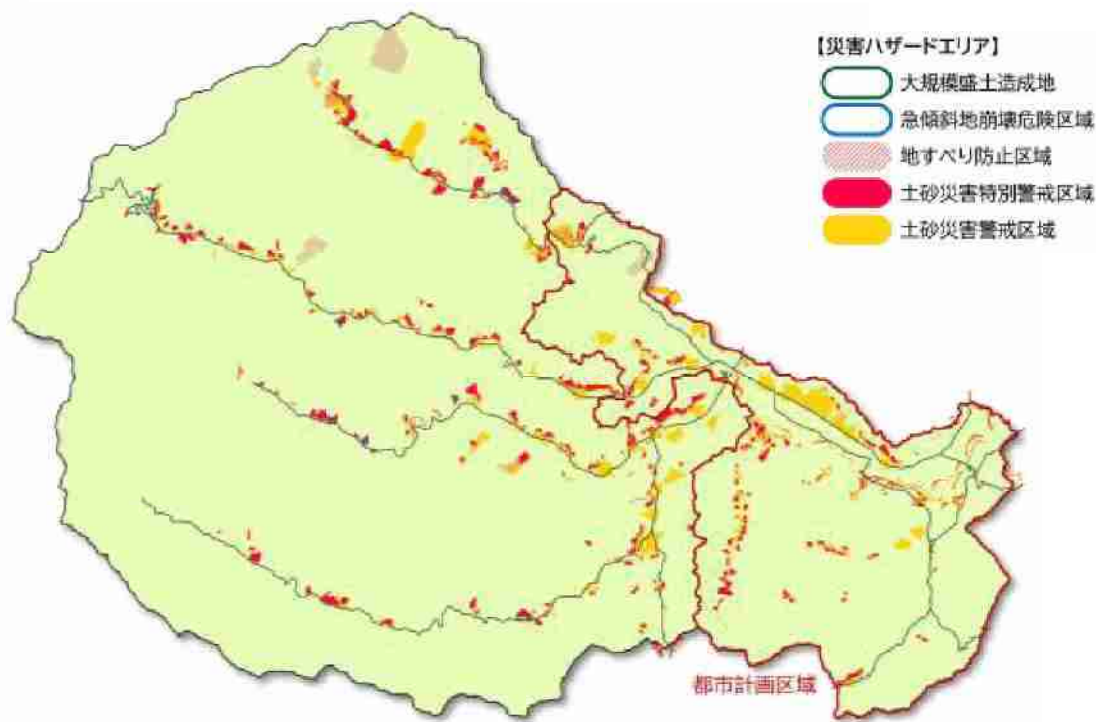
- 町内には、傾斜地や河川沿いを主として、災害ハザードエリアが指定されているため、将来的な土地利用では、それらの災害リスクを十分に考慮して、適切な場所での土地利用及び住宅・施設の誘導を図ります。



## ◀ 「生活しやすい空間」の形成 町内の要素① ▶



## ◀ 「生活しやすい空間」の形成 町内の要素② ▶



## 方針2. 「働きやすい場」の形成

～ライフスタイルにあった働き方ができるために～

### 取組方針

#### 1) 小鹿野地域市街地における働く場としての各都市機能の確保

- 小鹿野地域市街地をはじめとした商業施設・事業所が集積する箇所においては、将来的にも継続して立地してもらうことにより、若者等が町内の身近な場所で働ける・働きやすい環境になるよう、各施設が継続立地しやすい土地利用や、施設利用者の確保のための周辺の人口密度の維持を図ります。

#### 2) 事業所等における操業環境の確保

- 町内の工業を主とした事業所が集積する地区や、中山間部の鉱工業を営む地区、街なかで商業施設が集積している地区においては、周辺との土地利用とも調和を図りながら、事業を継続しやすい操業環境を確保します。

#### 3) 農林業を営む土地の確保

- 優良な農地におけるほ場整備を実施するなど、効率的な作業が可能となる土地利用を確保します。
- 遊休化した農地の集積や流動化の促進により、新たな農業の担い手が利用しやすい土地利用を図ることなどにより、生活に身近な働く場を確保します。
- 保育間伐などの森林整備を図りながら、生産性の高い森林を確保します。

#### 4) テレワーク・ワーケーションの環境形成

- 移住者や二地域居住を実践する方などがテレワークやワーケーションを快適に行えるよう、町内の魅力が感じられる箇所などにおいてコワーキングスペースの整備を図ります。

#### 《 「働きやすい場」の形成 町内の要素 》





## 方針3. 「訪れたい空間」の形成

～歴史と自然を活かした観光・交流の活性化のために～

### 取組方針

#### 1) 小鹿野地域市街地における歴史ある街並みの保全・活用

- 小鹿野地域市街地は、古き良き市場町として栄えた歴史ある街並みを有しており、将来的にも、中心地を構成する重要な要素として、それら環境の保全・再生を図り、将来に継承していきます。

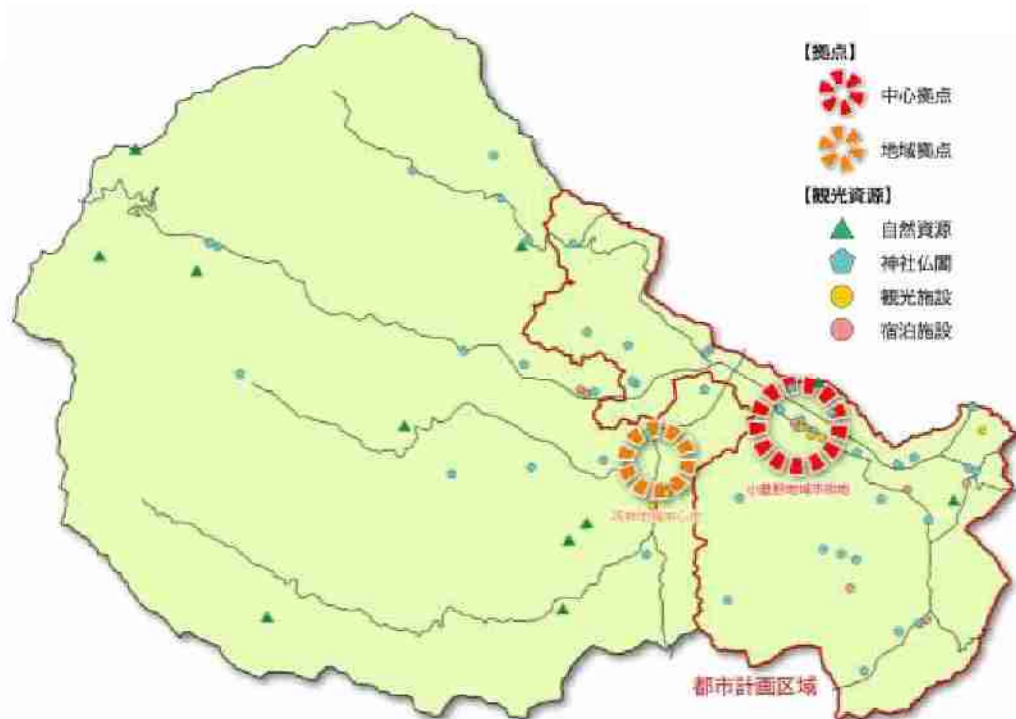
#### 2) 両神地域中心地における観光・交流を軸としたにぎわい創出

- 両神地域中心地には、道の駅両神温泉薬師の湯をはじめとした観光・交流施設がまとまって立地しており、それら施設を核として観光振興の活性化や、来訪者も含めた人と人との交流の場の創出を図ります。そのことにより、両神地域の日常生活の拠点としての位置付けと合わせた更なるにぎわい創出につなげていきます。

#### 3) 町内に点在する観光資源の保全・活用

- 町内には、四季折々に楽しめる山や花などの自然資源、国内屈指のジオツーリズムが楽しめる地質資源、歌舞伎などの伝統文化、歴史ある神社仏閣などの歴史的資源などが点在しています。それらが持つ魅力が将来にわたっても存分に発揮されるよう、土地利用の保全を図りながら、イベント実施等のソフト施策とも連携した来訪者の増加につなげていきます。

### 《 「訪れたい空間」の形成 町内の要素 》



## 方針4. 「移動しやすい環境」の形成

～持続可能な地域公共交通の実現のために～

### 取組方針

#### 1) 持続可能な公共交通体系の確立

- 町内の公共交通については、利用者数に応じた運行本数の充実、路線の見直し等を行いながら、将来にわたり持続可能な公共交通の実現を図ります。
- 都市機能が集積した小鹿野地域市街地等の拠点へのアクセスが全ての住民において可能となるよう、新たな交通サービスの導入を視野に入れながら、多様な移動手段を確保していきます。

#### 2) 公共交通の効果的なネットワーク化による利用促進

- 住民の日常的な利用に限らず、町内に点在する観光・交流施設とも効果的につながった公共交通ネットワークを形成することにより、観光目的での公共交通の利用者数の増加とともに、持続性の確保にもつなげていきます。

#### ≪ 「移動しやすい環境」の形成 町内の要素 ≫



#### < 参考 小鹿野町地域公共交通計画の計画目標 >

##### ●公共交通軸に関する内容

今後の人口減少・少子高齢化にあっても、新たな交通サービスや移動手段の提供等の施策により、住民の移動手段を確保する。

また、近隣自治体のオンデマンドバスとの連携等を検討することにより、多様な移動手段を確保し、交通ネットワークの強化を図る。

需要の多いバス路線では民営・町営バス共通定期等の新たな運賃サービスの仕組みを検討する等、利用環境の向上を図り、効率的な運行体制を構築する。

##### ●乗合タクシーに関する内容

乗合タクシー等のバス路線以外の移動手段については、まだ知らない人も多いことから、システム利用教室の開催等、多くの人に利用してもらえるような施策を講じる。

## 第3章 将来的なまちづくりの方向性

### 【参考：第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)と本計画との関係性】

上位計画である「第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)」と本計画との関係性は以下のとおりです。両計画の将来的な方向性を示している総合振興計画の「基本目標」と本計画の「まちづくりの方針(ターゲット)」は各項目において整合を図っており、小鹿野町として一体性を持ちながら計画実現に向けて取組を進めていきます。

#### ≪ 両計画の将来的な方向性における関係性 ≫

小鹿野町立地適正化計画		小鹿野町総合振興計画				
まちづくりの方針 (ターゲット)	取組方針	基本目標				
		1	2	3	4	5
方針1. 「生活しやすい空間」 の形成	1) 小鹿野地域市街地の活性化	●		●	●	
	2) 地域ごとの生活利便性や にぎわいの確保					●
	3) 地域ごとの特性に応じた 住環境の形成	●		●	●	
	4) 災害リスクを考慮した 土地利用・施設誘導					●
方針2. 「働きやすい場」 の形成	1) 小鹿野地域市街地における 働く場としての各都市機能の確保	●	●			
	2) 事業所等における操業環境の確保	●	●			
	3) 農林業を営む土地の確保	●	●			
	4) テレワーク・ワーケーションの 環境形成		●			●
方針3. 「訪れたい空間」 の形成	1) 小鹿野地域市街地における 歴史ある街並みの保全・活用	●	●	●		
	2) 両神地域中心地における観光・ 交流を軸としたにぎわい創出	●	●	●		
	3) 町内に点在する観光資源の 保全・活用	●	●	●		
方針4. 「移動しやすい環境」 の形成	1) 持続可能な公共交通体系の確立					●
	2) 公共交通の効果的な ネットワーク化による利用促進					●

- 基本目標1 人口減少にまけない 小さくても輝き続けるまち
- 基本目標2 本町の自然や特性を活かした地域経済の創生
- 基本目標3 かがやく未来へ おがの人づくり
- 基本目標4 すべての世代に配慮された社会保障の充実
- 基本目標5 快適で安心して暮らせる環境の整備

## 【参考：シティプロモーション推進事業と本計画との関係性】

第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)の具体的な取組の1つとして、令和7(2025)年10月より、小鹿野町の人口流入を図ることなどを目指したシティプロモーション推進事業を開始しています。

本事業は、本計画におけるまちづくりの方針(ターゲット)の「方針3、『訪れたい空間』の形成」に含まれています。当該方針は観光・交流の活性化を目的とするものであり、まちづくりの側面から支援・強化する役割を担っています。



終点の先、秩父の秘境へ。

### おがのまち

「第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)」で示した、まちづくりの基本戦略等を具現化するため、令和7(2025)年10月よりシティプロモーション推進事業を開始しました。

『終点の先、秩父の秘境へ。おがのまち』というブランドコンセプトを掲げて、住民、事業者、行政が一体となって町の新たなブランド構築と都市部等に向けた情報発信を行うことにより、小鹿野町への人口流入(交流人口、関係人口、移住人口の拡大)を図ることを目指しています。

< シティプロモーション公式サイト > <https://ogano-machi.jp/>

## 《 本事業におけるイベントの開催 》

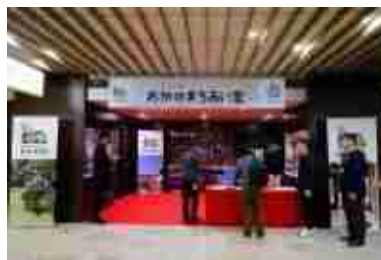
### 《 おがのまちあい室 》

西武鉄道のサポートのもと、西武鉄道池袋線の1編成(10両)を使用し、町のビジュアルで車内を彩る(一部西武鉄道の広告も掲載)車両ジャック広告を展開しました。

更に、西武池袋駅地下改札外の特設スペースにて、「小鹿野町シティプロモーションブース～おがのまちあい室～」を開設しました。

ブースに来場いただき、シティプロモーション公式サイトにアクセスいただいた方にノベルティを配布するほか、町の特産品のPR、観光情報の紹介などを実施しました。また、試飲体験コーナーを設け、地元事業者が直接来場者へ魅力を伝えました。

### おがのまちあい室

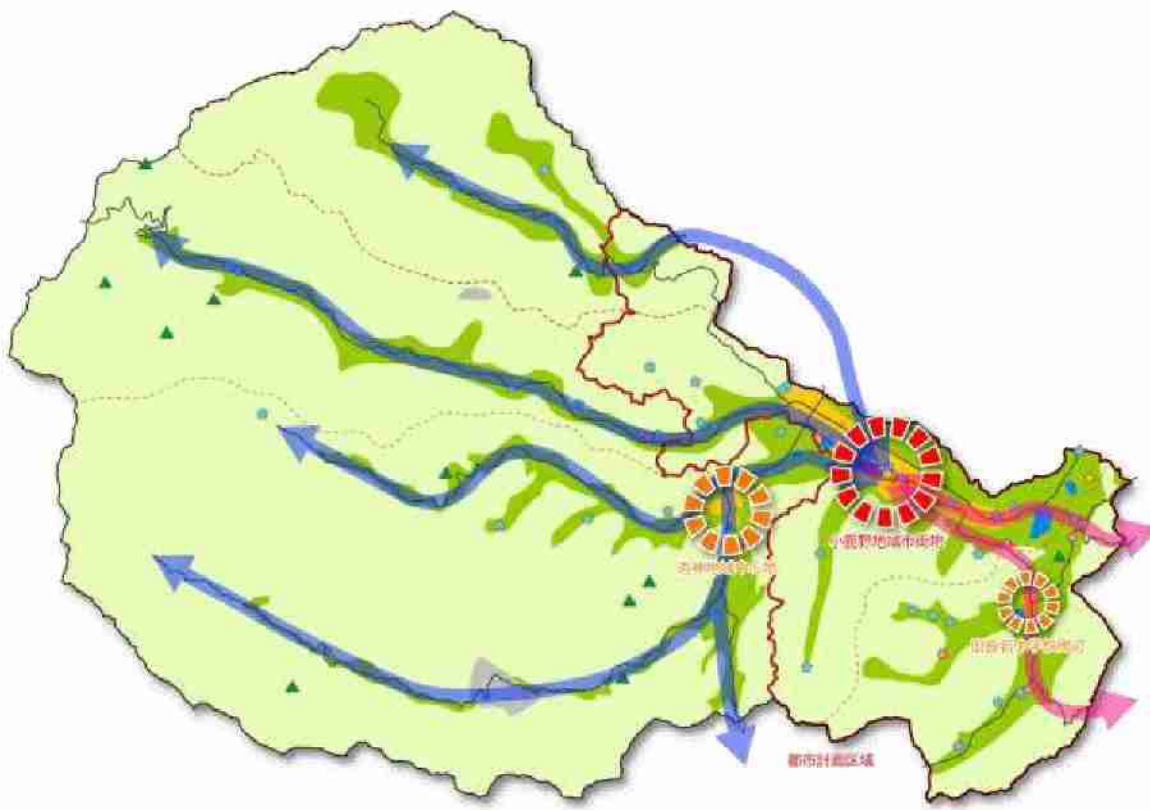




## 3-7. 都市の骨格構造

前項の「まちづくりの方針(ターゲット)」における4つの方針を踏まえ、本町において将来的に目指すべき都市の骨格構造は以下のとおりです。

《 都市の骨格構造図 》



### 1. 「生活しやすい空間」の形成

- |             |               |
|-------------|---------------|
| <b>【拠点】</b> | <b>【土地利用】</b> |
| 中心拠点        | 都市的住宅地域       |
| 地域拠点        | 5つの地域         |

### 2. 「働きやすい場」の形成

- |               |             |
|---------------|-------------|
| <b>【土地利用】</b> |             |
| 都市的商業地域       | 農業振興地域      |
| 都市的工業地域       | 自然公園地域・林間地域 |
| 紙業地域          |             |

### 3. 「訪れたい空間」の形成

- |             |               |
|-------------|---------------|
| <b>【拠点】</b> | <b>【観光資源】</b> |
| 中心拠点        | 自然資源          |
| 地域拠点        | 神社仏閣          |
|             | 観光施設          |
|             | 宿泊施設          |

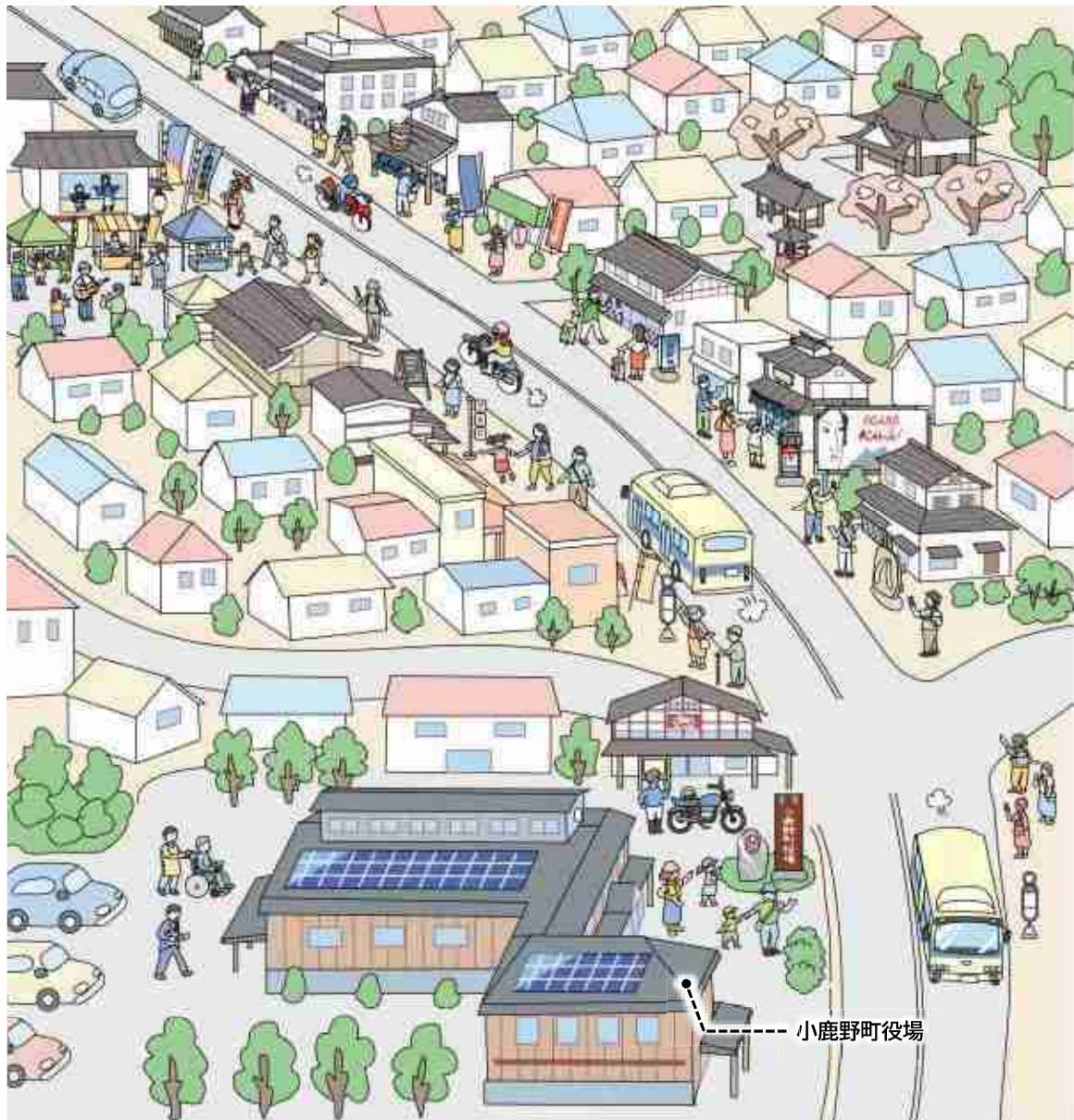
### 4. 「移動しやすい環境」の形成

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| <b>【軸】</b>            |                         |
| 広域公共交通軸<br>(町外とつながる軸) | 町内公共交通軸<br>(町内の移動を支える軸) |

### 【参考：拠点形成の将来イメージ】

都市の骨格構造で設定した3つの拠点における将来的な拠点形成のイメージを示しています。各種の施設や居住の維持及び集積を図ることにより、日常生活の利便性や街なかのにぎわい創出につなげていきます。

#### 《 中心拠点（小鹿野地域市街地）の将来イメージ 》

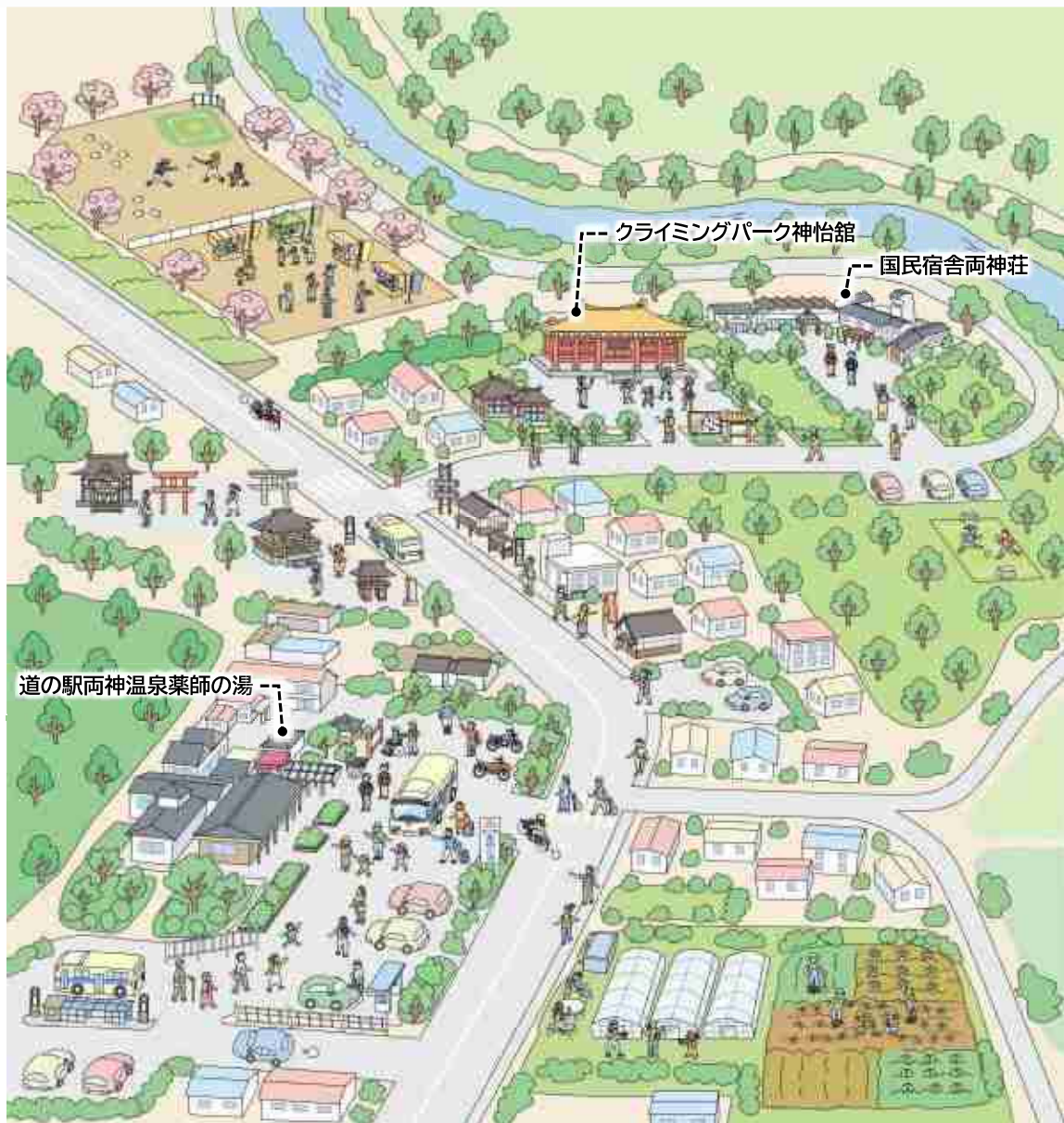




◀ 地域拠点（旧長若中学校周辺）の将来イメージ ▶



「地域拠点（両神地域中心地）の将来イメージ」





# 第4章

## 居住誘導区域



4-1	居住誘導区域の基本的な考え方 .....	72
4-2	居住誘導区域の設定方針 .....	75
4-3	居住誘導区域の設定 .....	77
4-4	居住促進区域の設定 .....	88

### 第4章 | 居住誘導区域

本章では、住まいの維持・誘導を図る居住誘導区域等を示します。

#### 4-1. 居住誘導区域の基本的な考え方

##### (1) 居住誘導区域とは

国が示す都市計画運用指針では、「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域」とされています。

なお、法令上、居住誘導区域を設定することができるのは、都市計画区域のみとなります。



居住誘導区域は都市計画区域のみ設定可能

##### (2) 居住誘導区域に含むことが考えられる区域

国が示す立地適正化計画の手引きや都市計画運用指針では、居住誘導区域に含むことが考えられる区域として、以下の区域が示されています。

###### 《① 居住誘導区域の望ましい区域像（立地適正化計画の手引き）》

###### 【生活利便性が確保される区域】

◇都市機能誘導区域の候補となる中心拠点や地域・生活拠点に、徒歩・自転車・端末交通等により容易にアクセスすることのできる区域や、鉄道駅・バス停の徒歩・自転車利用圏

###### 【都市機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域】

◇医療・福祉・商業等の都市機能や将来にわたって持続できる人口密度が確保される面積範囲内

◇国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において少なくとも現状の人口密度を維持、あるいは低下抑制することを基本に検討

###### 【災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域】

◇土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域で、土地利用の実態等に照らして、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域等には該当しない区域

## 《② 居住誘導区域を定めることが考えられる区域（都市計画運用指針）》

- ◇都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- ◇都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ◇合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

## (3) 居住誘導区域に含まないことが考えられる区域

都市再生特別措置法や国が示す都市計画運用指針では、居住誘導区域に含まないことが考えられる区域として、以下の区域が示されています。

### 《① 居住誘導区域に含まないこととされている区域（都市再生特別措置法）》

	名称 (根拠法令)	本町の都市計画 区域内の有無
区域区分等	1) 市街化調整区域 (都市計画法第7条第1項)	—
	2) 農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号)	○
	3) 農地・採草放牧地 (農地法第5条第2項第1号口)	—
	4) 特別地域 (自然公園法第20条の第1項)	○
	5) 保安林の区域 (森林法第25条、第25条の2)	○
	6) 原生自然環境保全地域、特別地区 (自然環境保全法第14条第1項、第25条第1項)	—
	7) 保安林予定森林の区域 (森林法第30条、第30条の2)	—
	8) 保安施設地区、保安施設地区に予定された地区 (森林法第41条、第44条において準用する同法第30条)	—
災害等	1) 災害危険区域のうち住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 (建築基準法第39条第1項、第2項)	—
	2) 地すべり防止区域 (地すべり等防止法第3条第1項)	○
	3) 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)	○
	4) 土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)	○
	5) 浸水被害防止区域 (特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)	—

## 第4章 居住誘導区域

### 《② 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）》

	名称 (根拠法令)	本町の都市計画 区域内の有無
災害等	1) 津波災害特別警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項)	—
	2) 災害危険区域(建築基準法第39条第2項に基づく条例で建築物の建築が禁止されている区域以外) (建築基準法第39条第1項)	—

### 《③ 総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）》

	名称 (根拠法令)	本町の都市計画 区域内の有無
災害等	1) 土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項)	○
	2) 津波災害警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項)	—
	3) 浸水想定区域 (水防法第14条第1項)	○
	4) 基礎調査 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項)	—
	5) 津波浸水想定における浸水の区域 (津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項)	—
	6) 都市浸水想定における都市浸水が想定される区域 (特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号)	—
	7) その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	—

### 《④ 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域（都市計画運用指針）》

	名称 (根拠法令)	本町の都市計画 区域内の有無
区域区分等	1) 工業専用地域 (都市計画法第8条第1項第1号)	—
	2) 流通業務地区 (都市計画法第8条第1項第13号)	—
	3) 特別用途地区(住宅の建築が制限されている場合) (都市計画法第8条第1項第2号)	—
	4) 地区計画区域(住宅の建築が制限されている場合) (都市計画法第12条の4第1項第1号)	—
その他	5) 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—
	6) 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—

## 4-2. 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域は、将来にわたり一定の人口密度を維持することを前提としつつ、まちづくりの方針(ターゲット)における取組方針の実現にも資するよう設定することが望まれます。

第3章で示したまちづくりの方針(ターゲット)のうち、居住を誘導する区域として関連する要素を含む、方針1.「生活しやすい空間」の形成、方針2.「働きやすい場」の形成、方針4.「移動しやすい環境」の形成を踏まえ、居住誘導区域を設定します。

### 《 まちづくりの方針(ターゲット)と取組方針(P59~を参照) 》

方針1.「生活しやすい空間」の形成 ~住民の生活が快適で安全となるために~

#### 取組方針

- 3) 地域ごとの特性に応じた住環境の形成
- 4) 災害リスクを考慮した土地利用・施設誘導

方針2.「働きやすい場」の形成 ~ライフスタイルにあった働き方ができるために~

#### 取組方針

- 1) 小鹿野地域市街地における働く場としての各都市機能の確保

方針4.「移動しやすい環境」の形成 ~持続可能な地域公共交通の実現ために~

#### 取組方針

- 1) 持続可能な公共交通体系の確立

前述のまちづくりの方針(ターゲット)と取組方針を踏まえ、本町における居住誘導区域の設定方針を以下のとおりとします。

### 《 居住誘導区域の設定方針 》

#### ① 人口集積を考慮した設定

現在、多くの住民が居住している区域を将来にわたって維持していくとともに、生鮮食品等を扱う店舗など、日常生活に必要な施設を維持していくため、居住誘導区域の設定を検討します。

#### ② 公共交通機関の維持を考慮した設定

日常生活に必要な施設まで徒歩やバス等の公共交通路線を介して容易にアクセスできることを考慮し、居住誘導区域の設定を検討します。

#### ③ 関連計画等との連携を考慮した設定

旧長若中学校では校庭を活用した住宅地整備が検討されており、今後若者世帯や子育て世帯の定住の増加に加え、移住・定住を促進する住宅施策にもつながることが考えられるため、居住誘導区域の設定を検討します。

#### ④ 災害リスクを考慮した設定

近年、自然災害の頻発・激甚化の傾向であるのに加え、本町は広範囲にわたる土砂災害(特別)警戒区域などの指定がされているため、災害リスクの危険性に応じた居住誘導区域の設定を検討します。

#### ⑤ 工業系の土地利用現況等を考慮した設定

「第1次小鹿野町国土利用計画」で示されている都市的工業地域は、操業環境の維持や雇用の確保の場として産業振興を目的としているため、自然環境や生活環境に配慮した居住誘導区域の設定を検討します。

## 4-3. 居住誘導区域の設定

### (1) 居住誘導区域の設定フロー

居住誘導区域の設定方針を踏まえた、居住誘導区域の設定フローは以下のとおりです。

#### 都市計画区域

※都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域を設定できるのは都市計画区域のみ

#### 1) 居住誘導区域に含めるエリア

→ P78～を参照

以下の条件に該当するエリアは居住誘導区域に含めます。

- ① 都市機能誘導区域（原則として、居住誘導区域内に指定されることとなっているため）
- ② 人口集積が高い区域  
→令和2(2020)年時点の人口密度が20人/ha以上の地域
- ③ 利便性が高い公共交通の徒歩圏  
→1日のバス運行本数が過半数以上の民間バス路線及び町営バス路線300m圏  
※民間バスは最大27本のため、13.5本以上のバス路線  
町営バスは最大が25本のため、12.5本以上のバス路線
- ④ 計画的に住宅地形成が図られている区域及び見込まれる区域  
→旧長若中学校周辺(都市機能誘導区域)300m圏

#### 2) 居住誘導区域に含めないエリア

→ P82～を参照

以下の条件に該当するエリアは居住誘導区域に含めません。

- ① 災害リスクが高い区域  
<都市再生特別措置法より、原則として含まないこととされている区域>  
→農用地区域 →特別地域 →土砂災害特別警戒区域  
→保安林区域 →急傾斜地崩壊危険区域 →地すべり防止区域  
<都市計画運用指針より、総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき区域>  
→洪水浸水想定区域(計画規模の浸水深 3.0m以上に限る)  
→家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)
- ② 工業系の土地利用を維持・保全する区域  
→第1次小鹿野町国土利用計画で定められている都市的工業地域

#### 3) 居住誘導区域に含めるか検証を行うエリア

→ P85～を参照

「1)居住誘導区域に含めるエリア」及び「2)居住誘導区域に含めないエリア」の検討を踏まえ、飛び地における居住誘導区域の設定の検証を行います。

- ① 千束峠周辺  
→居住誘導区域内に含まれている住宅用地の集積状況より検証
- ② 黒海土バイパス周辺  
→過去から現在にかけての住宅増加の推移より検証

#### 居住誘導区域

→ P87を参照



### (2) 居住誘導区域の検討図

設定フローについて、それぞれの項目の該当状況を示します。

#### 1) 居住誘導区域に含めるエリア

以下の条件に該当するエリアは居住誘導区域に含めます。

##### ① 都市機能誘導区域

原則として、居住誘導区域内に指定されることとなっているため、区域に含めます。

(第5章 誘導施設・都市機能誘導区域を参照)



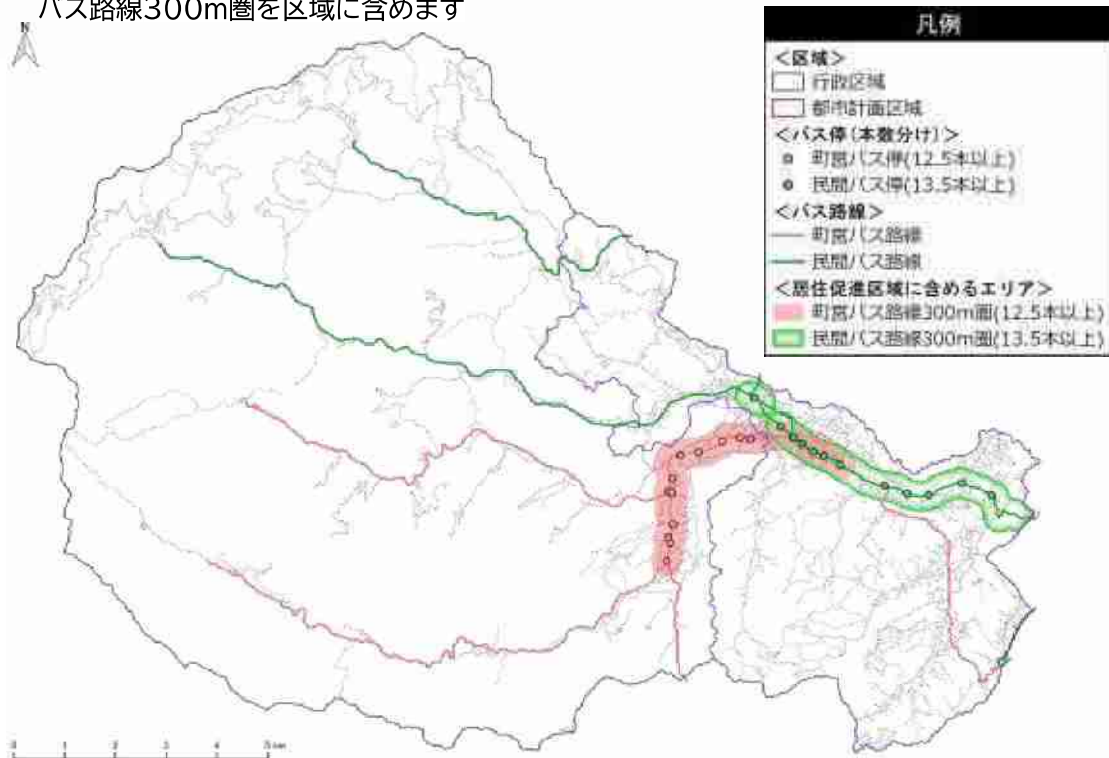
## ② 人口集積が高い区域

令和2(2020)年時点の人口密度が20人/ha以上の地域を区域に含めます。



## ③ 利便性が高い公共交通の徒歩圏

区域としての一体性を考慮し、1日のバス運行本数が過半数以上の民間バス路線及び町営バス路線300m圏を区域に含めます



## 第4章 居住誘導区域

### ④ 計画的に住宅地形成が図られている区域及び見込まれる区域

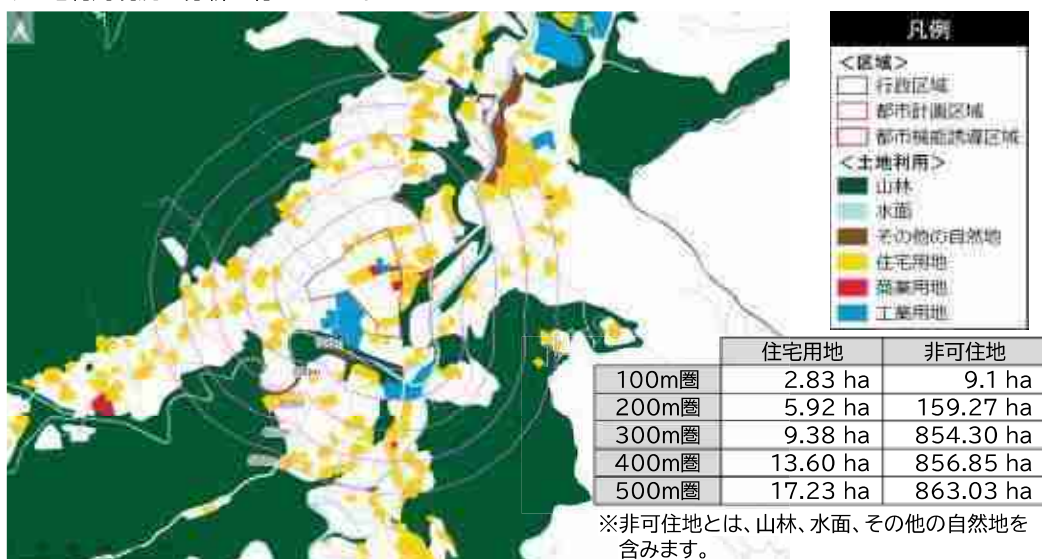
旧長若中学校周辺300m圏を区域に含めます。



#### 参考

都市機能誘導区域の設定、旧長若中学校の校庭を活用した住宅地整備の予定などを踏まえ、居住誘導区域を設定することが必要です。

居住誘導区域を設定する範囲を定めるため、都市機能誘導区域の500m圏(高齢者の徒歩圏)を対象として、土地利用現況の分析を行いました。



都市機能誘導区域100~300m圏までは住宅用地の面積が約2倍ずつ増加していますが、300m圏を超えると増加幅は小さくなります。山林などの非可住地が多く、まとまった範囲での居住誘導が困難になることが想定されるため、300m圏で居住誘導区域を設定します。

①～④のいずれかに該当する箇所を居住誘導区域の候補地として抽出

居住誘導区域に含めるエリア



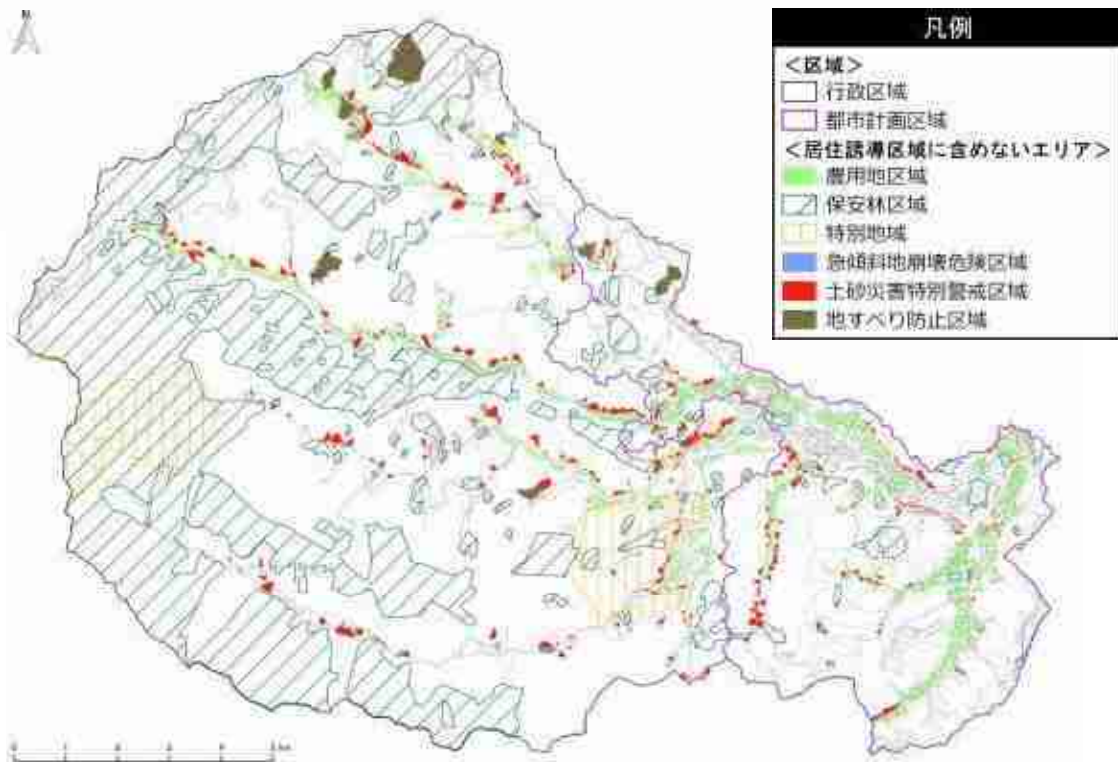


### 2) 居住誘導区域に含めないエリア

以下の条件に該当するエリアは居住誘導区域に含めません。

#### ① 災害リスクが高い区域

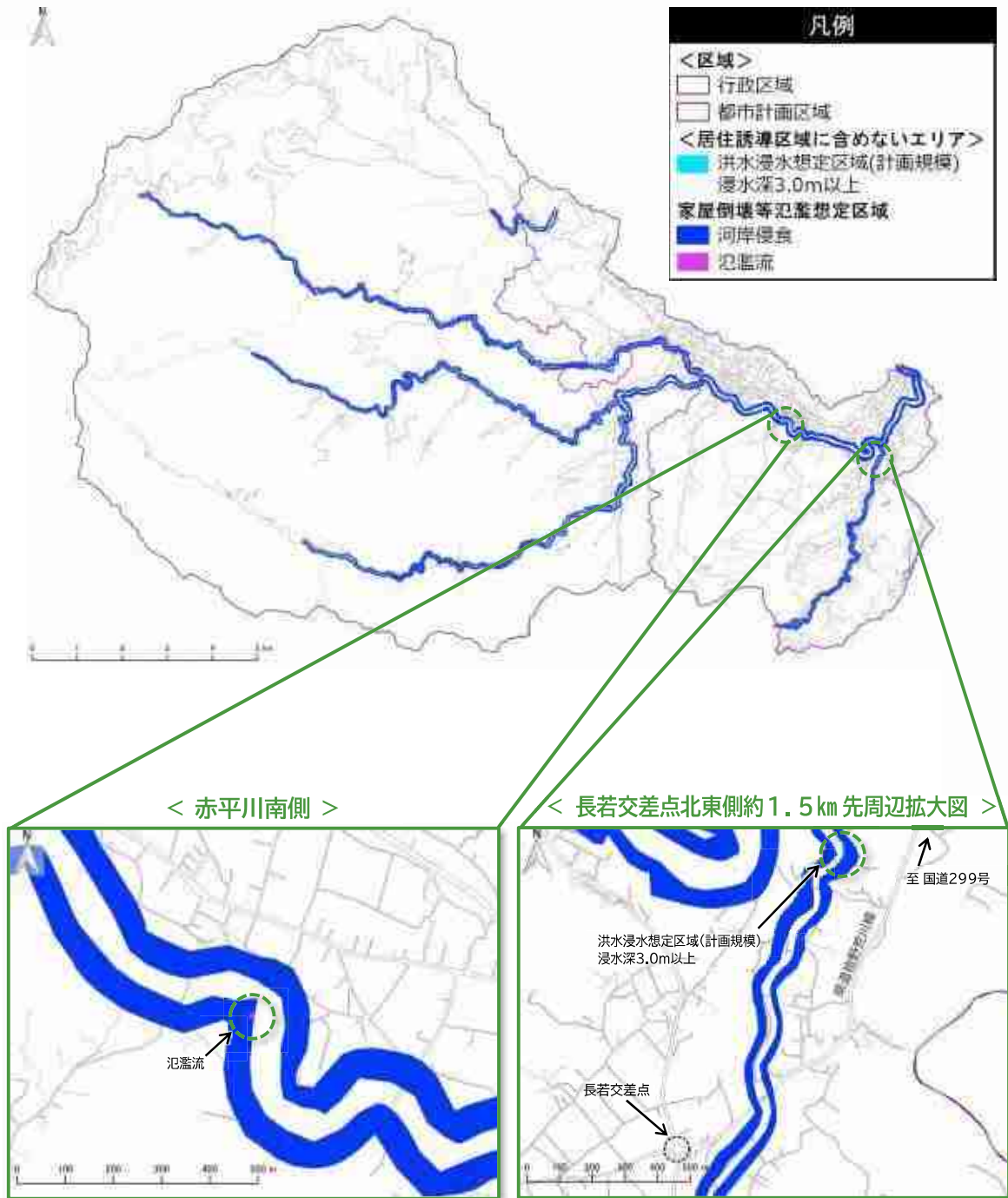
農用地区域、保安林区域、特別地域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域は都市再生特別措置法より、原則として含まないことと定められており、安全面に配慮する視点からも区域に含めません。



また都市計画運用指針より、総合的に勘案し、居住を誘導することが適切ではないと判断される場合は、含まないこととすべきと定められています。

防災指針の検討に基づき、浸水深3.0m以上の洪水浸水想定区域(計画規模)、家屋倒壊等氾濫想定区域は、発生する確率や垂直避難が困難となる高さ、指定範囲の広さを考慮し、区域に含めません。

(第6章 防災指針を参照)



拡大図は、都市計画区域内にある洪水浸水想定区域(計画規模)の浸水深3.0m以上のエリアと、氾濫流のエリアです。

## 第4章 居住誘導区域

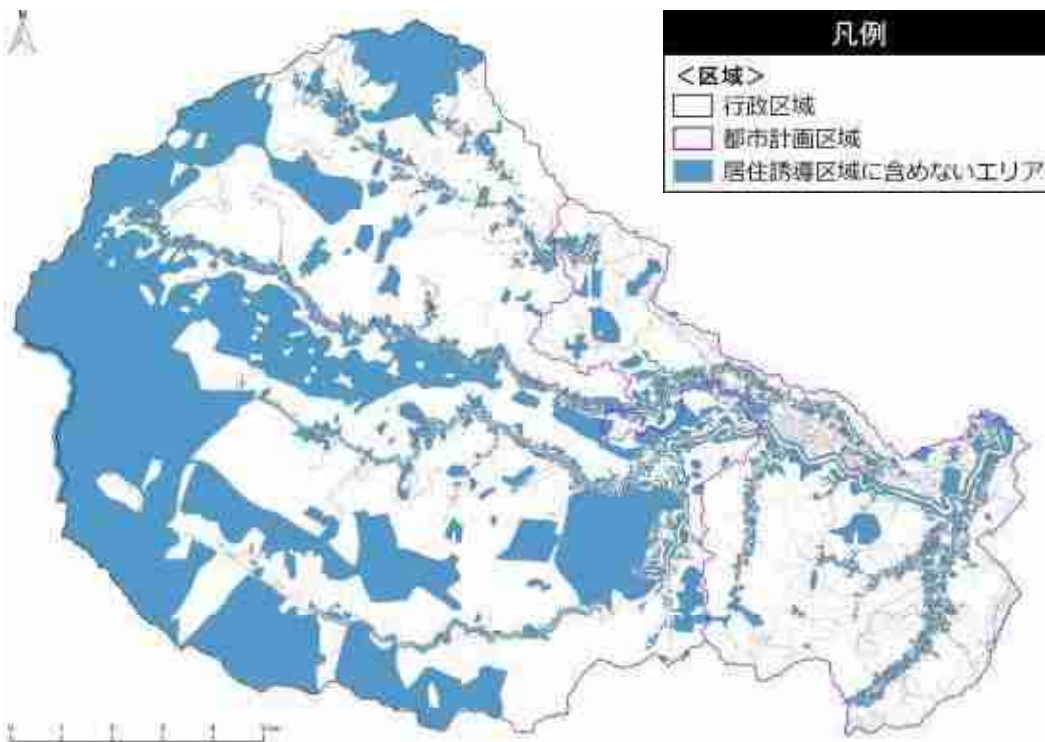
### ② 工業系の土地利用を維持・保全する区域

工業系の土地利用が集積している地域、第1次小鹿野町国土利用計画で定められている都市的工業地域は、雇用や操業環境を確保し、産業を維持・保全する視点より区域に含まれません。



①～②のいずれかに該当する箇所は居住誘導区域に含まないエリアとする

### 居住誘導区域に含まないエリア



### 3) 居住誘導区域に含めるか検証を行うエリア

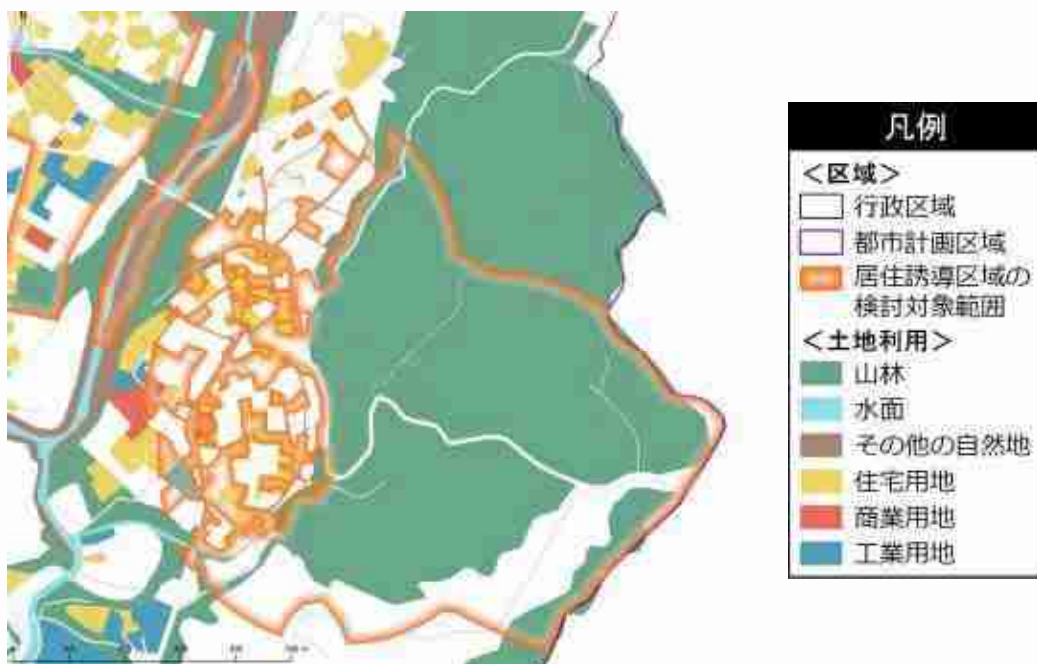
都市計画運用指針より、居住誘導区域の設定は「公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域」と定められています。

そのため、「1) 居住誘導区域に含めるエリア」及び「2) 居住誘導区域に含めないエリア」の検討を踏まえ、飛び地となっている箇所は土地利用現況やまちの変遷などに基づき、居住誘導区域に含めるか検証を行います。

#### ① 千束峠周辺

土地利用現況においては、山林などの非可住地が多く占めており、住民が居住しているエリアはほとんど存在していません。

令和2(2020)年時点における人口密度は5人/ha以下と低水準であり、将来的にも人口の集積が見込みにくいことから、居住誘導区域に含めません。



## 第4章 居住誘導区域

### ② 黒海土バイパス周辺

約50年前から現在にかけて、黒海土バイパスの東西両側には住宅地が広がり、一定の人口集積がみられます。しかし、「小鹿野町町営住宅長寿命化計画」に基づき、今後滝原団地が廃止予定であり、人口密度が低下することが想定されます。

小鹿野地域市街地に設定された都市機能誘導区域から800m(一般的な徒歩圏)及び500m(高齢者の徒歩圏)に容易にアクセス可能な地域は、居住誘導区域に適していると判断されます。これに基づき、黒海土バイパスを境とした西側の地域は、都市機能誘導区域へのアクセス性が低いため、居住誘導区域に含めません。

《 約50年前(昭和49(1974)年～昭和53(1978)年)の黒海土バイパス周辺 》

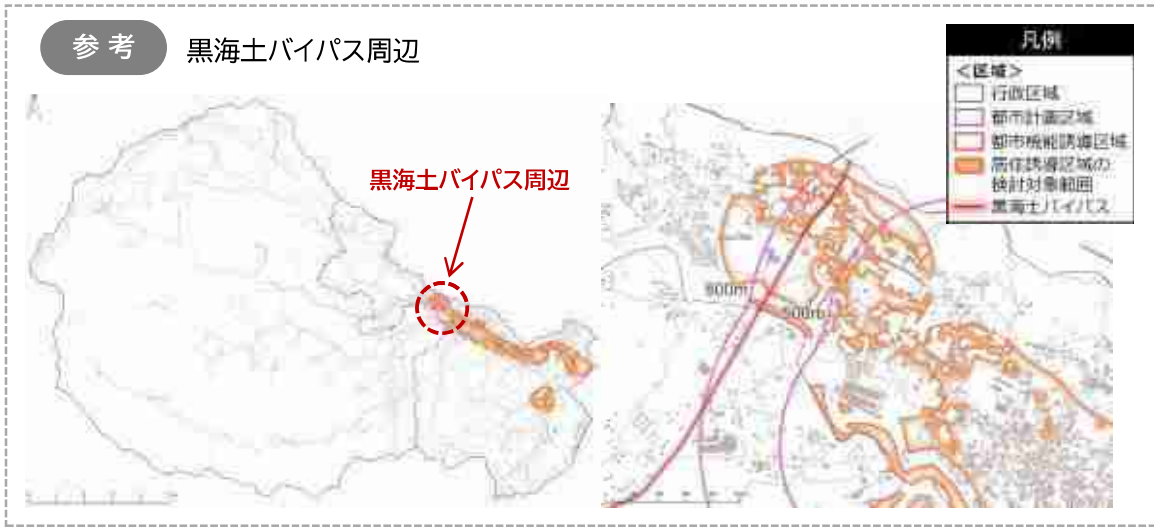


出典:地理院地図  
(国土交通省国土地理院)

《 現在(令和7(2025)年)の黒海土バイパス周辺 》



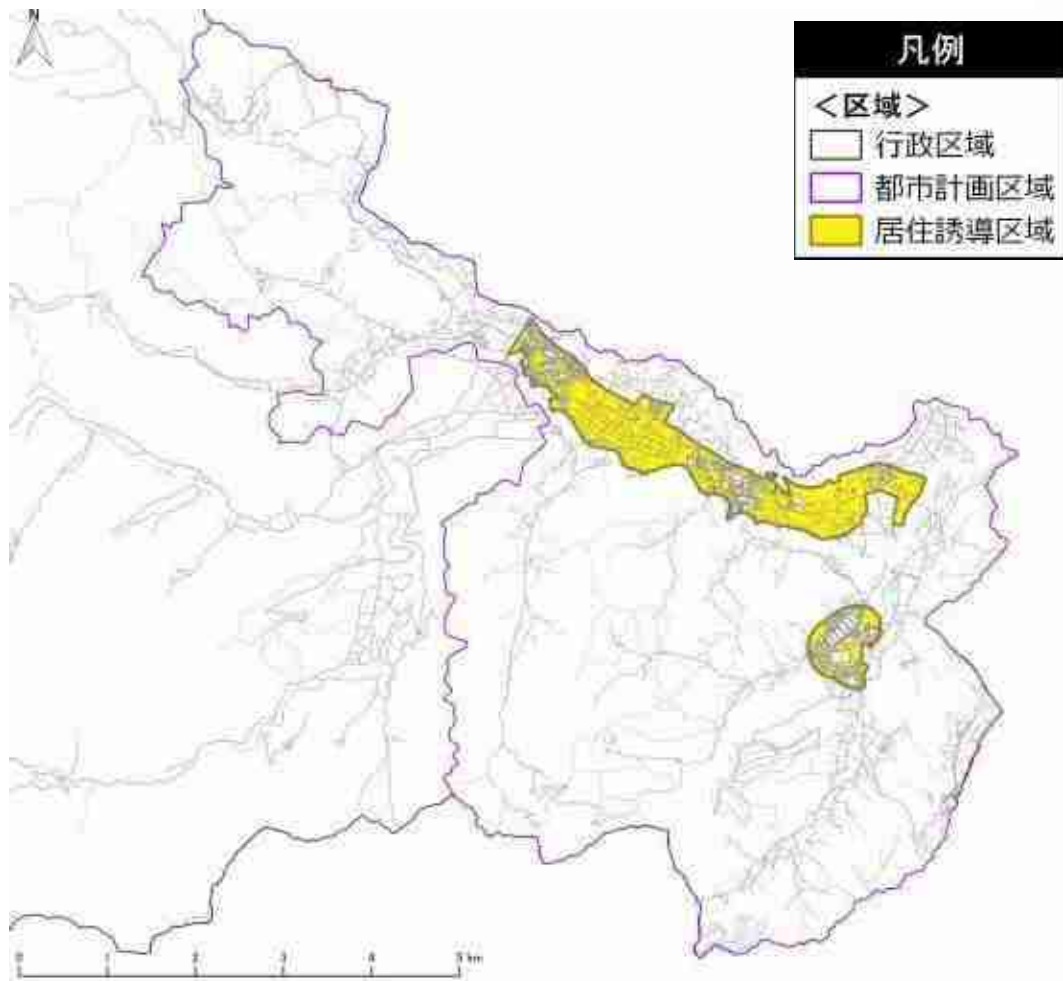
出典:地理院地図  
(国土交通省国土地理院)



### (3) 居住誘導区域

居住誘導区域の設定フローに基づき、道路や河川等の地形地物、区域全体の形状などを考慮し、細部を調整して設定した居住誘導区域は以下のとおりです。

居住誘導区域の面積は約254.5ha となっており、都市計画区域(4,068ha)の6.3%を占めています。

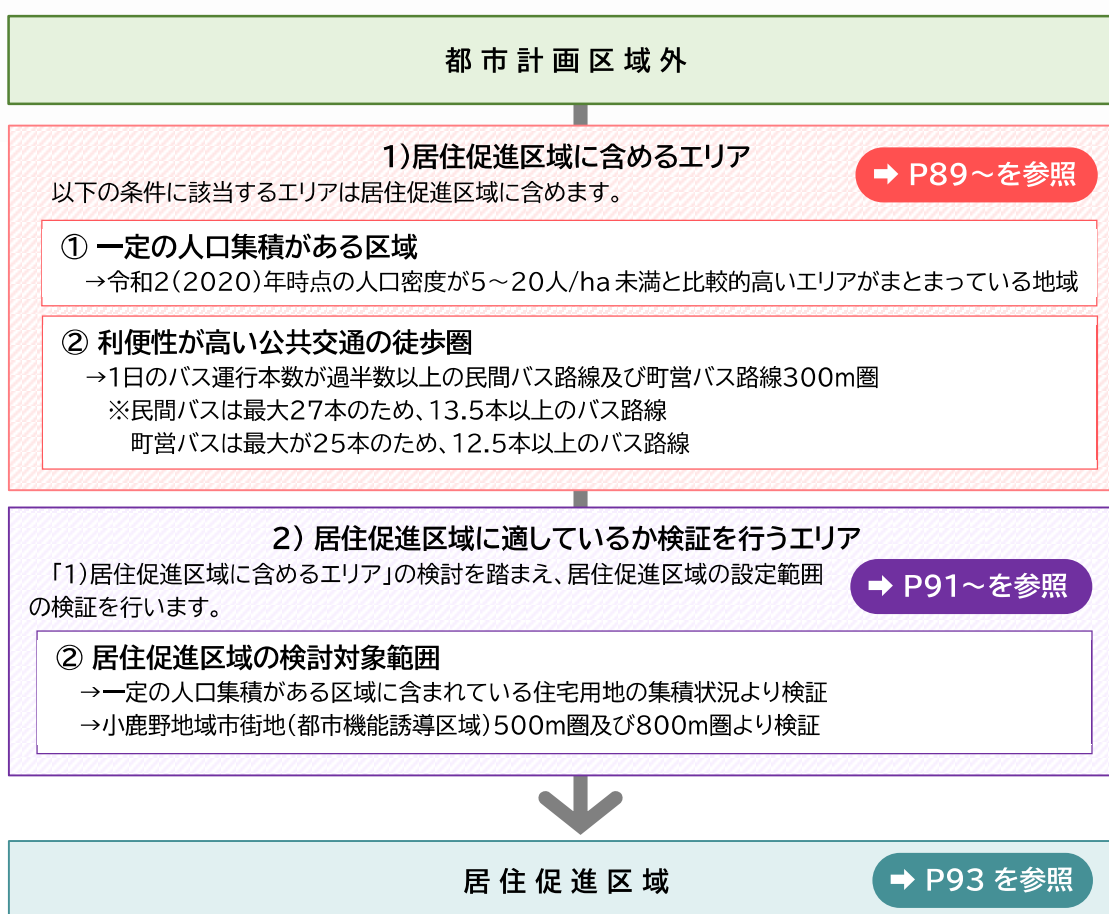


### 4-4. 居住促進区域の設定

#### (1) 居住促進区域の設定フロー

平成17(2005)年に旧小鹿野町と旧両神村が合併したことにより、現在の小鹿野町が成り立ちました。そのまちの変遷を背景に、旧両神村は都市計画区域外であるものの、一定の人口集積や、中心市街地へアクセスしやすい環境にあります。また、国民宿舎両神荘や道の駅両神温泉薬師の湯などの観光施設も立地しています。そのため、町独自の区域として、「居住促進区域」を定めます。

居住誘導の設定方針を踏まえた、町独自の区域である「居住促進区域」の設定フローは以下のとおりです。



## (2) 居住促進区域の検討図

設定フローについて、それぞれの項目の該当状況を示します。

### 居住促進区域に含めるエリア

以下の条件に該当するエリアは居住促進区域に含めます。

#### ① 一定の人口集積がある区域

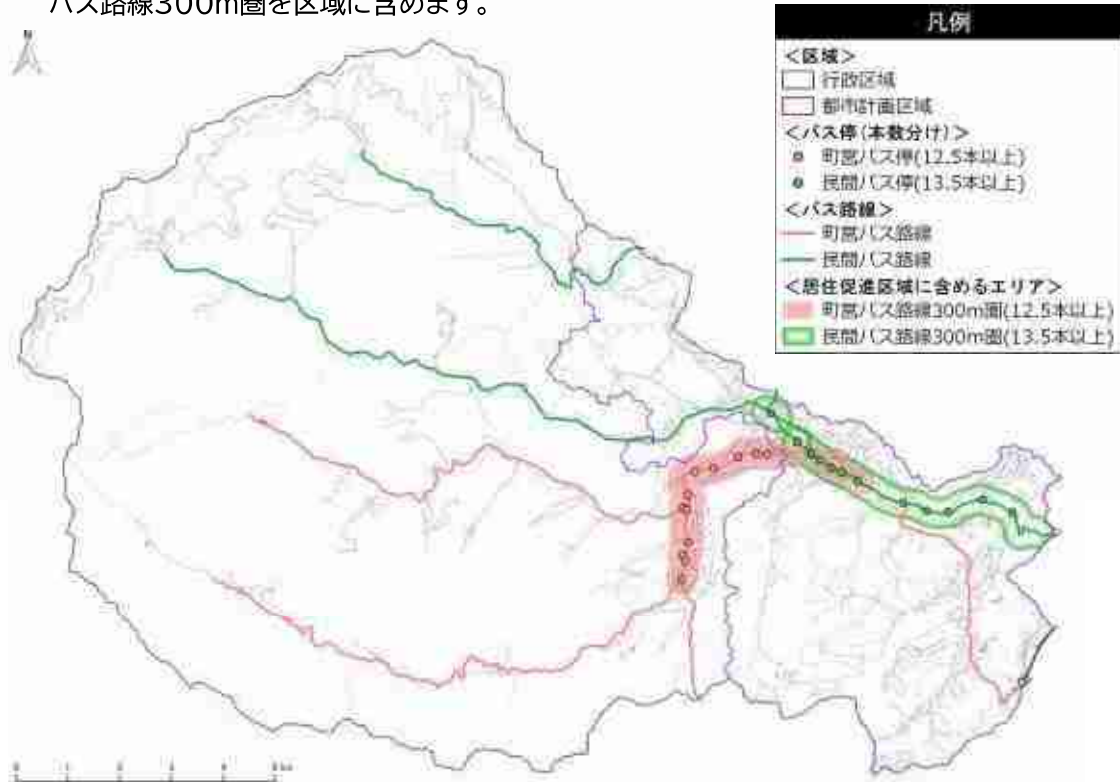
令和2(2020)年時点の人口密度が5~20人/ha 未満と比較的高いエリアがまとまっている地域を区域に含めます。



## 第4章 居住誘導区域

### ② 利便性が高い公共交通の徒歩圏

区域としての一体性を考慮し、1日のバス運行本数が過半数以上の民間バス路線及び町営バス路線300m圏を区域に含めます。



①～②のいずれかに該当する一体的な箇所を居住促進区域の候補地として抽出

### 居住促進区域に含めるエリア



## 2) 居住促進区域に適しているか検証を行うエリア

立地適正化計画の手引きより、町独自の区域設定は居住誘導区域との整合性を保ちつつ、地域の実情に即し、「持続可能な地域づくりのために生活利便性や交通利便性を確保することが必要だと判断する区域等が考えられる」と定められています。

そのため、「1) 居住促進区域に含めるエリア」の検討を踏まえ、土地利用現況などに基づき、居住促進区域の範囲を検証します。

### ① 居住促進区域の検討対象範囲

小鹿野地域市街地に設定された都市機能誘導区域から800m(一般的な徒歩圏)及び500m(高齢者の徒歩圏)に容易にアクセス可能な地域は、居住促進区域に適していると判断します。

地域特性を踏まえ、下図より、都市計画区域外であっても生活利便性や交通利便性が高い両神薄南小沢口地区及び両神薄東腰地区は、区域に適している地域であると判断できます。

なお、居住誘導区域に含めるか検証を行った黒海土バイパス周辺について、「小鹿野町営住宅長寿命化計画」に基づき、今後、滝原団地が廃止予定であり、人口密度の低下が想定されることから、黒海土バイパスを境とした西側の地域については、居住誘導区域に含めないこととしています。居住促進区域の設定に当たっても、前述の方針との整合を図るものとします。



## 第4章 居住誘導区域

検証を踏まえ、将来的に居住の維持・確保が求められる地域は、居住促進区域に適していると判断します。

下図より、両神薄南小沢口地区は両神薄東腰地区と比較すると、現時点で一定の人口が集積しており、かつ土地利用現況において住宅用地の面積割合が多くなっています。都市機能や居住を集約し、コンパクトなまちを目指していく上で、両神薄南小沢口地区は区域に適している地域であると判断できます。



	住宅用地	面積割合
両神薄南小沢口地区(36.28 ha)	5.88 ha	16.2%
両神薄東腰地区(87.21 ha)	10.76 ha	12.3%

参考 居住促進区域の検討対象範囲  
人口密度

《 令和2(2020年) 》

《 令和27(2045年) 》



### (3) 居住促進区域

居住促進区域の設定フローに基づき、道路や河川等の地形地物、区域全体の形状などを考慮し、細部を調整して設定した居住促進区域は以下のとおりです。

居住促進区域の面積は約36.3haとなっています。



参考 居住促進区域 拡大図





## 第5章

# 誘導施設・都市機能誘導区域



5-1	都市機能誘導区域等を設定する拠点	96
5-2	誘導施設の基本的な考え方	97
5-3	誘導施設の設定	98
5-4	誘導施設	103
5-5	都市機能誘導区域の基本的な考え方	105
5-6	都市機能誘導区域の設定方針	106
5-7	都市機能誘導区域の設定	108
5-8	観光促進区域の設定	112



## 第5章 | 誘導施設・都市機能誘導区域

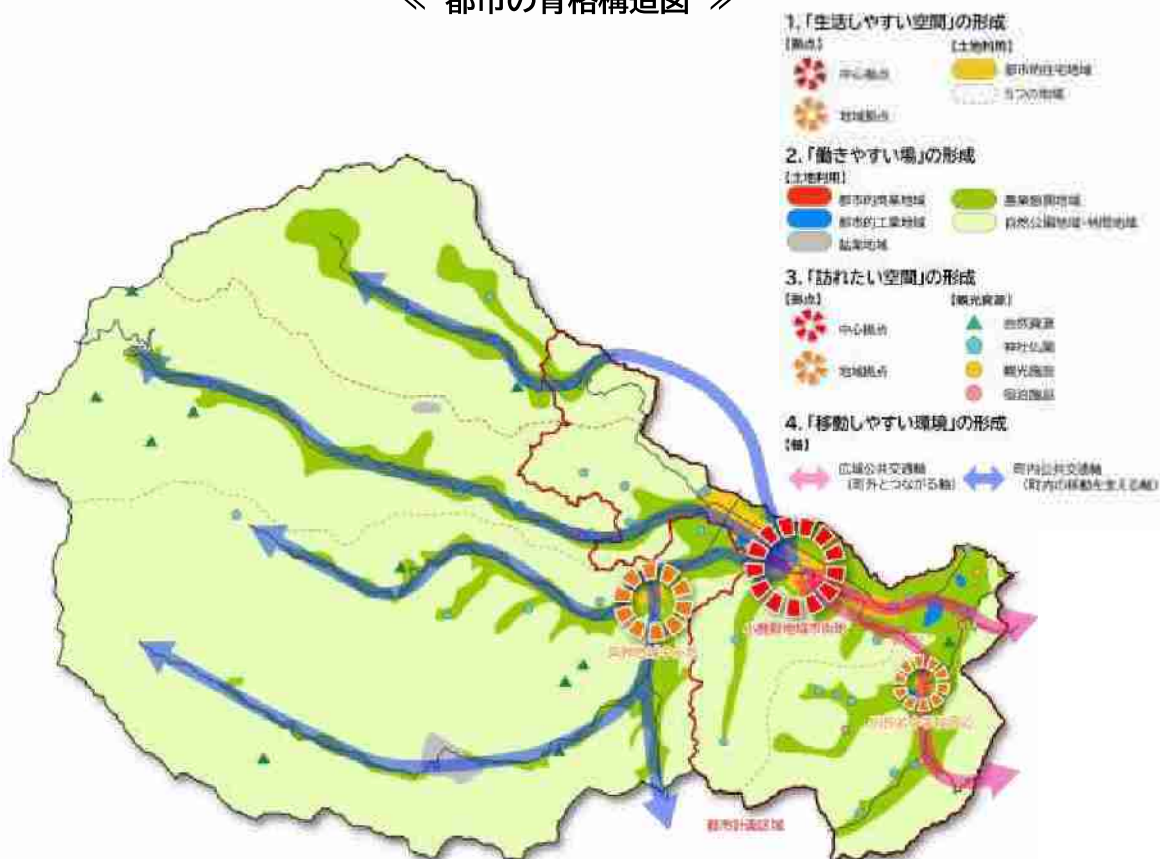
本章では、まちの中心である小鹿野地域市街地等で必要な施設の維持・誘導を図るため、誘導施設と都市機能誘導区域等を示します。

### 5-1. 都市機能誘導区域等を設定する拠点

誘導施設及び都市機能誘導区域は、都市計画区域内で設定が可能となっており、第3章で示した都市の骨格構造で拠点に設定した、中心拠点(小鹿野地域市街地)と地域拠点(旧長若中学校周辺)で設定を行います。

地域拠点(両神地域中心地)は、都市計画区域外に位置しているため都市機能誘導区域の設定は行いません。しかし、中心拠点(小鹿野地域市街地)に次いで、多様な施設の立地がみられる拠点であり、それら施設は両神地域の利便性の確保や、観光による地域振興においても重要な要素であることから、町独自の区域を設定します。

《 都市の骨格構造図 》



拠点	名称	都市計画区域	都市機能誘導区域
中心拠点	小鹿野地域市街地	都市計画区域“内”	設定する
地域拠点	旧長若中学校周辺		
	両神地域中心地	都市計画区域“外”	設定しない (町独自の区域を設定)

## 5-2. 誘導施設の基本的な考え方

### (1) 誘導施設とは

誘導施設とは、「都市機能誘導区域内に立地を維持・誘導すべき施設」のことです。

都市機能誘導区域において、まちの魅力づくりや住民の利便性などの観点から検討し、現在不足している施設や今後とも維持が求められる施設などを対象に設定します。

### (2) 誘導施設の基本的な考え方

国が示す立地適正化計画の手引きや都市計画運用指針では、誘導施設の基本的な考え方として、以下のように示されています。

#### 《 誘導施設（立地適正化計画の手引き） 》

- ◇誘導施設の検討に当たっては、都市機能誘導区域の役割、都市規模、後背人口、交通利便性、地域の特性等を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設で、都市機能を著しく増進させるものを設定します。
- ◇この際、新たに立地誘導することで生活利便性を向上させるもののほか、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために設定することも考えられます。

#### 《 基本的な考え方及び誘導施設の設定（都市計画運用指針） 》

##### 【基本的な考え方】

- ◇誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。
- ◇この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

##### 【誘導施設の設定】

- ◇誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、
  - ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居住介護事業所、地域包括支援センター、その他の高齢化の中で必要性の高まる施設
  - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
  - ・集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
  - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。



### 5-3. 誘導施設の設定

#### (1) 誘導施設の設定フロー

誘導施設の基本的な考え方を踏まえた、誘導施設の設定フローは以下のとおりです。

##### 誘導施設に含める施設

→ P99~を参照

以下の STEP①~③を踏まえ、拠点ごとに誘導施設の設定を行います。

##### STEP① 区域を設定する拠点に求められる施設の方向性の整理

→「都市機能誘導区域」及び「観光促進区域」を設定する3つの拠点で求められる施設の方向性を整理します。

##### STEP② 誘導施設の候補の整理

→町内での立地がみられる施設を改めて整理します。

##### STEP③ 誘導施設の候補の分類

→各施設の特性等に応じて、「各拠点の特性に応じて拠点への立地が望ましい施設(拠点立地型施設)」と「日常的な利用が想定される施設や、地域性に基づく立地を想定する施設(地域型施設)」に分類します。



##### 誘導施設

→ P103 を参照

## (2) 誘導施設の検討

### STEP① 区域を設定する拠点に求められる施設の方向性の整理

「都市機能誘導区域」及び「観光促進区域」を設定する各拠点における、第3章で示したまちづくりの方針は以下のとおりです。この考え方にに基づき、求められる施設を整理します。

≪ まちづくりの方針(ターゲット)と取組方針 (P59~を参照) ≫

( **中心拠点** : 小鹿野地域市街地 )

方針1. 「生活しやすい空間」の形成 ~住民の生活が快適で安全となるために~

#### 取組方針

1) 小鹿野地域市街地の活性化 (中心拠点の形成)

方針2. 「働きやすい場」の形成 ~ライフスタイルにあった働き方ができるために~

#### 取組方針

1) 小鹿野地域市街地における働く場としての各都市機能の確保

( **地域拠点** : 旧長若中学校周辺 )

方針1. 「生活しやすい空間」の形成 ~住民の生活が快適で安全となるために~

#### 取組方針

2) 地域ごとの生活利便性やにぎわいの確保 (地域拠点の形成)

方針2. 「働きやすい場」の形成 ~ライフスタイルにあった働き方ができるために~

#### 取組方針

4) テレワーク・ワーケーションの環境形成



( 地域拠点 : 両神地域中心地 )

方針1. 「生活しやすい空間」の形成 ~住民の生活が快適で安全となるために~

### 取組方針

2) 地域ごとの生活利便性やにぎわいの確保 (地域拠点の形成)

方針3. 「訪れたい空間」の形成 ~歴史と自然を活かした観光・交流の活性化のために~

### 取組方針

2) 両神地域中心地における観光・交流を軸としたにぎわい創出

## STEP② 誘導施設の候補の整理

町内における各施設の立地状況を踏まえ、本町における誘導施設の候補となる施設を以下に整理します。

### 《 誘導施設の候補となる施設 》

機能区分	施設の役割	施設名称
行政	◇町の中核となる行政機能	町役場
	◇町役場を補完する機能	町役場両神振興会館
高齢者福祉	◇生活支援サービスに関する相談窓口機能 ◇日常の介護や看護のサービスを受けることができる機能	地域包括支援センター
		通所系施設
		訪問系施設
		入所系施設
		小規模多機能施設 その他社会福祉施設
医療	◇総合的な医療サービスや日常的な医療サービスを受けることができる機能	保健福祉センター
		病院
		診療所
子育て	◇児童福祉に関する情報交換や相談等ができる機能 ◇子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能	子育て支援センター
		保育所
		認定こども園
		学童保育室
教育	◇地域の基礎的な学習の場を担う機能	小学校
		中学校
		高等学校
商業	◇日常生活に必要な生鮮品や日用品等の購入ができる機能 ◇外食サービスを提供する機能	スーパーマーケット
		ドラッグストア
		ホームセンター
		コンビニエンスストア
		農林産物直売所
		飲食店
金融	◇有人窓口による日常的な引き出し、預け入れ、決済、融資などを提供する機能	銀行
		信用組合
		JA
		郵便局
文化	◇住民の生涯学習、就業支援、レクリエーション活動等を支える機能 ◇地域コミュニティの活動・交流の場を担う機能	公民館
		図書館
		多目的活動スペース
		博物館・資料館
		集会施設
観光	◇特に来訪者に対して、観光・交流・滞在等ができる場を提供し、地域の魅力の創出にもつながる機能	観光施設
		宿泊施設



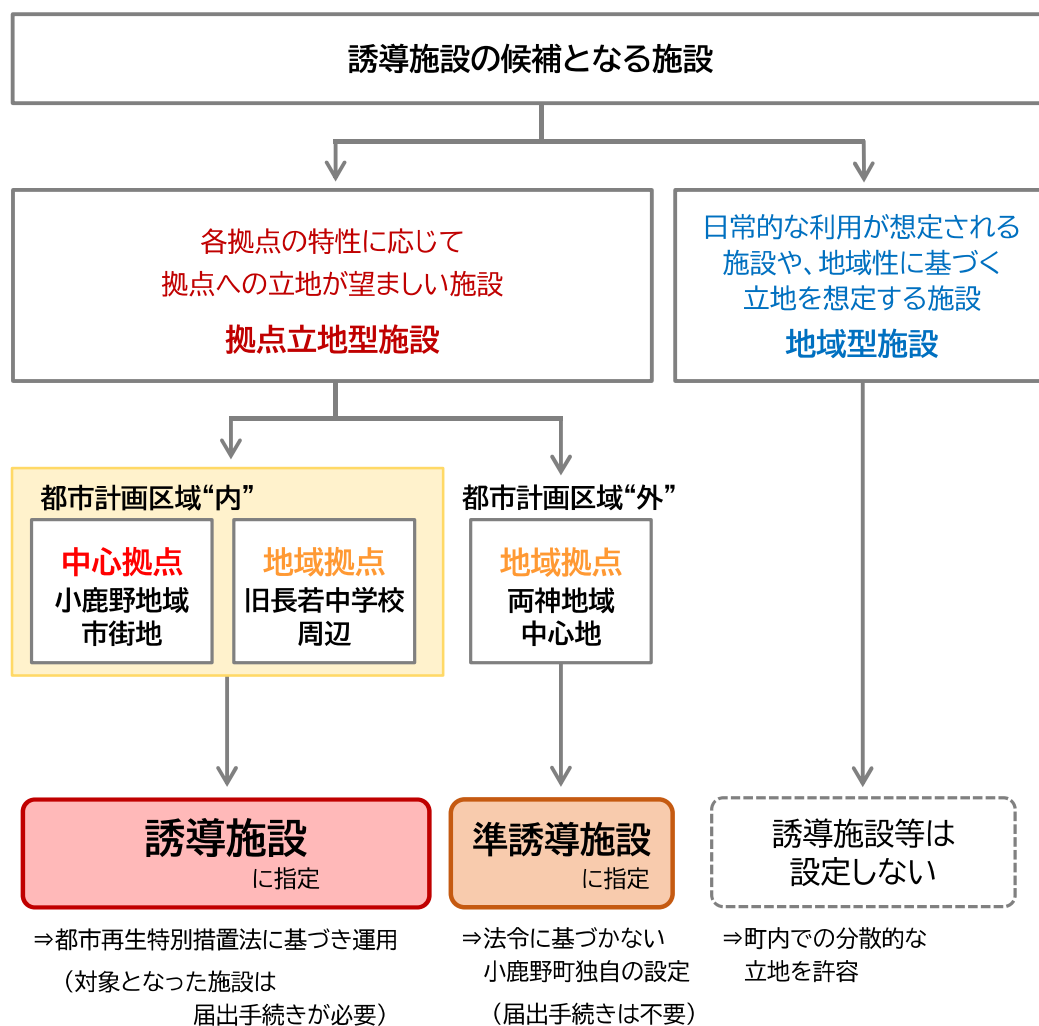
## STEP③ 誘導施設の候補の分類

誘導施設の候補とした施設については、既存の施設の立地状況などを確認しつつ、「各拠点の特性に応じて拠点への立地が望ましい施設(拠点立地型施設)」と「日常的な利用が想定される施設や、地域性に基づく立地を想定する施設(地域型施設)」の2つに大別します。

誘導施設は、都市計画区域内に定める都市機能誘導区域ごとに立地を維持・誘導することが原則であるため、都市計画区域外に誘導施設を設定することはできません。しかし、両神地域中心地は小鹿野地域市街地に次いで、多様な施設がみられる拠点であり、それら施設は両神地域の利便性の確保や、観光による地域振興においても重要な要素となっています。

そのため、積極的な維持・誘導を図る拠点立地型施設においては、都市計画区域内では「誘導施設」(都市再生特別措置法に基づく設定)、都市計画区域外では「準誘導施設」(法令に基づかない小鹿野町独自の設定)の2種類を設定します。

### ≪ 誘導施設の候補となる施設 ≫



### 5-4. 誘導施設

前項の分類に基づき、誘導施設及び準誘導施設を以下のとおり設定します。

機能区分	対象施設	配置区分		誘導施設		準誘導施設	設定の考え方
		拠点立地型施設	地域型施設	中心拠点	地域拠点	地域拠点	
				小鹿野市街地	中学校旧長若周辺	両神中心地	
行政	町役場	●		○			本町の中枢の行政機能として、現在の位置での立地維持を図る 両神地域で行政機能を補完する施設として、現在の位置での立地維持を図る
	町役場両神振興会館	●			○		
高齢者福祉	地域包括支援センター	●		○			地域の福祉の総合的な相談窓口として、現在の位置での立地維持を図る 現状の高齢者等のニーズに即した分散的な立地を継続する
	通所系施設		●				
	訪問系施設		●				
	入所系施設		●				
	小規模多機能施設		●				
	その他社会福祉施設		●				
医療	保健福祉センター	●		○			保健、医療、福祉の総合的な相談窓口として、現在の位置での立地維持を図る 総合的な医療サービスを提供する施設である町立小鹿野中央病院について、現在の位置での立地維持を図る 現状の住民ニーズに即した分散的な立地を継続する
	病院	●		○			
	診療所		●				
子育て	子育て支援センター	●		○			子育て支援の総合的な相談・支援の窓口として、子育て支援センターの誘導を図る 現状の子育て世帯のニーズに即した官民の運営に基づく立地維持を図る
	保育所	●		○			
	認定こども園	●		○			
	学童保育室	●		○			
教育	小学校	●		○			再編整備(統合)の方針に基づき統合される施設の立地維持を図る 再編整備(統合)の方針に基づき統合された施設の立地維持を図る 町内唯一の高校である県立小鹿野高等学校について、現在の位置での立地維持を図る
	中学校	●		○			
	高等学校	●		○			
商業	スーパーマーケット*	●		○	○		日常の暮らしを支える重要な施設として、小鹿野地域市街地での立地維持を図る 旧長若中学校周辺では、日常の利便性の向上を図るため、スーパーマーケットの誘導を図る ※店舗面積に限らず、生鮮食品や日用品などを販売している施設 商圏や交通量等に基づく現状の分散的な立地を継続する 長若地域での暮らしを支える重要な施設として、農林産物直売所の誘導を図る 両神地域での暮らしを支える重要な施設である道の駅神楽温泉の湯について、現在の位置での立地維持を図る 住民や来訪者等のニーズに即した分散的な立地を継続する
	ドラッグストア	●		○			
	ホームセンター	●		○			
	コンビニエンスストア	●	●				
金融	飲食店		●				ATMでの引き出し等の機能とは別に、有人窓口としての利便性を有した金融機関について、小鹿野地域市街地での立地維持を図る 郵便局独自の立地展開に委ねる中、特に3つの拠点では、現在の位置での立地維持を図る 町内の文化活動の中核的施設である中央公民館(小鹿野文化センター)及び両神ふるさと総合会館について、現在の位置での立地維持を図る 町内の学習を支える中核的施設である町立図書館、町立図書館分館について、現在の位置での立地維持を図る 多様な世代が集い、学習、仕事等の場として利用でき、長若地域の特色ある地域づくりを進められる施設である、長若集学校について、現在の位置での立地維持を図る 町内の貴重な文化を伝える施設として、現在の位置での立地を継続する 現状の地域コミュニティに基づく分散的な立地を継続する
	銀行	●		○			
	信用組合	●		○			
	JA	●		○			
	郵便局	●		○	○		
文化	公民館	●		○			町内の学習を支える中核的施設である町立図書館、町立図書館分館について、現在の位置での立地維持を図る 多様な世代が集い、学習、仕事等の場として利用でき、長若地域の特色ある地域づくりを進められる施設である、長若集学校について、現在の位置での立地維持を図る 町内の貴重な文化を伝える施設として、現在の位置での立地を継続する 現状の地域コミュニティに基づく分散的な立地を継続する
	図書館	●		○			
	多目的活動スペース	●		○	○		
	博物館・資料館		●				
観光	集会施設		●				来訪者に対する地域の魅力発信等に貢献する、小鹿野地域市街地に立地する観光交流館等や、両神地域中心地に立地する道の駅両神温泉の湯やクラミングパーク神楽館等について、現在の位置での立地維持を図る(本施設は、観光振興等を目的として建設された施設を対象としており、自然・歴史的資源は含まない) 利用者ニーズや地域特性に応じた現在の分散的な立地を継続する
	観光施設	●		○			
	宿泊施設		●				

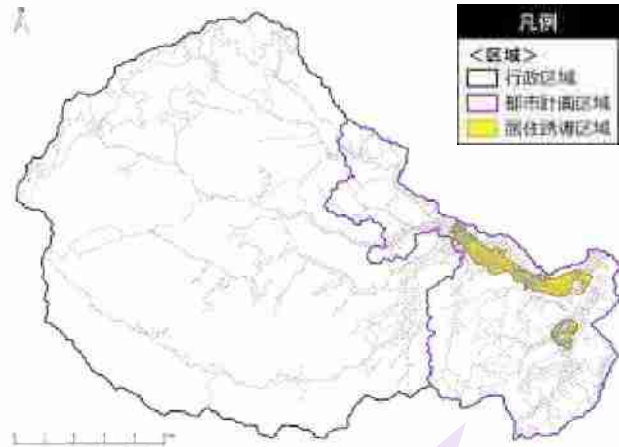


## 5-5. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

### (1) 都市機能誘導区域とは

国が示す都市計画運用指針では、「医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供が図られる区域」とされています。

なお、法令上、原則として、都市機能誘導区域を設定することができるのは、都市計画区域かつ原則、居住誘導区域となります。



都市機能誘導区域は都市計画区域かつ原則、居住誘導区域に設定可能

### (2) 都市機能誘導区域に含むことが考えられる区域

国が示す立地適正化計画の手引きや都市計画運用指針では、都市機能誘導区域に含むことが考えられる区域として、以下の区域が示されています。

#### ◀ ① 都市機能誘導区域の望ましい区域像（立地適正化計画の手引き） ▶

##### 【都市機能が充実し、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域】

◇都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

##### 【公共交通・徒歩・自転車等により容易に回遊でき、地域としての一体性を有している区域】

◇各拠点地区の中心となる鉄道駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

##### 【郊外部の地域拠点】

◇主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していた地区等、従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

#### ◀ ② 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域（都市計画運用指針） ▶

◇都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

◇都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲



### 5-6. 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、都市機能の効率的な提供を図ることを前提としつつ、まちづくりの方針(ターゲット)における取組方針の実現にも資するよう設定する必要があります。

そのため、第3章で示したまちづくりの方針のうち、都市機能誘導に関連する要素を含む、方針1.「生活しやすい空間」の形成、方針2.「働きやすい場」の形成、方針3.「訪れたい空間」の形成を踏まえ、都市機能誘導区域を設定します。

《 まちづくりの方針(ターゲット)と取組方針(P59~を参照) 》

方針1.「生活しやすい空間」の形成 ~住民の生活が快適で安全となるために~

#### 取組方針

- 1) 小鹿野地域市街地の活性化(中心拠点の形成)
- 2) 地域ごとの生活利便性やにぎわいの確保(地域拠点の形成)
- 3) 地域ごとの特性に応じた住環境の形成
- 4) 災害リスクを考慮した土地利用・施設誘導

方針2.「働きやすい場」の形成 ~ライフスタイルにあった働き方ができるために~


#### 取組方針

- 1) 小鹿野地域市街地における働く場としての各都市機能の確保
- 2) 事業所等における操業環境の確保
- 3) 農林業を営む土地の確保
- 4) テレワーク・ワーケーションの環境形成

方針3.「訪れたい空間」の形成 ~歴史と自然を活かした観光・交流の活性化のために~

#### 取組方針

- 1) 小鹿野地域市街地における歴史ある街並みの保全・活用
- 2) 両神地域中心地における観光・交流を軸としたにぎわい創出
- 3) 町内に点在する観光資源の保全・活用



前述のまちづくりの方針(ターゲット)と取組方針を踏まえ、本町における都市機能誘導区域の設定方針を以下のとおり設定します。

### 《 都市機能誘導区域の設定方針 》

#### ① 上位・関連計画の位置付けを考慮した設定

上位・関連計画との整合を図る必要があるため、都市機能施設の集積を図ることや、街並みや景観に配慮したまちづくりの推進など、都市機能に関する位置付けを考慮した都市機能誘導区域の設定を検討します。

#### ② 誘導施設の立地箇所を考慮した設定

医療、福祉、商業などの生活に身近な施設の集積がある区域は、住民生活の利便性を高めていくために維持・充実させる必要があるため、誘導施設の立地箇所を考慮した都市機能誘導区域の設定を検討します。

#### ③ 他計画での取組や新たな事業との連携を考慮した設定

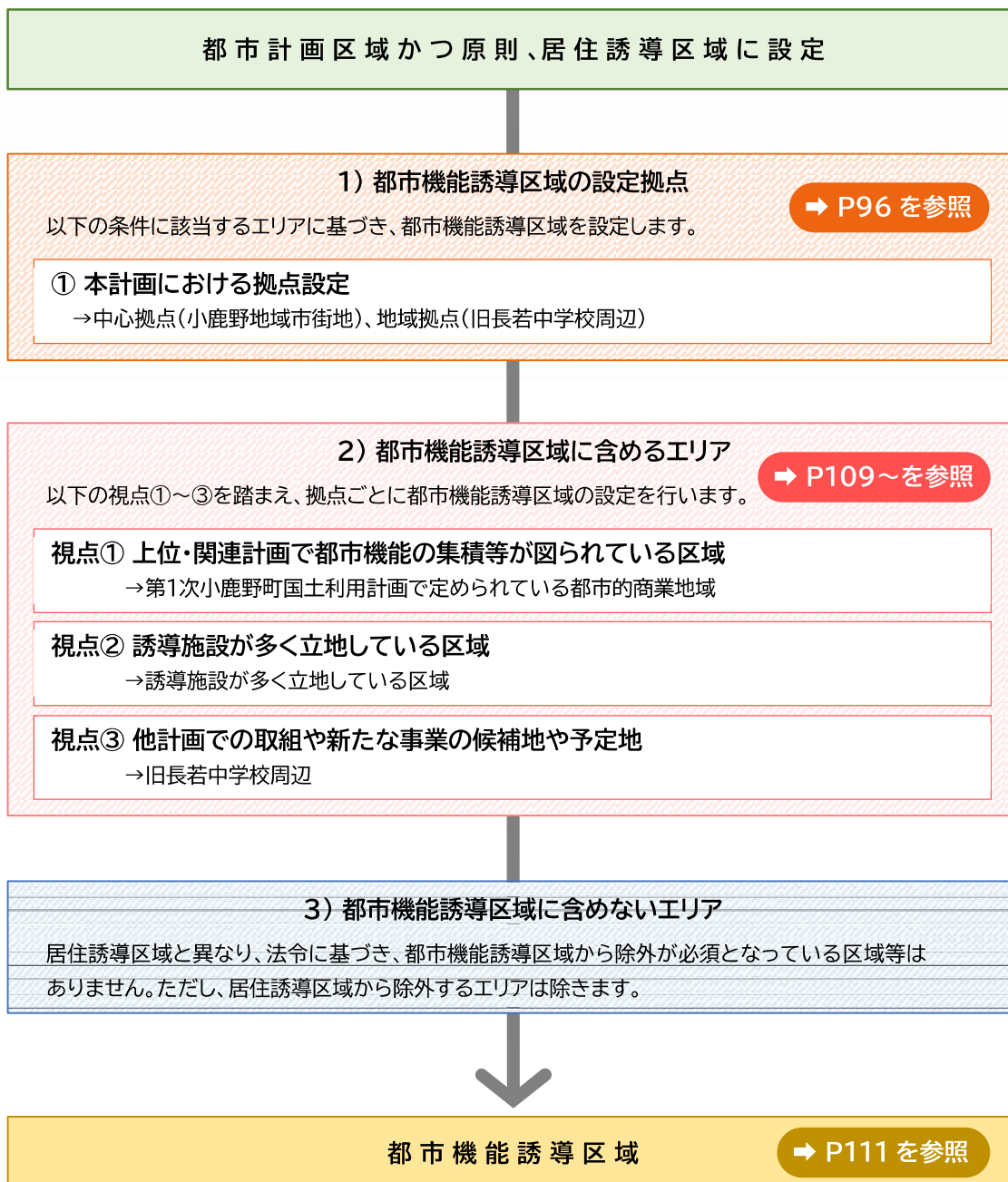
他計画で実施されている取組や今後の新たな事業を踏まえ、住民及び来訪者の交流・憩いの場の維持や、日常生活の利便性が確保されている区域の形成が必要になることが考えられるため、事業区域等を考慮した都市機能誘導区域の設定を検討します。



## 5-7. 都市機能誘導区域の設定

### (1) 都市機能誘導区域の設定フロー

都市機能誘導の設定方針を踏まえた、都市機能誘導区域の設定フローは以下のとおりです。



## (2) 都市機能誘導区域の検討図

設定フローについて、それぞれの項目の該当状況を示します。

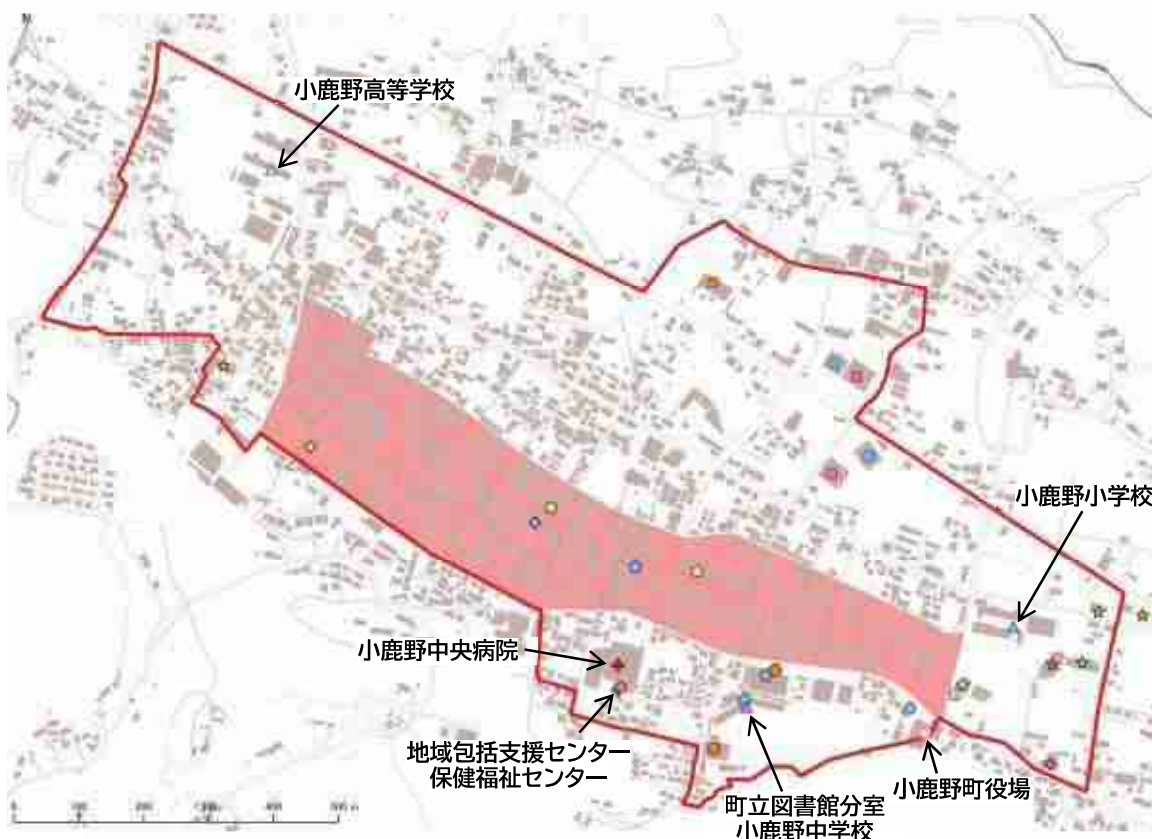
### 1) 小鹿野地域市街地

設定フローで示した視点①・②を踏まえ、小鹿野地域市街地の都市機能誘導区域を設定します。設定の考え方は以下のとおりです。

視点①より、小鹿野地域市街地は第1次小鹿野町国土利用計画において、都市的商業地域に位置付けられているため、都市的商業地域を都市機能誘導区域に含めます。

視点②より、町役場、スーパーマーケット、病院、図書館など、多様な誘導施設が一定のエリアに集積しており、町の商業の中心的な役割を担っている利便性が高いエリアのため、都市機能誘導区域に含めます。

#### ≪ 都市機能誘導区域 小鹿野地域市街地 ≫



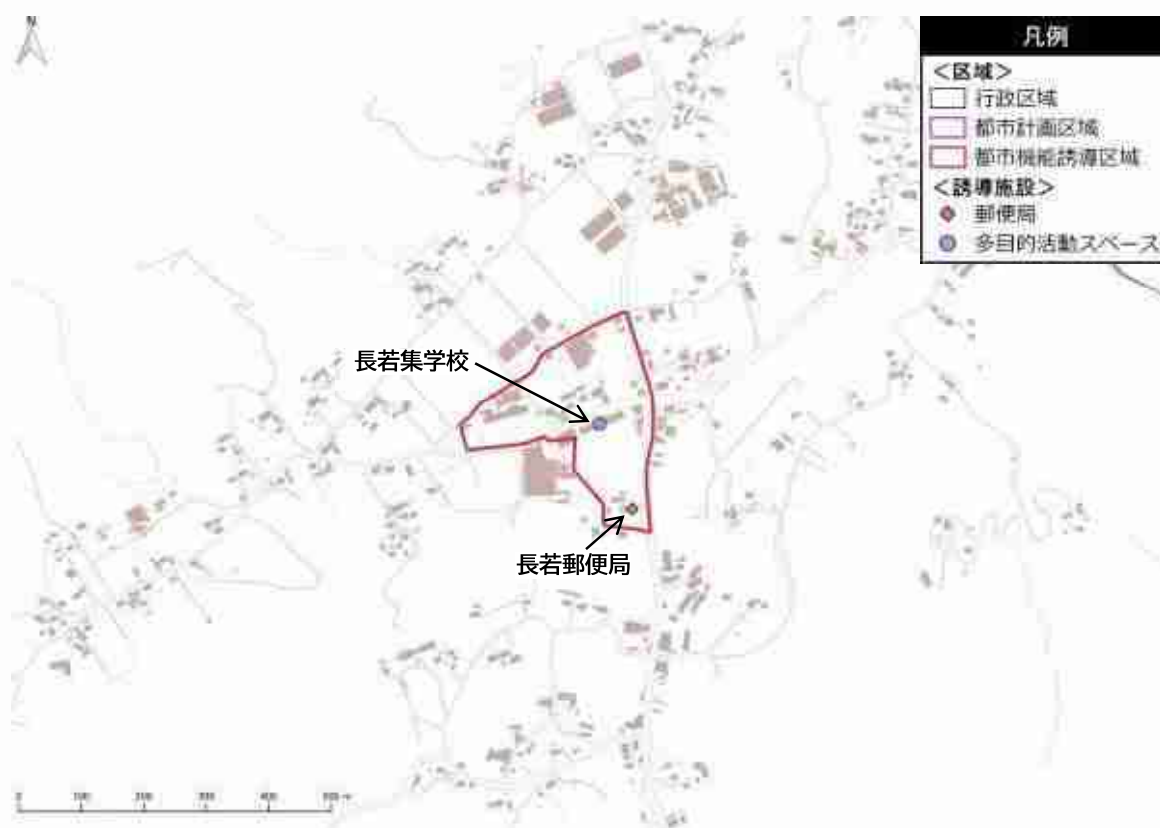
凡例			
<b>&lt;区域&gt;</b>		<b>&lt;誘導施設&gt;</b>	
□ 行政区域	○ 町役場	■ スーパーマーケット	▲ 小学校
□ 都市計画区域	● 地域包括支援センター	■ ドラッグストア	▲ 中学校
□ 都市機能誘導区域	✚ 保健福祉センター	■ ホームセンター	▲ 高等学校
□ <第1次小鹿野町国土利用計画>	✚ 病院	■ 農林産物直売所	● 公民館
■ 都市的商業地域	☆ 保育所	■ 銀行	● 図書館
	☆ 認定こども園	■ 信用組合	● 多目的活動スペース
	☆ 学童保育室	■ JA	● 観光施設
		■ 郵便局	● 宿泊施設

## 2) 旧長若中学校周辺

設定フローで示した視点③を踏まえ、旧長若中学校周辺の都市機能誘導区域を設定します。設定の考え方は以下のとおりです。

視点③より、旧長若中学校の校舎を活用した長若集学校において、周辺住民と連携し、世代を問わず様々な方が集まれるような施設の整備などを実施しています。また、校庭を活用した住宅地整備が検討されており、今後若者世帯や子育て世帯の定住の増加が見込まれるエリアのため、都市機能誘導区域に含めます。

### ≪ 都市機能誘導区域 旧長若中学校周辺 ≫



### (3) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域の設定フローに基づき、道路や河川等の地形地物、区域全体の形状などを考慮し、細部を調整して設定した都市機能誘導区域は以下のとおりです。

都市機能誘導区域の面積は、2か所合計で約93.4haであり、都市計画区域(4,068ha)の2.3%を占めています。



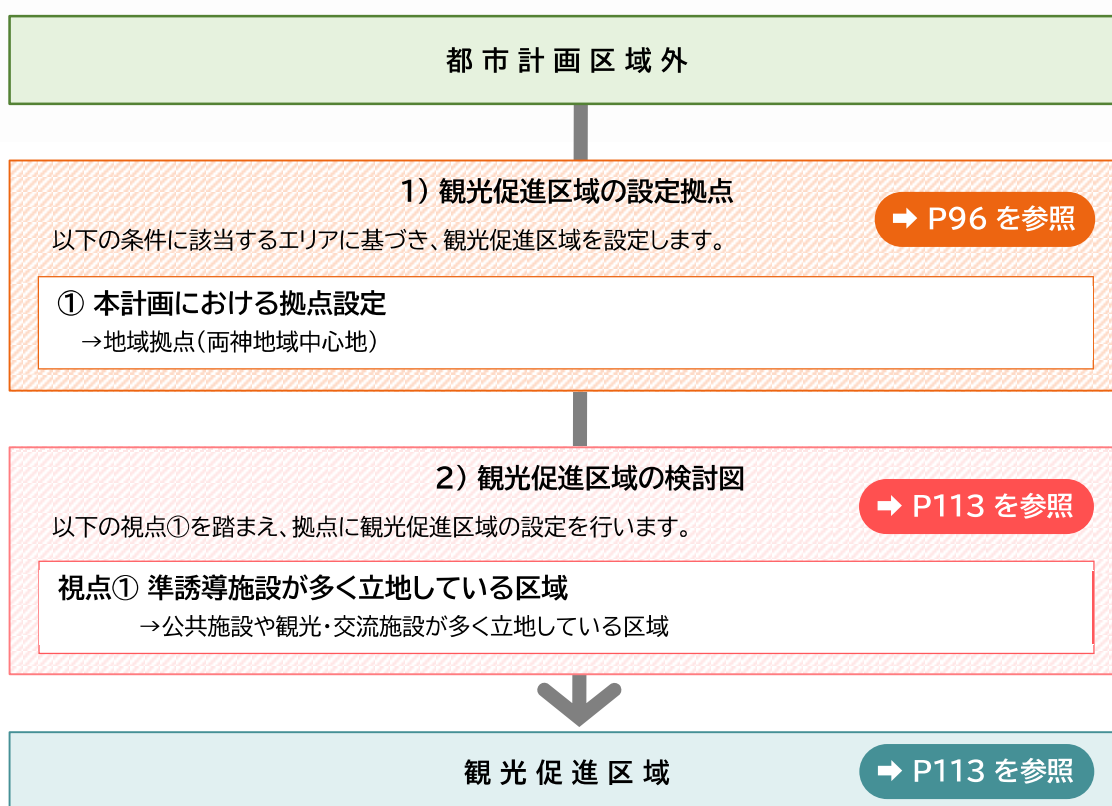


## 5-8. 観光促進区域の設定

### (1) 観光促進区域の設定フロー

地域拠点(両神地域中心地)は、各種の公共施設や観光・交流施設がまとまって立地しており、周辺住民や来訪者の交流の場となっています。今後もそれら施設の立地の維持や誘導を図ることにより、拠点性を低下させないようにする考え方を対外的にも示すため、法令に基づく都市機能誘導区域とは異なりますが、都市機能誘導区域に準じた町独自の区域として、「観光促進区域」を定めます。

都市機能誘導の設定方針を踏まえた、町独自の区域である「観光促進区域」の設定フローは以下のとおりです。



## (2) 観光促進区域の検討図

### 1) 両神地域中心地

設定フローで示した視点①を踏まえ、両神地域中心地の観光促進区域を設定します。設定の考え方は以下のとおりです。

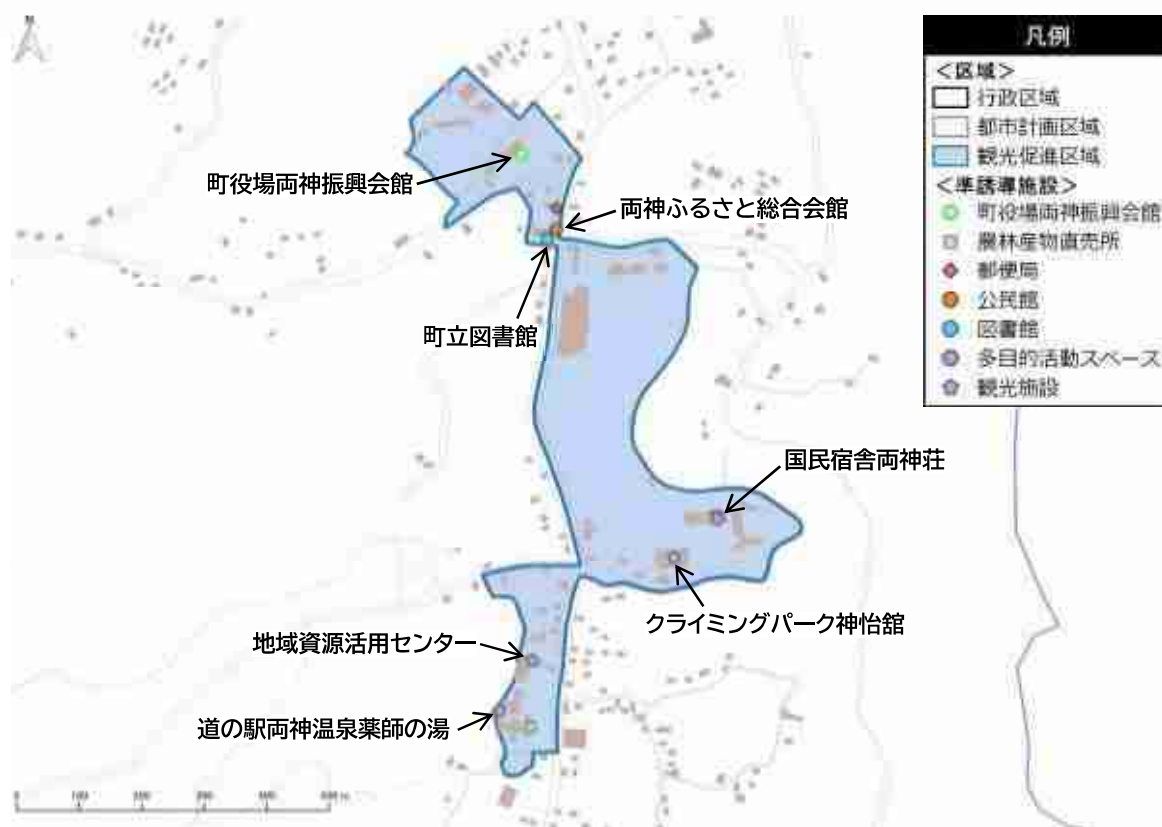
視点①より、観光施設や宿泊施設など、人の集客拠点となる準誘導施設が一定のエリアに集積しており、町の観光の中心的な役割を担っているにぎわいや活気が創出されるエリアのため、観光促進区域に含めます。

## (3) 観光促進区域

観光促進区域の設定フローに基づき、道路や河川等の地形地物、区域全体の形状などを考慮し、細部を調整して設定した観光促進区域は以下のとおりです。

観光促進区域の面積は、約19.5 haとなっています。

### ≪ 両神地域中心地 観光促進区域 ≫



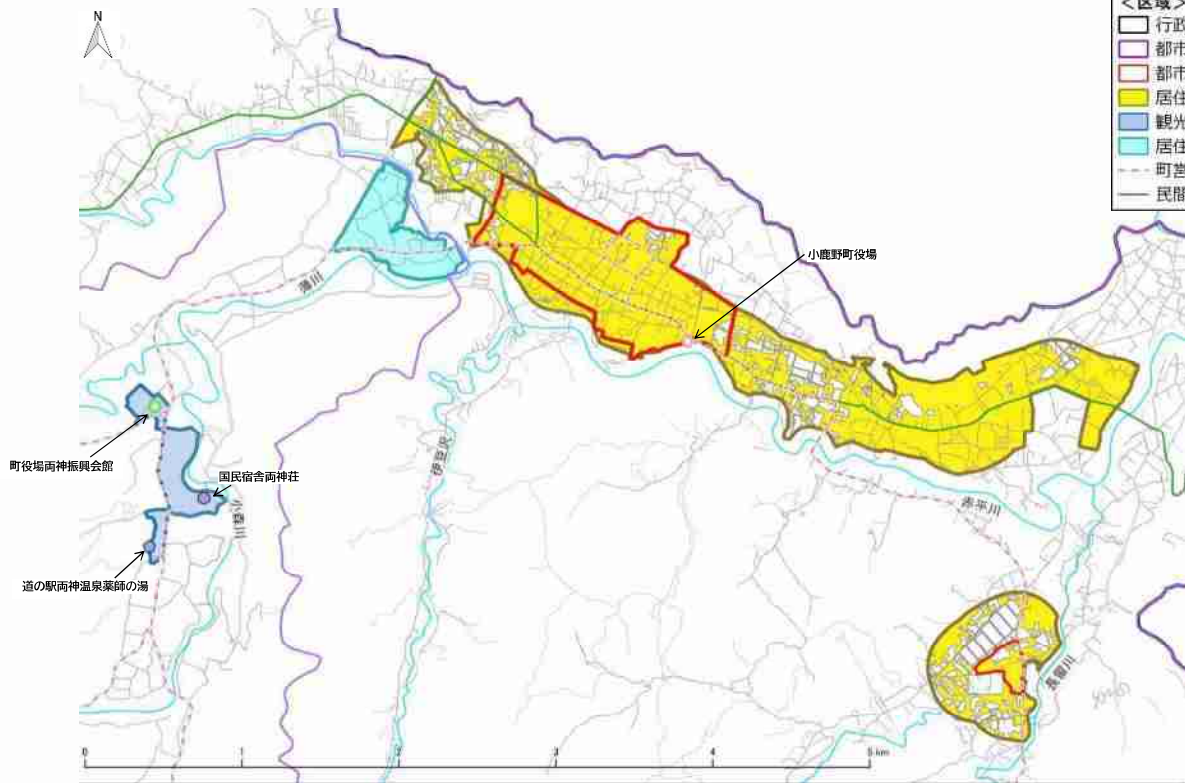




【参考：居住誘導区域及び居住促進区域、都市機能誘導区域及び観光促進区域】

第4章で示した居住誘導区域及び居住促進区域、第5章で示した都市機能誘導区域及び観光促進区域は以下のとおりです。

凡例	
<区域>	
	行政区域
	都市計画区域
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	観光促進区域
	居住促進区域
	町営バス路線
	民間バス路線



※茶色で囲まれたエリアに含まれる農用地区域は、解除した時点で居住誘導区域に含まれます。  
ただし、その箇所が、他の居住誘導区域に含めないエリア(P82～84を参照)に該当する場合、居住誘導区域には含めません。



# 第6章 防災指針



6-1	防災指針とは .....	1-18
6-2	災害ハザード情報の収集、整理 .....	1-20
6-3	災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる分析 .....	1-21
6-4	地域ごとの防災上の課題の整理 .....	1-42
6-5	地域ごとの防災上の課題を踏まえた取組方針の検討 .....	1-44
6-6	取組施策、スケジュール .....	1-47

# 第6章 | 防災指針

本章では、居住誘導区域等での災害リスクを分析して、防災・減災に必要と考えられる取組施策等を示します。

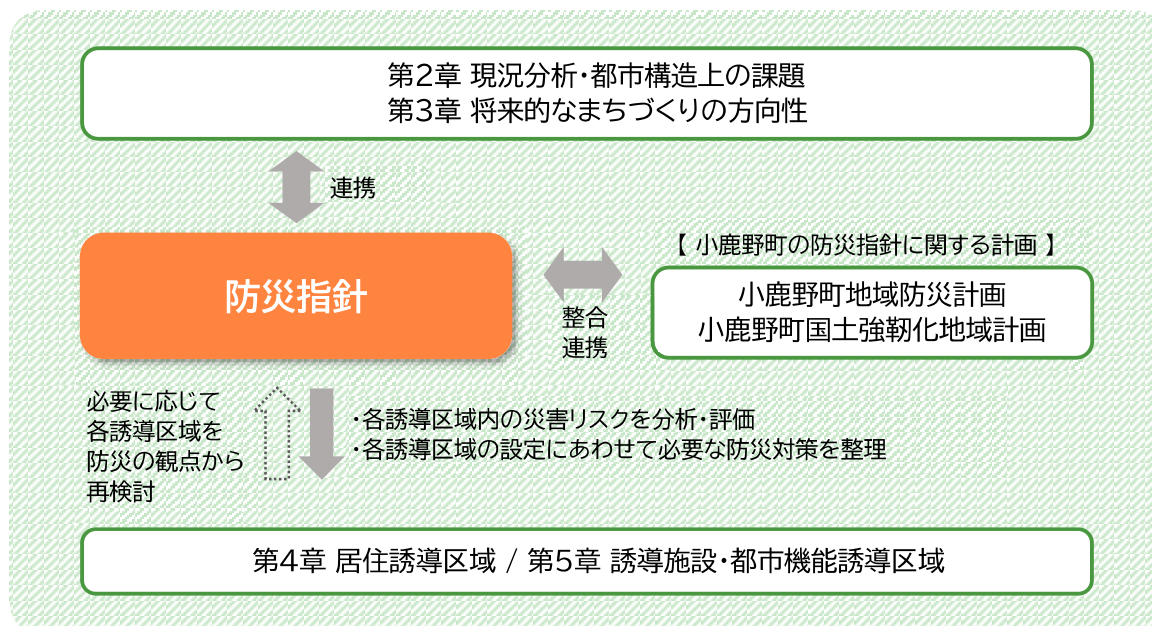
## 6-1. 防災指針とは

防災指針とは、近年、激甚・頻発化する自然災害に対応するため、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、令和2(2020)年6月の都市再生特別措置法の改正により、新たに位置付けられました。

本章では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域において想定される災害に関する災害ハザード情報の整理・分析により、災害リスクの状況を把握し、防災上の課題を抽出します。その上で、防災・減災のまちづくりに向けた取組方針や具体的な取組とそのスケジュールを示します。

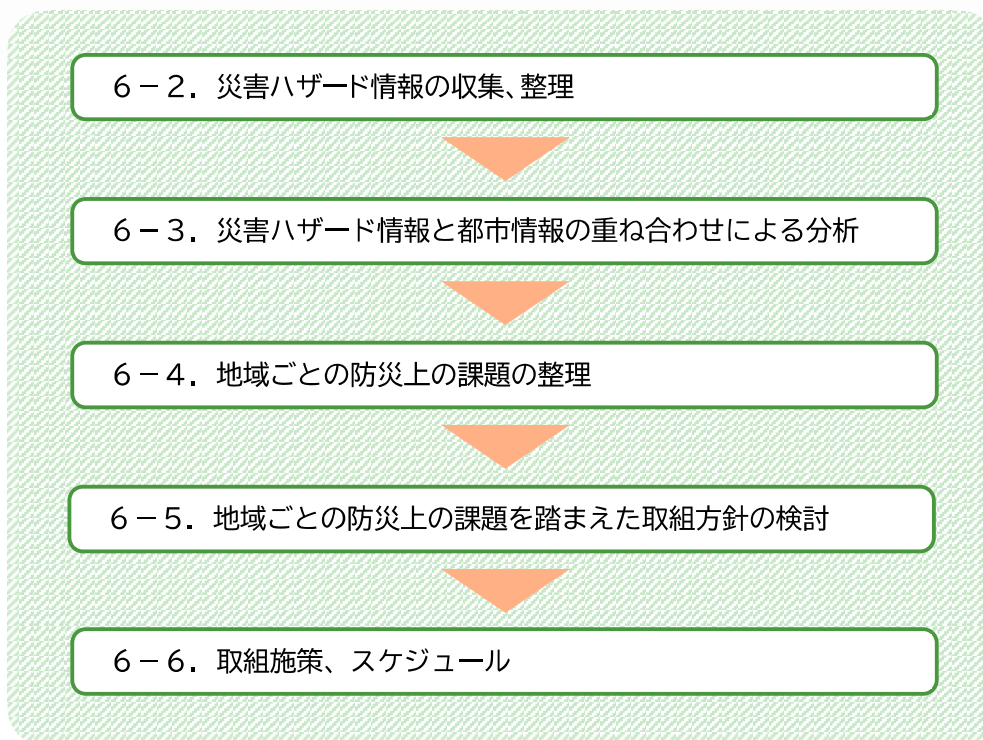
なお、本町の防災指針に関する計画である「小鹿野町地域防災計画」と「小鹿野町国土強靱化地域計画」については、本章で示す防災指針と密接に関係する計画であるため、十分に整合・連携を図ります。

### ◀ 防災指針と他計画・他章との連携 ▶



また、国土交通省が示す立地適正化計画の手引きに基づき、以下の流れにより、防災指針の内容について検討を行います。

《 防災指針の検討フロー 》



## 第6章 防災指針

### 6-2. 災害ハザード情報の収集、整理

災害リスクの分析においては、本町で想定される以下の災害ハザード情報を基に整理を行います。

#### ◀ 防災指針で用いる災害ハザード情報 ▶

ハザード	データ	根拠法令等
洪水	(1)洪水浸水想定区域 (浸水深:計画規模) 対象河川:荒川水系荒川	・水防法第14条第2項 ・水防法施行規則第2条第1項第4号
	(2)洪水浸水想定区域 (浸水深:想定最大規模) 対象河川:荒川水系荒川	・水防法第14条第1項
	(3)洪水浸水想定区域 (浸水継続時間:想定最大規模) 対象河川:荒川水系荒川	・水防法第14条第2項 ・水防法施行規則第2条第1項第3号
	(4)家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食) 対象河川:荒川水系荒川	・水防法第13条の4
※算出の条件となる降雨は、寄居地点上流域の72時間総雨量 1,000 mm		
土砂災害	(5)土砂災害(特別)警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項、第7条第1項
	(6)急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項
	(7)地すべり防止区域	・地すべり等防止法第3条第1項
盛土	(8)大規模盛土造成地	・盛土等の安全対策推進ガイドラインによる調査

## 6-3. 災害ハザード情報と都市情報の 重ね合わせによる分析

### 1) 分析項目

本町で想定される災害ハザード情報を基に、建物分布、避難所・避難場所、医療施設等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクの高い地域等を抽出するための分析を行います。

災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ、分析の視点は以下のとおりです。

#### ≪ 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点 ≫

災害ハザード情報		都市情報	分析の視点
洪水	洪水浸水想定区域 (浸水深)	建物分布	① 被害状況の把握
		避難所・避難場所	② 避難所・避難場所の活用の可能性
	医療施設	③ 医療施設の継続利用の可能性	
	社会福祉施設	④ 社会福祉施設の継続利用の可能性	
	緊急輸送道路	⑤ 災害時の活用の可能性	
土砂災害	洪水浸水想定区域 (浸水継続時間)	建物分布	⑥ 長期孤立の可能性
		医療施設	⑦ 病人の長期孤立の可能性
	社会福祉施設	⑧ 要配慮者の長期孤立の可能性	
	家屋倒壊等氾濫 想定区域(氾濫流)	建物分布	⑨ 住宅等の損壊の可能性
	家屋倒壊等氾濫 想定区域(河岸侵食)	建物分布	⑩ 住宅等の損壊の可能性
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	建物分布	⑪ 住宅等の損壊の可能性
	土砂災害警戒区域	建物分布	⑫ 住宅等の損壊の可能性
	急傾斜地崩壊危険区域	建物分布	⑬ 住宅等の損壊の可能性
	地すべり防止区域	建物分布	⑭ 住宅等の損壊の可能性
	大規模盛土造成地	建物分布	⑮ 住宅等の損壊の可能性

## 2) 重ね合わせによる分析

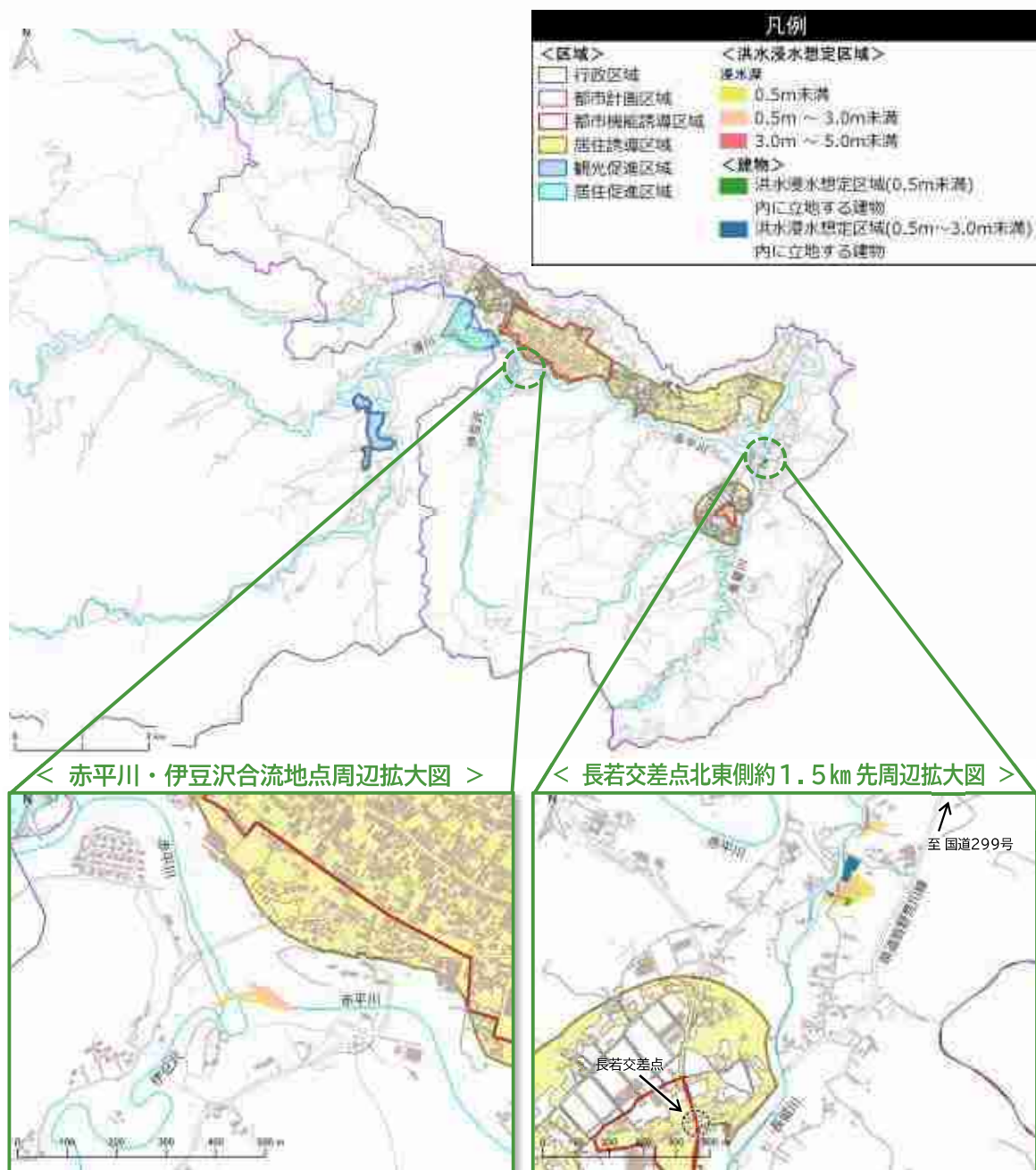
### ①被害状況の把握

< 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模 1/100）× 建物分布 >

■洪水浸水想定区域(計画規模)に立地する建物は、町内の全11,284棟のうち約0.07%の8棟あります。また、そのうち住宅は約2棟あります。

■洪水浸水想定区域(計画規模)に立地する建物は全て長若交差点北東側約1.5km 先周辺にあります。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と建物分布の重ね図 ≫



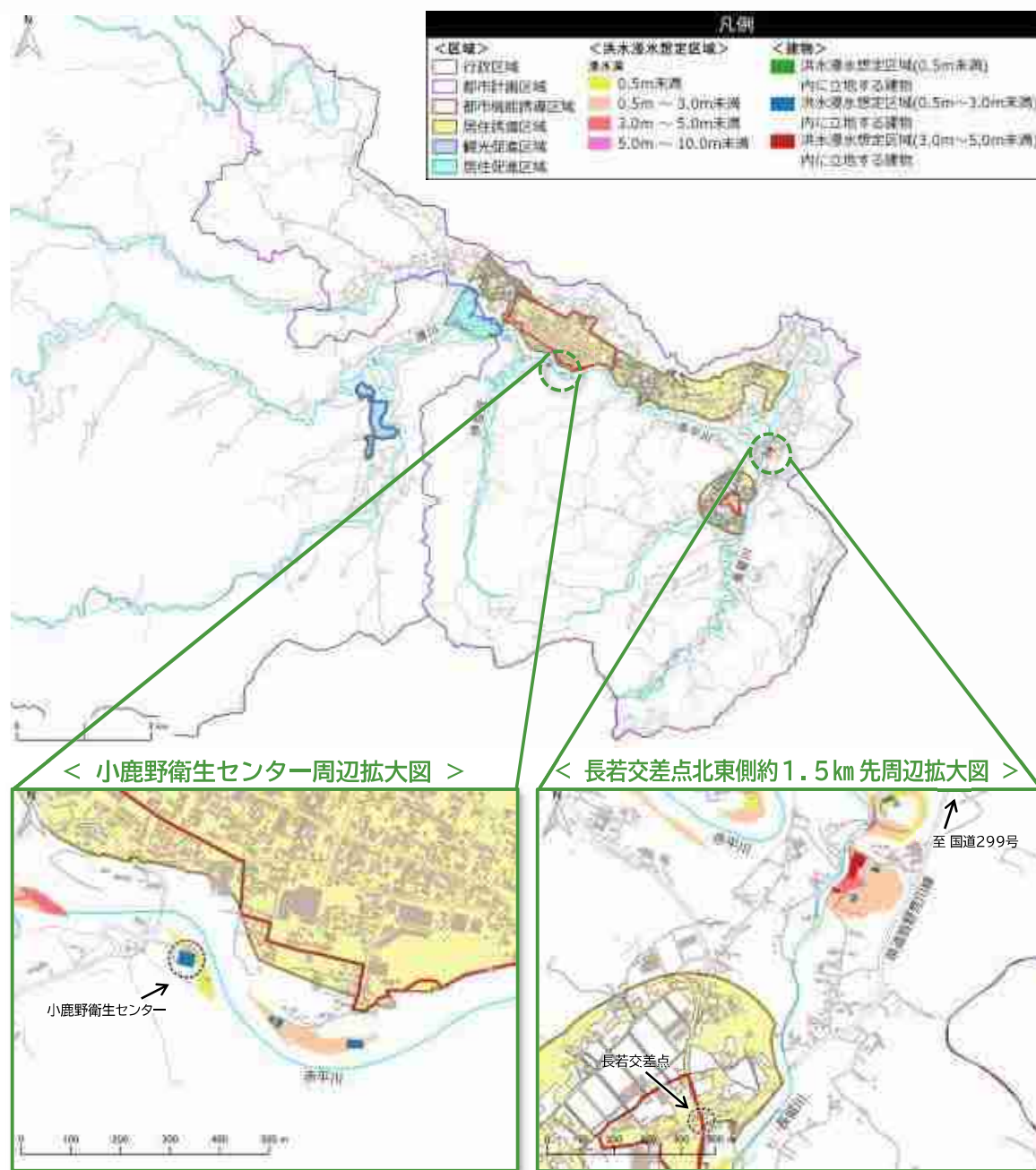
出典：埼玉県資料、基盤地図情報(2015年度時点)

### ①被害状況の把握

< 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模 1/1,000）× 建物分布 >

- 洪水浸水想定区域（想定最大規模）に立地する建物は、町内の全11,284棟のうち約0.36%の41棟あります。また、そのうち住宅は約10棟あります。
- 垂直避難が困難な可能性がある区域（浸水深5.0m以上）に立地する建物はありません。

### ≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と建物分布の重ね図 ≫



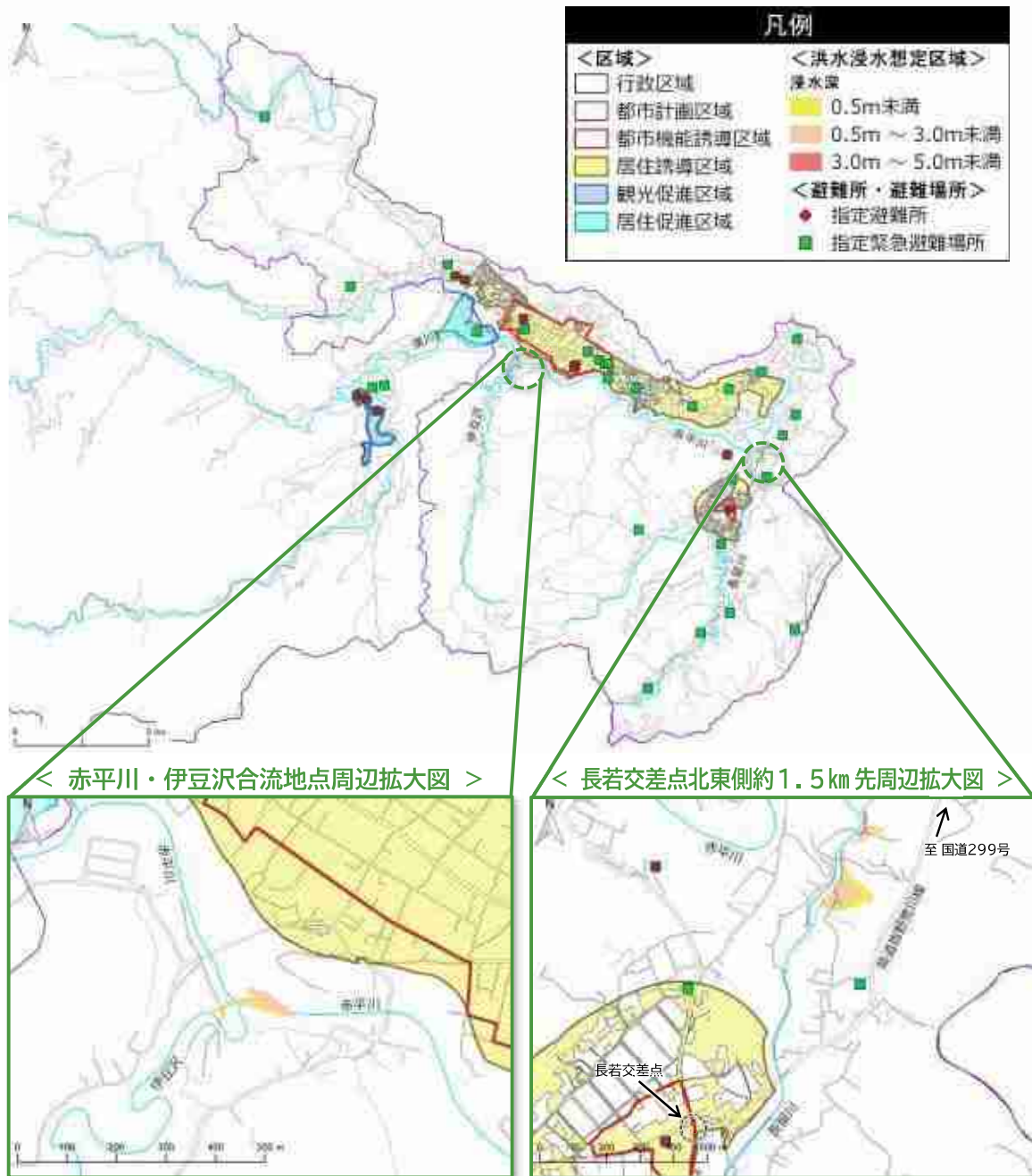
出典：埼玉県資料、基盤地図情報（2015年度時点）

## ②避難所・避難場所の活用の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模 1/100）× 避難所・避難場所 >

■洪水浸水想定区域（計画規模）に立地する避難所・避難場所はありません。

<< 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と避難所・避難場所の重ね図 >>



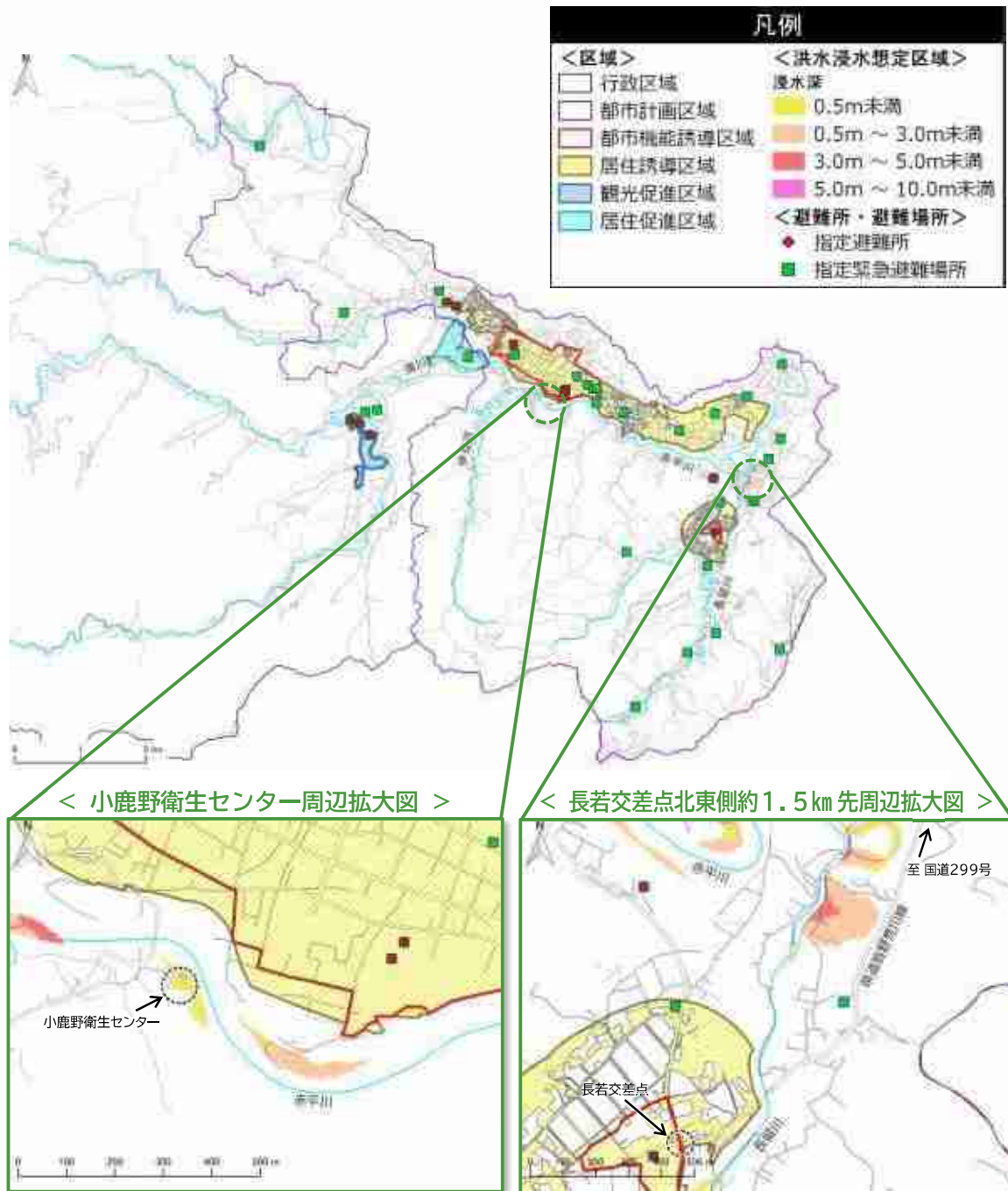
出典：埼玉県資料、小鹿野町地域防災計画

②避難所・避難場所の活用の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模 1/1,000）× 避難所・避難場所 >

■洪水浸水想定区域(想定最大規模)に立地する避難所・避難場所はありません。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と避難所・避難場所の重ね図 ≫



出典：埼玉県資料、小鹿野町地域防災計画

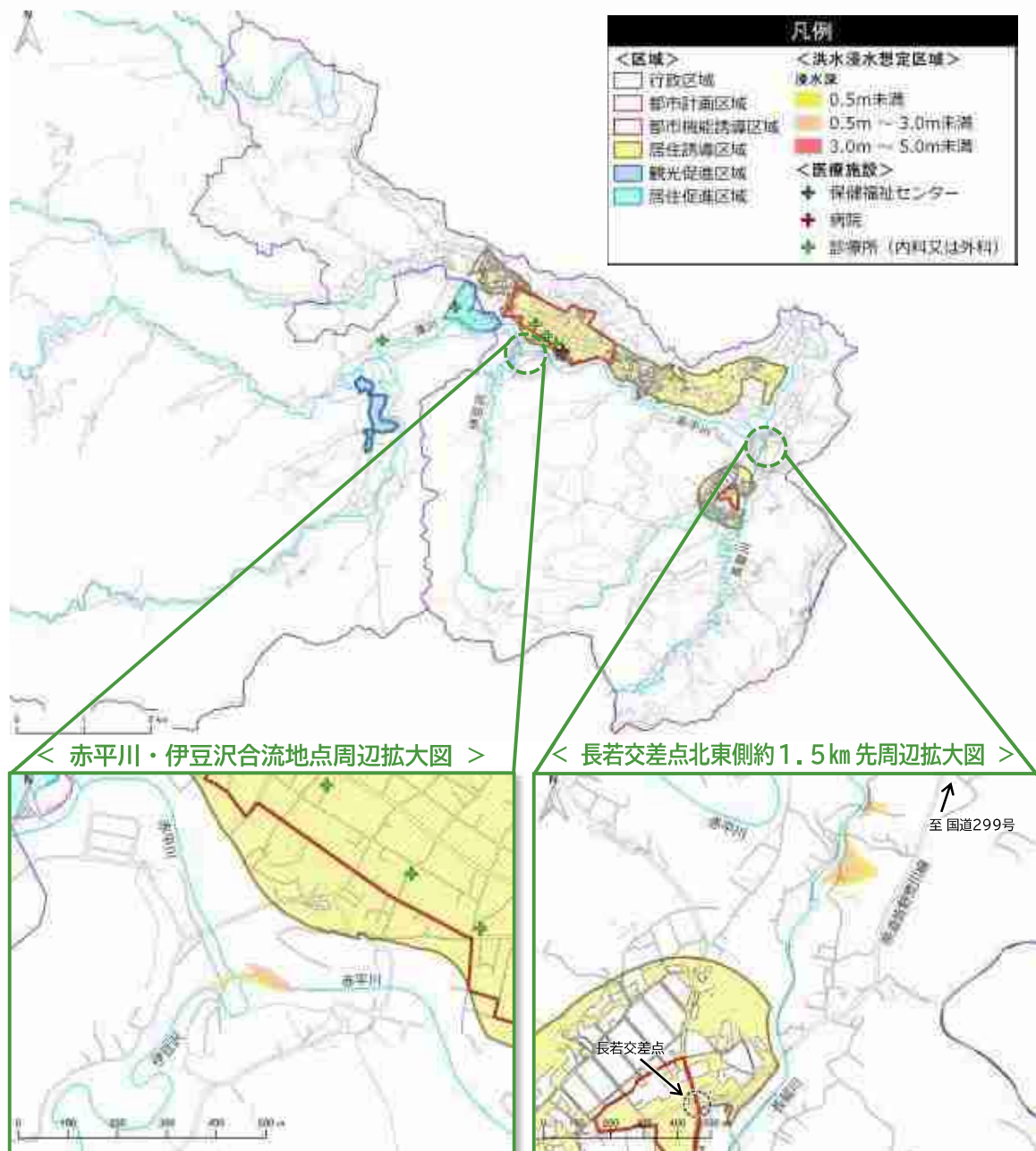
## 第6章 防災指針

### ③医療施設の継続利用の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模 1/100）× 医療施設 >

- 「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m以上の浸水は、自動車(救急車)の走行や災害時要援助者の避難等が困難となり、医療施設の機能が低下するとされています。
- 洪水浸水想定区域(計画規模)に立地する医療施設はありません。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と医療施設の重ね図 ≫



**【参考】浸水深と医療施設の機能低下との関係**

- 0.3m:自動車(救急車)の走行困難、災害時要援助者の避難が困難な水位
  - 0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
  - 0.7m:コンセントに浸水し停電(医療用電子機器等の使用困難)
- 出典:水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

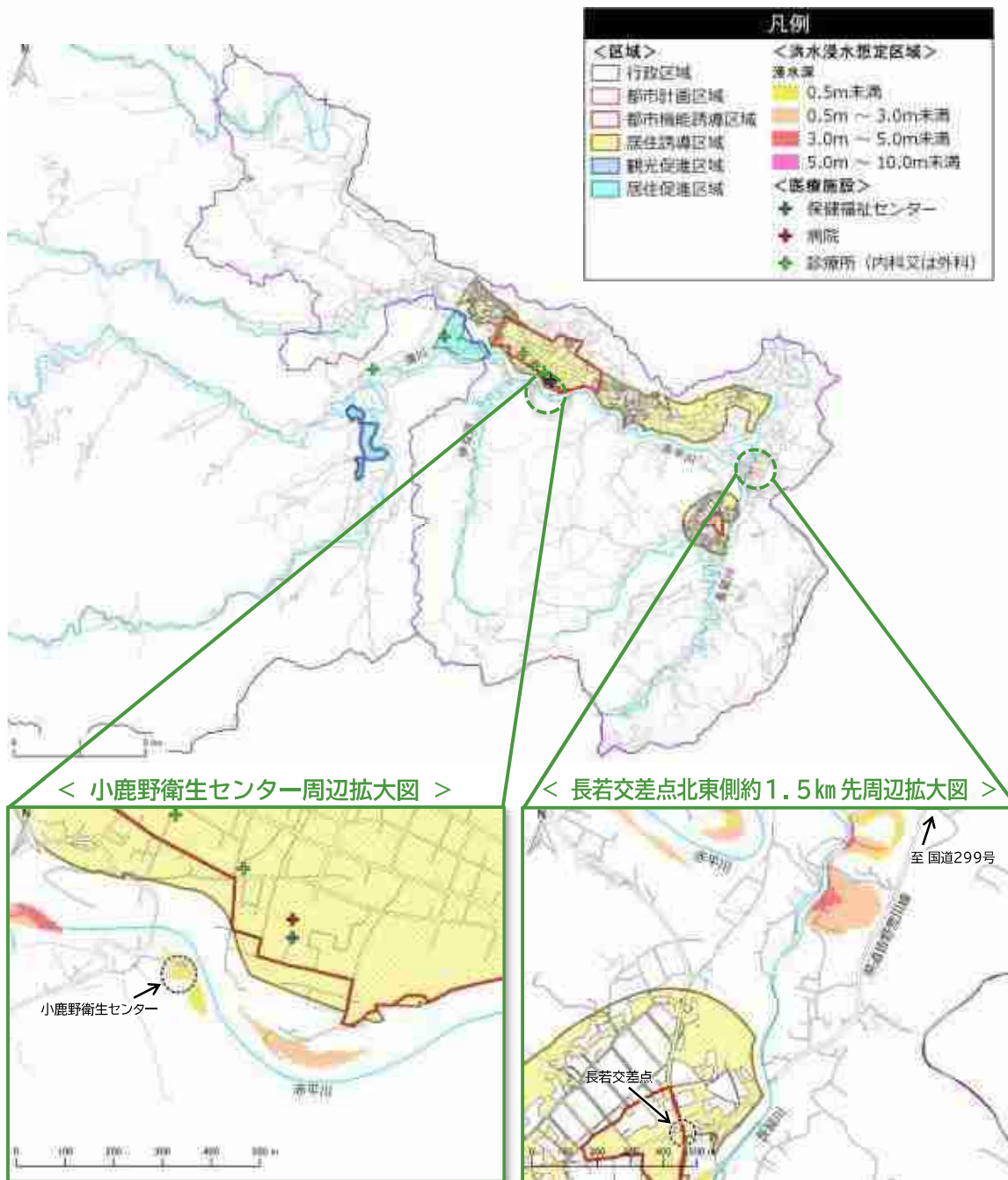
出典:埼玉県資料、秩父都市医師会資料

### ③医療施設の継続利用の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模 1/1,000）× 医療施設 >

■洪水浸水想定区域(想定最大規模)に立地する医療施設はありません。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と医療施設の重ね図 ≫



【参考】浸水深と医療施設の機能低下との関係

- 0.3m:自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
  - 0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
  - 0.7m:コンセントに浸水し停電(医療用電子機器等の使用困難)
- 出典:水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

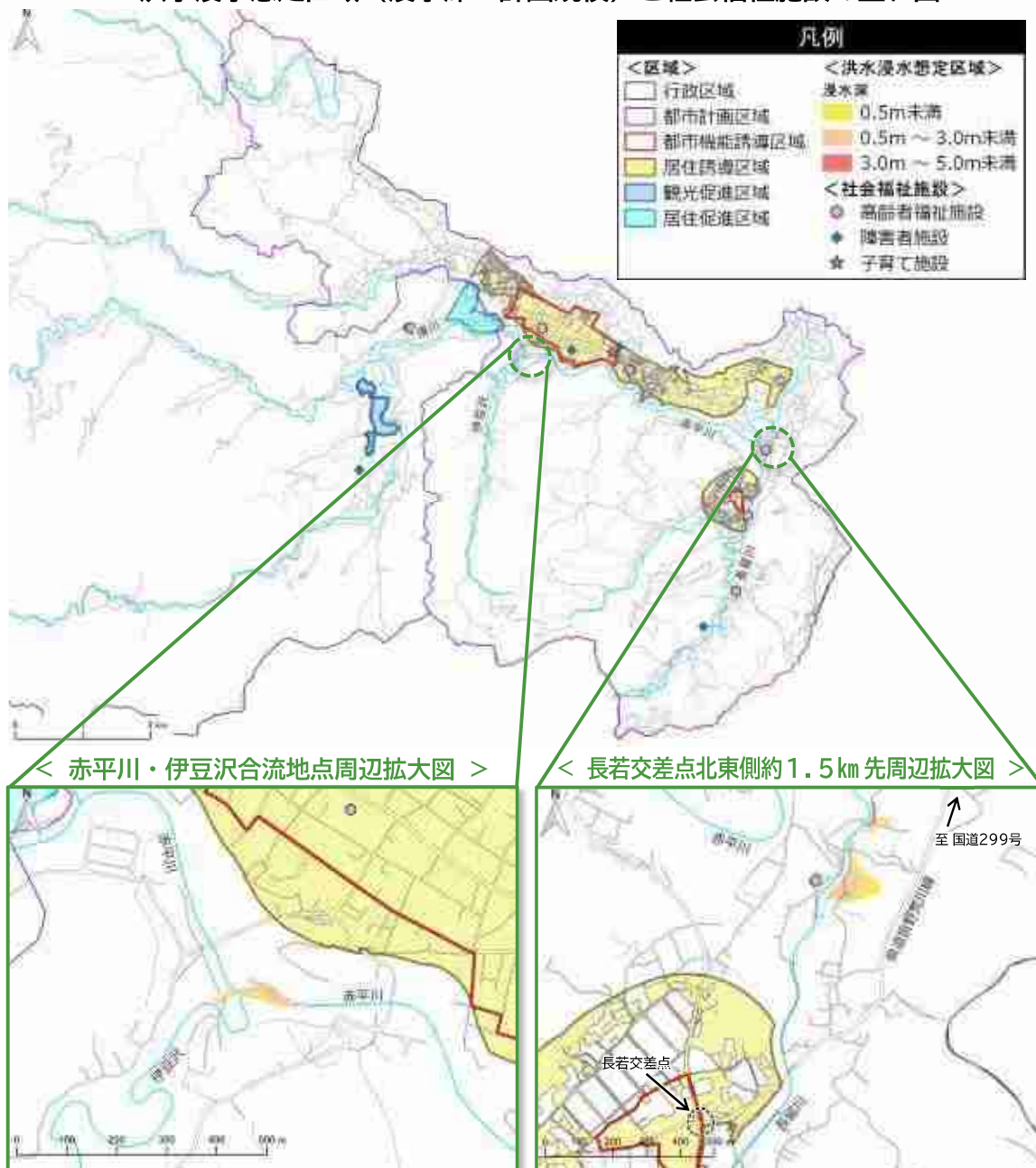
出典:埼玉県資料、秩父都市医師会資料

## ④社会福祉施設の継続利用の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模 1/100） × 社会福祉施設 >

- 「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m以上の浸水は、自動車(救急車)の走行や災害時要援護者等が困難となり、集団で入居、通園している社会福祉施設の機能が低下するとされています。
- 洪水浸水想定区域(計画規模)に立地する社会福祉施設はありません。

### << 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と社会福祉施設の重ね図 >>



**【参考】浸水深と社会福祉施設の機能低下との関係**

- 0.3m:自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
  - 0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
  - 0.7m:コンセントに浸水し停電(介護設備等の使用困難)
- 出典:水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

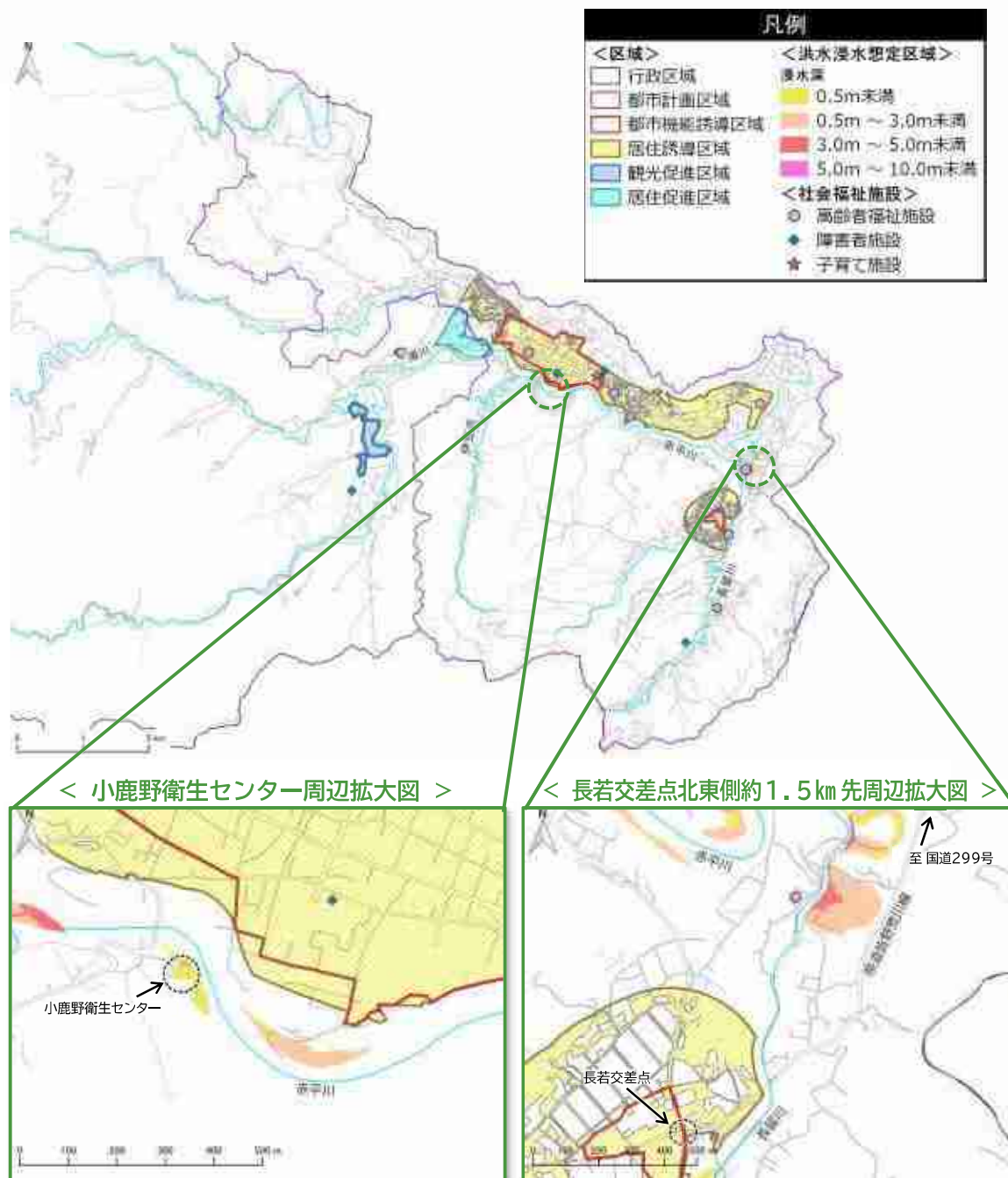
出典:埼玉県資料、小鹿野町資料、  
小鹿野町公共施設等総合管理計画

#### ④社会福祉施設の継続利用の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模 1/1,000）× 社会福祉施設 >

■洪水浸水想定区域(想定最大規模)に立地する社会福祉施設はありません。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と社会福祉施設の重ね図 ≫



【参考】浸水深と社会福祉施設の機能低下との関係

- 0.3m:自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
  - 0.5m:徒歩による移動困難、床上浸水
  - 0.7m:コンセントに浸水し停電(介護設備等の使用困難)
- 出典:水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

出典:埼玉県資料、小鹿野町資料、  
小鹿野町公共施設等総合管理計画

## 第6章 防災指針

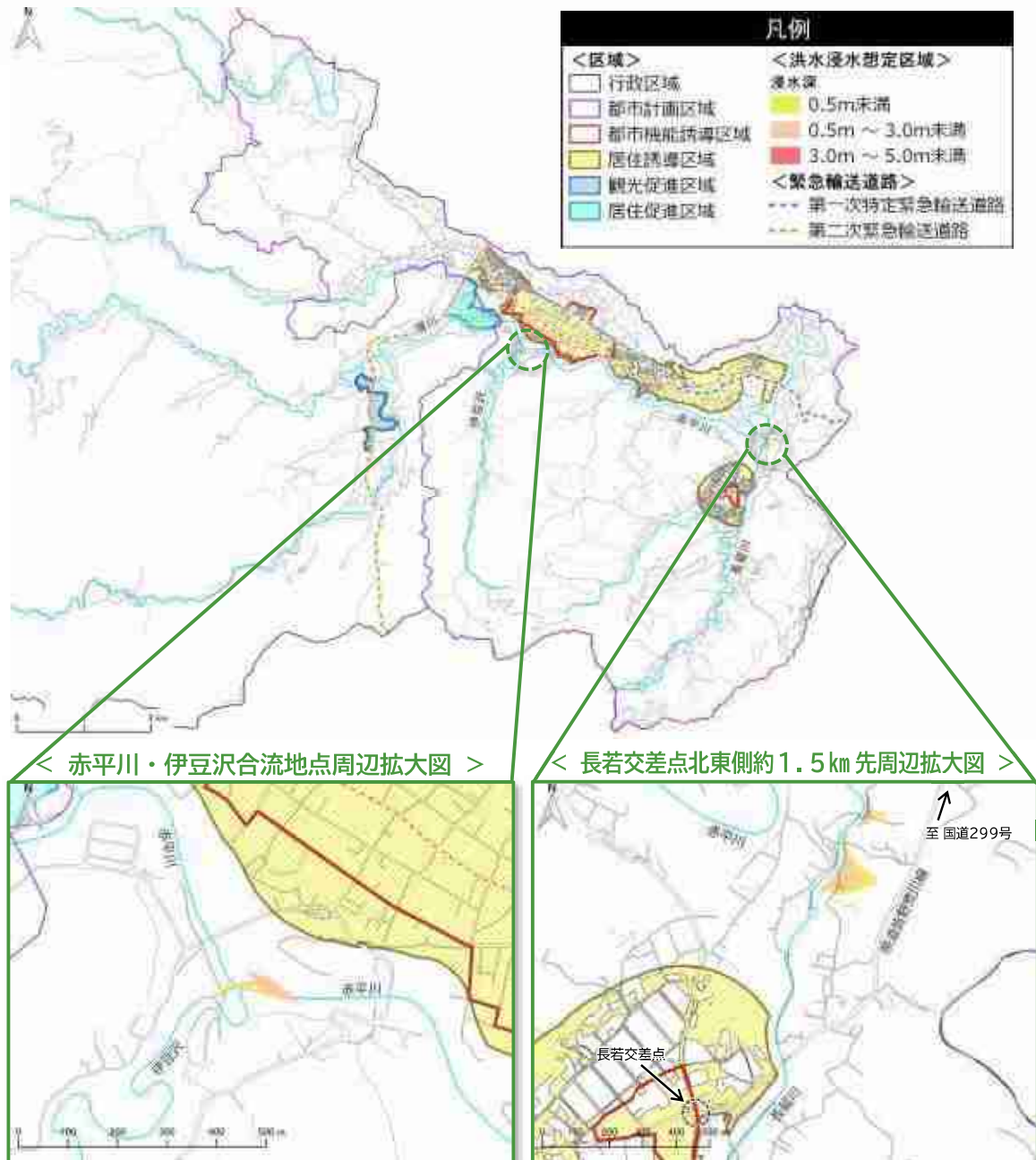
### ⑤災害時の活用の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模 1/100） × 緊急輸送道路 >

■「水害の被害指標分析の手引」(国土交通省)では、0.3m以上の浸水は、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念されています。

■洪水浸水想定区域(計画規模)に緊急輸送道路の区間はありません。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：計画規模）と緊急輸送道路の重ね図 ≫



**【参考】浸水深と自動車通行の関係**

- 0.1m: 乗用車のブレーキの効きが悪くなる
  - 0.2m: 道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
  - 0.3m: 自治体のバス運行停止基準、乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水
  - 0.6m: JAFの実験でセダン、SUVともに走行不可
- 出典: 水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

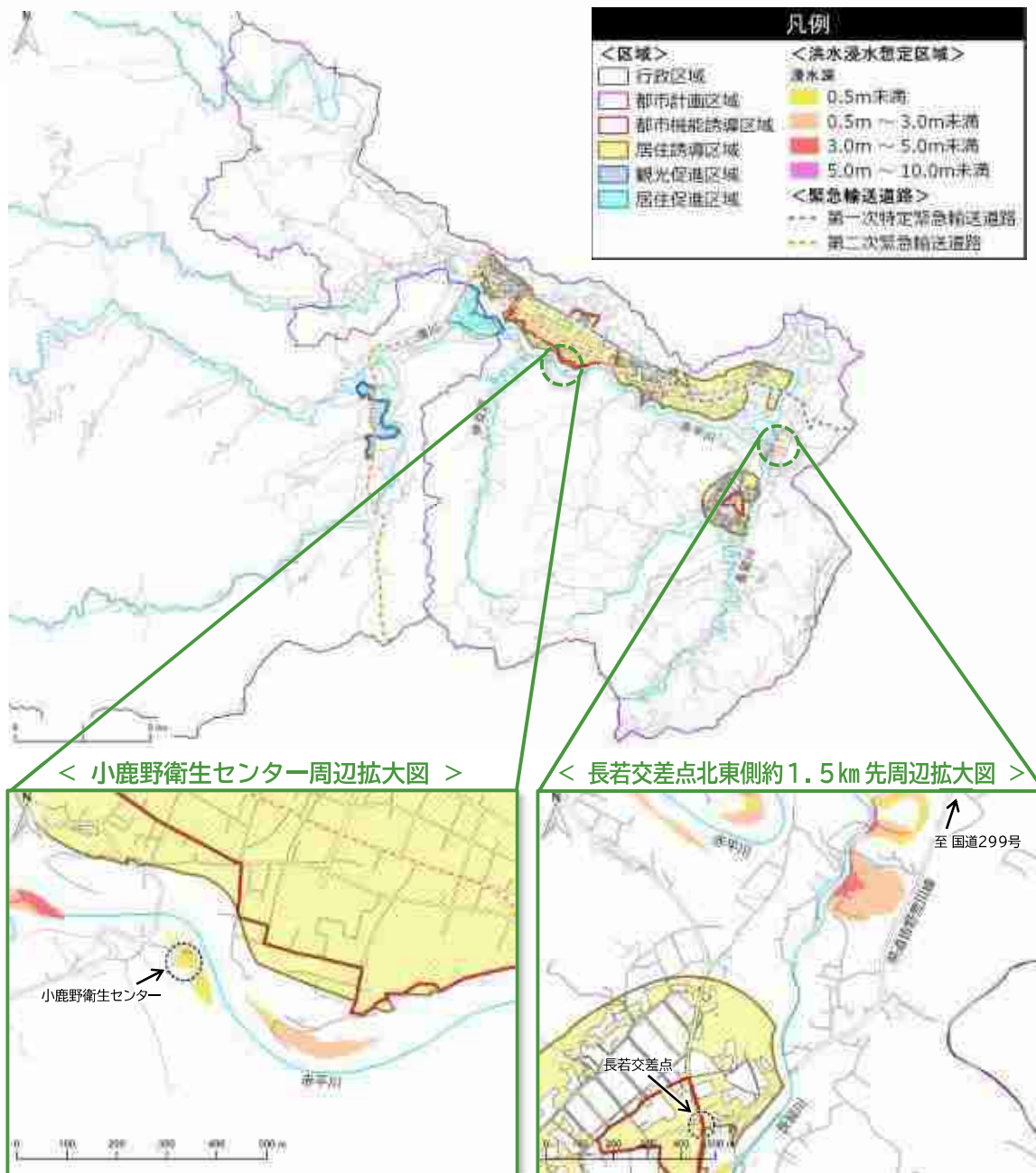
出典: 埼玉県資料

⑤災害時の活用の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模 1/1,000）× 緊急輸送道路 >

■洪水浸水想定区域(想定最大規模)に緊急輸送道路の区間はありません。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と緊急輸送道路の重ね図 ≫



【参考】浸水深と自動車通行の関係

- 0.1m: 乗用車のブレーキの効きが悪くなる
  - 0.2m: 道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
  - 0.3m: 自治体のバス運行停止基準、乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水
  - 0.6m: JAFの実験でセダン、SUVともに走行不可
- 出典: 水害の被害指標分析の手引(平成 25 年試行版)(国土交通省)

出典: 埼玉県資料

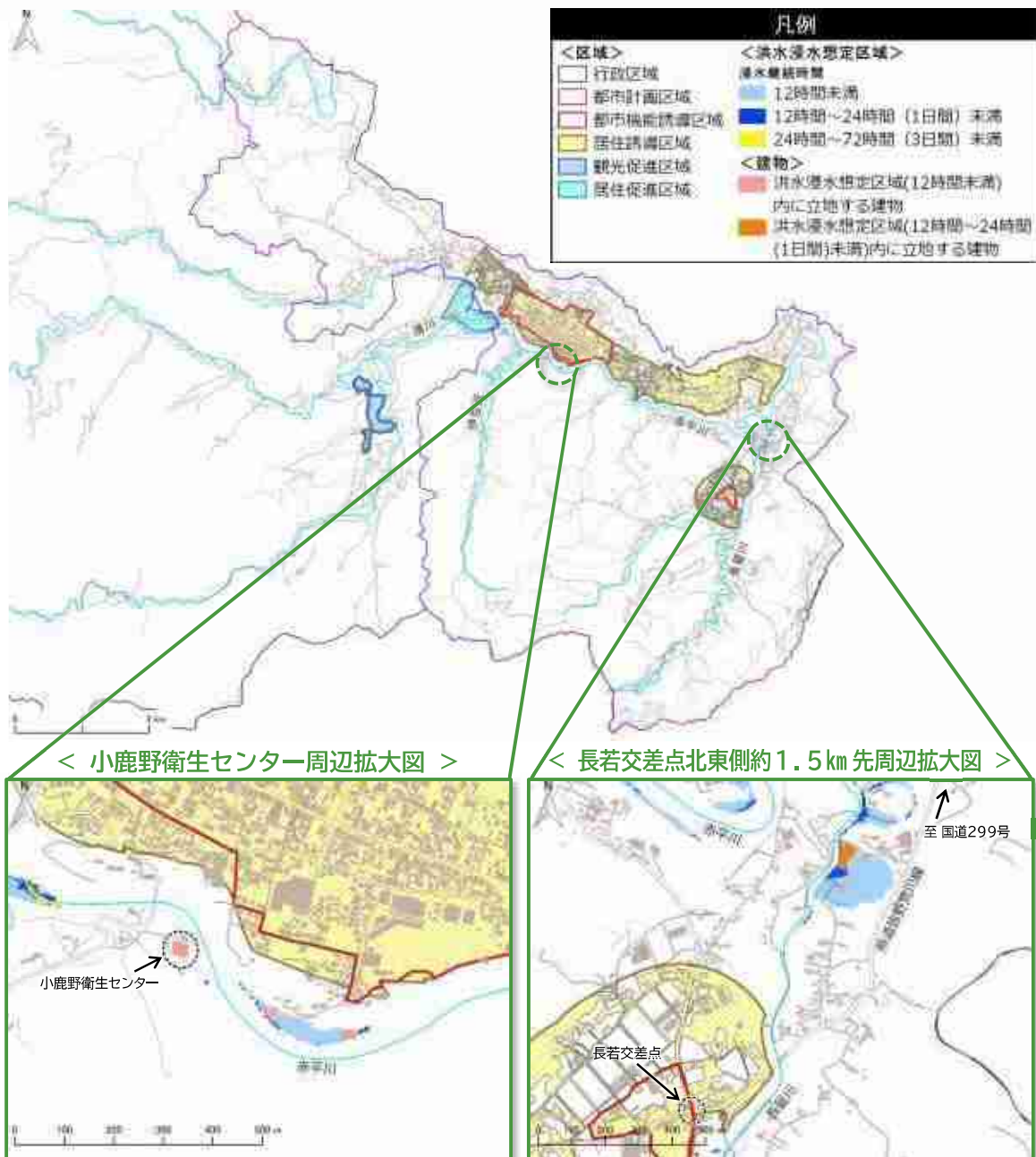
## ⑥長期孤立の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模 1/1,000）× 建物分布 >

■「水害の被害指標分析の手引」（平成25年試行版）（国土交通省）では、浸水継続時間72時間（3日間）以上孤立すると、飲料水や食料などの不足による健康被害の発生、生命の危機が生じるおそれがあると言われています。

■浸水継続時間12～24時間（1日間）未満の区域に立地している建物は29棟あり、そのうち住宅が約10棟ありますが、72時間（3日間）以上の区域に立地している建物はありません。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）と建物分布の重ね図 ≫



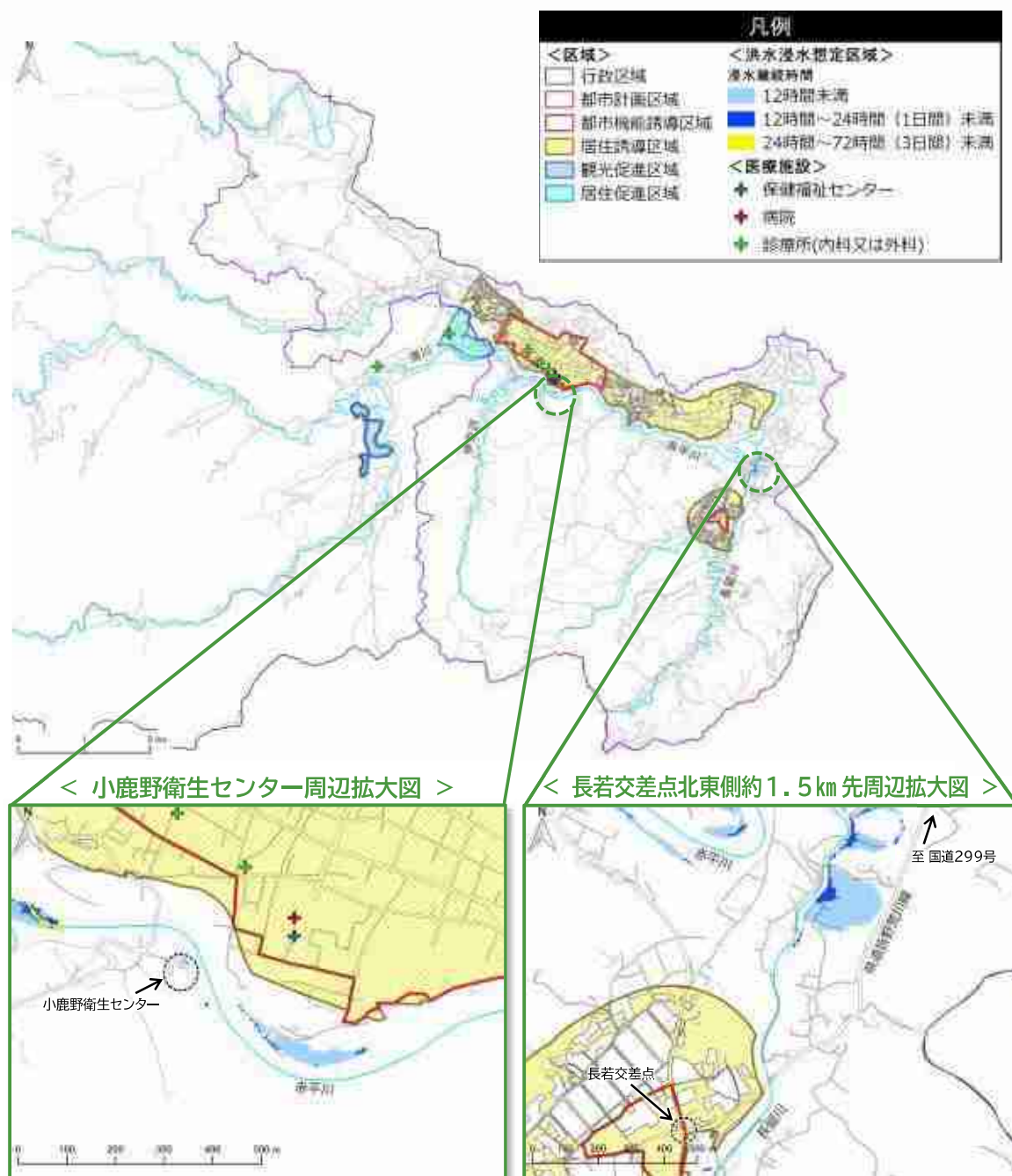
出典：埼玉県資料、基盤地図情報（2015年度時点）

⑦病人の長期孤立の可能性

＜ 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模 1/1,000） × 医療施設 ＞

■浸水継続時間が想定されている区域に立地する医療施設はありません。

＜ 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）と医療施設の重ね図 ＞



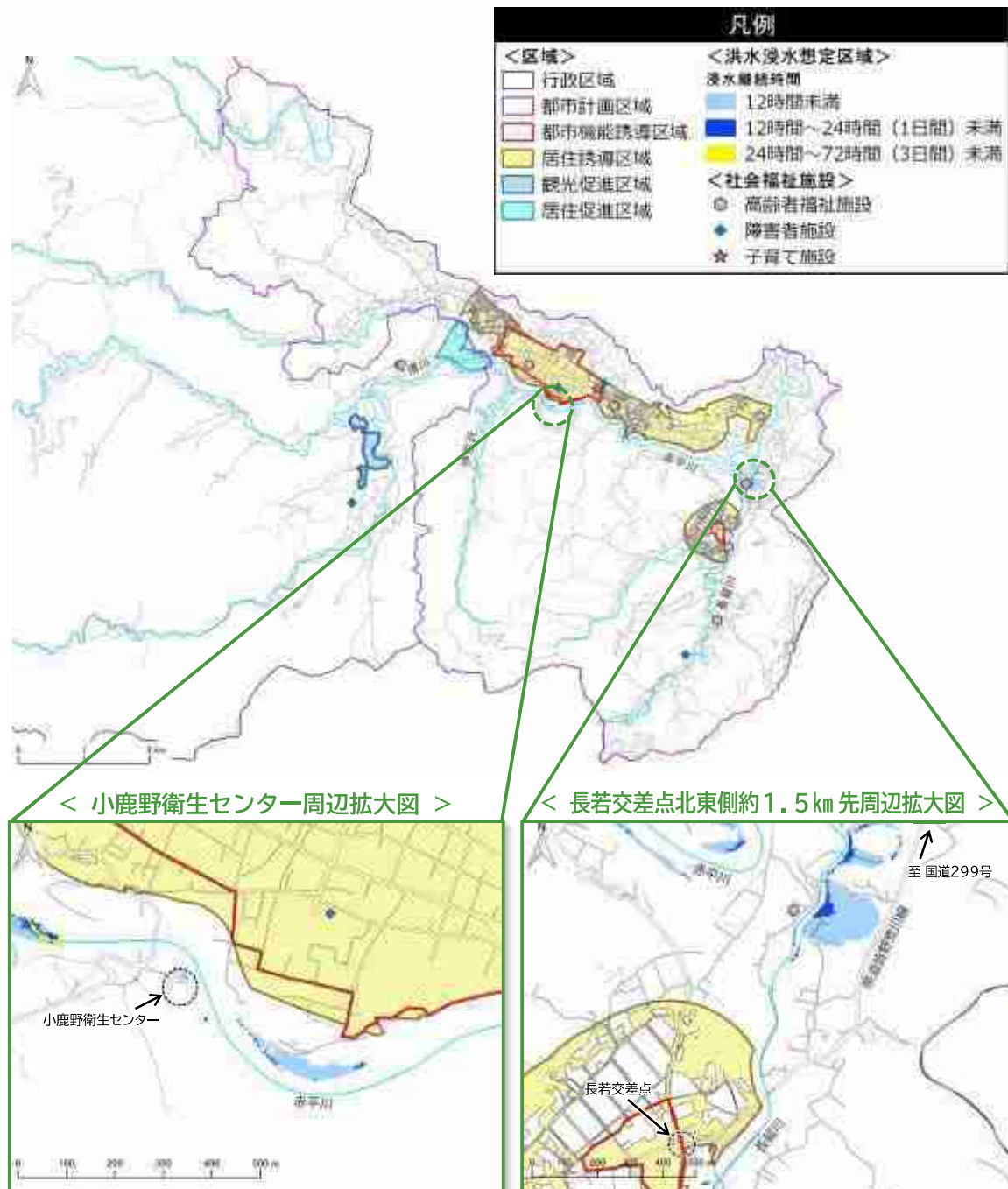
出典：埼玉県資料、秩父郡市医師会資料

## ⑧要配慮者の長期孤立の可能性

< 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模 1/1,000） × 社会福祉施設 >

■浸水継続時間が想定されている区域に立地する社会福祉施設はありません。

≪ 洪水浸水想定区域（浸水継続時間：想定最大規模）と社会福祉施設の重ね図 ≫



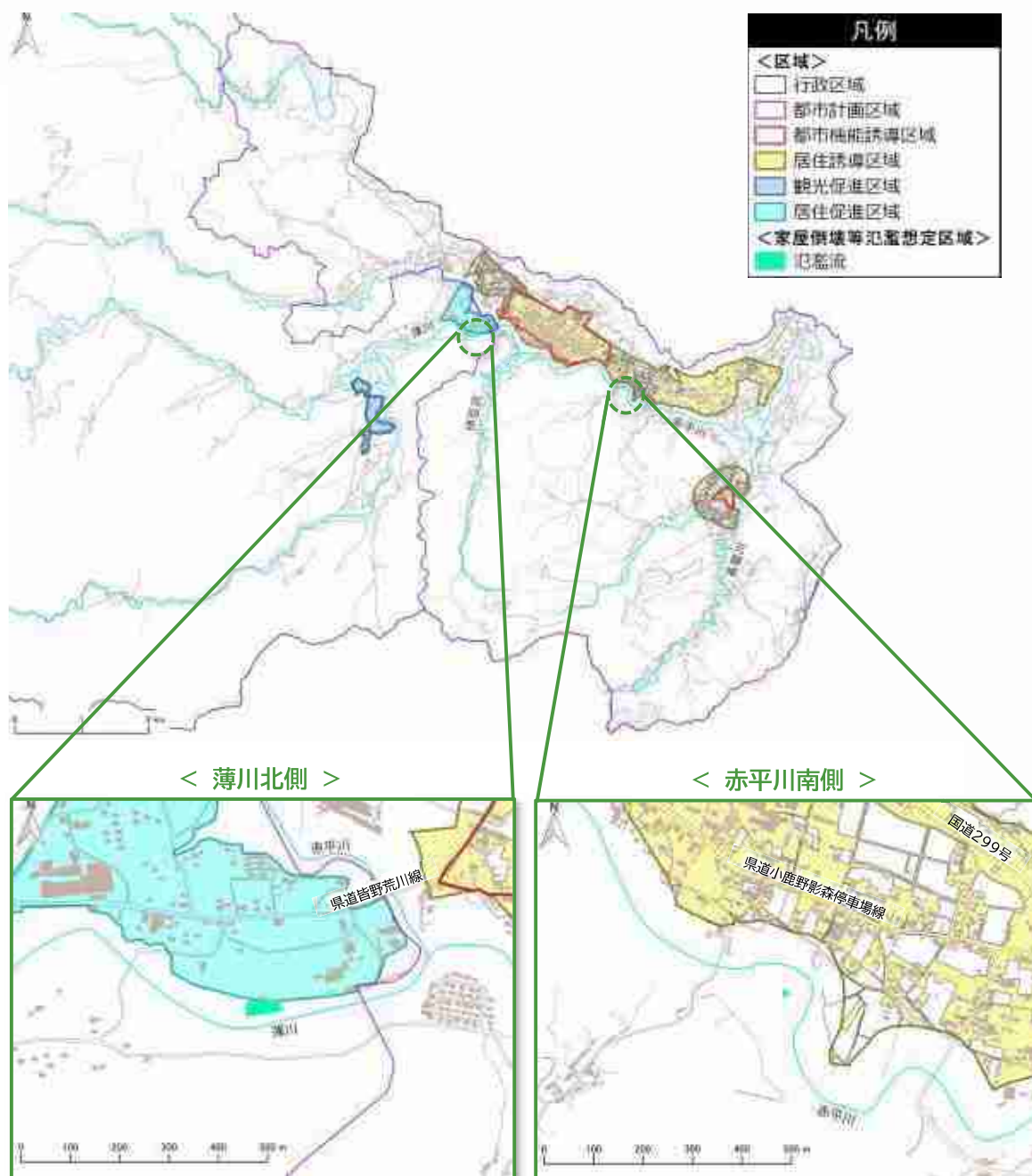
出典：埼玉県資料、小鹿野町資料、小鹿野町公共施設等総合管理計画

⑨住宅等の損壊の可能性

< 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) × 建物分布 >

■河川堤防の決壊又は洪水氾濫等により、木造家屋倒壊のおそれがある区域である家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内に立地する建物はありません。

≪ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と建物分布の重ね図 ≫



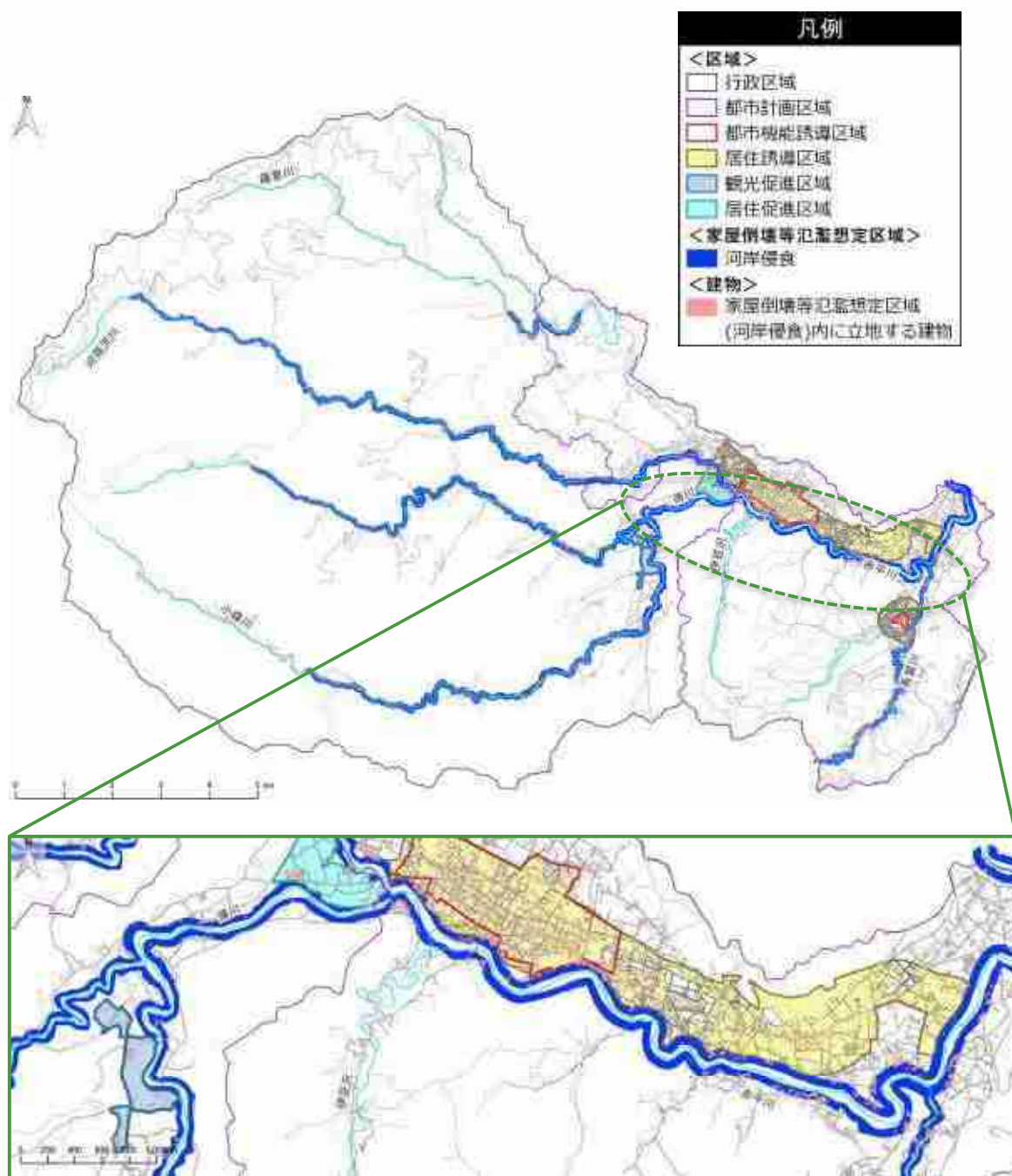
出典：埼玉県資料、基盤地図情報(2015年度時点)

## ⑩住宅等の損壊の可能性

### < 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）× 建物分布 >

■ 氾濫流により河岸の侵食を受け、建物の倒壊・流出等のおそれがある区域である家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)に立地する建物は、町内の全11,284棟のうち約10.5%の1,183棟あります。

### ≪ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）と建物分布の重ね図 ≫



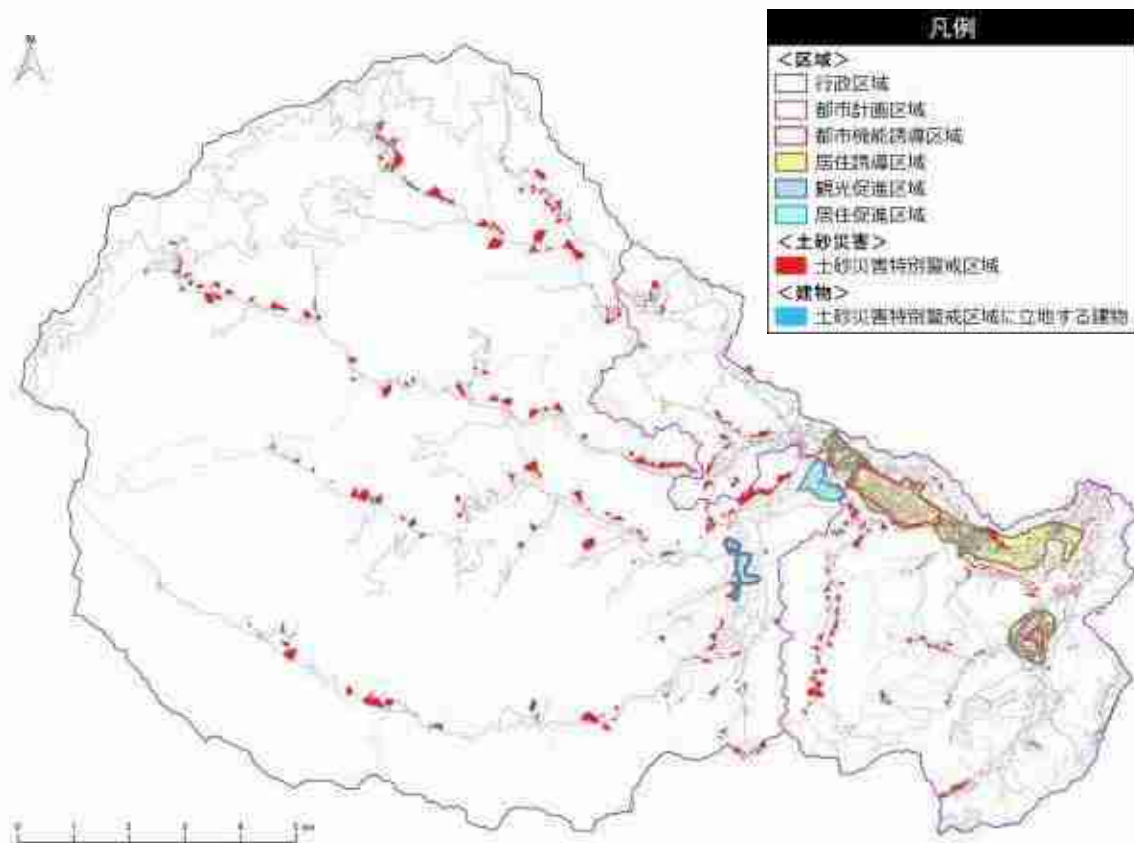
出典：埼玉県資料、基盤地図情報(2015年度時点)

### ①住宅等の損壊の可能性

#### < 土砂災害特別警戒区域 × 建物分布 >

■土砂災害特別警戒区域に立地する建物は、町内の全11,284棟のうち約4.8%の538棟あります。

#### ≪ 土砂災害特別警戒区域と建物分布の重ね図 ≫



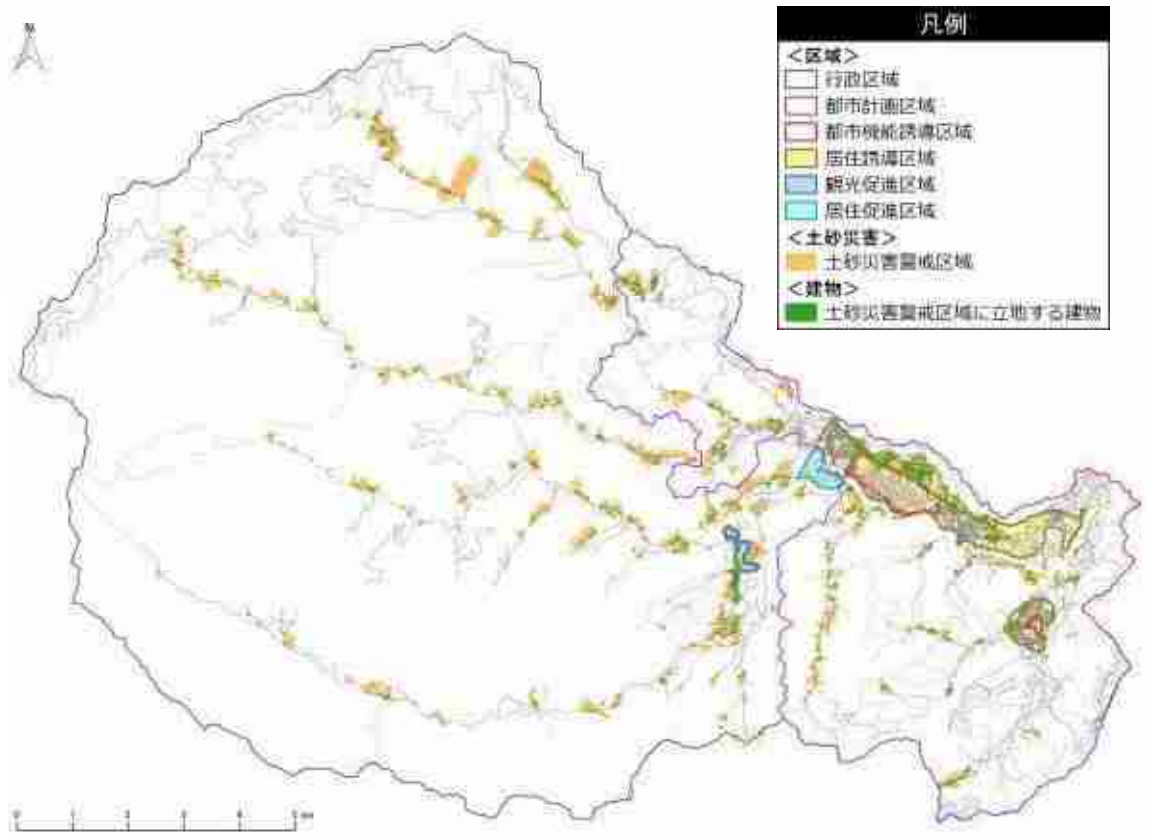
出典：小鹿野町資料、基盤地図情報（2015年度時点）

### ⑫住宅等の損壊の可能性

#### < 土砂災害警戒区域 × 建物分布 >

■土砂災害警戒区域に立地する建物は、町内の全11,284棟のうち約28.1%の3,166棟あります。

#### ◀ 土砂災害警戒区域と建物分布の重ね図 ▶



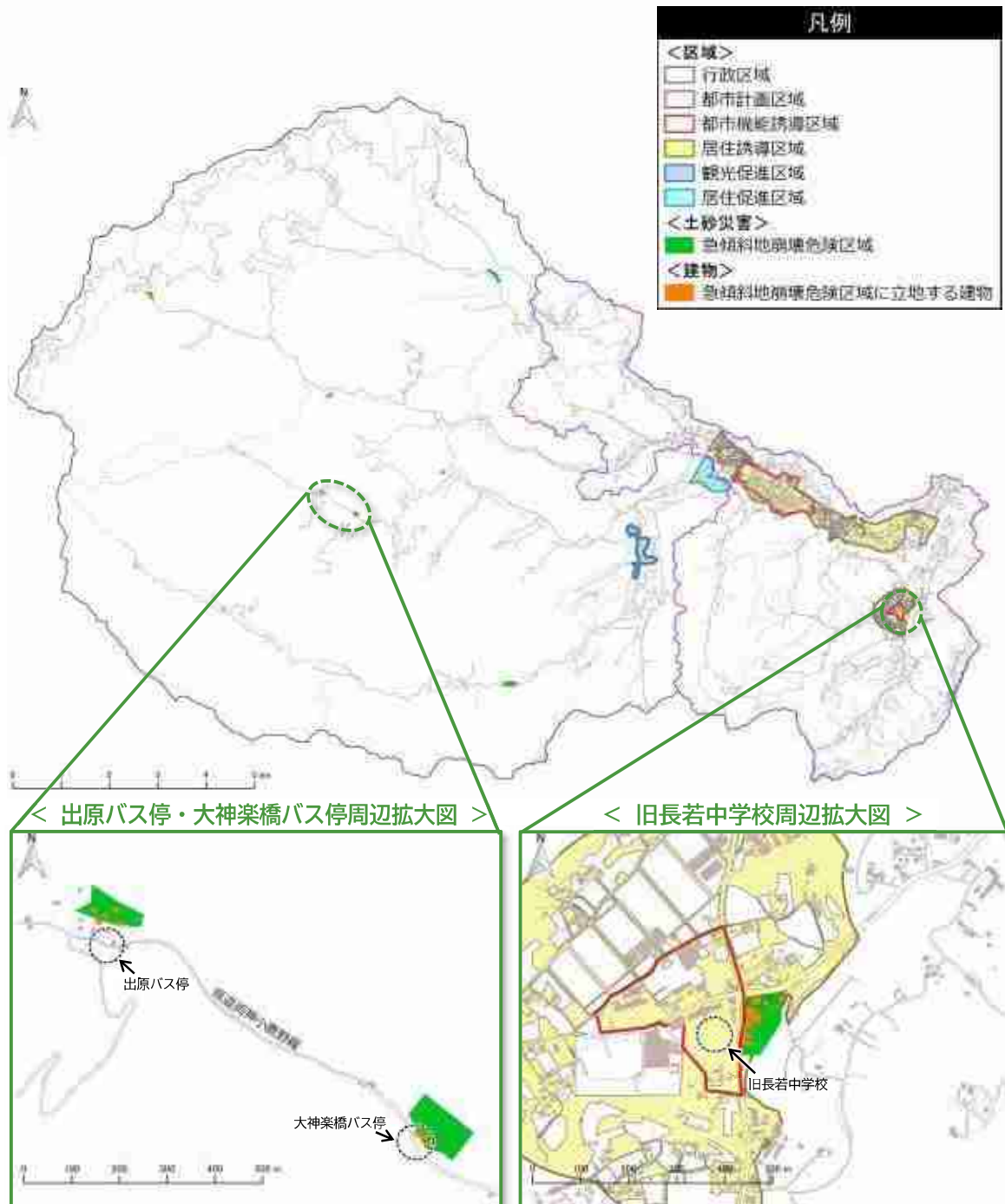
出典：小鹿野町資料、基盤地図情報（2015年度時点）

⑬住宅等の損壊の可能性

< 急傾斜地崩壊危険区域 × 建物分布 >

■急傾斜地崩壊危険区域に立地する建物は、町内の全11,284棟のうち約0.43%の48棟あります。

≪ 急傾斜地崩壊危険区域と建物分布の重ね図 ≫



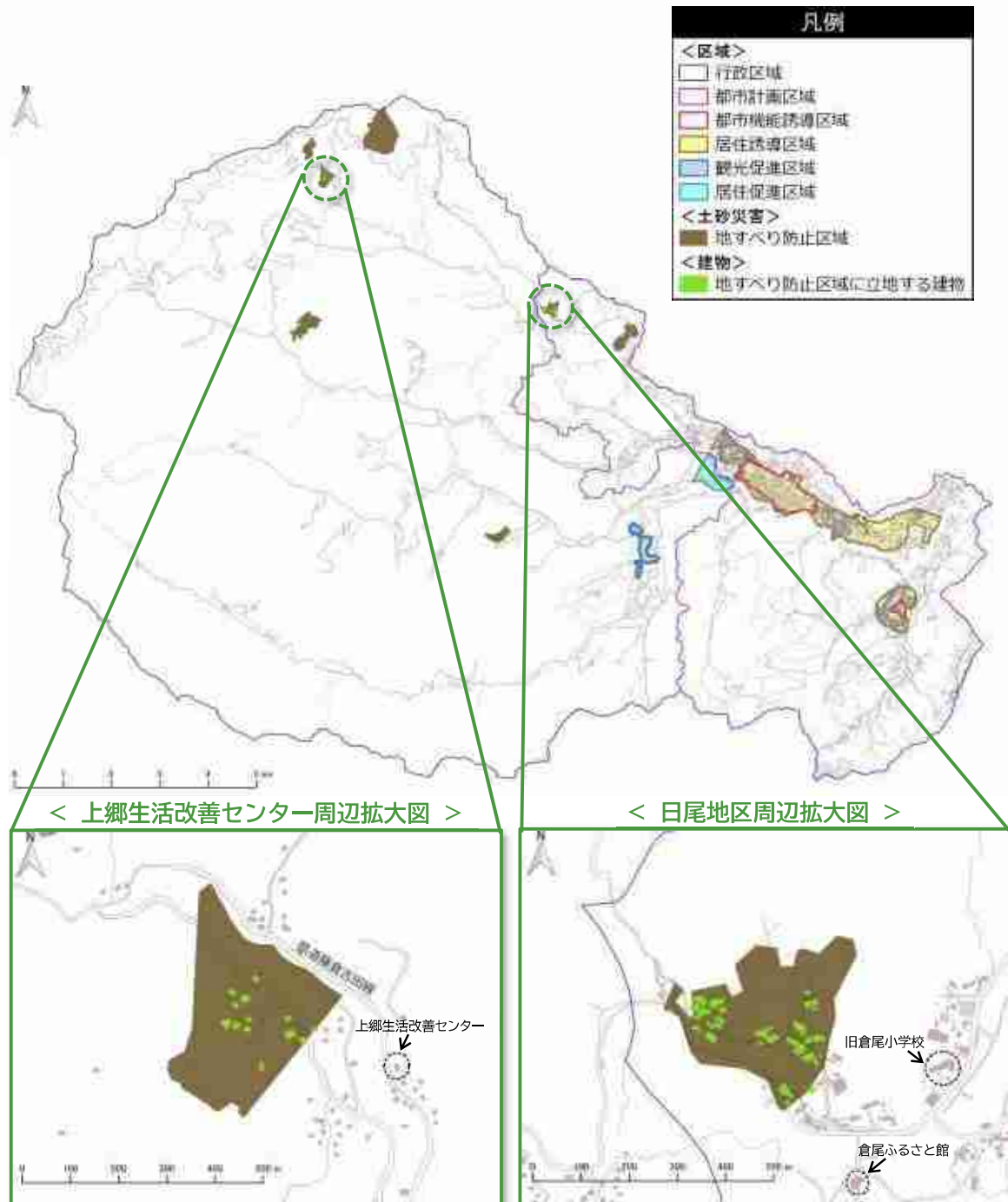
出典：国土数値情報、基盤地図情報(2015年度時点)

## ⑭住宅等の損壊の可能性

< 地すべり防止区域 × 建物分布 >

■地すべり防止区域に立地する建物は、町内の全11,284棟のうち約0.61%の69棟あります。

《 地すべり防止区域と建物分布の重ね図 》



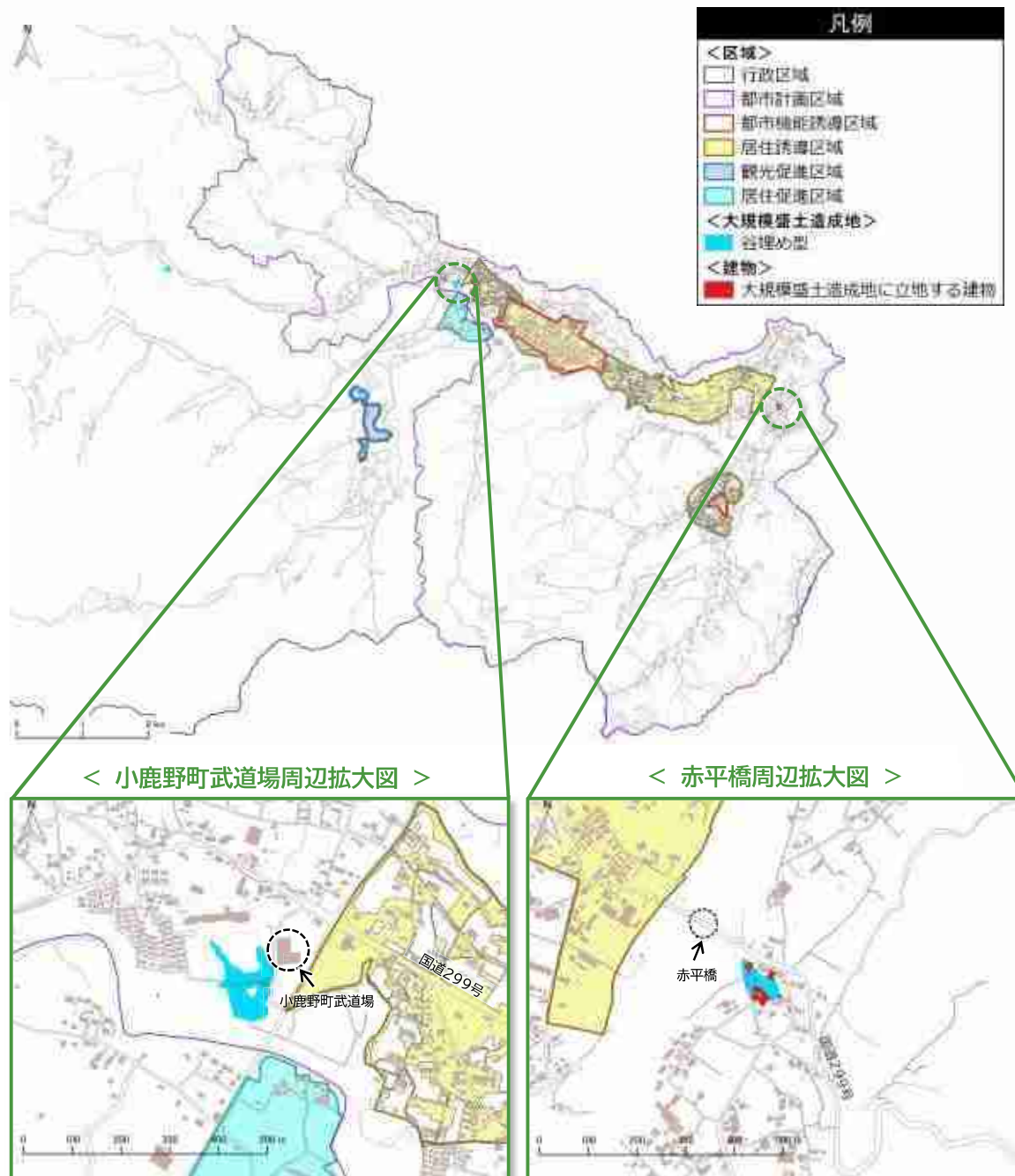
出典：国土数値情報、基盤地図情報（2015年度時点）

⑮住宅等の損壊の可能性

< 大規模盛土造成地 × 建物分布 >

■大規模盛土造成地に立地する建物は、町内の全11,284棟のうち約0.1%の11棟あります。

◀ 大規模盛土造成地と建物分布の重ね図 ▶



出典：国土数値情報、基盤地図情報（2015年度時点）

### 6-4. 地域ごとの防災上の課題の整理

前項の「6-3. 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる分析」を踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定する上での防災上の課題を整理します。

整理に当たっては、5つの地域区分で整理を行います。

整理した地域ごとの防災上の課題は次のページのとおりです。

#### 《 小鹿野町の5つの地域 》



## ≪ 地域ごとの防災上の課題 ≫

### < 倉屋地域 >

#### ■ 土砂災害

##### ■ 急傾斜地崩壊危険区域

・藤倉地区の長泉寺周辺に急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、建物が立地

##### ■ 地すべり防止区域

・藤倉地区及び子之神社周辺に地すべり防止区域が指定されており、建物が立地

### < 三田川地域 >

#### ■ 土砂災害

##### ■ 急傾斜地崩壊危険区域

・河原沢地区の橋詰集会所周辺及び三山地区の石神社周辺に急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、建物が立地

##### ■ 地すべり防止区域

・河原沢地区の滝の上不動尊周辺に地すべり防止区域が指定

### < 全体 >

#### ■ 土砂災害

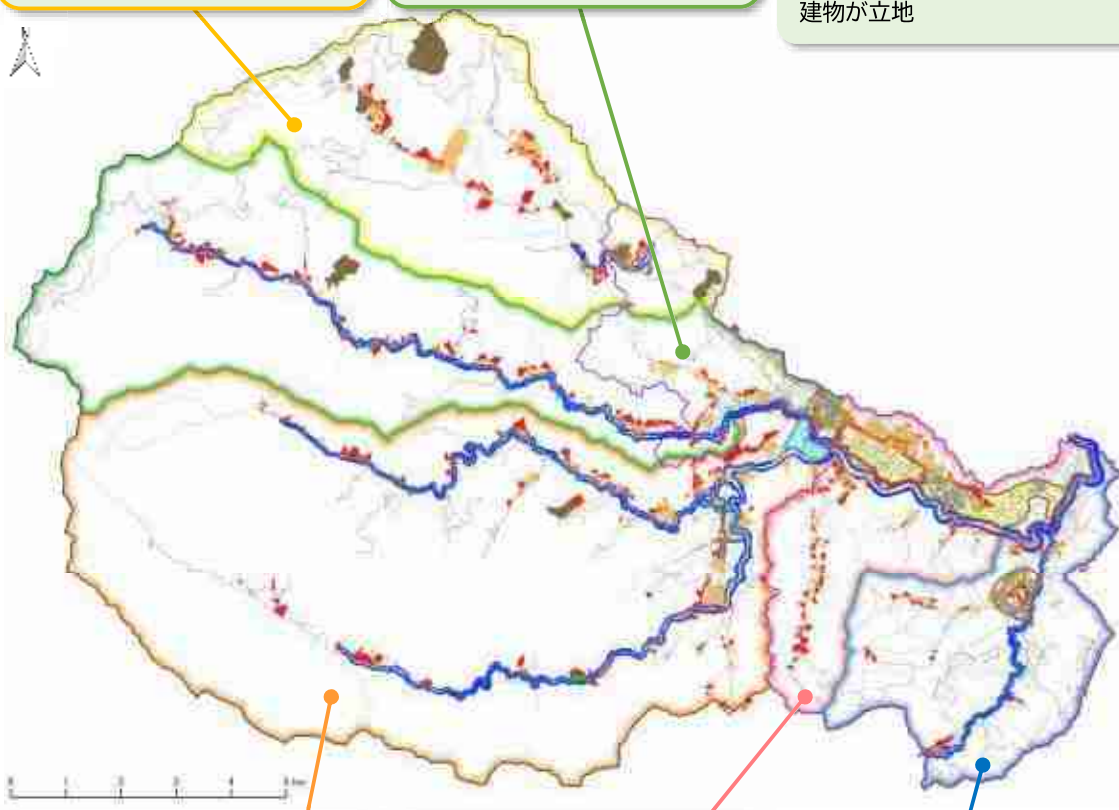
##### ■ 土砂災害(特別)警戒区域

・全町的に土砂災害(特別)警戒区域が指定されており、建物が立地

#### ■ 洪水

##### ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

・全町的に家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)が指定されており、建物が立地



### < 両神地域 >

#### ■ 土砂災害

##### ■ 急傾斜地崩壊危険区域

・両神薄原地区の八区集会所周辺、両神薄加明地区の加明地区集会所周辺、両神小森大西地区の旧両神小学校大谷分校周辺に急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、建物が立地

##### ■ 地すべり防止区域

・両神薄塩沢地区の宇賀神社周辺に地すべり防止区域が指定

#### ■ 洪水

##### ■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

・小森川沿いで最大3.0m~5.0m未満の浸水のおそれ

##### ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

・小森川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)が指定

### < 小鹿野地域 >

#### ■ 洪水

##### ■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

・赤平川沿いで最大3.0m~5.0m未満の浸水のおそれ

##### ■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

・赤平川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)が指定

### < 長若地域 >

#### ■ 土砂災害

##### ■ 急傾斜地崩壊危険区域

・般若地区の長若運動場周辺に急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、建物が立地

#### ■ 洪水

##### ■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

・長留川沿いで最大5.0m~10.0m未満の浸水のおそれ

凡例		
< 区域 >	< 洪水浸水想定区域 >	< 土砂災害 >
行政区域	浸水率	土砂災害特別警戒区域
都市計画区域	0.5m未満	土砂災害警戒区域
都市機能誘導区域	0.5m ~ 3.0m未満	急傾斜地崩壊危険区域
居住誘導区域	3.0m ~ 5.0m未満	地すべり防止区域
観光促進区域	5.0m ~ 10.0m未満	< 大規模盛土造成地 >
居住促進区域	< 家屋倒壊等氾濫想定区域 >	谷埋め型
	氾濫流	
	河岸侵食	

## 6-5. 地域ごとの防災上の課題を踏まえた取組方針の検討 一

### (1) 取組方針の方向性

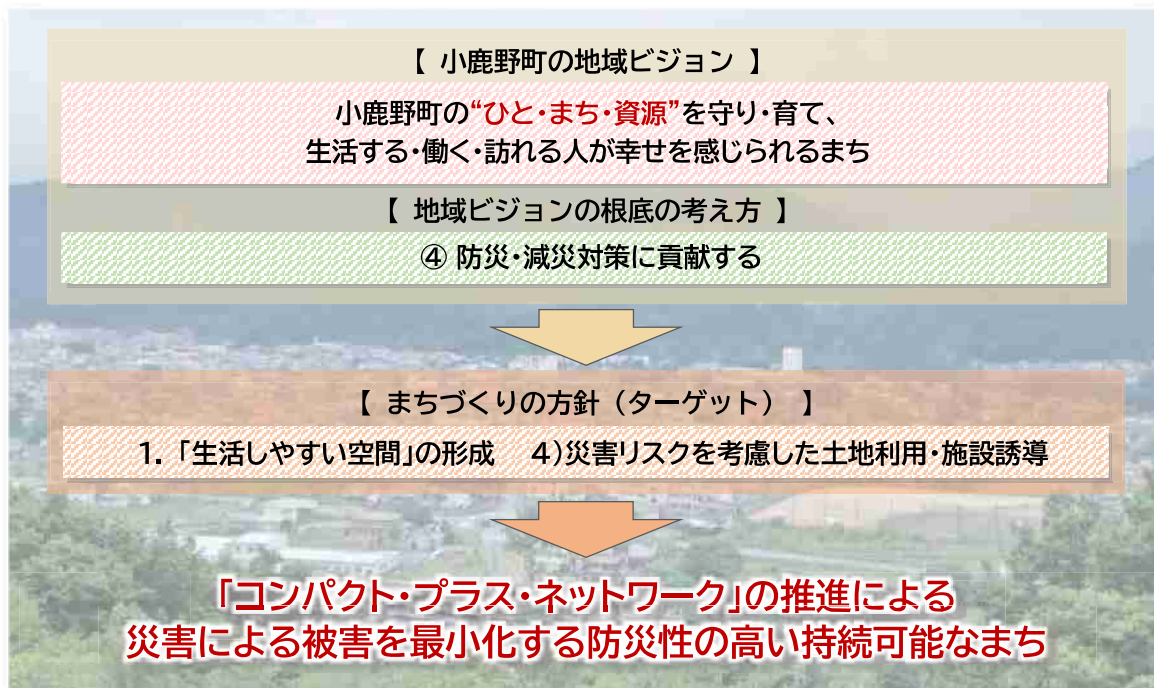
第4章で示した居住誘導区域の設定の考え方とともに、地域ごとの課題を踏まえた防災・減災に対する取組方針の方向性は次のとおりとします。

#### ◀ 本町の居住誘導区域の設定箇所と取組方針の方向性 ▶

<b>国の考え方</b>	都市再生特別措置法により、居住誘導区域に含まないこととされている区域		災害リスクに基づくハード・ソフト対策の状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域  含める場合には、防災指針において災害リスクを踏まえた防災・減災に資する対策を明らかにすることが必要						
<b>分類</b>	<b>土砂災害</b>			<b>洪水</b>		<b>土砂災害</b>		<b>洪水</b>	
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域	洪水浸水想定区域	氾濫想定区域 家屋倒壊等	土砂災害警戒区域	大規模盛土造成地	洪水浸水想定区域	
				(計画規模降雨3.0m以上)	氾濫流 河岸侵食			(計画規模降雨3.0m未満)	想定最大規模降雨
<b>本町の居住誘導区域の設定箇所</b>	<b>居住誘導区域に「含めない」</b>				<b>居住誘導区域に「含める」</b>				
	<b>土砂災害</b> ⇒土砂災害は、突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は居住誘導区域に含めない。				<b>土砂災害</b> ⇒土砂災害警戒区域は、警戒避難体制の整備を図りつつ居住誘導区域に含め、災害リスクの低減を図る。 ⇒大規模盛土造成地は、地盤被害を防止する対策を講じる必要があるため、早期に安全性の把握に向けた調査等を実施することで、居住誘導区域に含め、災害リスクの低減を図る。				
	<b>洪水</b> ⇒洪水浸水想定区域(計画規模降雨3.0m以上)は、一般的な住宅において垂直避難が困難となり屋内安全確保が難しいため、居住誘導区域に含めない。 ⇒家屋倒壊等氾濫想定区域は、町の広範囲で想定されており、洪水が起こった際に家屋の倒壊・流出のおそれがあるため、居住誘導区域に含めない。				<b>洪水</b> ⇒洪水浸水想定区域(計画規模降雨3.0m未満、想定最大規模降雨)は、土砂災害と比べて時間的な猶予があることや、建物の立地が少ないことから居住誘導区域に含め、災害リスクの低減を図る。				
<b>方向性</b>	<b>「リスクの回避」の視点で取組方針を整理</b>				<b>「リスクの低減」の視点で取組方針を整理</b>				

## (2) 防災まちづくりの将来像

### ≪ 防災まちづくりの将来像 ≫



第3章で示している「小鹿野町の地域ビジョン」を目指すに当たり、土台となる根底の考え方の1つとして『防災・減災対策に貢献する』を掲げています。昨今の自然災害の頻発・激甚化や、本町における中山間部の地形に基づく土砂災害等の発生リスクを考慮して、防災・減災を重視した検討を進めながら、安心して暮らすことができるまちの形成を図ることとしています。

また、「まちづくりの方針(ターゲット)」では、『「生活しやすい空間」の形成～住民の生活が快適で安全となるために～』を掲げ、町内の災害リスクを考慮しながら適切な場所での市街地や居住地の形成を図るものとしています。

本計画で示している安全性の高いエリアへの居住及び都市機能の誘導を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を推進することにより、まちの持続可能性を高めることは、災害時の人的被害・建物被害を低減でき、災害対策に要する費用の低減化にも貢献できます。

よって、「小鹿野町の地域ビジョン」や「まちづくりの方針(ターゲット)」の実現に向けたコンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進していくことにより、防災性の高い持続可能なまちを形成することができるものと考えます。

## (3) 取組方針の整理

前項で整理した5つの地域ごとの課題に対応した主な取組方針を整理します。



## 6-6. 取組施策、スケジュール

防災上の課題を踏まえ設定した取組方針や防災まちづくりの将来像の実現に向け、防災に関する取組施策とスケジュールを整理します。各取組施策は「第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)」、「小鹿野町地域防災計画」、「小鹿野町国土強靱化地域計画」と連携しながら、個別の実施計画等において具体化を図ります。

なお、「取組施策」で   の施策は、「第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)」、「小鹿野町地域防災計画」、「小鹿野町国土強靱化地域計画」に記載していない、災害リスク分析を踏まえた新たな取組です。

### ◀ 取組施策、スケジュール ▶

リスク対策	取組方針	災害ハザード		関連する防災関連計画			取組内容	取組概要	実施主体	実施時期		
		土砂	洪水	総合振興計画	地域防災計画	国土強靱化地域計画				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
災害リスクの回避		●			○		移転に係る融資等の措置	土砂災害特別警戒区域において、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告を行い、移転者への融資・資金の確保の措置を講じます。	県	継続的に実施		
		●					土地利用や個別の開発時における誘導	安全度を確保するため、災害リスクの高い地域における土地利用転換や開発・事業時において、土地利用の制限や誘導を図ることを検討します。	町	継続的に実施		
災害リスクの低減(ハード)	土砂災害の防止	●		○	○		治山事業の推進	山地災害の防止や森林を保全するため、地すべりや山腹崩壊防止に取り組むほか、下流域への土砂の流出や災害防止のための治山事業を推進します。	県・町	継続的に実施		
		●			○	○	森林管理及び森林道の整備	森林が有する国土保全機能を保持し、倒木や土砂災害、洪水など山地災害の発生リスクを減らすため、森林環境譲与税を活用した森林管理や、森林道の整備等を図ります。	県・町	継続的に実施		
		●			○		基礎調査の実施	急傾斜地の崩壊のおそれのある土地や、土砂災害の発生のおそれがある土地に関して基礎調査を実施します。	県	継続的に実施		
			●	○	○		河川改修の促進	自然環境に配慮した河川改修等の促進により、水辺空間の保全と土砂災害などの抑止を図った安全なまちづくりに努めます。	県・町	継続的に実施		
災害リスクの低減(ハード)	河川等の整備		●				浸水対策の推進	集中豪雨等による浸水被害の解消を図るため、浸水の原因究明に努め、関係機関と連携した排水施設等の整備を図ります。また、用水の氾濫を防止するため、自動転倒堰や排水路等の整備を推進します。	町	継続的に実施		
		●	●		○		公共施設等と自然空間の一体的な安全性の確保	災害時には避難所や公共施設とあわせ、公園や農地等の市街地における緑のオープンスペースを災害応急支援活動の場として一体的に活用できるよう整備を図ります。	町	継続的に実施		
災害リスクの低減(ハード)	防災拠点等の整備・安全性の確保	●	●				民間の空き家・空き地の有効活用	民間の空き家・空き地の適切な管理とあわせて、身近なオープンスペースを創出するとともに、避難場所としての活用も検討します。	町・事業者	継続的に実施		
		●	●		○	○	防災拠点の整備及び強化	大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、地域の実情に応じて計画的に防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電機、太陽光発電設備等の整備を図り、防災拠点の強化を推進します。	町	継続的に実施		
		●	●		○	○	緊急輸送道路の整備及び通行の確保	指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化等に努め、応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所については調査を検討します。また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、緊急輸送道路のネットワーク化を推進するとともに、災害時における道路啓開体制の強化を進めます。	県・町	継続的に実施		
災害リスクの低減(ハード)	避難所や避難路等の整備	●	●		○	○			県・町	継続的に実施		

# 第6章 防災指針

リスク対策	取組方針	災害ハザード		関連する防災関連計画			取組内容	取組概要	実施主体	実施時期		
		土砂	洪水	総合振興計画	地域防災計画	国土強靱化地域計画				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
低減(ハード) 災害リスクの低減	避難所や避難路等の整備	●	●		○		緊急輸送道路の指定検討	災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、町の県指定緊急輸送道路と町の防災活動拠点を結び町道、また町の防災活動拠点同士を結び町道を町の緊急輸送道路として指定することを検討し、拡幅等の必要な整備を推進します。	県・町	→		
		●	●		○		指定緊急避難場所の見直し	地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所を必要に応じて見直します。	町	→	継続的に実施	
		●	●		○		広域避難場所の確保による避難路の指定	指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地を対象に、大規模火災を避けるための場所を「広域避難場所」とし、多くの住民が避難に使用すると予想される道路を避難路として指定を図ります。	町	→	継続的に実施	
		●	●		○	○	道路整備による防災・減災対策	災害発生時に避難路や緊急輸送道路確保のため、過去に被災履歴がある箇所等を中心に道路の防災・減災対策を実施します。	県・町	→	継続的に実施	
低減(ソフト) 災害リスクの低減	地域防災力の向上	●	●		○		自主防災組織の育成・強化	自主防災組織が実施する防災知識普及活動・防災訓練等の活動に対して補助金を交付し、自主防災組織の育成強化を図ります。	町・住民・事業者	→	継続的に実施	
		●	●		○		防災訓練の実施	災害の種別と特性に応じ、防災関係機関と住民合同での定期的な防災訓練の実施を促進します。	町・住民・事業者	→	継続的に実施	
		●	●		○		地区防災計画の策定	災害対策基本法による地区防災計画の策定を通じて、自助・共助による地域の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織に対して、地区防災計画の策定に係る情報提供等を行うとともに、地区防災計画の提案手続きの検討及び策定を推進します。	町	→		
低減(ソフト) 災害リスクの低減	災害リスクの周知・伝達手段の整備等	●	●	○	○	○	防災知識の普及啓発	災害発生時に町全域で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、防災パンフレット、マイタイムライン作成に関するパンフレットや防災マップ等を周知し、普及啓発や防災教育、住民の防災意識の高揚、県及び関係機関・民間団体等との連携強化に努めます。	町	→	継続的に実施	
		●	●		○	○	災害情報の伝達体制の整備	災害時に防災活動拠点施設間や県、町、防災関係機関相互の迅速な連絡が図られるよう、各防災活動拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施します。また、各防災活動拠点への災害時優先電話の登録等、連絡手段の多重化・多様化を推進します。	町	→	継続的に実施	
低減(ソフト) 災害リスクの低減	事前復興まちづくり	●	●				事前復興まちづくりの検討	災害に強いまちを形成するに当たり、被災しても早期に復旧・復興できるように、過去の災害の課題や教訓を踏まえ、事前復興まちづくりを検討します。	町	→		

# 第7章

## 誘導施策



7-1 誘導施策の設定の考え方 .....	150
7-2 誘導施策の設定 .....	150



## 第7章 | 誘導施策

本章では、誘導施設や住まいを誘導するために必要となる施策や、公共交通ネットワークに関する施策を示します。

### 7-1. 誘導施策の設定の考え方

立地適正化計画の策定後は、居住誘導区域、誘導施設・都市機能誘導区域の設定を基に、法令に基づく届出制度により居住や都市機能の維持・誘導を行うものとなりますが、それらとともに、誘導を促進するための各種の施策を実施することにより、計画の実行性を高めていきます。

誘導施策の設定においては、「第3章 将来的なまちづくりの方向性」で整理した、「まちづくりの方針(ターゲット)」及び「取組方針」に基づき、「都市機能誘導」、「居住誘導」、「公共交通ネットワーク」の視点から整理を行います。

また、本計画については、都市計画区域外も含めた町全域の土地利用の方針も示す位置付けとしていることから、土地利用の面から見た際の「産業」、「観光」の視点からも整理を行います。  
なお、防災の取組施策の詳細については、「第6章 防災指針」に掲載しています。

### 7-2. 誘導施策の設定

#### (1) 誘導施策の体系

「まちづくりの方針(ターゲット)」及び「取組方針」に基づき設定した誘導施策は次ページの体系図のとおりです。



## 第7章 誘導施策

### 「まちづくりの方針(ターゲット)」

まちづくりの方針2  
「働きやすい場」の形成

まちづくりの方針3  
「訪れたい空間」の形成

まちづくりの方針4  
「移動しやすい環境」の形成

### 「取組方針」

- 1) 小鹿野地域市街地における働く場としての各都市機能の確保
- 2) 事業所等における作業環境の確保
- 3) 農林業を営む土地の確保
- 4) テレワーク・ワーケーションの環境形成

- 1) 小鹿野地域市街地における歴史ある街並みの保全・活用
- 2) 両神地域中心地における観光・交流を軸としたにぎわい創出
- 3) 町内に点在する観光資源の保全・活用

- 1) 持続可能な公共交通体系の確立
- 2) 公共交通の効果的なネットワーク化による利用促進

### 「分野」

- 企業誘致
- 商工鉱業
- 再生可能エネルギー
- 農林業
- 働く場創出

- 歴史資源保存・活用
- 施設管理・利活用
- 観光資源保全・活用

- 公共交通ネットワーク
- 利用促進

### 「取組」

- #### 産業に関する施策
- 【産業-1】 継続的な企業立地の促進
  - 【産業-2】 空き施設等を活用した企業誘致の推進
  - 【産業-3】 地場産業としての地元商工鉱業の維持
  - 【産業-4】 地域内における再生可能エネルギーの導入・活用の検討
  - 【産業-5】 遊休農地や耕作放棄地の活用事業や発生防止
  - 【産業-6】 周辺自治体との連携による森林の維持・管理
  - 【産業-7】 働ける場、交流の場の継続的な活用

- #### 観光に関する施策
- 【観光-1】 歴史的・文化的資源を活用した来訪促進のための取組
  - 【観光-2】 文化・交流施設の施設管理
  - 【観光-3】 空き公共施設や観光拠点施設を活用したテレワーク、ワーケーションの環境の整備
  - 【観光-4】 自然環境、歴史・文化財等の保全と活用

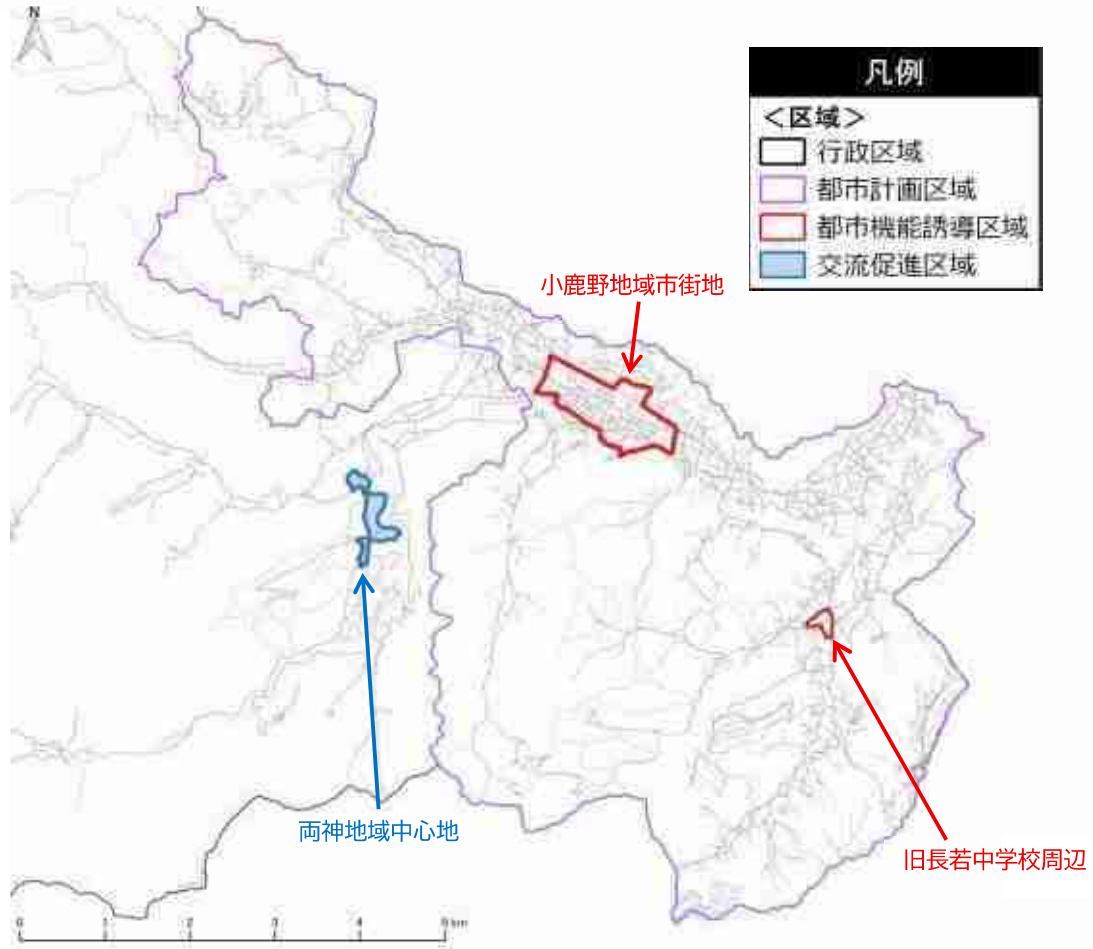
- #### 公共交通ネットワークに関する施策
- 【交通-1】 町営バスの運行の最適化
  - 【交通-2】 地域公共交通ネットワークの確保
  - 【交通-3】 交通空白地域に配慮した利便性の高い公共交通の導入
  - 【交通-4】 スクールバスの一般利用の検討
  - 【交通-5】 障害者等の日常の移動手段の確保
  - 【交通-6】 通学定期補助による移動負担の軽減
  - 【交通-7】 待合環境の向上による利用促進
  - 【交通-8】 観光客等の公共交通の利用促進

※防災の取組施策の詳細については、「第6章 防災指針」に掲載しています。


## (2) 誘導施策

### 1) 都市機能誘導に関する施策

都市機能誘導に関する施策の対象範囲及び取組内容は以下のとおりです。




【都市－1】「小鹿野町の顔」である小鹿野地域市街地における都市機能の維持やにぎわいの創出

対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地
	○	—	—
取組内容	<p>◇小鹿野地域市街地においては、今後も商店や旅館、公共施設などの都市機能の集積を維持するとともに、空き店舗対策や歴史的街並みの整備を推進し、にぎわいの創出を図ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>小鹿野町観光交流館</b></p> 		

## 第7章 誘導施策

【都市－２】回遊性を高める商店街の魅力向上			
対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地
	○	－	－
取組内容	◇都市機能の集積を維持することで、にぎわいや買い物などによる回遊性を高め、魅力的な商業環境の整備を進めます。また、住民の活動や交流を促進することで、小鹿野地域市街地の活性化を図ります。		

【都市－３】にぎわい創出に向けた様々な取組の実施			
対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地
	○	－	－
取組内容	<p>◇小鹿野地域市街地のにぎわい創出と活性化を図るため、中心商店街や協力組織と連携し、トキワ屋を含む歴史的な街並みを活用した事業や、商店街における継続的なイベント運営の支援、オープンカフェの実施などを検討します。</p> <p style="text-align: right;"><b>おがの七夕フェスティバル</b></p> 		

【都市－４】誘導施設等の適切な建替え等の更新																																	
対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域																														
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地																														
	○	○	○																														
取組内容	<p>◇誘導施設及び準誘導区域に設定した各種施設の立地の維持・誘導に向けて、国の支援制度を適切に活用しながら建替え等を進めます。</p> <p style="text-align: center;">≪ 本計画の誘導施設及び準誘導施設（P103参照） ≫</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>誘導施設</th> <th>準誘導施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政</td> <td>町役場</td> <td>町役場両神振興会館</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉</td> <td>地域包括支援センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>保健福祉センター、病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て</td> <td>子育て支援センター、保育所、認定こども園、学童保育室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>小学校、中学校、高等学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、農林産物直売所</td> <td>農林産物直売所</td> </tr> <tr> <td>金融</td> <td>銀行、信用組合、JA、郵便局</td> <td>郵便局</td> </tr> <tr> <td>文化</td> <td>公民館、図書館、多目的活動スペース</td> <td>公民館、図書館、多目的活動スペース</td> </tr> <tr> <td>観光</td> <td>観光施設</td> <td>観光施設</td> </tr> </tbody> </table>			機能	誘導施設	準誘導施設	行政	町役場	町役場両神振興会館	高齢者福祉	地域包括支援センター		医療	保健福祉センター、病院		子育て	子育て支援センター、保育所、認定こども園、学童保育室		教育	小学校、中学校、高等学校		商業	スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、農林産物直売所	農林産物直売所	金融	銀行、信用組合、JA、郵便局	郵便局	文化	公民館、図書館、多目的活動スペース	公民館、図書館、多目的活動スペース	観光	観光施設	観光施設
機能	誘導施設	準誘導施設																															
行政	町役場	町役場両神振興会館																															
高齢者福祉	地域包括支援センター																																
医療	保健福祉センター、病院																																
子育て	子育て支援センター、保育所、認定こども園、学童保育室																																
教育	小学校、中学校、高等学校																																
商業	スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、農林産物直売所	農林産物直売所																															
金融	銀行、信用組合、JA、郵便局	郵便局																															
文化	公民館、図書館、多目的活動スペース	公民館、図書館、多目的活動スペース																															
観光	観光施設	観光施設																															

【都市－５】 小鹿野地域市街地に立地する施設のバリアフリー化の推進

対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地
	○	－	－
取組内容	◇小鹿野地域市街地に立地する公共施設を、誰もが利用しやすい環境に整えるため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。あわせて、公共空間の利便性や快適性を高めることで、小鹿野地域市街地における回遊性の向上も図ります。		

【都市－６】 学校施設等の既存施設の活用


対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地
	－	○	○
取組内容	<p>◇都市再生整備計画事業や空家対策総合支援事業などを見据え、小・中学校の統廃合に伴い生じた未利用校舎等について、地域の活性化につながる有効な利活用策を検討します。</p> <p>◇都市機能誘導区域外に立地する小・中学校においても各種補助制度を用いて、各地域の活気の創出に寄与する取組を検討します。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">旧長若中学校(長若集学校)</span> <span>旧両神中学校</span> </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		

【都市－７】 公共施設の民間活力の導入

対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地
	○	○	○
取組内容	◇計画的な点検や修繕等を行いながら施設の適切な維持管理に努めるとともに、子育て支援施設は今後の需要等を勘案し、施設のあり方について検討します。		

## 第7章 誘導施策

【都市－8】民間主体による誘導施設等への支援、税制上の優遇																							
対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域																				
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地																				
	○	○	－																				
取組内容	<p>◇誘導施設に設定した各種施設の整備について、民間が主体で実施する場合には、整備費の一部助成や、固定資産税等を一定の期間、優遇などの支援を検討します。</p> <p>≪ 本計画の誘導施設（P103参照） ≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>誘導施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政</td> <td>町役場</td> </tr> <tr> <td>高齢者福祉</td> <td>地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>保健福祉センター、病院</td> </tr> <tr> <td>子育て</td> <td>子育て支援センター、保育所、認定こども園、学童保育室</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>小学校、中学校、高等学校</td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、農林産物直売所</td> </tr> <tr> <td>金融</td> <td>銀行、信用組合、JA、郵便局</td> </tr> <tr> <td>文化</td> <td>公民館、図書館、多目的活動スペース</td> </tr> <tr> <td>観光</td> <td>観光施設</td> </tr> </tbody> </table>			機能	誘導施設	行政	町役場	高齢者福祉	地域包括支援センター	医療	保健福祉センター、病院	子育て	子育て支援センター、保育所、認定こども園、学童保育室	教育	小学校、中学校、高等学校	商業	スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、農林産物直売所	金融	銀行、信用組合、JA、郵便局	文化	公民館、図書館、多目的活動スペース	観光	観光施設
機能	誘導施設																						
行政	町役場																						
高齢者福祉	地域包括支援センター																						
医療	保健福祉センター、病院																						
子育て	子育て支援センター、保育所、認定こども園、学童保育室																						
教育	小学校、中学校、高等学校																						
商業	スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、農林産物直売所																						
金融	銀行、信用組合、JA、郵便局																						
文化	公民館、図書館、多目的活動スペース																						
観光	観光施設																						

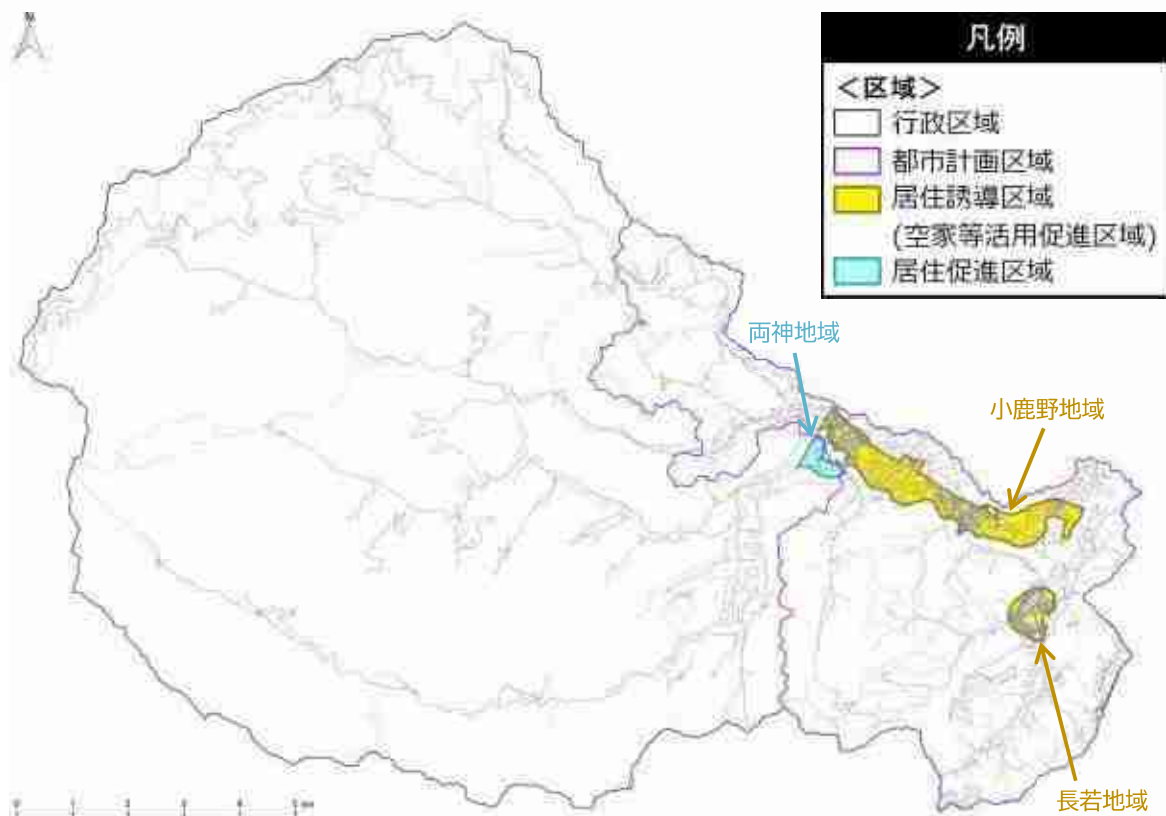
【都市－9】地域商社を核とした地域経済の活性化			
対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地
	○	○	○
取組内容	<p>◇商店や飲食店、旅館や地域団体と連携し、地域資源を活かした産業の創出を図ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>農林産物直売所</b></p> 		

【都市－10】都市機能誘導区域内の空き店舗の活用促進に係る支援			
対象範囲	都市機能誘導区域		観光促進区域
	小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	両神地域中心地
	○	○	－
取組内容	<p>◇商業機能の空洞化を解消し、空き店舗や空き家の活用と街なかの活性化を図るため、空き店舗等を活用して出店する際に、事業開始に必要な経費の一部を支援する制度の導入を検討します。</p>		

## 2) 居住誘導に関する施策

### ① 居住誘導区域及び居住促進区域


居住誘導区域及び居住促進区域内における居住誘導に関する施策の対象範囲及び取組内容は以下のとおりです。



【居住－１】住宅用地の整備推進			
対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	－
取組内容	◇少子高齢化や人口減少が進む中、人口減少を抑制し、持続可能な地域社会の形成と生活の質の向上を図るため、居住誘導区域内に住宅用地を整備し、多様な世代が安心して暮らせる地域づくりを推進します。		

【居住－２】居住誘導区域内での空き家の活用促進に対する支援			
対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	－
取組内容	◇空き家の利活用と定住促進の両方を目的として、居住誘導区域内の空き家の利活用に対し、購入費用等の一部を助成する制度の導入について、将来的な制度の導入を検討していきます。		

## 第7章 誘導施策

【居住－3】子育てしやすい環境の整備			
対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	－	－
取組内容	<p>◇子育て世帯や若者夫婦世帯の定住促進と住環境の確保を図るため、住宅地整備や住宅取得への支援を行うとともに、民間活力を活用したファミリー向け賃貸住宅の供給や情報提供を推進し、安心して子育てできる環境の整備を進めます。</p> <p>◇児童数減少地域における児童遊園の遊具は、継続して整理・統合を実施し、安全性の確保や維持・管理の効率化を進めるとともに、誰もが利用しやすい場として活用の促進を図ります。</p> <p>◇関係機関と連携し安全性や利便性に配慮した道路整備や各施設のインフラの整備を図り、住民が安心して子育てできる住環境の整備を推進します。</p>		
	<p>おがの保育所・おがのこども園</p> 		

【居住－4】居住誘導区域等での住宅建築に対する支援			
対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	○
取組内容	◇居住誘導区域や居住促進区域で住宅を取得する者に対し、取得費用等の一部を助成する制度の導入について、将来的に検討します。		

【居住－5】居住誘導区域等への移転に対する引っ越し費用等の支援			
対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	○
取組内容	◇町外から居住誘導区域や居住促進区域へ転入する世帯等に対し、家賃や引っ越し費用等の一部を助成する制度の導入について、将来的に検討します。		

【居住－6】住まいに関する経済的支援			
対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	○
取組内容	<p>◇住まいの確保を支援するため、住宅取得支援や民間賃貸住宅の家賃負担に対する補助を引き続き実施します。</p> <p>◇既存住宅の改善を促進するため、住宅リフォーム工事に係る経費の一部を助成する制度を継続するとともに、災害に強い住まいづくりを推進する観点より、木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助金事業も継続的に実施します。</p>		

### 【居住－７】住宅の耐震化推進

対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	○
取組内容	<p>◇安心・安全な暮らしを守るため、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する経済的支援を図り、地震に強い住まいづくりを促進します。</p> <p>◇耐震改修促進計画の見直しを行い、居住誘導区域内にある住宅の耐震化を優先的にを行い、集約化と防災性向上を同時に進めます。</p>		

### 【居住－８】道路改良事業の推進

対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	○
取組内容	<p>◇町内には多くの狭あい道路があることから、交通安全対策及び生活利便性の向上のため、道路改良事業を積極的に推進します。</p> <p>◇居住誘導区域においては、今後人口や日常生活に必要な施設等が集まることが予想されることから、居住誘導区域内の道路改良を優先的に推進します。</p>		

### 【居住－９】町営住宅の整備及び長寿命化

対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	○
取組内容	<p>◇小鹿野町町営住宅長寿命化計画に基づき、緊急時車両の進入がスムーズに行えるよう周辺環境を整備するとともに、障害者や高齢者にも配慮し、新たなニーズに対応した良好な住環境整備を図ります。老朽化した町営住宅は解体、除却を推進します。</p> <p style="text-align: center;">町営住宅春日団地                      町営住宅笠原団地</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>		

## 第7章 誘導施策



【居住－10】 空き家の適正管理			
対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	○
取組内容	◇地域の景観や住環境を保全し、安心・安全な生活環境を確保するため、空き家の所有者・管理者に対して意識啓発に努め、適切な管理を促進します。		

【居住－11】 地籍調査の推進			
対象範囲	居住誘導区域		居住促進区域
	小鹿野地域	長若地域	両神地域
	○	○	○
取組内容	◇一部の地籍情報が古く不正確であったり、現地との食い違いがみられることから、円滑な土地利用の推進を図るため、正確な地籍を把握するための地籍調査を継続して実施します。		

## ②町全域

町全域の将来的なまちづくりの方向性を踏まえ、町全域における居住誘導に関する施策の対象範囲及び取組内容は以下のとおりです。



### 【居住-12】 障害者等のための住宅環境の支援


対象範囲	町全域
取組内容	◇障害者や高齢者等が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるようにするため、バリアフリー等の住宅改修の助成を図ります。

### 【居住-13】 空き家バンクの効率的な有効活用

対象範囲	町全域
取組内容	◇小鹿野町空き家等対策計画に基づき、地域の特性や移住希望者等も含めたニーズに応じた空き家や空き地等の活用を図ります。

## 第7章 誘導施策

### 【居住-14】 移住相談体制の拡充・促進

対象範囲	町全域	
取組内容	<p>◇おがの移住相談窓口をはじめとした移住相談体制を拡充し、地域住民全体と協働した相談・支援体制の構築を推進します。</p> <p>◇移住前に町の住み心地や魅力を伝えるため、小鹿野町の生活を体験できるお試し住宅に対する周知の充実を図り、本町での生活体験及び移住相談の機会を創出します。</p>	<p>お試し住宅「OGANO LIVING」</p> 

### 【居住-15】 新規就農者を中心とした移住・定住の促進

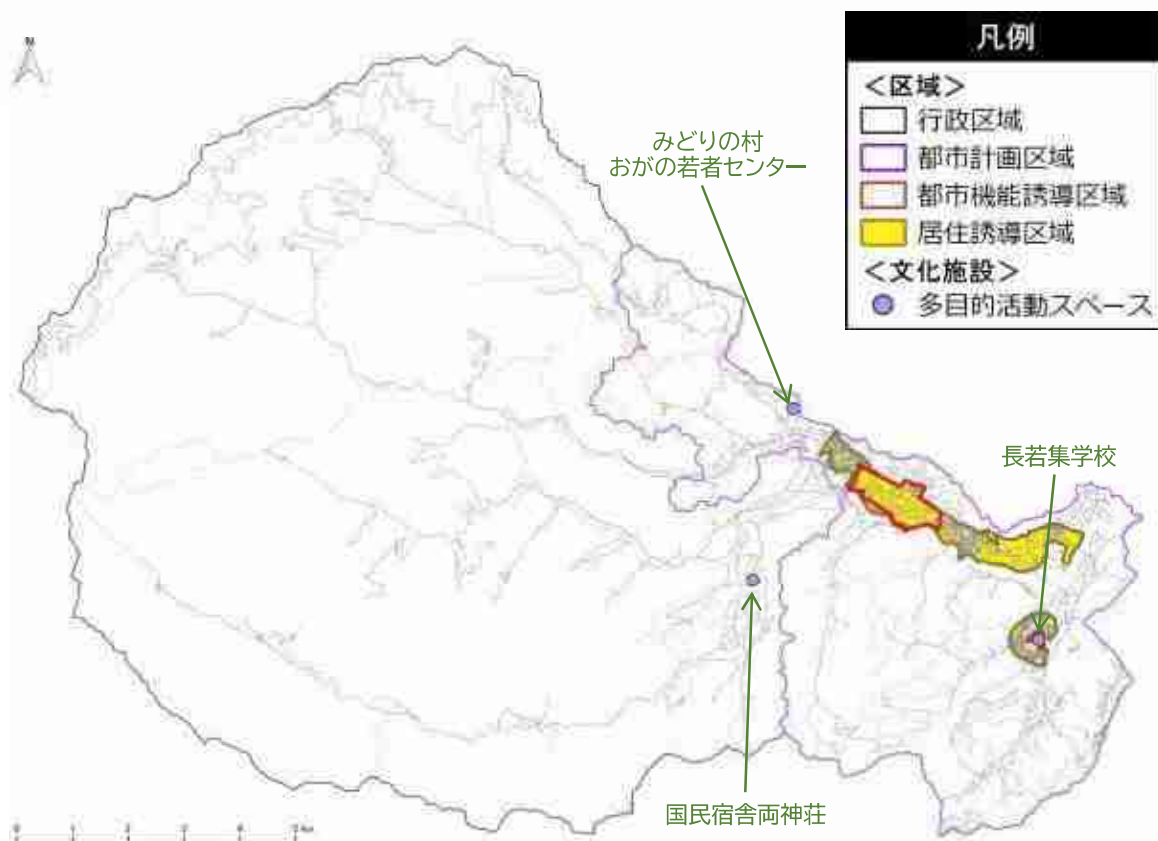
対象範囲	町全域	
取組内容	<p>◇豊富な自然を活かした農村体験型交流の充実や、田舎暮らし仕事探し体験ツアー等の事業に努め、新規就農者の確保を中心とした移住・定住を促進します。</p>	

### 【居住-16】 新たなライフスタイルに対応した居住の推進

対象範囲	町全域	
取組内容	<p>◇新たなライフスタイルに対応した「週末田舎暮らし」「二地域居住」の促進を図ることで、都市部の住民による地域交流活動を創出するだけでなく、地域の活性化や地域振興の担い手確保を促進します。</p>	

### 3) 産業に関する施策

産業に関する施策の対象範囲や取組内容は以下のとおりです。



#### 【産業－１】 継続的な企業立地の促進

対象範囲	町全域
取組内容	◇適正な企業立地を促進するために必要な優遇措置を講ずることにより、企業誘致推進を図り、産業振興及び雇用機会の拡大を促進します。

#### 【産業－２】 空き施設等を活用した企業誘致の推進

対象範囲	町全域
取組内容	◇より多くの事業所が進出しやすい環境を整えるとともに、空き校舎や空き施設などが長期間未利用とならないよう、空き施設等を活用した企業誘致を検討します。

## 第7章 誘導施策


【産業－3】 地場産業としての地元商工鉱業の維持	
対象範囲	町全域
取組内容	◇商工会との連携を図り、地域経済を支える主要な地場産業として安定的に継続できるよう支援します。

【産業－4】 地域内における再生可能エネルギーの導入・活用の検討	
対象範囲	町全域
取組内容	◇災害発生時においても町が自立して対応できる体制を構築するため、地域内での再生可能エネルギーの導入・活用について検討します。また、地域内でエネルギーを循環させ、地産地消を促進するとともに、環境負荷の軽減や地域経済の活性化につなげることも検討します。


【産業－5】 遊休農地や耕作放棄地の活用事業や発生防止	
対象範囲	町全域
取組内容	<p>◇農地中間管理事業より、農業の継続が困難となった方や遊休化・耕作放棄が懸念される農地の借り受けを促進し、それらを新たな農業の担い手へ積極的に貸し付けすることで、効率的かつ持続可能な農地利用を促進します。更に営農環境の向上を目指し、引き続き農道、農業用排水路等の農業基盤の整備を進めます。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>農地中間管理事業とは</b></p> <p>埼玉県 農地中間管理事業 県指定の信託の公的機関</p> </div>

出典：埼玉県農林公社資料(一部加工)

【産業－６】 周辺自治体との連携による森林の維持・管理

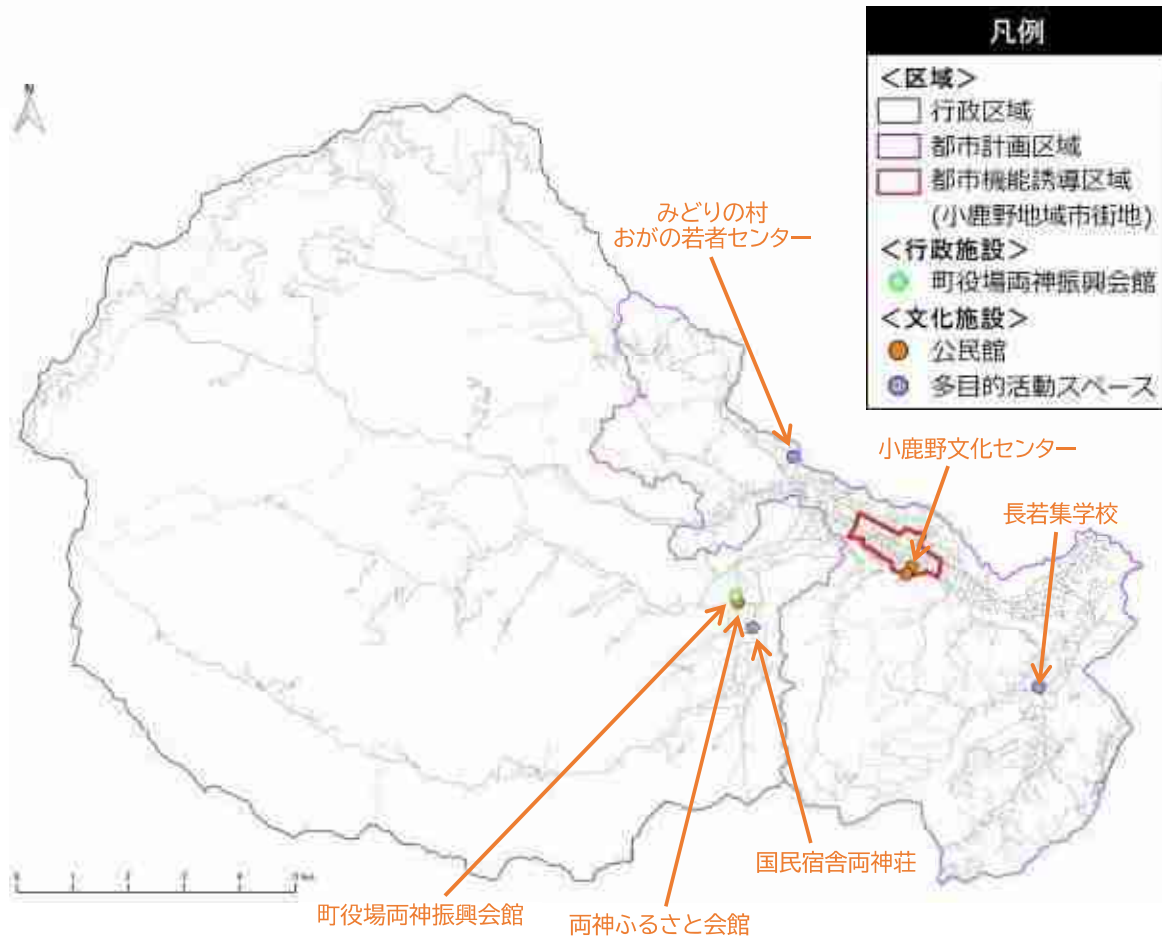
対象範囲	町全域	
取組内容	<p>◇本町の中山間地域に広がる豊かな自然を守り育てるため、森林の維持・管理をはじめとする自然環境の保全に、有効的な手法を取り入れながら努めます。</p> <p>◇森林の維持・管理を進めるため、周辺自治体との連携を強化するとともに、森林環境譲与税を適切に活用します。</p> <p>◇地場産業の活用を図ることで、防災・減災対策に資するだけでなく、新たな雇用の創出や若者・移住者の就業機会の拡大にもつなげます。</p>	<p>町有林のスギやヒノキを活用した町役場</p> 

【産業－７】 働ける場、交流の場の継続的な活用

対象範囲	みどりの村 おがの若者センター、国民宿舎両神荘、長若集学校	
取組内容	<p>◇中心市街地だけでなく郊外でも働き、交流ができるよう、既存のコワーキングスペースやテレワークをはじめとした多様な働き方や学習ができる場、また地域住民や来訪者同士の交流・滞在ができる場として整備し、幅広いニーズに対応した継続的な活用を図ります。</p>	<p>みどりの村 おがの若者センター コワーキングスペース</p> 

## 4) 観光に関する施策


観光に関する施策の対象範囲や取組内容は以下のとおりです。




### 【観光－1】 歴史的・文化的資源を活用した来訪促進のための取組

対象範囲	小鹿野地域市街地(都市機能誘導区域)	
取組内容	◇小鹿野地域市街地の旧街道沿いに立ち並ぶ歴史的建造物等を活用し、町内外から多くの来訪者が訪れるようなイベントなどの取組を検討します。	<p style="text-align: center;"><b>小鹿野地域市街地の 伝統的な建造物</b></p> 

### 【観光－２】文化・交流施設の施設管理

対象範囲	小鹿野文化センター、両神ふるさと総合会館、町役場両神振興会館	
取組内容	<p>◇小鹿野文化センター、両神ふるさと総合会館、町役場両神振興会館は、文化活動の拠点施設であるため、令和8(2026)年に更新する公共施設等総合管理計画に基づき適切に維持管理を行い、誰もが安心・安全に使用できる施設を維持します。</p>	<p style="text-align: center;"><b>小鹿野文化センター</b></p> 

### 【観光－３】空き公共施設や観光拠点施設を活用したテレワーク、ワーケーションの環境の整備

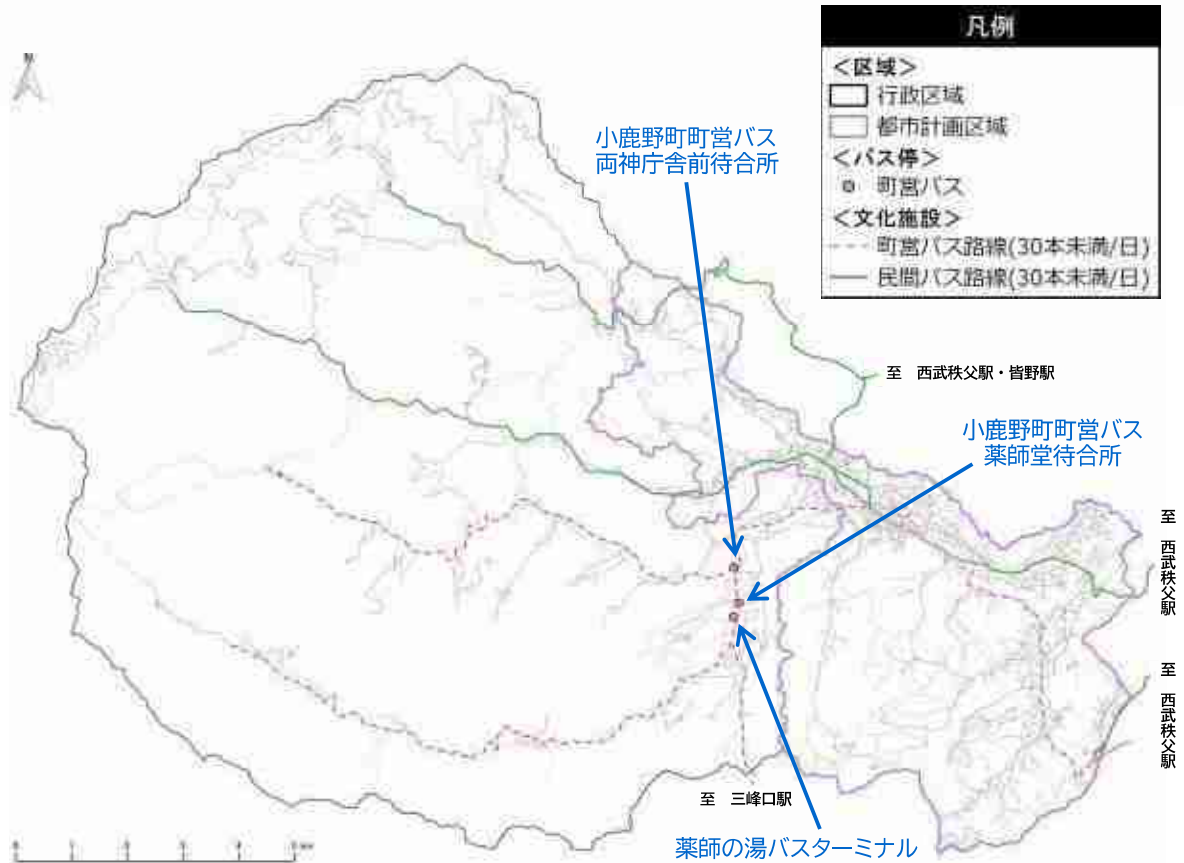
対象範囲	みどりの村 おがの若者センター、国民宿舎両神荘、長若集学校	
取組内容	<p>◇テレワーク・ワーケーションを積極的に観光へ結び付け、観光入込客数や観光消費の増加を図ります。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国民宿舎両神荘</b></p> 

### 【観光－４】自然環境、歴史・文化財等の保全と活用

対象範囲	町全域	
取組内容	<p>◇歌舞伎、神社仏閣、伝統的な祭りなどの有形・無形の文化財をはじめ、伝統的な街並みや農山村集落などを含む貴重な歴史文化遺産を次世代へ継承するとともに、観光や憩いの場として活用を図ります。</p> <p>◇日本百名山の「両神山」、名水百選に選ばれた「毘沙門水」、日本の滝百選に選ばれた「丸神の滝」、国指定天然記念物の「ようばけ」など、名実ともに小鹿野町を代表する観光資源があるため、その魅力を後世に受け継いでいけるよう、周辺環境も含めた土地利用と環境の保全に努めます。</p> <p style="text-align: center;"><b>春日町屋台歌舞伎</b></p> 	<p style="text-align: center;"><b>毘沙門水</b></p> 

## 5) 公共交通ネットワークに関する施策

公共交通ネットワークに関する施策の対象範囲や取組内容は以下のとおりです。



【交通 - 1】町営バスの運行の最適化	
対象範囲	町全域
取組内容	<p>◇地域における日常的な移動手段として、引き続き利用環境の改善やバス路線の見直しなどによる運行の効率化に努め、利便性の向上や運行の維持を図りつつ、町営バスの民間委託や民営化など、代替となる交通手段の導入についても検討を行います。</p>

小鹿野町町営バス



### 【交通－２】 地域公共交通ネットワークの確保

対象範囲	町全域
取組内容	<p>◇町の地域特性に応じて次世代モビリティサービスの導入を検討し、より最適なものに見直すことで、利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図ります。</p> <p>◇近隣自治体で導入されているAI オンデマンド運行システムを参考にしつつ、連携した運行の実施を検討します。</p> <p>◇「長尾根バイパス」「国道299号千束バイパス」などの幹線道路の整備を促進します。</p>



出典：国土交通省資料

### 【交通－３】 交通空白地域に配慮した利便性の高い公共交通の導入

対象範囲	交通空白地域
取組内容	<p>◇地域の特性や住民の移動ニーズに対応した公共交通体系を実現するため、交通事業者との連携や地域住民を含めた交通資源の活用により、誰もが自由に利用できる効率的で効果的な公共交通の確保を図ります。</p>

### 【交通－４】 スクールバスの一般利用の検討

対象範囲	町全域
取組内容	<p>◇小・中学生の送迎に使用しているスクールバスについて、運行時間外の車両を他の用途と共有することで、多様な移動手段を組み合わせた運用を行い、移動の利便性の確保を図ります。</p>

## 第7章 誘導施策

【交通－5】 障害者等の日常の移動手段の確保	
対象範囲	町全域
取組内容	<p>◇障害者や要介護者等の通院、買い物などの移動について不便さを解消するため、福祉有償運送(ハッピー・パートナー)の周知に努め、利用促進を図ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>ハッピー・パートナー</b></p> 
【交通－6】 通学定期補助による移動負担の軽減	
対象範囲	町全域
取組内容	<p>◇利用者ニーズに合った快適な運行を目指すとともに、町外の学校に通学する学生を対象に補助を行うことで、利用者ニーズに合った快適な運行を目指すとともに、移動に伴う負担の軽減を図るため、通学定期補助の充実を検討します。</p>
【交通－7】 待合環境の向上による利用促進	
対象範囲	小鹿野町町営バス両神庁舎前待合所、小鹿野町町営バス薬師堂待合所、薬師の湯バスターミナル
取組内容	<p>◇小鹿野町町営バス両神庁舎前待合所、小鹿野町町営バス薬師堂待合所、薬師の湯バスターミナルにおいて、乗り場の段差解消など待合環境の改善を図り、公共交通利用環境の向上させることで、更なる利用を促進します。</p> <p style="text-align: center;"><b>薬師の湯バスターミナル</b></p> 
【交通－8】 観光客等の公共交通の利用促進	
対象範囲	町全域
取組内容	<p>◇小鹿野町の観光資源を活かした公共交通割引キャンペーン等のイベント商品や、観光周遊をサポートするための公共交通の乗り継ぎ利用を可能とする公共交通フリーパス券の導入を検討します。</p>

# 第8章

## まちづくりの実現に向けて



8-1	評価指標の設定	172
8-2	進捗管理	177



# 第8章 | まちづくりの実現に向けて

本章では、本計画を推進する施策の進捗状況を確認するための評価指標や進行管理等を示します。

## 8-1. 評価指標の設定

### (1) 評価指標の設定の考え方

本計画の進捗状況を評価するための評価指標の設定に当たっては、評価・検証時の分かりやすさを考慮し、「第3章 将来的なまちづくりの方向性」で整理した、「まちづくりの方針(ターゲット)」及び「取組方針」、「第6章 防災指針」で整理した、「防災まちづくりの将来像」に基づき、①都市機能誘導、②居住誘導、③公共交通ネットワーク、④防災の4つの視点から整理を行います。加えて、「立地適正化計画の手引き」で示す内容を踏まえ、財政の健全化に関する評価指標についても設けることが望ましいことから、⑤財政の視点も整理を行います。

また、各評価指標で設定する目標値の達成により、期待される効果を確認するための効果指標も設定し、総合的な成果として本計画全体の評価を行います。

## (2) 評価指標の設定

### 1) 都市機能誘導に関する評価指標

まちづくりの方針(ターゲット)及び取組方針に基づき整理した、都市機能誘導に関する評価指標は、「都市機能誘導区域における誘導施設の立地数」とします。

小鹿野地域市街地においては、既に全ての誘導施設が立地しているため、既存機能の維持を図ることを目標としますが、旧長若中学校周辺においては、既存施設の維持とともにスーパーマーケット及び農林産物直売所の誘導を目指すことを目標とします。

#### ≪ 都市機能誘導に関する評価指標 ≫

評価指標	現況値	目標値
	令和7(2025)年度	令和27(2045)年度
都市機能誘導区域における誘導施設の立地数	<小鹿野地域市街地> 22/22施設	<小鹿野地域市街地> 22/22施設
	<旧長若中学校周辺> 2/4施設	<旧長若中学校周辺> 4/4施設

#### ≪ 本計画の誘導施設 ≫

機能区分	対象施設	誘導施設	
		中心拠点 (小鹿野地域市街地)	地域拠点 (旧長若中学校周辺)
行政	町役場	○	—
高齢者施設	地域包括支援センター	○	—
医療	保健福祉センター	○	—
	病院	○	—
子育て	子育て支援センター	○	—
	保育所	○	—
	認定こども園	○	—
	学童保育室	○	—
教育	小学校	○	—
	中学校	○	—
	高等学校	○	—
商業	スーパーマーケット※	○	△
	ドラッグストア	○	—
	ホームセンター	○	—
	農林産物直売所	○	△
金融	銀行	○	—
	信用組合	○	—
	JA	○	—
	郵便局	○	○
文化	公民館	○	—
	図書館	○	—
	多目的活動スペース	—	○
観光	観光施設	○	—

※店舗面積に限らず、生鮮食品や日用品などを販売している施設  
○:既存機能の維持を目指す施設 △:新規機能の誘導を目指す施設



### 2) 居住誘導に関する評価指標

まちづくりの方針(ターゲット)及び取組方針に基づき整理した、居住誘導に関する評価指標は、「居住誘導区域における人口密度」とします。

居住誘導区域の人口密度について、数値は減少しますが、第7章で設定した居住誘導に関する施策などを推進し、居住誘導区域内の人口密度を国立社会保障・人口問題研究所の推計値よりも増加させることを目指します。

なお、居住誘導区域の人口密度については、毎年国土交通省が実施する「まちづくりの健康診断」によって算出します。

#### 《 居住誘導に関する評価指標 》

評価指標	現況値	推計値	目標値
	令和2(2020)年度	令和27(2045)年度	令和27(2045)年度
居住誘導区域における人口密度	13.18 人/ha	7.05 人/ha	8.02 人/ha

### 3) 公共交通ネットワークに関する評価指標

まちづくりの方針(ターゲット)及び取組方針に基づき整理した、公共交通ネットワークに関する評価指標は、「公共交通沿線における人口割合」とします。

公共交通については第7章で設定した公共交通ネットワークに関する施策などを推進し、将来にわたって持続可能な公共交通の実現を目指します。

なお、公共交通沿線における人口割合については、毎年国土交通省が実施する「まちづくりの健康診断」によって算出します。

#### 《 公共交通ネットワークに関する評価指標 》

評価指標	現況値	目標値
	令和2(2020)年度	令和27(2045)年度
公共交通沿線における人口割合	46.4%	50.0%

#### 4) 防災に関する評価指標

まちづくりの方針(ターゲット)及び取組方針、防災まちづくりの将来像に基づき整理した、防災に関する評価指標は、「自主防災組織が結成されている行政区数」とします。

防災に関する取組については、「小鹿野町地域防災計画」や「小鹿野町国土強靱化地域計画」と連携し、防災指針に基づく取組施策を進めることにより、地域における防災意識の向上を目指します。

なお、防災に関する評価指標については、小鹿野町総合振興計画(後期計画)の内容と整合を図るため、目標年次を令和10(2028)年とし、小鹿野町総合振興計画(後期計画)の改定にあわせて目標値や目標年次の見直しを行っていきます。

##### ≪ 防災に関する評価指標 ≫

評価指標	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和10(2028)年度
自主防災組織が結成されている行政区数	16 行政区	20 行政区

#### 5) 財政に関する評価指標

本計画によって「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、人口減少下においても持続可能なまちづくりを進めるため、財政に関する評価指標は、「公共施設の保有量(延床面積)」とします。

財政に関する取組については、「小鹿野町公共施設等総合管理計画」と連携し、利便性の高い持続可能なまちづくりとあわせた公共施設の適切な維持管理を進めていきます。

なお、財政に関する評価指標については、小鹿野町公共施設等総合管理計画の内容と整合を図るため、目標年次を令和37(2055)年度とします。

##### ≪ 財政に関する評価指標 ≫

評価指標	目標値 令和37(2055)年度
公共施設の保有量 (延床面積)	平成28(2016)年度と比較して30%削減する



### (3) 効果指標の設定

5つの視点(都市機能誘導、居住誘導、公共交通ネットワーク、防災、財政)を基に各種取組を進めることにより、それぞれの評価指標の目標値の達成を目指すとともに、それら取組の総合的な成果として以下の期待される効果の達成を目指します。

評価に当たっては、小鹿野町まちづくりアンケート調査の設問「町の良さを満喫しながら暮らしているか」で「とてもそう思う」「少しそう思う」と回答した割合によって算出します。

#### 《 期待される効果を確認する指標 》

期待される効果を確認する指標	現況値 令和5(2023)年度	目標値 令和27(2045)年度
町の良さを満喫しながら暮らしていると思う人の割合	49.8%	60%以上

## 8-2. 進行管理

### (1) 進行管理の考え方

本計画に基づくまちづくりを適切に実施していくためには、継続的な管理と見直しが必要となります。そのため、おおむね5年ごとに、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)で構成するPDCAサイクルの仕組みを活用しながら評価・検証を行い、継続的な管理を行います。

立地適正化計画の手引きや都市計画運用指針では、計画の管理と見直しの考え方として、以下のような内容が示されています。

#### 《 立地適正化計画の手引きに示される計画の管理と見直しの考え方 》

◇立地適正化計画は、おおむね5年ごとに施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努める必要があります。そのため、立地適正化計画の必要性・妥当性を住民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAサイクルが適切に機能する計画とするため、評価指標及びその目標値を設定することが重要です。

#### 《 都市計画運用指針に示される計画の管理と見直しの考え方 》

◇市町村は、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。

◇また、その結果や、都市計画基礎調査の結果、市町村都市計画審議会における意見を踏まえ、施策の充実、強化等について検討を行うとともに、必要に応じて、適切に立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うべきである。

#### 《 PDCAサイクルのイメージ 》



## (2) 進捗管理

本計画の計画期間(令和8(2026)年度から令和27(2045)年度までのおおむね20年間)においては、施策の進捗状況、国内の社会・経済情勢、法制度の改正、国・埼玉県の施策の見直し、上位・関連計画の見直しなど、様々な変化が想定されます。

それら変化に対応できるよう、PDCA サイクルの考え方にに基づき、適切な進捗管理を行い、おおむね20年後の目標年次に向けて継続的な取組を行っていきます。

進捗管理に当たっては、おおむね5年ごとに目標指標の達成状況や誘導施策の進行状況の評価・検証を行い、その結果とともに、社会・経済情勢、上位・関連計画等の改定状況、災害ハザードの更新状況等を考慮しながら、必要に応じて本計画の見直しを行います。

なお、見直しの際には国から提供されるまちづくりの健康診断の「見直しの方策案」等も活用し、周辺市町村や同じような特徴を持つ市町村の取組状況を参考に検討を行います。

《 評価・検証による進捗管理のイメージ 》

年度	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035	
	策定						評価					
	国勢調査	都市計画基礎調査	必要に応じて計画の見直し ・誘導区域、施設 ・誘導施策 ・評価指標 等				国勢調査	都市計画基礎調査			国勢調査	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		まちづくりの健康診断(毎年実施)										
年度	令和18 2036	令和19 2037	令和20 2038	令和21 2039	令和22 2040	令和23 2041	令和24 2042	令和25 2043	令和26 2044	令和27 2045	令和28 2046	
	評価						評価				評価	
	都市計画基礎調査	必要に応じて計画の見直し ・誘導区域、施設 ・誘導施策 ・評価指標 等				国勢調査	都市計画基礎調査	必要に応じて計画の見直し ・誘導区域、施設 ・誘導施策 ・評価指標 等			国勢調査	都市計画基礎調査
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	まちづくりの健康診断(毎年実施)											

## 参考資料



参考一 1	検討体制	180
参考一 2	委員名簿	181
参考一 3	検討過程	182
参考一 4	住民参加	183
参考一 5	用語解説	186

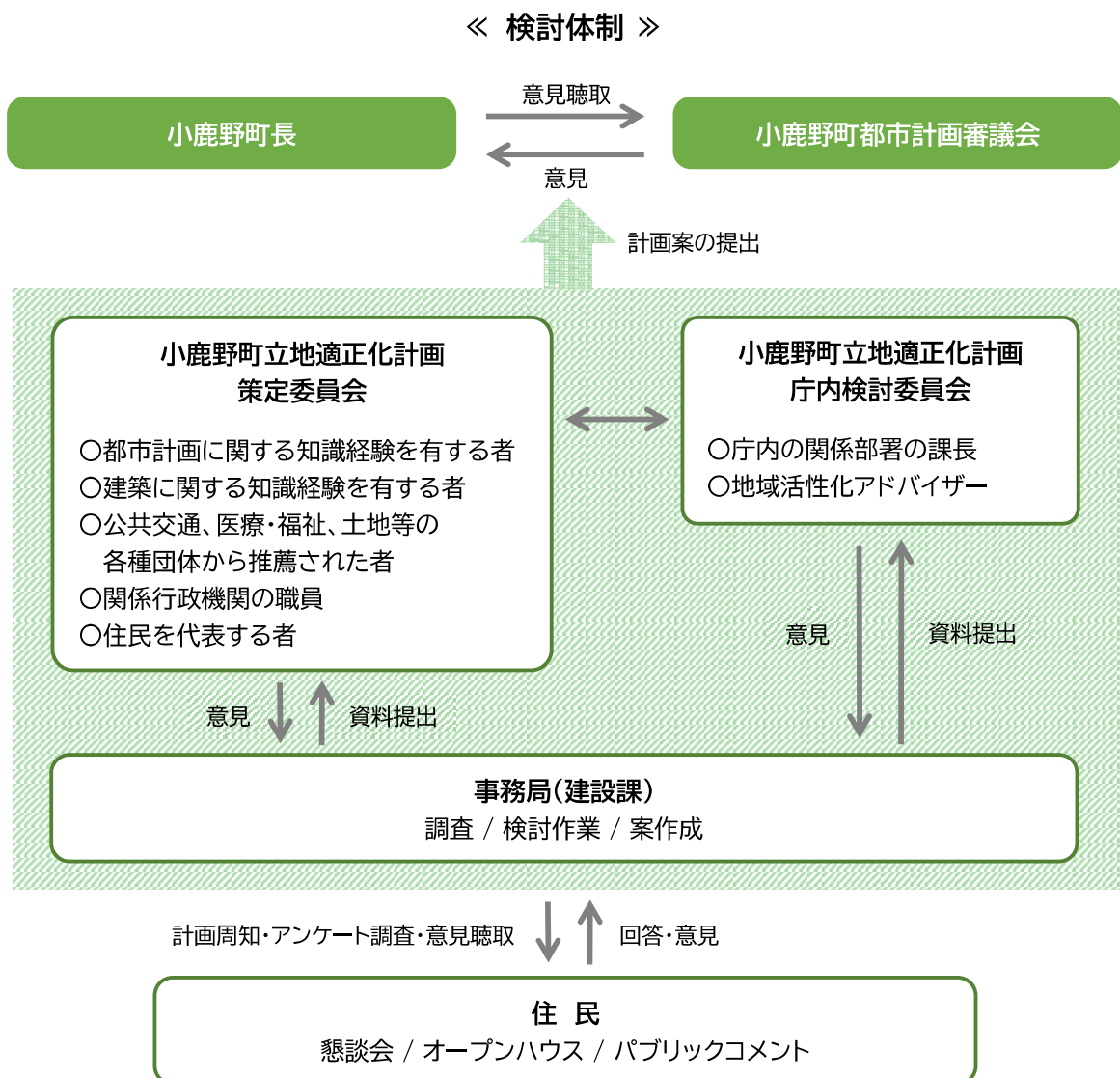
## 参考資料

参考資料では、本計画の検討体制、住民参加の状況、用語解説等を示します。

### 参考－１．検討体制

小鹿野町立地適正化計画の検討に当たっては、学識経験を有する者、各種団体から推薦された者、関係行政機関の職員などで構成する「小鹿野町立地適正化計画策定委員会」を設置するとともに、庁内の関係部署等で構成する「小鹿野町立地適正化計画庁内検討委員会」を設置して、両委員会での検討を主として検討を進めました。

また、住民の皆さまからもご意見をいただく場として、「懇談会」、「オープンハウス」、「パブリックコメント」を実施しました。



## 参考－２．委員名簿

### ≪ 小鹿野町立地適正化計画策定委員会 委員名簿 ≫

区分	所属機関・職名	氏名	備考
学識経験者(都市)	ものづくり大学技能工芸学部建設学科・教授	田尻 要	委員長
学識経験者(建築)	(一社)埼玉建築士会・会長	丸岡 庸一郎	副委員長
公共交通(バス事業者)	西武観光バス株式会社秩父営業所・所長	田端 伸英	
公共交通(タクシー事業者)	秩父丸通タクシー株式会社・代表取締役	金子 理恵子	
商工	西秩父商工会・会長	今井 敏夫	
医療・福祉(医療)	(国保)町立小鹿野中央病院・院長	山下 拓斗	
医療・福祉(福祉)	(福)小鹿野町社会福祉協議会・事務局長	黒田 佳之	令和6年度
医療・福祉(福祉)	(福)小鹿野町社会福祉協議会・事務局長	柳井戸 直樹	令和7年度
土地(不動産)	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 秩父支部・副支部長	依田 英一郎	
土地(農地)	小鹿野町農業委員会	玉川 寿々子	
住民代表	小鹿野町区長協議会・会長	黒沢 裕幸	
行政(埼玉県)	秩父地域振興センター・所長	根岸 幸司	
行政(埼玉県)	埼玉県川越建築安全センター 東松山駐在・副所長	新庄 北斗	

### ≪ 小鹿野町立地適正化計画庁内検討委員会 委員名簿 ≫

所属・役職名	備考
副町長	委員長
総務課長	
総合政策課長	
総合政策課 DX・情報政策推進室長	
住民生活課長	
こども課長	
福祉課長	
保健課長	
まちづくり観光課長	
産業振興課長	
学校教育課長	
生涯学習課長	
小鹿野中央病院事務長	
建設課長	事務局兼務
地域活性化アドバイザー	オブザーバー

参考－3. 検討過程

月日	会議	主な内容
令和6(2024)年度		
11月14日	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画の概要</li> <li>・検討スケジュール</li> <li>・小鹿野町の主な現況・課題</li> <li>・上位・関連計画の整理</li> <li>・各課アンケート調査の協力依頼</li> </ul>
12月17日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画の概要</li> <li>・検討スケジュール</li> <li>・小鹿野町の主な現況・課題</li> <li>・上位・関連計画の整理</li> </ul>
2月	第1回庁内確認(書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ビジョン・まちづくりの方針・都市の骨格構造(案)</li> </ul>
2月27日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住誘導区域(案)</li> <li>・誘導施設(案)・都市機能誘導区域(案)</li> <li>・懇談会</li> </ul>
3月11日	懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画の概要</li> <li>・小鹿野町の主な現況・課題</li> <li>・ワークショップ形式での意見収集</li> </ul>
3月18日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ビジョン・まちづくりの方針・都市の骨格構造(案)</li> <li>・居住誘導区域(案)</li> <li>・誘導施設(案)・都市機能誘導区域(案)</li> </ul>
令和7(2025)年度		
7月24日～7月31日	オープンハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画内容の周知</li> <li>・簡易アンケートによる意見収集</li> </ul>
8月8日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの検討の振り返り</li> <li>・防災指針(案)</li> <li>・誘導施策の方向性</li> </ul>
8月25日	第2回庁内確認(各課ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災指針(案)</li> <li>・誘導施策の方向性</li> </ul>
11月6日	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導施策(案)</li> <li>・評価指標(案)及び進行管理</li> <li>・小鹿野町立地適正化計画 計画書(案)</li> </ul>
11月18日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導施策(案)</li> <li>・評価指標(案)及び進行管理</li> <li>・小鹿野町立地適正化計画 計画書(案)</li> </ul>
12月5日～1月5日	パブリック・コメント	
1月27日	第4回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小鹿野町立地適正化計画 計画書(案)</li> <li>・届出の手引き(案)</li> <li>・小鹿野町立地適正化計画 概要版(案)</li> </ul>
2月16日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小鹿野町立地適正化計画 計画書(案)</li> <li>・届出の手引き(案)</li> <li>・小鹿野町立地適正化計画 概要版(案)</li> </ul>
2月26日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況の報告</li> </ul>
3月1日～3月31日	届出制度の周知	
令和8(2026)年度		
4月1日	計画策定・公表	

## 参考－4. 住民参加

### (1) 懇談会

目的	・小鹿野町立地適正化計画の策定に当たり、住民の方の生の声を幅広く聴く場を設け、地域ごとの特徴を把握することや意見・要望・提案などの情報を収集することを目的として実施しました。
開催概要	<b>【名称】</b> 小鹿野町の将来の姿を考える会 －小鹿野町立地適正化計画の策定に係わる懇談会－ <b>【形式】</b> ・1か所に参集して、1テーブルに各地域の方が配置するように席を設けて意見交換を実施しました。 <b>【日時及び会場】</b> (日時)令和7(2025)年3月11日(火) 午後6時30分～午後8時30分 (会場)小鹿野町役場庁舎 1階 議場
参加人数	小鹿野地域4名、長若地域3名、倉尾地域3名、三田川地域3名、両神地域3名
実施内容	・数多くの意見を収集できるよう以下のテーマでワークショップを実施しました。 ・ワークショップでいただいた意見は、町全域の将来ビジョンやまちづくりの方針、施策・誘導方針、都市の骨格構造等の検討に際して、参考とすることを念頭に置いて実施しました。  ① 自分たちの地域の住環境において、好きな所はなにか？ ② 地域の好きな所を守り、活用していくためには？

#### 《 懇談会の様子 》



## (2) オープンハウス

<p><b>目的</b></p>	<p>・計画の概要や町の現況・課題、まちづくりの方針などに係る情報を住民の方へ周知するとともに、立地適正化計画の策定に当たり参考となるご意見をいただくことを目的として実施しました。</p>
<p><b>開催概要</b></p>	<p><b>【日時及び会場】</b>                  (日時)令和7(2025)年7月24日(木)～7月31日(木)                  午後6時30分～午後8時30分                  (会場)小鹿野町役場庁舎 1階 町民ラウンジ</p>
<p><b>参加人数</b></p>	<p>17名</p>
<p><b>実施内容</b></p>	<p>立地適正化計画の概要説明、町の現況・課題、まちづくりの方針、居住誘導区域、誘導施設・都市機能誘導区域などの説明パネルの展示及びパネルアンケートにシールを貼って回答いただく形式の簡易アンケートを行いました。</p>

### 《 パネル 》



### 《 オープンハウスの様子 》



### (3) パブリック・コメント等

目的	・計画書(案)の内容について、住民や事業者などの皆さまから広く意見を募集するために実施しました。
実施時期	【日時】 令和7(2025)年12月5日(金)～令和8(2026)年1月5日(月)
意見提出	1名
実施内容	・小鹿野町役場建設課窓口や町ホームページ等において計画書(案)を公表し、意見を募集しました。

## 参考－5. 用語解説

### < あ行 >

#### あきやたいさくそうごうしえんじぎょう 空家対策総合支援事業

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPO や民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援すること。

#### あきやとうかつようそくしんくいき 空家等活用促進区域

経済的社会的活動の促進のために空き家等及び空き家等の跡地の活用が必要となると認められる区域のこと。

#### いぞんざいげん 依存財源

地方交付税、国庫支出金、地方債等が含まれた国又は都道府県から交付される収入のこと。

#### おがのとしけいかく としけいかくくいき せいび 小鹿野都市計画 都市計画区域の整備、 かいほつおよ ぼぜん ほうしん 開発及び保全の方針

小鹿野町における人口、人や物の動き、土地の利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを埼玉県が具体的に定める計画のこと。小鹿野町立地適正化計画の上位計画として位置付けられている。通称で都市計画区域マスタープランと呼ばれている。

#### おがのまちあ やじったいちようさぎょうむ 小鹿野町空き家実態調査業務

小鹿野町における空き家候補の数や分布、状態を把握するに当たり、空き家対策の推進に関する特別措置法第7条に定める調査のこと。

#### おがのまちこうきょうせつとうそうごうかんりけいかく 小鹿野町公共施設等総合管理計画

小鹿野町による、全体的な取組を推進する行動計画の目標として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するに当たり、公共施設等のコストと便益を最適な状態で保有・運営・維持するための計画のこと。

#### おがのまちこくどきょうじんかちいきけいかく 小鹿野町国土強靱化地域計画

小鹿野町において災害時に住民の生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要となっていることから、自然災害に備え、強くしてしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むための指針である計画のこと。

#### おがのまちちいきこうきょうこうつうけいかく 小鹿野町地域公共交通計画

小鹿野町による、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく、地域の特性に応じた生活交通を維持・確保していくための具体的な方策を検討し、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るための計画のこと。

#### おがのまちちいきぼうさいけいかく 小鹿野町地域防災計画

小鹿野町による、災害対策基本法の規定に基づく、風水害や地震などの災害に対する災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施するための必要事項を定め、住民の生命、身体及び財産を保護するための総合的な防災対策の推進を図るための計画のこと。

### おがのまちちょうえいじゆうたくちょうじゅみようかけいかく 小鹿野町町営住宅長寿命化計画

小鹿野町において公営住宅等ストックの適切なマネジメントを行うべく、適切な点検、修繕、データ管理等を行い、公営住宅等の状況や公営住宅等に対する将来的な需要見通しを踏まえた各団地のあり方を考慮した上で効率・効果的な団地別・住棟別の事業方法を選定するとともに、長寿命化のための事業実施予定一覧を作成することにより長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進しライフサイクルコスト(LCC)の縮減等を目指した計画のこと。

### おがのまち ちょうさ 小鹿野町まちづくりアンケート調査

小鹿野町による、後期計画の策定を進めるに当たり、住民の日常生活における現状と将来への希望、考え方等のニーズ把握を行うことを目的に実施している調査のこと。

## < か行 >

### かおくとうかいとうはらんそうていくいき 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。

### きばんちずじょうほう 基盤地図情報

電子地図における位置の基準となる情報のこと。

### きゅうけいしゃちほうかいきけんくいき 急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れにより居住者等に危険が生じるおそれのある土地のうち、がけ崩れを誘発・助長するおそれのある行為の制限や、必要な施設を設置することを目的として都道府県知事が指定する土地の区域のこと。

### きょう どうろ 狭あい道路

主に幅員が4m未満の狭い道路のこと。

### きんきゅうゆうそうどうろ 緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。

### けいかくきほこう 計画規模降雨

河川整備において基本となる降雨のこと。

### けっさん 決算カード

各年度に実施した地方財政状況調査の集計結果に基づき、都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、団体ごとに1枚のカードに取りまとめたものこと。

### こうさくほうきち 耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のこと。耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含まない。

### こうずいしんすいそうていくいき 洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨によって河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域のこと。洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保、又は浸水の防止により、水災による被害の軽減を図ることを目的として、国土交通大臣・都道府県知事が指定する。

### こうつうくうはくちいき 交通空白地域

誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらいなど地域交通に係る困りごとを抱える地域のこと。

### こうてきみりようち 公的未利用地

居住の用途、業務の用途、その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる土地のこと。

### こくせいちようさ 国勢調査

統計法に基づき、行政の基礎となる日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、国内に住んでいるすべての人・世帯を対象に実施する、国の最も重要な統計調査のこと。

### こくどうちじょうほう 国土数値情報

土地利用、行政区域、公共施設、社会インフラ、地域の災害リスク情報等の国土、土地・不動産、まちづくり等に関する基礎的な情報をGISデータ化した情報のこと。

### こくりつしゃかいほしょう じんこうもんだいけんきゅうじょ 国立社会保障・人口問題研究所

国民の福祉向上に貢献することを目的とし、社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行う機関のこと。

### コワーキングスペース

様々な年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。

### コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

### < さ行 >

### さいせいかのう 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力を利用して作るエネルギーのこと。一度利用しても、資源が枯れることなく、再生して繰り返し使うことができる。

### じしゅざいげん 自主財源

地方税、使用料及び手数料、繰入金等を含む地方公共団体が自主的に収入する財源のこと。

### じしゅぼうさいそしき 自主防災組織

住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織のこと。

### じ ぼうしゅくいき 地すべり防止区域

地すべり等防止法第 3 条に基づき、関係都道府県知事の意見を聞いて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域のこと。

### じせだい 次世代モビリティサービス

住民や来訪者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段のこと。

### しぜんぞうげん 自然増減

出生数と死亡数の差のこと。

### じどうてんとうせき 自動転倒堰

上流水位が一定水位に達したときに、外部電力を使わずに水圧やフロートなどの仕組みによって自動的に倒伏し、放流を行う可動堰のこと。

### しゃかいぞうげん 社会増減

転入数と転出数の差のこと。

### しゅうまついなかく 週末田舎暮らし

都市部に自宅を持ちながら、週末や休暇に地方の別拠点で過ごすライフスタイルのこと。

### しょうけん 商圈

来街・来店者の居住範囲のこと。

### しょうめつかのうせいじちたい 消滅可能性自治体

2010(平成22)年から2040(令和22)年にかけて、20～39歳の若年女性人口が5割以下に減少する市区町村のこと。

### しんすいけいぞくじかん 浸水継続時間

想定最大規模降雨における洪水時等に避難が困難となる一定の浸水深(0.5m)を上回る時間の目安のこと。

### しんりんかんきょうじょうよぜい 森林環境譲与税

2019(令和元)年度から、客観的な基準に基づいて按分し、市町村へ譲与される森林整備の財源のこと。

### そうていさいだいきぼこうう 想定最大規模降雨

想定し得る最大規模の降雨のこと。

## < た行 >

### だい じおがのまちこくどりようけいかく 第1次小鹿野町国土利用計画

国土利用計画法第8条の規定に基づき、人と自然が共生する、持続可能な土地利用を確保することを目的として定める計画のこと。

### だいきぼもりどぞうせいち 大規模盛土造成地

谷埋め型大規模盛土造成地(盛土の面積が3,000m<sup>2</sup>以上)又は、腹付け型大規模盛土造成地(盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上)のいずれかの要件を満たすもの。

### だい きおがのまち 第3期小鹿野町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略

小鹿野町による、人口減少時代に総合的、効果的に対応し、持続可能で快適な地域づくりを目指すに当たり、まち・ひと・しごと創生法第10条に定める計画のこと。

### たいしんせいちよすいぞう 耐震性貯水槽

水道管の途中に設置している耐震構造を持つ貯水槽のこと。災害時には自動で遮断弁等が作動し、貯水槽内に水を貯留する。

### だい じおがのまちそうごうしんこうけいかく こうきけいかく 第2次小鹿野町総合振興計画(後期計画)

今後の小鹿野町が進むべき方向を明確にするための総合的かつ長期的な計画であり、町政における全ての分野の基本となる計画のこと。

### ちくほうさいけいかく 地区防災計画

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画のこと。

### ちけいちぶつ 地形地物

土地起伏の形状や道路、鉄道、河川、水路等の土地の範囲を明示するのに適当なもののこと。

### ちさんじぎょう 治山事業

森林の維持造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全政策のこと。

### ちせきちょうさ 地籍調査

主に市町村が主体となって、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。

### ちちぶていじゅうりつけんきょうせいだいじ ちちぶ定住自立圏共生ビジョン(第4次)

定住自立圏構想推進要綱に基づき策定するもので、ちちぶ定住自立圏の将来像やちちぶ定住自立圏形成協定に基づき関係市町が連携して推進する具体的な取組を示した計画のこと。

### ちゅうかくてきせつ 中核的施設

重点整備地区の中に整備を予定する、特色ある機能を集積させる上で中核となる施設のこと。

### とうきょうととくべつくわ 東京都特別区部

東京都にある23の区のこと。

### とうしてきけいひ 投資的経費

普通建設事業費、災害復旧費等を含む、支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るもののこと。

### とくべつちいき 特別地域

優れた風致景観を有する陸域であり、自然公園法に基づいて特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域に区分されている地域のこと。

### としきのう 都市機能

都市における様々な活動を支えるための医療・福祉、商業・業務、行政などの機能のこと。

### としけいかくこうんようししん 都市計画運用指針

国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示した指針のこと。

### としけいかくきそちょうさ 都市計画基礎調査

都市計画法第6条に基づき、都道府県が主体となり、市町村が協力しながら、おおむね5年ごとに、人口規模、土地利用等の現況及び将来の見通しを把握し、都市化の動向等を明らかにし、都市計画に関する基礎資料を得ることを目的として行う調査のこと。

### としけいかくくいき 都市計画区域

都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域のこと。

### としけいかくしんぎかい 都市計画審議会

都市計画法の規定に基づき、都市計画に関する事項について、町長の諮問に応じて調査・審議することを目的に設置されるもののこと。

## 都市再生整備計画事業

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度のこと。

## 都市再生特別措置法

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律のこと。

## 都市的土地利用

主として都市における生活や活動を支えるため、「住宅用地」、「商業用地」、「工業用地」などによる土地利用のこと。

## 都市のスポンジ化

都市の内部において、空き家、空き地等が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生すること及びその状態のこと。

## 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

## 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。

## < な行 >

### 二地域居住

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点(ホテル等も含む)を設ける暮らし方のこと。

### 農業振興地域

市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定しており、農地転用が禁止されている区域のこと。

### 農地中間管理事業

農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の規模の拡大や農業への参入、農地の利用の効率化などを考えている受け手に貸し付ける制度のこと。

### 農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農用地等として考慮すべき土地として指定している区域のこと。

### 乗合タクシー

公共交通機関の空白地域における生活交通手段の確保を図るため運行している交通のこと。

## < は行 >

### ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

### バリアフリー化

多様な人が社会に参加する上での障壁をなくすこと。

### ひじょうようじかはつでんき 非常用自家発電機

事故や災害により常用電源が停電した場合に稼働して建物内へ電力供給を行う機器のこと。

### ふくしゅうしやううんそう 福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人などが、障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスのこと。

### ほあんりんくいき 保安林区域

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される区域のこと。

### ほいくかんぱつ 保育間伐

植栽木が更に成長していくと、植栽木同士がそれぞれの生育を阻害するようになるため、抜き伐りをして、本数を調整する作業のこと。

### ぼうさいびちくそうこ 防災備蓄倉庫

非常用食糧、応急救助物資等を備蓄するための防災専用の倉庫であり、利用者に見えやすい位置に当該倉庫である旨が表示されている施設のこと。

### じょう ほ場

農作物を栽培するための場所のこと。

## < ま行 >

### マイ・タイムライン

水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理したもの。個人や家族の防災行動計画のこと。

### まちづくりの健康診断

立地適正化計画について、市町村による適切な計画の見直しを推進するため国がまとめた評価体系のこと。

## < や行 >

### さんぶくほうかい 山腹崩壊

山の斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。

### ゆうきゅうか 遊休化

活用されないで放置してあること。

### ユニバーサルデザイン化

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

## < わ行 >

### ワーケーション

リゾート地などで休みを取りつつテレワークをする働き方のこと。

## < A～Z >

### AI オンデマンド運行システム

AI(Artificial Intelligence: 人工知能)を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うシステムのこと。

### PDCA サイクル

「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の1つのこと。



小鹿野町立地適正化計画  
令和 8 (2026) 年 3 月

---

【発行】 小鹿野町 建設課

〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 89 番地  
TEL : 0494-75-5062